官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務一二六）　二
〔規　則〕
○防災庁設置法等の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則（人事院一―八三）　七三
〔法規的告示〕
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（個人情報保護委一三）　八一
○高周波利用設備の条件の特例を定める件（総務三九四）　八三
○通信設備以外の設備の交流電源端子における妨害波電圧、有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法等を定める件（同三九五）　八四
○高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件の一部を改正する件（同三九六）　九九
〔その他告示〕
○地方税法施行規則第三条の七の二第二項の規定に基づく総務大臣が定める額（総務三九七）　一三五
○オブジェクト識別子構成要素値を指定した件（同三九八）　一三六
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一六五五）　一三九
○浄化槽の型式を認定した件（東北地方整備局一一〇）　一三九
○道路に関する件（関東地方整備局二三七、二三八）　一三〇
○道路に関する件（近畿地方整備局一二一～一二三）　一三〇
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示二九）　一三〇
北海道開発局公示（北海道開発局）　一三一
法　務
公証人法第十三条に規定する公証人の採用に関する公告（法務省）　一三一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三三
特殊法人等
企業年金基金清算人変更、弁理士登録関係　一七三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一七四
会社その他
会社決算公告　一八七

省　令

○総務省令第百二十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百条第一項各号、同条第五項において準用する同法第十七条第三項において準用する同法第九条第一項並びに第百条第五項において準用する同法第二十八条、第三十条及び第三十八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月二日

総務大臣　藤井比早之

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（通信設備） **第四十四条**　法第百条第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］ ２　前項第一号(1)の総務大臣の指定は、次に掲げる区分ごとに行う。 ［一・二　略］ （通信設備以外の許可を要する設備） **第四十五条**　法第百条第一項第二号の規定による許可を要する高周波電流を利用する設備は、高周波エネルギーを発生させ、又は用いるもの（以下「通信設備以外の設備」という。）であつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するもの（次に掲げるものを除く。）とする。 一　次に掲げる設備であつて、第四十六条の二第一項の規定により総務大臣が型式について指定したもの (1)　超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダー (2)　電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械 (3)　無電極放電ランプ (4)　一般用非接触電力伝送装置 (5)　電気自動車用非接触電力伝送装置（電気自動車（電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車をいう。）に搭載された蓄電池、モーター等に対して給電できる非接触型の設備であつて、鉄道の線路から五メートル以上離れた位置に設置するものをいう。第四十六条から第四十六条の三までにおいて同じ。） (6)　搬送ロボット用非接触電力伝送装置（搬送用ロボット（工場、物流拠点等で使用される物資を搬送するためのロボットをいう。）に搭載された蓄電池、モーター等に対して給電できる非接触型の設備をいう。第四十六条から第四十六条の三までにおいて同じ。） (7)　一般用放射等設備（高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧（直流にあつては七百五十ボルト以下、交流にあつては六百ボルト以下の電圧をいう。以下この号及び第四十六条の二第一項第十五号において同じ。）の電力系統に直接接続する施設で使用する可能性のあるもの（非接触電力伝送装置を除く。）をいう。第四十六条から第四十六条の三までにおいて同じ。）	（通信設備） **第四十四条**　［同上］ ［一・二　同上］ ２　前項第一号の(1)の総務大臣の指定は、次に掲げる区分ごとに行う。 ［一・二　同上］ （通信設備以外の許可を要する設備） **第四十五条**　法第百条第一項第二号の規定による許可を要する高周波電流を利用する設備を次のとおり定める。 一　医療用設備（高周波のエネルギーを発生させて、そのエネルギーを医療のために用いるものであつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するものをいう。以下同じ。）

(8)　一般用非放射等設備（高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式以外の形式で用いる設備であって、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設で使用する可能性のあるものをいう。第四十六条から第四十六条の三までにおいて同じ。）

(9)　業務用放射等設備（高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で用いる設備であって、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設でのみ使用するもの（非接触電力伝送装置を除く。）をいう。第四十六条から第四十六条の三までにおいて同じ。）

(10)　業務用非放射等設備（高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式以外の形式で用いる設備であって、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設でのみ使用するものをいう。第四十六条から第四十六条の三までにおいて同じ。）

二　次に掲げる設備であつて、第四十六条の七に規定する型式確認を行つたもの

(1)　電子レンジ

(2)　電磁誘導加熱式調理器

［削る］

二　工業用加熱設備（高周波のエネルギーを発生させて、そのエネルギーを木材及び合板の乾燥、繭の乾燥、金属の熔融、金属の加熱、真空管の排気等工業生産のために用いるものであつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するものをいう。以下同じ。）

三　各種設備（高周波のエネルギーを直接負荷に与え又は加熱若しくは電離等の目的に用いる設備であつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するもの（前二号に該当するもの、総務大臣が型式について指定した超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置（電気自動車（電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車をいう。）に搭載された蓄電池に対して給電できる非接触型の設備であつて、鉄道のレールから五メートル以上離れた位置に設置するものをいう。以下同じ。）及び搬送ロボット用非接触電力伝送装置（搬送用ロボット（工場、物流拠点等で使用される物資を搬送するためのロボットをいう。）に搭載された蓄電池に対して給電できる非接触型の設備をいう。以下同じ。）並びに第四十六条の七に規定する型式確認を行つた電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器を除く。）をいう。以下同じ。）

（指定の申請）

第四十六条　第四十四条第一項第一号(1)及び第二号(3)並びに第四十五条第一号の総務大臣の指定を受けようとする者（指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者（以下「製造業者等」という。）に限る。）は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

［一　略］

二　一般搬送式デジタル伝送装置

(1)　前号(1)から(3)までに掲げる事項

［(2)・(3)　略］

(4)　次に掲げる事項の設計値及び測定値

㈠　前号(6)㈡及び㈢に掲げる事項

［㈡　略］

（指定の申請）

第四十六条　第四十四条第一項第一号の(1)及び第二号の(3)並びに第四十五条第三号の総務大臣の指定を受けようとする者（指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者（以下「製造業者等」という。）に限る。）は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

［一　同上］

二　［同上］

(1)　前号の(1)から(3)までに掲げる事項

［(2)・(3)　同上］

(4)　［同上］

㈠　前号の(6)の㈡及び㈢に掲げる事項

［㈡　同上］

三　特別搬送式デジタル伝送装置

(1)　第一号(1)から(3)まで並びに前号(2)及び(3)に掲げる事項

[(2)　略]

(3)　次に掲げる事項の設計値及び測定値

(一)　第一号(6)(二)及び(三)並びに前号(4)(二)に掲げる事項

[(二)　略]

四　広帯域電力線搬送通信設備

(1)　第一号(1)から(3)までに掲げる事項

(2)　次に掲げる事項の設計値及び測定値

(一)　第二号(4)(二)に掲げる事項

[(二)・(三)　略]

[(3)　略]

五　誘導式読み書き通信設備

(1)　第一号(1)から(3)までに掲げる事項

[(2)　略]

(3)　次に掲げる事項の設計値及び測定値

(一)　第一号(6)(一)及び(二)に掲げる事項

[(二)　略]

六　超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダー

(1)　第一号(1)及び(2)に掲げる事項

(2)　外観（写真で示すものとする。）

(3)　利用する周波数（以下「利用周波数」という。）並びに周波数変動幅の設計値及び測定値

[削る]

[(4)　略]

(5)　次に掲げる事項の測定値

(一)　交流電源端子における妨害波電圧

(二)　有線通信端子（電気通信回線に接続するための端子をいう。以下同じ。）における妨害波電圧及び妨害波電流（有線通信端子を有する設備に限る。）

(三)　不要発射による磁界強度又は電界強度

七　電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

(1)　第一号(1)及び(2)並びに前号(4)に掲げる事項

(2)　外観及び構造（図面及び写真で示すものとする。）

(3)　発振の方式

[(4)　略]

八　無電極放電ランプ

(1)　第一号(1)及び(2)、第六号(4)並びに前号(2)及び(3)に掲げる事項

[(2)　略]

九　一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置及び搬送ロボット用非接触電力伝送装置

(1)　第一号(1)及び(2)、第五号(2)、第六号(4)並びに第七号(2)に掲げる事項

[(2)・(3)　略]

三　[同上]

(1)　第一号の(1)から(3)まで並びに前号の(2)及び(3)に掲げる事項

[(2)　同上]

(3)　[同上]

(一)　第一号の(6)の(二)及び(三)並びに前号の(4)の(二)に掲げる事項

[(二)　同上]

四　[同上]

(1)　第一号の(1)から(3)までに掲げる事項

[(2)　同上]

(3)　[同上]

(一)　第二号の(4)の(二)に掲げる事項

[(二)・(三)　同上]

五　[同上]

(1)　第一号の(1)から(3)までに掲げる事項

[(2)　同上]

(3)　[同上]

(一)　第一号の(6)の(一)及び(二)に掲げる事項

[(二)　同上]

六　[同上]

(1)　第一号の(1)及び(2)に掲げる事項

(2)　外観及び構造（図面及び写真で示すものとする。）

(3)　発振の方式

(4)　振動子の種類及び型名

[(5)　同上]

(6)　次に掲げる事項の設計値及び測定値

(一)　利用する周波数（以下「利用周波数」という。）及び周波数変動幅

[新設]

(二)　電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度

七　[同上]

(1)　第一号の(1)及び(2)並びに前号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項

[新設]

(2)　[新設]

[(3)　[同上]

八　[同上]

(1)　第一号の(1)及び(2)並びに第六号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項

[(2)　同上]

九　[同上]

(1)　第一号の(1)及び(2)、第五号の(2)並びに第六号の(2)及び(5)に掲げる事項

[(2)・(3)　同上]

十　一般用放射等設備
(1)　第一号(1)及び(2)、第五号(2)並びに第六号(2)、(3)及び(4)に掲げる事項
(2)　次に掲げる事項の測定値
(一)　交流電源端子における妨害波電圧
(二)　有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流（有線通信端子を有する設備に限る。）
(三)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度
十一　一般用非放射等設備にあつては、第一号(1)及び(2)、第五号(2)、第六号(2)、(3)及び(4)並びに前号(2)に掲げる事項
十二　業務用放射等設備にあつては、第一号(1)及び(2)、第五号(2)、第六号(2)、(3)及び(4)並びに第十号(2)に掲げる事項
十三　業務用非放射等設備にあつては、第一号(1)及び(2)、第五号(2)、第六号(2)、(3)及び(4)並びに第十号(2)に掲げる事項
［2　略］
（指定）
第四十六条の二　総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件（総務大臣が別に告示するものを除く。）に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。
一　搬送式インターホン
［(1)～(3)　略］
(4)　搬送波の周波数が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲内にあること。
［(5)～(7)　略］
二　一般搬送式デジタル伝送装置
［(1)　略］
(2)　搬送波の周波数が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲内にあり、また、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲内にあること。
［(3)・(4)　略］
(5)　前号(7)に掲げる条件
三　特別搬送式デジタル伝送装置
［(1)～(3)　略］
(4)　第一号(7)及び前号(2)から(4)までに掲げる条件
四　広帯域電力線搬送通信設備
(1)　搬送波の周波数が二MHzから三〇MHzまでの範囲内にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が二MHzから三〇MHzまでの範囲内にあるものであること。
［(2)・(3)　略］
(4)　第一号(7)に掲げる条件
［(5)・(6)　略］

［新設］

［新設］

［新設］

［2　同上］
（指定）
第四十六条の二　総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。
一　［同上］
［(1)～(3)　同上］
(4)　搬送波の周波数が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲にあること。
［(5)～(7)　同上］
二　［同上］
［(1)　同上］
(2)　搬送波の周波数が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲にあり、また、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が一〇kHzから四五〇kHzまでの範囲にあること。
［(3)・(4)　同上］
(5)　前号の(7)に掲げる条件
三　［同上］
［(1)～(3)　同上］
(4)　第一号の(7)及び前号の(2)から(4)までに掲げる条件
四　［同上］
(1)　搬送波の周波数が二MHzから三〇MHzまでの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が二MHzから三〇MHzまでの間にあるものであること。
［(2)・(3)　同上］
(4)　第一号の(7)に掲げる条件
［(5)・(6)　同上］

五　誘導式読み書き通信設備

［(1)～(5)　略］

(6)　第一号(7)に掲げる条件

六　超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダー

(1)　利用周波数が一〇kHzから五〇kHzまでの範囲内にあること。

［(2)　略］

(3)　交流電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
		準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満		七九デシベル	六六デシベル
五〇〇kHz以上三〇MHz以下		七三デシベル	六〇デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(4)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	九七デシベルから八七デシベルまで　※	八四デシベルから七四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	八七デシベル	七四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

五　［同上］

［(1)～(5)　同上］

(6)　第一号の(7)に掲げる条件

六　［同上］

(1)　利用周波数が一〇kHzから五〇kHzまでの範囲にあること。

［(2)　同上］

(3)　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯（無線通信規則に規定する我が国で使用することが認められている産業科学医療用の周波数（以下「ＩＳＭ用周波数」という。）に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	八六デシベル	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	九〇デシベルから七三デシベルまで　※	八〇デシベルから六〇デシベルまで　※

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(4)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の㈠から㈢までの各表に定める値以下であること。

㈠　利用周波数における磁界強度

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上五〇kHz以下	三七・一デシベル

㈡　不要発射による磁界強度

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
五〇kHzを超え一五〇kHz以下	二三・一デシベル
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	五七・五デシベル

四九〇kHz以上一、七〇五kHz以下	四七・五デシベル
一、七〇五kHzを超え二、一九四kHz未満	五二・五デシベル
二、一九四kHz以上三・九五MHz未満	四三・五デシベル
三・九五MHz以上二〇MHz未満	一八・五デシベル
二〇MHz以上三〇MHz以下	八・五デシベル

(三)　不要発射による電界強度

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHzを超え四七MHz未満	六八デシベル
四七MHz以上六八MHz以下	五〇デシベル
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	六三デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	七八デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	六三デシベル
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七〇デシベル
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六〇デシベル
一五六MHzを超え一七四MHz未満	七四デシベル

一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五〇デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六〇デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六〇デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六三デシベル
四七〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下	六〇デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

［新設］

(5)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	五三デシベルから四三デシベルまで　※
	平均値	四〇デシベルから三〇デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	準尖頭値	四三デシベル
	平均値	三〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(6)　不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　野外試験場又は電波半無響室（室内の六面のうち床面以外の五面に電波吸収体を設置し、床面を導電性大地面とした電波暗室をいう。以下同じ。）において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	四〇デシベル

［新設］

二三〇MHzを超え一GHz以下	四七デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるもの（以下この項及び第四十六条の七第一項第一号(7)において「小型設備」という。）にあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二)　その設備が小型設備であり、かつ、電波全無響室（室内の六面全てに電波吸収体を設置した電波暗室をいう。以下この項及び第四十六条の七第一項第一号(7)(二)において同じ。）において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	五二デシベルから四五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	五二デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(7)　内部最高周波数（設備の内部で利用される電流の周波数（設備に組み込まれる集積回路の内部だけで利用されるものを含む。）のうち最も高いものをいう。以下この項において同じ。）が一〇八MHzを超える設備の場合は、不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	尖頭値	平均値
一GHz以上三GHz以下	七六デシベル	五六デシベル
三GHzを超え六GHz以下	八〇デシベル	六〇デシベル

注　その設備の内部最高周波数に応じて、次に掲げる周波数帯においてこの表に規定する許容値以下である場合は、一GHz以上六GHz以下の周波数帯において許容値以下であつたとみなす。

(一)　内部最高周波数が五〇〇MHz以下のときにあつては、一GHz以上二GHz以下

(二)　内部最高周波数が五〇〇MHzを超え一GHz以下のときにあつては、一GHz以上五GHz以下

［新設］

(三)　内部最高周波数が一GHzを超えるときにあつては、一GHz以上内部最高周波数の五倍の周波数又は六GHzのいずれか小さい方以下

(四)　内部最高周波数が不明のときにあつては、一GHz以上六GHz以下

(8)　妨害波電圧、妨害波電流及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(9)　第一号(7)に掲げる条件

七　電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

(1)　利用周波数が二〇・〇五kHzから一〇〇kHzまでの範囲内にあること。

(2)・(3)　略

(4)　第一号(7)に掲げる条件

八　無電極放電ランプ

(1)　利用周波数が一一〇kHzから一七五kHzまで、二〇〇kHzから三〇〇kHzまで、四五〇kHzから四九〇kHzまで、二・二MHzから三MHzまで又は一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲内にあること。

(2)　高周波出力の定格値が四〇〇ワット以下（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲内のものにあつては、二〇〇ワット以下）であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。

(3)　妨害波電圧並びに放射妨害波の磁界強度及び電界強度の許容値は、次の(一)から(三)までの各表に定める値以下であること（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲内のものに限る。）。

(一)　電源端子における妨害波電圧

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［略］	［略］	［略］

［注　略］

(二)　三メートルの距離における磁界強度

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注一・二　略］

(5)　(3)の電源端子における妨害波電圧並びに(4)の利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(6)　第一号の(7)に掲げる条件

七　［同上］

(1)　利用周波数が二〇・〇五kHzから一〇〇kHzまでの範囲にあること。

(2)・(3)　同上

(4)　第一号の(7)に掲げる条件

八　［同上］

(1)　利用周波数が一一〇kHzから一七五kHzまで、二〇〇kHzから三〇〇kHzまで、四五〇kHzから四九〇kHzまで、二・二MHzから三MHzまで又は一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲にあること。

(2)　高周波出力の定格値が四〇〇ワット以下（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲のものにあつては、二〇〇ワット以下）であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一二〇パーセントを超えないこと。

(3)　妨害波電圧並びに放射妨害波の磁界強度及び電界強度の許容値は、次の(一)から(三)までの各表に定める値以下であること（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲のものに限る。）。

(一)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［同上］	［同上］	［同上］

［注　同上］

(二)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注一・二　同上］

(三)　一〇メートルの距離における電界強度

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注　略］

(4)　妨害波電圧並びに放射妨害波の磁界強度及び電界強度の許容値は、次の㈠から㈢まで及び㈣又は㈤の各表に定める値以下であること（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲内のものを除く。）。

［㈠～㈤　略］

(5)　［略］

(6)　第一号(7)に掲げる条件

九　一般用非接触電力伝送装置

(1)　四〇〇kHz帯電界結合型一般用非接触電力伝送装置

㈠　利用周波数が四二五kHzから四七一kHzまで、四八〇kHzから四八九kHzまで、四九一kHzから四九四kHzまで、五〇六kHzから五一七kHzまで及び五一九kHzから五二四kHzまでの範囲内にあること。

［㈡・㈢　略］

㈣　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［略］	［略］	［略］

［注　略］

㈤　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注一～三　略］

㈥　不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［七～九　略］

㈩　第一号(7)に掲げる条件

(三)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注　同上］

(4)　妨害波電圧並びに放射妨害波の磁界強度及び電界強度の許容値は、次の㈠から㈢まで及び㈣又は㈤の各表に定める値以下であること（利用周波数が一三・五五三MHzから一三・五六七MHzまでの範囲のものを除く。）。

［㈠～㈤　同上］

(5)　［同上］

(6)　第一号の(7)に掲げる条件

九　［同上］

(1)　［同上］

㈠　利用周波数が四二五kHzから四七一kHzまで、四八〇kHzから四八九kHzまで、四九一kHzから四九四kHzまで、五〇六kHzから五一七kHzまで及び五一九kHzから五二四kHzまでの範囲にあること。

［㈡・㈢　同上］

㈣　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［同上］	［同上］	［同上］

［注　同上］

㈤　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注一～三　同上］

㈥　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［七～九　同上］

㈩　第一号の(7)に掲げる条件

(2)　六・七ＭＨｚ帯磁界結合型一般用非接触電力伝送装置

(一)　利用周波数が六・七六五ＭＨｚから六・七九五ＭＨｚまでの範囲内にあること。

(二)・(三)　略

(四)　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
	準尖頭値	平均値
［略］	［略］	［略］

［注　略］

(五)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注一～六　略］

(六)　不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注　略］

［七］～［九］　略

(十)　第一号(7)に掲げる条件

電気自動車用非接触電力伝送装置

(1)　利用周波数が七九ｋＨｚから九〇ｋＨｚまでの範囲内にあること。

(2)・(3)　略

(4)　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
	準尖頭値	平均値
［略］	［略］	［略］

［注　略］

(2)　［同上］

(一)　利用周波数が六・七六五ＭＨｚから六・七九五ＭＨｚまでの範囲にあること。

(二)・(三)　同上

(四)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
	準尖頭値	平均値
［同上］	［同上］	［同上］

［注　同上］

(五)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注一～六　同上］

(六)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注　同上］

［七］～［九］　同上

(十)　第一号の(7)に掲げる条件

［同上］

(1)　利用周波数が七九ｋＨｚから九〇ｋＨｚまでの範囲にあること。

(2)・(3)　同上

(4)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
	準尖頭値	平均値
［同上］	［同上］	［同上］

［注　同上］

(5)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注一～五　略］

(6)　不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［(7)～(9)　略］

(10)　第一号(7)に掲げる条件

(11)　設備の見やすい箇所に、その設備による給電は鉄道の線路から五メートル以上離れた位置においてのみ可能である旨が表示されていること。

十一　搬送ロボット用非接触電力伝送装置

(1)　利用周波数が六・七六五MHzから六・七九五MHzまでの範囲内にあること。

［(2)・(3)　略］

(4)　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［略］	［略］	［略］

［注　略］

(5)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注一・二　略］

(5)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注一～五　同上］

(6)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［(7)～(9)　同上］

(10)　第一号の(7)に掲げる条件

(11)　設備の見やすい箇所に、その設備による給電は鉄道のレールから五メートル以上離れた位置においてのみ可能である旨が表示されていること。

十一　［同上］

(1)　利用周波数が六・七六五MHzから六・七九五MHzまでの範囲にあること。

［(2)・(3)　同上］

(4)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［同上］	［同上］	［同上］

［注　同上］

(5)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注一・二　同上］

(6)　不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

(7)～(9)　略

(10)　第一号(7)に掲げる条件

(11)　略

十二　一般用放射等設備

(1)　利用周波数が一〇kHzから四〇〇GHzまでの範囲内にあること。

(2)　交流電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	六六デシベルから五六デシベルまで　※	五六デシベルから四六デシベルまで　※
五〇〇kHz以上五MHz以下	五六デシベル	四六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	八四デシベルから七四デシベルまで　※	七四デシベルから六四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	七四デシベル	六四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(6)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

(7)～(9)　同上

(10)　第一号の(7)に掲げる条件

(11)　同上

［新設］

(4)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流の準尖頭値及び平均値が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	四〇デシベルから三〇デシベルまで　※	三〇デシベルから二〇デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	三〇デシベル	二〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(5)　試験場で測定した利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上三〇MHz以下	三九デシベルから三デシベルまで　※

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(6)　利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル

一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル

注一　その設備が小型設備である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(二)　その設備が小型設備であつて、電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	四二デシベルから三九デシベルまで　※
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五九デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三九デシベルから三七デシベルまで　※
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三七デシベルから三五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	四二デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(7)　利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　尖頭値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。(二)及び(三)において同じ。）が七〇デシベル以下であること。

(二)　対数平均値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が六〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

(三)　振幅確率分布特性値（振幅確率分布において規定した振幅又は確率に対応する値をいう。以下同じ。）（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が、確率一〇パーセントの場合に七〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

(8)　妨害波電圧、妨害波電流、磁界強度及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(9)　第四十八条各号に掲げる条件

十三　一般用非放射等設備

(1)　利用周波数が一〇kHzから四〇〇GHzまでの範囲内にあること。

(2)　交流電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	六六デシベルから五六デシベルまで　※
	平均値	五六デシベルから四六デシベルまで　※
五〇〇kHz以上五MHz以下	準尖頭値	五六デシベル
	平均値	四六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	準尖頭値	六〇デシベル
	平均値	五〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

［新設］

(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	八四デシベルから七四デシベルまで　※	七四デシベルから六四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	七四デシベル	六四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(4)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	四〇デシベルから三〇デシベルまで　※	三〇デシベルから二〇デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	三〇デシベル	二〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(5)　利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

㈠　野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル

注　その設備が小型設備である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二)　その設備が小型設備であり、かつ、電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	四二デシベルから三五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	四二デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(6)　内部最高周波数が一〇八MHzを超える設備の場合は、利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	尖頭値	平均値
一GHz以上三GHz以下	七〇デシベル	五〇デシベル
三GHzを超え六GHz以下	七四デシベル	五四デシベル

注　その設備の内部最高周波数に応じて、次に掲げる周波数帯においてこの表に規定する許容値以下である場合は、一GHz以上六GHz以下の周波数帯において許容値以下であつたとみなす。

(一)　内部最高周波数が五〇〇MHz以下のときにあつては、一GHz以上二GHz以下

(二)　内部最高周波数が五〇〇MHzを超え一GHz以下のときにあつては、一GHz以上五GHz以下

(三)　内部最高周波数が一GHzを超えるときにあつては、一GHz以上内部最高周波数の五倍の周波数又は六GHzのいずれか小さい方以下

(四)　内部最高周波数が不明のときにあつては、一GHz以上六GHz以下

(7)　妨害波電圧、妨害波電流及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(8)　第四十八条各号に掲げる条件

十四　業務用放射等設備

(1)　利用周波数が一〇kHzから四〇〇GHzまでの範囲内にあること。

［新設］

(2)　交流電源端子における妨害波電圧が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　定格電力が七五キロボルトアンペアを超える設備又はＩＴ電力系統（全ての充電部を、大地から絶縁する電力系統、一点をインピーダンスを介して大地へ接続し、かつ、電気設備の露出導電性部分を単独若しくは一括して接地する電力系統又は系統の接地へ接続する電力系統をいう。次号(2)(一)において同じ。）にのみ接続して設置する設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	一三〇デシベル
	平均値	一二〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz未満	準尖頭値	一二五デシベル
	平均値	一一五デシベル
五MHz以上三〇MHz以下	準尖頭値	一一五デシベル
	平均値	一〇五デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(二)　(一)に規定する設備以外の設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	一〇〇デシベル
	平均値	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	準尖頭値	八六デシベル
	平均値	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	準尖頭値	九〇デシベルから七三デシベルまで　※
	平均値	八〇デシベルから六〇デシベルまで　※

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	九七デシベルから八七デシベルまで　※
	平均値	八四デシベルから七四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	準尖頭値	八七デシベル
	平均値	七四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(4)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	五三デシベルから四三デシベルまで※	四〇デシベルから三〇デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	四三デシベル	三〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(5)　試験場で測定した利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	測定距離ごとの準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）		
	三〇メートル	一〇メートル	三メートル
一五〇kHz以上四九〇kHz未満	三三・五デシベル	五七・五デシベル	八二デシベル
四九〇kHz以上一、七〇五kHz以下	二三・五デシベル	四七・五デシベル	七二デシベル
一、七〇五kHzを超え二、一九四kHz未満	二八・五デシベル	五二・五デシベル	七七デシベル
二、一九四kHz以上三・九五MHz未満	二三・五デシベル	四三・五デシベル	六八デシベル
三・九五MHz以上一MHz未満	八・五デシベル	一八・五デシベル	六八デシベルから二八・五デシベルまで※

一一MHz以上二〇MHz未満	八・五デシベル	一八・五デシベル	二八・五デシベル
二〇MHz以上三〇MHz以下	(二)一・五デシベル	八・五デシベル	一八・五デシベル

注一　その設備から三〇メートル、一〇メートル又は三メートルのいずれかの距離において測定を行い、表中の許容値を適用する。ただし、三メートルの距離における許容値は小型設備に対してのみ適用する。

二　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(6)　利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上四七MHz未満	六八デシベル
四七MHz以上六八MHz以下	五〇デシベル
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	六三デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	七八デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	六三デシベル
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七〇デシベル
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六〇デシベル
一五六MHzを超え一七四MHz未満	七四デシベル

一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五〇デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六〇デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六〇デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六三デシベル
四七〇MHz以上一GHz以下	六〇デシベル

注一　その設備から三〇メートルの距離において測定した準尖頭値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備が小型設備の場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二)　その設備が小型設備であつて、かつ、電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上四七MHz未満	八〇デシベルから七八デシベルまで※
四七MHz以上五四・五六MHz未満	六〇デシベル
五四・五六MHz以上六八MHz以下	六〇デシベルから五九デシベルまで※
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	七二デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	八七デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	七二デシベルから七一デシベルまで※
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六八デシベルから六七デシベルまで※
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七七デシベル

一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六七デシベルから六六デシベルまで※
一五六MHzを超え一七四MHz未満	八〇デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五六デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六六デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五六デシベルから五五デシベルまで※
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六五デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六八デシベル
四七〇MHz以上一GHz以下	六五デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(7)　利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　次の表に定める値以下であること。

周波数帯	尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一GHz以上四・八GHz以下	七〇デシベル
四・八GHzを超え五GHz未満	八二デシベル
五GHz以上五・七二五GHz以下	七〇デシベル
五・七二五GHzを超え五・八七五GHz未満	八二デシベル
五・八七五GHz以上七・二GHz以下	七〇デシベル
七・二GHzを超え七・五GHz未満	八二デシベル

七・五GHz以上九・六GHz以下	七〇デシベル
九・六GHzを超え一〇GHz未満	八二デシベル
一〇GHz以上一一・四五GHz以下	七〇デシベル
一一・四五GHzを超え一一・七五GHz未満	八二デシベル
一一・七五GHz以上一二GHz以下	七〇デシベル
一二GHzを超え一二・五GHz未満	八二デシベル
一二・五GHz以上一四・四GHz以下	七〇デシベル
一四・四GHzを超え一五GHz未満	八二デシベル
一五GHz以上一六・八GHz以下	七〇デシベル
一六・八GHzを超え一七・六二五GHz未満	八二デシベル
一七・六二五GHz以上一八GHz以下	七〇デシベル

(二) 対数平均値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が六〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。(三)において同じ。）が七三デシベル毎メートルマイクロボルト以下であること。

(三) 振幅確率分布特性値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が確率一〇パーセントの場合に七〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル毎メートルマイクロボルト以下であること。

(8) 妨害波電圧、妨害波電流、磁界強度及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(9) 第四十八条各号に掲げる条件

業務用非放射等設備

十五

(1) 利用周波数が一〇kHzから四〇〇GHzまでの範囲内にあること。

(2) 交流電源端子における妨害波電圧が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一) 定格電力が七五キロボルトアンペアを超える設備又はＩＴ電力系統にのみ接続する設備であつて、専用の変圧器又は発電機から給電され低圧の架空電力線に接続せず、かつ、住宅用地から三〇メートル以上離れた場所又は遮蔽として働く構造物によつて隔絶された場所にのみ設置する設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

［新設］

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一三〇デシベル	一二〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz未満	一二五デシベル	一一五デシベル
五MHz以上三〇MHz以下	一一五デシベル	一〇五デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(二)　定格電力が二〇キロボルトアンペアを超え、かつ、専用の変圧器又は発電機と接続し、低圧の電力系統に直接接続せずに設置する設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	八六デシベル	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	九〇デシベルから七三デシベルまで　※	八〇デシベルから六〇デシベルまで　※

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(三)　(一)及び(二)に規定する設備以外の設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	七九デシベル	六六デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	七三デシベル	六〇デシベル

五MHzを超え三〇MHz以下	七三デシベル	六〇デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるとみなす。

(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	九七デシベルから八七デシベルまで※	八四デシベルから七四デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	八七デシベル	七四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(4)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	五三デシベルから四三デシベルまで※	四〇デシベルから三〇デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	四三デシベル	三〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(5)　利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

㈠　定格電力が二〇キロボルトアンペアを超え、かつ、専用の変圧器又は発電機と接続し、低圧の電力系統に直接接続せずに設置する設備を野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	五〇デシベル

注一　三〇メートルの距離において測定し、その値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備が小型設備の場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二)　(一)に規定する設備以外の設備を野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	四〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	四七デシベル

注一　三〇メートルの距離において測定し、その値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備が小型設備の場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(三)　その設備が小型設備であつて、かつ、(一)に規定する設備を電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	六二デシベルから五五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	五五デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(四)　その設備が小型設備であつて、かつ、(一)に規定する設備以外の設備を電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	五二デシベルから四五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	五二デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(6)　内部最高周波数が一〇八MHzを超える設備の場合は、利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	尖頭値	平均値
一GHz以上三GHz以下	七六デシベル	五六デシベル
三GHzを超えて六GHz以下	八〇デシベル	六〇デシベル

注　その設備の内部最高周波数に応じて、次に掲げる周波数帯においてこの表に規定する許容値以下である場合は、一GHz以上六GHz以下の周波数帯において許容値以下であつたとみなす。

(一)　内部最高周波数が五〇〇MHz以下のときにあつては、一GHz以上二GHz以下

(二)　内部最高周波数が五〇〇MHzを超え一GHz以下のときにあつては、一GHz以上五GHz以下

(三)　内部最高周波数が一GHzを超えるときにあつては、一GHz以上内部最高周波数の五倍の周波数又は六GHzのいずれか小さい方以下

(四)　内部最高周波数が不明のときにあつては、一GHz以上六GHz以下

(7)　妨害波電圧、妨害波電流及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(8)　第四十八条各号に掲げる条件

(9)　(2)(一)又は(二)に規定する許容値を適用した場合にあつては、その設備の取扱説明書等に、専用の変圧器又は発電機に直接接続する設備であつて、低圧の架空電力線に直接接続しない設備である旨が明記されていること。

［2　略］

（変更の承認）

第四十六条の三　前条第一項に規定する指定を受けた者（以下「指定を受けた者」という。）は、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

［一　略］

二　特別搬送式デジタル伝送装置

(1)　前号(1)から(4)までに掲げる事項

［(2)・(3)　略］

［2　同上］

（変更の承認）

第四十六条の三　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

(1)　前号の(1)から(4)までに掲げる事項

［(2)・(3)　同上］

三　広帯域電力線搬送通信設備
(1)　第一号(1)及び(2)に掲げる事項
[(2)・(3)　略]
四　誘導式読み書き通信設備
(1)　第一号(1)から(3)までに掲げる事項
[(2)・(3)　略]
五　超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダー
(1)　第一号(1)に掲げる事項
(2)　外観
[削る]
[削る]
(3)　[略]
[削る]
(4)　高周波出力の定格値
六　電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械
(1)　第一号(1)並びに前号(2)及び(3)に掲げる事項
[(2)　略]
七　無電極放電ランプ
(1)　第一号(1)並びに第五号(2)及び(3)に掲げる事項
[(2)　略]
八　一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置及び搬送ロボット用非接触電力伝送装置
(1)　第一号(1)、第四号(2)及び第五号(2)に掲げる事項
[(2)～(5)　略]
九　一般用放射等設備
(1)　第一号(1)、第四号(2)並びに第五号(2)、(3)及び(4)に掲げる事項
(2)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の設計値
十　一般用非放射等設備にあつては、第一号(1)、第四号(2)、第五号(2)、(3)及び(4)並びに前号(2)に掲げる事項
十一　業務用放射等設備にあつては、第一号(1)、第四号(2)、第五号(2)、(3)及び(4)並びに第九号(2)に掲げる事項
十二　業務用非放射等設備にあつては、第一号(1)、第四号(2)、第五号(2)、(3)及び(4)並びに第九号(2)に掲げる事項
[2～5　略]
（表示）
第四十六条の四　指定を受けた者は、当該指定に係る型式の高周波利用設備に別表第七号に定める様式の表示を付さなければならない。
2　前項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。
[一　略]

三　[同上]
(1)　第一号の(1)及び(2)に掲げる事項
[(2)・(3)　同上]
四　[同上]
(1)　第一号の(1)から(3)までに掲げる事項
[(2)・(3)　同上]
五　[同上]
(1)　第一号の(1)に掲げる事項
(2)　外観及び構造
(3)　発振の方式
(4)　振動子の種類及び型名
[同上]
(5)　電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の設計値
[新設]
六　[同上]
(1)　第一号の(1)並びに前号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項
[(2)　同上]
七　[同上]
(1)　第一号の(1)並びに第五号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項
[(2)　同上]
八　[同上]
(1)　第一号の(1)、第四号の(2)及び第五号の(2)に掲げる事項
[(2)～(5)　同上]
[新規]
[新規]
[新規]
[2～5　同上]
（表示）
第四十六条の四　[同上]
2　[同上]
[一　同上]

二　前号に掲げる方法で表示することが困難又は不合理である場合に、別表第七号による表示を前項の設備又は当該設備が組み込まれた機器の設置者が確認できるよう当該設備又は当該設備が組み込まれた機器に付属する文書に付す方法

三　別表第七号による表示を前項の設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該設備又は当該設備が組み込まれた機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3　前項第三号に規定する方法により第一項の設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該設備への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

［4　略］

（型式確認）

第四十六条の七　製造業者等は、その製造し、又は輸入する電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の型式について、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件（総務大臣が別に告示するものを除く。）に適合していることの確認（以下「型式確認」という。）を行うことができる。

一　電子レンジ

［(1)・(2)　略］

(3)　交流電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	六六デシベルから五六デシベルまで　※
	平均値	五六デシベルから四六デシベルまで　※
［略］	［略］	［略］

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(4)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	八四デシベルから七四デシベルまで　※
	平均値	七四デシベルから六四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	準尖頭値	七四デシベル
	平均値	六四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

［新設］

二　別表第七号による表示を前項の設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3　前項第二号に規定する方法により第一項の設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該設備への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

［4　同上］

（型式確認）

第四十六条の七　製造業者等は、その製造し、又は輸入する電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器の型式について、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合していることの確認（以下「型式確認」という。）を行うことができる。

一　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	七八デシベルから六八デシベルまで　※
	平均値	六八デシベルから五八デシベルまで　※
［同上］	［同上］	［同上］

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

［新設］

(5)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	四〇デシベルから三〇デシベルまで※
	平均値	三〇デシベルから二〇デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	準尖頭値	三〇デシベル
	平均値	二〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(6)　試験場で測定した不要発射による磁界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［削る］

［新設］

(4)　不要発射による磁界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

(5)　不要発射による電界強度の準尖頭値がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。ただし、準尖頭値が許容値を超える場合であつても、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が許容値以下のときは、この限りでない。

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）		許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHzを超え八〇・八七二MHz以下	準尖頭値	三〇デシベル
	平均値	二五デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八八MHz未満	準尖頭値	五〇デシベル
	平均値	四五デシベル
八一・八八MHz以上一三四・七八六MHz以下	準尖頭値	三〇デシベル
	平均値	二五デシベル

一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル	四五デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル	二五デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル	三二デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(6)　不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一GHzを超え二・三GHz以下	九二デシベル
二・三GHzを超え二・四GHz未満	一一〇デシベル
二・五GHzを超え五・七二五GHz未満	九二デシベル
五・八七五GHzを超え一一・七GHz未満	九二デシベル
一一・七GHz以上一二・七GHz以下	七三デシベル
一二・七GHzを超え一八GHz以下	九二デシベル

(7)　不要発射による電界強度について、一、〇〇五MHzから二、三九五MHzまでの間及び二、五〇五MHzから一七、九九五MHzまで（五、七二〇MHzから五、八八〇MHzまでを除く。）の間において尖頭値が最も高い妨害波の周波数を中心として、別表第八号第一の2(6)に定める条件で、一〇MHz掃引した値の尖頭値が、当該設備から三メートルの距離において毎メートル六〇デシベルマイクロボルト以下であること。

［削る］

(7)　不要発射による電界強度の準尖頭値が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル

八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五〇デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

注一　その設備が小型設備である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値に対する許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(二)　その設備が小型設備であつて、電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	四二デシベルから三九デシベルまで　※
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五九デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三九デシベルから三七デシベルまで　※

一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三七デシベルから三五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	四二デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値に対する許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(8)　一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

㈠　尖頭値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。㈡及び㈢において同じ。）が七〇デシベル以下であること。

㈡　対数平均値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が六〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

㈢　振幅確率分布特性値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が確率一〇パーセントの場合に七〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

(9)　［略］

(10)　［略］

二　電磁誘導加熱式調理器

(1)・(2)　［略］

(3)　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		
許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	準尖頭値	平均値
［略］	［略］	［略］

［注　略］

［新設］

(8)　［同上］

(9)　［同上］

二　［同上］

(1)・(2)　同上

(3)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）		
許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	準尖頭値	平均値
［同上］	［同上］	［同上］

［注　同上］

(4)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の㈠及び㈡の各表に定める値以下であること。

㈠　その設備の対角線の寸法が一・六メートル未満である場合

周波数帯	磁界により直径二メートルのループアンテナに誘起される電流の準尖頭値の許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	水平成分	垂直成分
［略］	［略］	［略］

［注　略］

㈡　その設備の対角線の寸法が一・六メートル以上である場合

周波数帯	その設備から三メートルの距離における磁界強度の準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注　略］

(5)　不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注　略］

(6)　略

［2～4　略］

（届出等）

第四十六条の八　型式確認を行つた製造業者等は、別表第九号に定める様式の届出書に、当該型式確認を行つた設備に係る同表に定める様式の試験成績書及び外観（当該設備の正面、側面及び平面）を示す写真を添えて、総務大臣に届け出なければならない。

［削る］

［削る］

［削る］

［2～6　略］

（条件不適合等の場合の措置）

第四十六条の九　［略］

2　前項の規定により、公示された型式に属する電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器（当該公示の日前に製造されたものを除く。）は、第四十五条第二号及び前条第三項の規定の適用については、型式確認を行つていない型式に属するものとみなす。

(4)　［同上］

㈠　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	磁界により直径二メートルのループアンテナに誘起される電流の準尖頭値の許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	水平成分	垂直成分
［同上］	［同上］	［同上］

［注　同上］

㈡　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	その設備から三メートルの距離における磁界強度の準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注　同上］

(5)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注　同上］

(6)　同上

［2～4　同上］

（届出等）

第四十六条の八　型式確認を行つた製造業者等は、次の事項に別表第九号に定める様式の試験成績書を添えて、総務大臣に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　型式名、確認番号及び外観（図面及び写真で示すものとする。）

三　製造する工場又は事業場の名称及び所在地

［2～6　同上］

（条件不適合等の場合の措置）

第四十六条の九　［同上］

2　前項の規定により、公示された型式に属する電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器（当該公示の日前に製造されたものを除く。）は、第四十五条第三号及び前条第三項の規定の適用については、型式確認を行つていない型式に属するものとみなす。

（通信設備以外の設備の安全施設）

第四十八条　通信設備以外の設備は、その設備の操作に伴つて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、次に掲げる条件に適合していなければならない。

一　高圧電圧により充電される器具、医療電極及び電線は、外部より容易に触れることができないように、絶縁遮蔽体又は接地された金属遮蔽体の内に収容すること。ただし、電極を直接露出しなければその設備の使用の目的を達することができないものを除く。

二　［略］

三　その設備の操作によつて、設備に近接する人体及び電気的良導体に高周波電力を誘発するおそれのあるときは、その危険を防止するために、必要と認められる設備をすること。ただし、人体及び電気的良導体に高周波電流を誘発しなければ使用の目的を達することができないものを除く。

第四十九条及び第五十条　削除

（書類の提出）

第五十二条　［略］

［一～三の二　略］	［略］
四　第四十四条第一項第二号及び第二項並びに第四十五条第一号及び第二号に規定する高周波利用設備の型式の指定並びに確認	［略］

［２～５　略］

別表第二号の六　無線設備の技術基準の策定等の申出の様式（第32条の９の２及び第45条の２の２関係）

［様式略］

［注１　略］

２　２(1)の欄は、第４条に掲げる無線局の種別を記載すること。ただし、第45条の２の２に規定する申出の場合は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備又は通信設備以外の設備の別を記載すること。

［３～６　略］

（医療用設備の安全施設）

第四十八条　医療用設備は、その設備の操作に伴つて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、左の条件に適合していなければならない。

一　高圧電気により充電される器具及び電線は、外部より容易に触れることができないように、絶縁しやへい体又は接地された金属しやへい体の内に収容すること。

二　［同上］

三　医療電極及びその導線は、直接人体に触れることがないように良好な絶縁体で被覆すること。但し、ラジオメス等であつて、電極を直接露出し人体に触れて使用する部分については、この限りでない。

（工業用加熱設備の安全施設）

第四十九条　工業用加熱設備は、設備の操作に伴つて人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えることのないように、左の条件に適合しなければならない。

一　前条第一号の事項（高周波熔接装置、真空管電極加熱用装置等のように電極を直接露出しなければ使用の目的を達することができないものを除く。）

二　設備の操作によつて、設備に近接する人体及び電気的良導体に高周波電力を誘発するおそれのあるときは、その危険を防止するために、必要と認められる設備をすること。

（各種設備の安全施設）

第五十条　前条の規定は、第四十五条第三号の各種設備に準用する。

（書類の提出）

第五十二条　［同上］

［一～三の二　同上］	［同上］
四　第四十四条第一項第二号、同条第二項及び第四十五条第三号に規定する高周波利用設備の型式の指定並びに確認	［同上］

［２～５　同上］

別表第二号の六　無線設備の技術基準の策定等の申出の様式（第32条の９の２及び第45条の２の２関係）

［様式同左］

［注１　同左］

２　２(1)の欄は、第４条に掲げる無線局の種別を記載すること。ただし、第45条の２の２に規定する申出の場合は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。

［３～６　同左］

別表第六号　許可を要しない高周波利用設備の変更の工事（第45条の２関係）

［第１　略］

第２　装置の一部分について変更の工事をする場合

［略］	［略］
第１の１の項及び２の項に掲げる装置の部品の変更の工事	次に掲げる条件に適合する場合に限る。 １　使用周波数の一部を削除する場合であること。 ２　発振の方式に変更をきたすこととならない場合であること。 ３　［略］ ４　［略］ ５　［略］

別表第八号　型式確認に係る試験方法（第46条の７関係）

第１　電子レンジ

１　試験条件

［削る］	［削る］
⑴　電子レンジの設置の方法	［ア・イ　略］
⑵　電源周波数	［略］
⑶　出力切換え	［略］
⑷　負荷の方法	［削る］
	ア　高周波出力の測定の場合 ［(ｱ)～(ｴ)　略］ イ　漏えい電波の電力束密度の測定の場合 ［(ｱ)～(ｴ)　略］

別表第六号　許可を要しない高周波利用設備の変更の工事（第45条の２関係）

［第１　同左］

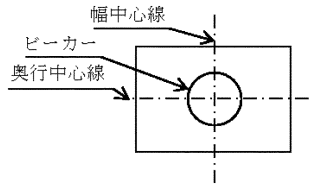
第２　装置の一部分について変更の工事をする場合

［同左］	［同左］
第１の１の項及び２の項に掲げる装置の部品の変更の工事	［同左］ １　使用周波数又は発振の方式に変更をきたすこととならない場合であること。 ［新設］ ２　［同左］ ３　［同左］ ４　［同左］

別表第八号　型式確認に係る試験方法（第46条の７関係）

第１　電子レンジ

１　試験条件

⑴　測定場所の温度及び湿度	ア　温度　摂氏５度から摂氏35度までの範囲 イ　相対湿度　45パーセントから85パーセントまでの範囲
⑵　［同左］	［ア・イ　同左］
⑶　［同左］	［同左］
⑷　［同左］	［同左］
⑸　［同左］	ア　高周波出力又は漏えい電波の電力束密度以外の項目の測定の場合 (ｱ)　負　荷　摂氏15度から摂氏25度までの範囲の水を用いる。 (ｲ)　容　器　外径190ミリメートル±５ミリメートル、高さ90ミリメートル±５ミリメートルの低損失ビーカーを１個使用する。 (ｳ)　負荷量　1,000ミリリットルの水を用いる。 (ｴ)　位　置　加熱室の中心部に次の図に示すように置く。  イ　［同左］ ［(ｱ)～(ｴ)　同左］ ウ　［同左］ ［(ｱ)～(ｴ)　同左］

２　測定等

⑴　周波数変動幅	５分間以上動作させた後、負荷を取り替え、負荷が沸騰点に達するまでの発振周波数の変化を周波数測定装置により測定する。その後、スペクトラムアナライザーによる周波数変動幅（スペクトル分布の波形の最高値から26デシベル低下したレベルにおける周波数帯幅とする。）を測定する。
［⑵　略］	［略］
［削る］	［削る］
［削る］	［削る］
［削る］	［削る］
［削る］	［削る］
⑶　漏えい電波の電力束密度	［略］
⑷　安全性	［略］

３　その他

その他の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

［第２　略］

２　測定等

⑴　占有周波数帯幅に含まれる周波数の範囲	５分間以上動作させた後、負荷を取り替え、負荷が沸騰点に達するまでの発振周波数の変化を周波数測定装置により測定する。その後、スペクトラムアナライザーによる占有周波数帯幅（スペクトル分布の波形の最高値から26デシベル低下したレベルにおける周波数帯幅とする。）を測定する。
［⑵　同左］	［同左］
⑶　電源端子における妨害波電圧	電子レンジを高さ40センチメートルの台の上に置き、80センチメートル離した位置に擬似電源回路網を設置し、擬似電源回路網の電源出力端子に電子レンジの電源入力端子を接続し、電子レンジを動作させ、10秒以上経過後に測定する。
⑷　不要発射による磁界強度	直径0.6メートルのループアンテナを接続した校正済みの磁界強度測定器により、支持台を回転させ、電子レンジから３メートルの距離における最大値を測定する。 ループアンテナの下端の地上高は１メートルとする。 動作を開始してから10秒以上経過後に測定する。
⑸　不要発射による電界強度	空中線系を含め校正済みの電界強度測定装置により周波数ごとに、偏波面及び空中線の高さを変化させるとともに支持台を回転させ、1,000MHz以下の周波数範囲においては電子レンジから10メートルの距離における最大値を測定する。ただし、ケーブルを含めて直径1.2メートル、床から1.5メートルの円柱形の体積内に収まる設備に限り、３メートルの距離において測定することができる。 1,000MHzを超える周波数範囲においては３メートルの距離における最大値を測定する。 動作を開始してから10秒以上経過後に測定する。 測定装置の分解能帯域幅を１MHz、ビデオ帯域幅を１MHz以上に設定する。
⑹　電界強度の重み付け測定	測定装置の分解能帯域幅を１MHz、ビデオ帯域幅を10Hzに設定し、対数値モードで測定する。 尖頭値が最も高い妨害波の周波数を中心として、少なくとも掃引５回の間の最大値保持モードで測定した結果を用いる。
⑺　［同左］	［同左］
⑻　［同左］	［同左］

［新設］

［第２　同左］

別表第九号　届出書及び試験成績書の様式（第46条の８第１項関係）

第１　届出書の様式

型式確認届

年　月　日

総務大臣　殿

届出者
商号又は名称
代表者の役職名及び氏名
本店又は主たる事務所の所在地
電話番号
電子メールアドレス

代理人（注１）
商号又は名称
代表者の役職名及び氏名
本店又は主たる事務所の所在地
電話番号
電子メールアドレス

長辺

電子レンジ
電磁誘導加熱式調理器（注２）について、次のとおり型式確認を行つたので、電波法施行規則第46条の８第１項の規定により届け出ます。

１　型式名	
２　確認番号	
３　参考事項（注３）	

短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　代理人の欄は、代理申請を行う場合に記載すること。

２　型式確認を行う種別は、電子レンジ又は電磁誘導加熱式調理器（以下注３⑵において「電子レンジ等」という。）のいずれかを記載すること。

３　参考事項の欄は、次の事項を記載すること。

⑴　実際の製造業者と型式確認を届け出る者が相違する場合は、実際の製造業者の名称及び当該製造業者との関係（ＯＥＭ供給、輸入等）を記載すること。

⑵　既に型式確認の届出をした電子レンジ等と同一設計で製造され、かつ、構造が共に同一である電子レンジ等であつて、型式名を変更した場合は、同一総合通信局に届け出るときは試験成績書及び外観を示す写真（以下この⑵において「試験成績書等」という。）を省略することができるものとし、他の総合通信局に届け出るときは、既に型式確認を行つた型式の届出における試験成績書等の写しをもつて試験成績書等に代えることができるものとする。この場合において、既に型式確認の届出をした機器の製造者名、型式名及び確認番号を記載すること。

⑶　電子レンジの場合はトランス型又はインバーター型、電磁誘導加熱式調理器の場合はプレート型又は炊飯器型の区別を記載すること。

別表第九号　試験成績書の様式（第46条の８関係）

第１　電子レンジ

確認番号	
型式名	

試　験　成　績　書

１　占有周波数帯幅及び周波数の範囲	⑴　発振周波数	測定値	測定条件等	
	⑵　占有周波数帯幅	測定値		
２　高周波出力		測定値	測定条件等	

３　電源端子における妨害波電圧	測定値			測定条件等	
	周波数範囲	準尖頭値	平均値		
	⑴　150kHz以上500kHz未満				
	⑵　500kHz以上５MHz以下				
	⑶　５MHzを超え30MHz以下				

４　不要発射による磁界強度	測定値	測定条件等	

５　不要発射による電界強度	測定値			測定条件等	
	周波数範囲	準尖頭値	平均値		
	⑴　30MHzを超え80.872MHz以下				
	⑵　80.872MHzを超え81.88MHz未満				
	⑶　81.88MHz以上134.786MHz以下				
	⑷　134.786MHzを超え136.414MHz未満				
	⑸　136.414MHz以上230MHz以下				
	⑹　230MHzを超え1,000MHz以下				

第２　電子レンジの試験成績書

１枚目

試験成績書
（その１）

		確認番号	
１　型式名		２　製造者名	
３　利用周波数	⑴　設計値		⑵　測定値
４　周波数変動幅	⑴　設計値		⑵　測定値

	周　波　数　範　囲	尖頭値	測定条件等	
	⑺　１GHzを超え2.3GHz以下			
	⑻　2.3GHzを超え2.4GHz未満			
	⑼　2.5GHzを超え5.725GHz未満			
	⑽　5.875GHzを超え11.7GHz未満			
	⑾　11.7GHz以上12.7GHz以下			
	⑿　12.7GHzを超え18GHz以下			
６　重み付け測定	測　定　値		測定条件等	
	周　波　数　範　囲	尖頭値		
	⑴　1,005MHzから2,395MHz			
	⑵　2,505MHzから17,995MHz			
７　漏えい電力束密度波の電	測　定　値		測定条件等	
	⑴　扉を閉めた状態			
	⑵　発振停止の直前の位置まで扉を開いた状態			
	⑶　２倍の力で取手を引いた状態			
８　安全性	⑴　絶縁抵抗値その他きよう体の絶縁状況		測定条件等	
	⑵　高圧電気により充電される器具及び電線の収容状況			

注１　測定条件等の欄には、測定年月日、使用測定器名（形式、購入年及び製造者名）その他参考となる事項を記入すること。

２　５の欄の「測定条件等」には、設備からの距離を記載すること。

３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

［新設］

5　高周波出力	(1)　定格値			(2)　測定値		
6　交流電源端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値			測定周波数	測定条件
	(1)　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値				
		平均値				
	(2)　500kHz以上５MHz以下	準尖頭値				
		平均値				
	(3)　５MHzを超え30MHz以下	準尖頭値				
		平均値				
7　有線通信端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値			測定周波数	測定条件
	(1)　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値				
		平均値				
	(2)　500kHz以上30MHz以下	準尖頭値				
		平均値				

長辺　短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

２枚目

試験成績書
（その２）

8　有線通信端子における妨害波電流	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(1)　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	(2)　500kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
9　30 MHz 以下における不要発射の磁界強度	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(1)　150kHz以上30MHz以下	準尖頭値			

長辺

辺

(1)　□野外試験場又は電波半無響室

	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
10　30 MHz 以上 1 GHz 以下における不要発射の電界強度	(2)　30MHz以上80.872MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
	(3)　80.872 MHz を超え81.848MHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	(4)　81.848MHz以上134.786MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
	(5)　134.786 MHz を超え136.414MHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	(6)　136.414MHz以上230MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
	(7)　230MHzを超え１GHz以下	準尖頭値			
		平均値			

短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

３枚目

試験成績書
（その３）

長

	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
11　1 GHz 以上 18 GHz 以下における不要発射の電界強度(尖頭値)	(1)　１GHz以上18GHz以下	尖頭値			
12　1 GHz 以上 18 GHz 以下における不要発射の電界強度（対数平均値又は振幅確率分布特性値）	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(1)　１GHz以上18GHz以下	□対数平均値又は振幅確率分布特性値			
	(2)　11.7GHz以上12.7GHz以下	尖頭値			

辺		測定値		測定条件
	13　漏えい電波の電力束密度	⑴　扉を閉めた状態		
		⑵　発振停止の直前の位置まで扉を開いた状態		
		⑶　２倍の力で取手を引いた状態		
	14　安全性	⑴　絶縁抵抗値その他筐体の絶縁状況		
		⑵　高圧電気により充電される器具及び電線の収容状況		

短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　１の欄は、高周波利用設備の型式名を記載すること。

２　３⑴及び⑵の欄は、利用周波数が切換可能なものは「（何）MHz及び（何）MHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「（何）MHzから（何）MHzまで連続可変」のように記載すること。

３　４⑴及び⑵の欄は、３⑴及び⑵の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「（何）MHzから（何）MHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

４　５⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　高周波出力の定格値及び測定値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値及び測定値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値及び測定値の最大値と最小値を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。

５　６⑴から⑶までの欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　測定値の欄はデシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

エ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

６　７⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。

イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。
オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。
7　8⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。
ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。
イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
エ　測定値は、デシベル（１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。
オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。
8　9⑴の欄の記載は、次によること。
ア　測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
イ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。
ウ　測定条件の欄は、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。
9　10⑴の欄は、野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、□にレ印を付けること。
10　10⑵から⑺までの欄の記載は、次によること。
ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
イ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
ウ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。
エ　測定条件の欄は、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。
オ　野外試験場又は電波半無響室で測定することを選択した場合であつて、設備から３メートルの距離において測定したときは実際の測定値から10デシベルを減じた値を記載すること。
11　11⑴の欄の記載は、次によること。
ア　測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
イ　測定値はデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した値は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。
ウ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。

12　12(1)及び(2)の欄の記載は、次によること。 ア　対数平均値又は振幅確率分布特性値及び尖頭値を測定した場合に記載すること。 イ　対数平均値を測定した場合は、□にレ印を付け、測定された対数平均値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。 ウ　振幅確率分布特性値を測定した場合は、測定された振幅確率分布特性値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。 エ　測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。 オ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した値は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。 カ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。 13　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。 第３　電磁誘導加熱式調理器の試験成績書 ［様式略］ ［注１～３　略］	第２　電磁誘導加熱式調理器 ［様式同左］ ［注１～３　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（設置許可の申請） **第二十六条**　法第百条第一項の許可の申請は、次の各号に掲げる設備の種別に従い、第一号又は第二号に掲げる設備にあつては通信系統ごとに、第三号又は第四号に掲げる設備にあつては設備の設置場所（移動する設備にあつてはその設備）ごとに行わなければならない。 ［一～三　略］ 四　通信設備以外の設備（施行規則第四十五条に規定する通信設備以外の設備をいう。別表第九号において同じ。） ［削る］ ［削る］ ［２～４　略］	（設置許可の申請） **第二十六条**　法第百条第一項の許可の申請は、次の各号に掲げる設備の種別に従い、第一号又は第二号に掲げる設備にあつては通信系統ごとに、第三号から第六号までに掲げる設備にあつては設備の設置場所（移動する設備にあつてはその設備）ごとに行わなければならない。 ［一～三　同上］ 四　医療用設備（施行規則第四十五条第一号に規定する医療用設備をいう。以下同じ。） 五　工業用加熱設備（施行規則第四十五条第二号に規定する工業用加熱設備をいう。以下同じ。） 六　各種設備（施行規則第四十五条第三号に規定する各種設備をいう。以下同じ。） ［２～４　同上］

別表第九号　高周波利用設備の許可申請書の様式（第26条第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

第１　申請書

［様式略］

［注１・２　略］

３　電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備又は通信設備以外の設備の別を記載すること。

［４・５　略］

第２　添付書類（設備規則第60条第２号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合を除く。）（第26条第２項及び第29条第１項関係）

高周波利用設備　申請書／届出書　（注１）の添付書類

（　　装置分）（注２）

					※整理番号		
1 工事設計	（装置の別）	(1) 使用周波数	(2) 発振方式	(3) 占有周波数帯幅又は周波数変動幅	(4) 高周波出力	(5) 負荷と電極の結合方式	(6) 装置内電源ろ波器
	（装置の別）	(7) 遮蔽部分	(8) 機器の製造者名		(9) 機器の型式又は名称		(10) 機器の製造番号
	(11) 高周波そく流線輪	(12) 電源ろ波器	(13) 遮蔽室等		(14) その他の工事設計		(15) 添付図面
	□ 有 □ 無		ア 遮蔽室 □有 □無 材料 構造 イ 設備を設置する建物の構造				□ ア 線路系統図 □ イ 装置の系統図 □ ウ 装置の外観を示す図又は写真
	(16) 設備規則第65条第１項における区別				(17) 定格入力電力		
2 設置場所付近の図面	□ 設置場所付近の建造物等の状況を示す図						

長

辺

別表第九号　［同左］

第１　［同左］

［様式同左］

［注１・２　同左］

３　電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。

［４・５　同左］

第２　［同左］

高周波利用設備　申請書／届出書　（注１）の添付書類

（　　装置分）（注２）

					※整理番号		
1 工事設計	（装置の別）	(1) 使用周波数	(2) 発振方式	(3) 占有周波数帯幅又は周波数変動幅	(4) 高周波出力	(5) 負荷と電極の結合方式	(6) 装置内電源ろ波器
	（装置の別）	(7) 遮蔽部分	(8) 機器の製造者名		(9) 機器の型式又は名称		(10) 機器の製造番号
	(11) 高周波そく流線輪	(12) 電源ろ波器	(13) 遮蔽室等		(14) その他の工事設計		(15) 添付図面
	□ 有 □ 無		ア 遮蔽室 □有 □無 材料 構造 イ 設備を設置する建物の構造				□ ア 線路系統図 □ イ 装置の系統図 □ ウ 装置の外観を示す図又は写真
	(16) 設備規則第65条第１項における区別				(17) 定格入力電力		
	(18) 無変調搬送波状の妨害波の発生				(19) 無変調搬送波状以外の変動妨害波の発生		
	□ 有　□ 無				□ 有　□ 無		
2 設置場所付近の図面	□ 設置場所付近の建造物等の状況を示す図						

長

辺

3　参考事項				
フリガナ		6　設備の種別		
4　氏名又は名称				
5　住　所				
7　設置の目的				
8　設置場所				
9　高周波電流を通ずる線路	(1)　種別	(2)　区間	10　許可の番号	11　許可の年月日
12　電波法施行規則別表第６号第１の表２の項の(1)の適用の条件への適合	□適合している　□適合していない			
※備考				

←25ミリメートル→

短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　［略］

［２　略］

３　各欄の記載は、次のとおりとすること。

区　別		記載する欄	備　考
［１　略］	［(1)　略］ ［(2)　略］	［略］ ［略］	［(注１)～(注３)　略］
２　通信設備以外の設備	(1)　新設許可の申請の場合	１の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)及び(17)並びに２から８まで	［削る］
	(2)　変更の許可の申請等の場合	１の(1)（注２）、(2)(注２)、(3)（注２）、(4)（注２）、(5)（注２）、(6)（注２）、(7)(注２)、(8)（注２）、(9)(注２)、(10)（注２）、(12)（注２）、(13)（注２）、(14)（注２）、(15)(注２)、(16)（注２）及び(17)(注２)、２（注２）、３、４、５、６（注３）、７(注３)、８（注３）、10、11並びに12（注４）	［削る］ （注４）　［略］

3　参考事項				
フリガナ		6　設備の種別		
4　氏名又は名称				
5　住　所				
7　設置の目的				
8　設置場所				
9　高周波電流を通ずる線路	(1)　種別	(2)　区間	10　許可の番号	11　許可の年月日
12　電波法施行規則別表第６号第１の表２の項の(1)の適用の条件への適合	□適合している　□適合していない			
※備考				

←25ミリメートル→

短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　［同左］

［２　同左］

３　［同左］

区　別		記載する欄	備　考
［１　同左］	［(1)　同左］ ［(2)　同左］	［同左］ ［同左］	［(注１)～(注３)　同左］
２　医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備	(1)　新設許可の申請の場合	１の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)(注４)及び(19)（注５）並びに２から８まで	（注４）　設備規則第65条第１項第１号及び第３号の設備であつて、400MHzを超える周波数で動作するものの場合に限る。 （注５）　設備規則第65条第１項第１号の設備であつて、400MHzを超える周波数で動作するものの場合に限る。 （注６）　［同左］
	(2)　変更の許可の申請等の場合	１の(1)（注２）、(2)(注２)、(3)（注２）、(4)（注２）、(5)（注２）、(6)（注２）、(7)(注２)、(8)（注２）、(9)(注２)、(10)（注２）、(12)（注２）、(13)（注２）、(14)（注２）、(15)(注２)、(16)（注２）、(17)(注２)、(18)（注２）及び（注４）並びに(19)（注２）及び(注５)、２（注２）、３、４、５、６（注３）、７（注３）、８（注３）、10、11並びに12（注６）	

［４～16　略］

17　１⑮の欄の添付図面は、次の表に掲げるところにより提出するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

区　　別	添付する図面	内　　容
［略］	［略］	［略］
４　通信設備以外の設備の場合	［略］	［略］

［18　略］

［19　略］

［削る］

［削る］

20　２の欄の設置場所付近の図面は、通信設備以外の設備に限り、その設置場所を中心とした概略半径200メートルの円内の略図に建造物、道路、空地等の状況を示して提出すること（提出する場合には、□にレ印を付けること。）。

21　３の欄は、次の事項を記載すること。

［⑴　略］

⑵　実験を目的とする電力線搬送通信設備又は施行規則第45条に規定する通信設備以外の設備のうち非接触電力伝送装置（以下「実験設備」という。）の場合は、実験に係る計画書を添付する旨記載し、当該計画書に次に掲げる事項を記載すること。

［ア～カ　略］

［⑶　略］

22　［略］

23　［略］

24　６の欄は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備又は通信設備以外の設備の別を記載すること。

25～30　［略］

［４～16　同左］

17　［同左］

区　　別	添付する図面	内　　容
［同左］	［同左］	［同左］
４　医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の場合	［同左］	［同左］

［18　同左］

［19　同左］

20　１⑱の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

21　１⑲の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

22　２の欄の設置場所付近の図面は、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備に限り、その設置場所を中心とした概略半径200メートルの円内の略図に建造物、道路、空地等の状況を示して提出すること（提出する場合には、□にレ印を付けること。）。

23　［同左］

［⑴　同左］

⑵　実験を目的とする電力線搬送通信設備又は施行規則第45条第３号に規定する各種設備（450kHz以下の周波数の電波を使用し、高周波出力が500ワットを超え、かつ、30メートルの距離における磁界強度が$37.1+20\log_{10}\sqrt{\frac{P}{500}}$デシベル（毎メートル１マイクロアンペアを０デシベルとする。）を超えるものに限る。）（以下「実験設備」という。）の場合は、実験に係る計画書を添付する旨記載し、当該計画書に次に掲げる事項を記載すること。

［ア～カ　同左］

［⑶　同左］

24　［同左］

25　［同左］

26　６の欄は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。

27～32　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線設備規則の一部改正）

第三条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（妨害波電圧等の許容値） **第六十五条**　通信設備以外の設備（施行規則第四十五条に規定する通信設備以外の設備をいう。）は、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件（総務大臣が別に告示するものを除く。）に適合しなければならない。 一　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧（直流にあつては七百五十ボルト以下、交流にあつては六百ボルト以下の電圧をいう。以下この項において同じ。）の電力系統に直接接続する施設で使用されるもの (1)　交流電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。 [略] 注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。 二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。 (2)　有線通信端子（電気通信回線に接続するための端子をいう。以下この条において同じ。）を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。 [略]	（妨害波電圧等の許容値） **第六十五条**　通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値は、別に告示するものを除き、次のとおりとする。 一　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用されるもの (1)　電源端子における妨害波電圧の最大許容値 [同上] 注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。 ［新設］

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	八四デシベルから七四デシベルまで　※	七四デシベルから六四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	七四デシベル	六四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

周波数帯	最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［同上］	［同上］	［同上］

［新設］

(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	四〇デシベルから三〇デシベルまで　※
	平均値	三〇デシベルから二〇デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	準尖頭値	三〇デシベル
	平均値	二〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(4)　試験場（設置場所を除く。第三号及び第四号において同じ。）で測定した利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上三〇MHz未満	三九デシベルから三デシベルまで　※

［注　略］

［削る］

［新設］

(2)　当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上一五〇kHz未満	七九・九デシベル（医療用設備にあつては、四八・五デシベル）
一五〇kHz以上三〇MHz未満	三九デシベルから三デシベルまで　※

［注　同上］

(3)　当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯		最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	準尖頭値	三〇デシベル
	平均値	二五デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	準尖頭値	五〇デシベル
	平均値	四五デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	準尖頭値	三〇デシベル
	平均値	二五デシベル

一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル	四五デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル	二五デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル	三二デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　平均値の最大許容値は、マグネトロンで駆動する装置にのみ適用する。この場合において、準尖頭値が最大許容値を超える場合であつても、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が最大許容値以下のときは、最大許容値を満たしているものとみなす。

⑷　無変調搬送波状の妨害波を発生させ、四〇〇MHzを超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一GHzを超え一・八GHz以下	七〇デシベル

⑸　無変調搬送波状以外の変動妨害波を発生させ、四〇〇MHzを超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一GHzを超え二・三GHz以下	九二デシベル
二・三GHzを超え二・四GHz未満	一一〇デシベル
二・五GHzを超え五・七二五GHz未満	九二デシベル
五・八七五GHzを超え一一・七GHz未満	九二デシベル

［削る］

⑸　利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

㈠　野外試験場又は電波半無響室（室内の六面のうち床面以外の五面に電波吸収体を設置し、床面を導電性大地面とした電波暗室をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四MHz未満	五〇デシベル

八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル

注一　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・五メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まる設備（以下この項において「小型設備」という。）である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(二)　その設備が小型設備であつて、電波全無響室（室内の六面全てに電波吸収体を設置した電波暗室をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	四二デシベルから三九デシベルまで　※
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五九デシベル
八一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三九デシベルから三七デシベルまで　※

一一・七GHz以上一二・七GHz以下	
一二・七GHzを超え一八GHz以下	九二デシベル

一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満		五七デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下		三七デシベルから三五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下		四二デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が許容値を超える場合であつても、その設備がマグネトロンで駆動し、かつ、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が準尖頭値の許容値から五デシベルを減じた値以下のときは、準尖頭値の許容値を満たしているものとみなす。

(6)　利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

㈠　尖頭値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。㈡及び㈢において同じ。）が七〇デシベル以下であること。

㈡　対数平均値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が六〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

㈢　振幅確率分布特性値（振幅確率分布において規定した振幅又は確率に対応する値をいう。第三号(6)㈢において同じ。）（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が、確率一〇パーセントの場合に七〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

二　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式以外の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設で使用されるもの

(1)　交流電源端子における妨害波電圧がそれぞれ次の表の許容値以下であること。

周波数帯	準尖頭値	平均値
［略］	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	［略］	［略］

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(6)　四〇〇MHzを超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における不要発射による電界強度について、一、〇〇五MHzから二、三九五MHzまでの間及び二、五〇五MHzから一七、九九五MHzまで（五、七二〇MHzから五、八八〇MHzまでを除く。）の間において尖頭値が最も高い妨害波の周波数を中心として、一〇MHz掃引した値の尖頭値の最大許容値毎メートル六〇デシベルマイクロボルト

二　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用されるもの

(1)　電源端子における妨害波電圧の最大許容値

周波数帯	準尖頭値	平均値
［同上］	最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	［同上］	［同上］

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

［新設］

(2)　有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	八四デシベルから七四デシベルまで　※
	平均値	七四デシベルから六四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	準尖頭値	七四デシベル
	平均値	六四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(2)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

ア　医療用設備

周波数帯		最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上五二六・五kHz未満	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	一七・一デシベル
	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値	四八・五デシベル
五二六・五kHz以上一、六〇六・五kHz未満	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	七・六デシベル
	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値	二八・五デシベル
一、六〇六・五kHz以上三〇MHz未満	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	四・一デシベル
	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値	一四・五デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。

イ　医療用設備以外の設備

周波数帯		最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上五二六・五kHz未満	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	四八・五デシベル
	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値	七九・九デシベル
五二六・五kHz以上一、六〇六・五kHz未満	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	二八・五デシベル
	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値	四九・四デシベル
一、六〇六・五kHz以上三〇MHz未満	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	一四・五デシベル
	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値	二五デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。

(3)　有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	四〇デシベルから三〇デシベルまで　※	三〇デシベルから二〇デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	三〇デシベル	二〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(4)　利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル

注　その設備が小型設備である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二)　その設備が小型設備であり、かつ、電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	四二デシベルから三五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	四二デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(5)　内部最高周波数（設備の内部で利用される電流の周波数（設備に組み込まれる集積回路の内部だけで利用されるものを含む。）のうち最も高いものをいう。以下この(5)及び第四号(5)において同じ。）が一〇八MHzを超える設備の場合は、利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表の許容値以下であること。

(3)　当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

［新設］

［新設］

周波数帯		許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
		尖頭値	平均値
一GHz以上三GHz以下		七〇デシベル	五〇デシベル
三GHzを超え六GHz以下		七四デシベル	五四デシベル

注　その設備の内部最高周波数に応じて、次に掲げる周波数帯においてこの表に規定する許容値以下である場合は、一GHz以上六GHz以下の周波数帯において許容値以下であつたとみなす。

(一)　内部最高周波数が五〇〇MHz以下のときにあつては、一GHz以上二GHz以下

(二)　内部最高周波数が五〇〇MHzを超え一GHz以下のときにあつては、一GHz以上五GHz以下

(三)　内部最高周波数が一GHzを超えるときにあつては、一GHz以上内部最高周波数の五倍の周波数又は六GHzのいずれか小さい方以下

(四)　内部最高周波数が不明のときにあつては、一GHz以上六GHz以下

三　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるもののうち、試験場において試験を行うもの

(1)　交流電源端子における妨害波電圧が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　定格電力が七五キロボルトアンペアを超える設備又はIT電力系統（全ての充電部を、大地から絶縁する電力系統、一点をインピーダンスを介して大地へ接続し、かつ、電気設備の露出導電性部分を単独若しくは一括して接地する電力系統又は系統の接地へ接続する電力系統をいう。次号(1)(一)において同じ。）にのみ接続して設置する設備の妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一三〇デシベル	一二〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz未満	一二五デシベル	一一五デシベル
五MHz以上三〇MHz以下	一一五デシベル	一〇五デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

三　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、試験場（設置場所を除く。以下同じ。）において試験を行うもの

(1)　電源端子における妨害波電圧の最大許容値

周波数帯	最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）			
	定格入力電力が七五kVA以下のもの		定格入力電力が七五kVAを超えるもの	
	準尖頭値	平均値	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一〇〇デシベル	九〇デシベル	一三〇デシベル	一二〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	八六デシベル	七六デシベル	一二五デシベル	一一五デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	九〇デシベルから七三デシベルまで※	八〇デシベルから六〇デシベルまで※	一一五デシベル	一〇五デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(二)　(一)に規定する設備以外の設備の場合は、妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
		準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満		一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下		八六デシベル	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下		九〇デシベルから七三デシベルまで※	八〇デシベルから六〇デシベルまで※

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(2)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	九七デシベルから八七デシベルまで※	八四デシベルから七四デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	八七デシベル	七四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(2)　当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上一五〇kHz以下	四八・五デシベル（医療用設備にあつては、一七・一デシベル）
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	五七・五デシベル
四九〇kHz以上一、七〇五kHz以下	四七・五デシベル
一、七〇五kHzを超え二、一九四kHz未満	五二・五デシベル
二、一九四kHz以上三・九五MHz未満	四三・五デシベル
三・九五MHz以上二〇MHz未満	一八・五デシベル
二〇MHz以上三〇MHz以下	八・五デシベル

(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	五三デシベルから四三デシベルまで※
	平均値	四〇デシベルから三〇デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	準尖頭値	四三デシベル
	平均値	三〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(3)　当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHzを超え四七MHz未満	六八デシベル
四七MHz以上六八MHz以下	五〇デシベル
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	六三デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	七八デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	六三デシベル
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七〇デシベル
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六〇デシベル
一五六MHzを超え一七四MHz未満	七四デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五〇デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六〇デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六〇デシベル

四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六三デシベル		
四七〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下	六〇デシベル		

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(4)　無変調搬送波状の妨害波を発生させ、四〇〇MHzを超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

一GHzを超え一八GHz以下の周波数帯	尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
高調波周波数帯域内	八二デシベル
高調波周波数帯域外	七〇デシベル

(4)　試験場で測定した利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）					
	その設備から三〇メートルの距離		その設備から一〇メートルの距離		その設備から三メートルの距離	
一五〇kHz以上四九〇kHz未満	三三・五デシベル		五七・五デシベル		八二デシベル	
四九〇kHz以上一、七〇五kHz以下	二三・五デシベル		四七・五デシベル		七二デシベル	
一、七〇五kHzを超え二、一九四kHz未満	二八・五デシベル		五二・五デシベル		七七デシベル	
二、一九四kHz以上三・九五MHz未満	二三・五デシベル		四三・五デシベル		六八デシベル	
三・九五MHz以上一一MHz未満	八・五デシベル		一八・五デシベル		六八デシベルから二八・五デシベルまで※	
一一MHz以上二〇MHz未満	八・五デシベル		一八・五デシベル		二八・五デシベル	
二〇MHz以上三〇MHz以下	（一）一・五デシベル	八・五デシベル			一八・五デシベル	

注一　その設備から三〇メートル、一〇メートル又は三メートルのいずれかの距離において測定を行い、表中の許容値を適用する。ただし、三メートルの距離における許容値は小型設備に対してのみ適用する。

二　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(5)　利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上四七MHz未満	六八デシベル
四七MHz以上六八MHz以下	五〇デシベル
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	六三デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	七八デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	六三デシベル
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七〇デシベル
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六〇デシベル
一五六MHzを超え一七四MHz未満	七四デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五〇デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六〇デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六〇デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六三デシベル
四七〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下	六〇デシベル

［新設］

注一　その設備から三〇メートルの距離において測定した準尖頭値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備が小型設備の場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二)　その設備が小型設備であつて、かつ、電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上四七MHz未満	※　八〇デシベルから七八デシベルまで
四七MHz以上五四・五六MHz未満	六〇デシベル
五四・五六MHz以上六八MHz以下	※　六〇デシベルから五九デシベルまで
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	七二デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	八七デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	※　七二デシベルから七一デシベルまで
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	※　六八デシベルから六七デシベルまで
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七七デシベル
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	※　六七デシベルから六六デシベルまで
一五六MHzを超え一七四MHz未満	八〇デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五六デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六六デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	※　五六デシベルから五五デシベルまで
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六五デシベル

四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六八デシベル
四七〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下	六五デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(6)　利用周波数が四〇〇MHz以上の設備の場合は、一GHz以上一八GHz以下の周波数帯における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　次の表に定める値以下であること。

周波数帯	尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一GHz以上四・八GHz以下	七〇デシベル
四・八GHzを超え五GHz未満	八二デシベル
五GHz以上五・七二五GHz以下	七〇デシベル
五・七二五GHzを超え五・八七五GHz未満	八二デシベル
五・八七五GHz以上七・二GHz以下	七〇デシベル
七・二GHzを超え七・五GHz未満	八二デシベル
七・五GHz以上九・六GHz以下	七〇デシベル
九・六GHzを超え一〇GHz未満	八二デシベル
一〇GHz以上一一・四五GHz以下	七〇デシベル
一一・四五GHzを超え一一・七五GHz未満	八二デシベル
一一・七五GHz以上一二GHz以下	七〇デシベル
一二GHzを超え一二・五GHz未満	八二デシベル
一二・五GHz以上一四・四GHz以下	七〇デシベル

［新設］

一四・四GHzを超え一五GHz未満	八二デシベル
一五GHz以上一六・八GHz以下	七〇デシベル
一六・八GHzを超え一七・六二五GHz未満	八二デシベル
一七・六二五GHz以上一八GHz以下	七〇デシベル

(二)　対数平均値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が六〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。(三)において同じ。）が七三デシベル以下であること。

(三)　振幅確率分布特性値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が確率一〇パーセントの場合に七〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル以下であること。

四　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式以外の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるもののうち、試験場において試験を行うもの

(1)　交流電源端子における妨害波電圧が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　定格電力が七五キロボルトアンペアを超える設備又はＩＴ電力系統にのみ接続する設備であつて、専用の変圧器又は発電機から給電され低圧の架空電力線に接続せず、住宅用地から三〇メートル以上離れた場所又は遮蔽として働く構造物によつて隔絶された場所にのみ設置する設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一三〇デシベル	一二〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz未満	一二五デシベル	一一五デシベル
五MHz以上三〇MHz以下	一一五デシベル	一〇五デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

四　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、試験場において試験を行うもの

(1)　電源端子における妨害波電圧の最大許容値

周波数帯	最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）			
	定格入力電力が二〇kVA以下のもの		定格入力電力が二〇kVAを超えるもの	
	準尖頭値	平均値	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	七九デシベル	六六デシベル	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	七三デシベル	六〇デシベル	八六デシベル	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	七三デシベル	六〇デシベル	九〇デシベルから七三デシベルまで※	八〇デシベルから六〇デシベルまで※

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(二)　定格電力が二〇キロボルトアンペアを超え、かつ、専用の変圧器又は発電機と接続し、低圧の架空電力線に直接接続せずに設置する設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	一〇〇デシベル
	平均値	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	準尖頭値	八六デシベル
	平均値	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	準尖頭値	九〇デシベルから七三デシベルまで　※
	平均値	八〇デシベルから六〇デシベルまで　※

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(三)　(一)及び(二)に規定する設備以外の設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	七九デシベル
	平均値	六六デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	準尖頭値	七三デシベル
	平均値	六〇デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	準尖頭値	七三デシベル
	平均値	六〇デシベル

注　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(2)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	九七デシベルから八七デシベルまで　※
	平均値	八四デシベルから七四デシベルまで　※

(2)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

ア　医療用設備

周波数帯	最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
	当該設備から三〇メートルの距離における準尖頭値
	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値
	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値

五〇〇kHz以上三〇MHz以下	八七デシベル	七四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		
許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	準尖頭値	平均値

一〇kHz以上五二六・五kHz未満	（一）一一・五デシベル	一七・一デシベル
五二六・五kHz以上一、六〇六・五kHz未満	（一）一一・五デシベル	七・六デシベル
一、六〇六・五kHz以上三〇MHz未満	（一）一一・五デシベル	四・一デシベル

一〇kHz以上五二六・五kHz未満	当該設備から三〇メートルの距離における準尖頭値	四八・五デシベル
	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	二八・五デシベル
五二六・五kHz以上一、六〇六・五kHz未満	当該設備から三〇メートルの距離における準尖頭値	四九・四デシベル
	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	二八・五デシベル
一、六〇六・五kHz以上三〇MHz未満	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値	七九・九デシベル
	当該設備から一メートルの距離における準尖頭値	四八・五デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。

イ　医療用設備以外の設備

周波数帯	最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上五二六・五kHz未満	五デシベル
五二六・五kHz以上一、六〇六・五kHz未満	九・四デシベル
一、六〇六・五kHz以上三〇MHz未満	一四・五デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。

(3)　当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）

一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	五三デシベルから四三デシベルまで ※	四〇デシベルから三〇デシベルまで ※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	四三デシベル	三〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(4)　利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　定格電力が二〇キロボルトアンペアを超え、かつ、専用の変圧器又は発電機と接続し、低圧の電力系統に直接接続せずに設置する設備を野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	五〇デシベル

注一　三〇メートルの距離において測定し、その値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備が小型設備の場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二)　(一)に規定する設備以外の設備を野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	四〇デシベル

	定格入力電力が二〇kVA以下のもの	定格入力電力が二〇kVAを超えるもの
	準尖頭値	準尖頭値
三〇MHz以上二三〇MHz以下	四〇デシベル	五〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	四七デシベル	五〇デシベル

注一　三〇メートルの距離において測定し、その値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

［新設］

二三〇MHzを超え一GHz以下	四七デシベル

注一　三〇メートルの距離において測定し、その値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備が小型設備の場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(三)　その設備が小型設備であつて、かつ、(一)に規定する設備を電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	六二デシベルから五五デシベルまで※
二三〇MHzを超え一GHz以下	五五デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(四)　その設備が小型設備であつて、かつ、(一)に規定する設備以外の設備を電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	五二デシベルから四五デシベルまで※
二三〇MHzを超え一GHz以下	五二デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(5)　内部最高周波数が一〇八MHzを超える設備の場合は、利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一GHz以上三GHz以下	尖頭値	七六デシベル
	平均値	五六デシベル
三GHzを超え六GHz以下		八〇デシベル 六〇デシベル

［新設］

注　その設備の内部最高周波数に応じて、次に掲げる周波数帯においてこの表に規定する許容値以下である場合は、一GHz以上六GHz以下の周波数帯において許容値以下であつたとみなす。

㈠　内部最高周波数が五〇〇MHz以下のときにあつては、一GHz以上二GHz以下

㈡　内部最高周波数が五〇〇MHzを超え一GHz以下のときにあつては、一GHz以上五GHz以下

㈢　内部最高周波数が一GHzを超えるときにあつては、一GHz以上内部最高周波数の五倍の周波数又は六GHzのいずれか小さい方以下

㈣　内部最高周波数が不明のときにあつては、一GHz以上六GHz以下

(6)　(1)㈠又は㈡に規定する許容値を適用した場合にあつては、その設備の取扱説明書等に、専用の変圧器又は発電機に直接接続する設備であつて、低圧の架空電力線に直接接続しない設備である旨が明記されていること。

五　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるもののうち、設置場所において試験を行うもの

(1)　当該設備が設置されている建造物の外壁から一〇〇メートルの距離（当該設備が設置されている建造物の外壁と当該設備の設置者の占有に属する区域の境界との間の最も近い距離を二・五（一MHz以上の周波数にあつては、四・五）で除した距離に、三〇メートルを加えた距離が一〇〇メートルに満たないときは、その距離（その距離が当該設備の設置者の占有に属する区域の境界を超えるときは、当該設備が設置されている建造物の外壁と当該設備の設置者の占有に属する区域の境界との間の最も近い距離又は三〇メートルのいずれか長い距離）。(2)において同じ。）において、利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	二三・五デシベル
［略］	［略］

［新設］

五　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、設置場所において試験を行うもの

(1)　当該設備が設置されている建築物の外壁から一〇〇メートルの距離（当該設備が設置されている建築物の外壁と当該設備の設置者の占有に属する区域の境界との間の最も近い距離を二・五（一MHz以上の周波数にあつては、四・五）で除した距離に、三〇メートルを加えた距離が一〇〇メートルに満たないときは、その距離（その距離が当該設備の設置者の占有に属する区域の境界を超えるときは、当該設備が設置されている建築物の外壁と当該設備の設置者の占有に属する区域の境界との間の最も近い距離又は三〇メートルのいずれか長い距離）。(2)において同じ。）における磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上一五〇kHz以下	（一）一一・五デシベル
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	二三・五デシベル
［同上］	［同上］

(2)　当該設備が設置されている建造物の外壁から一〇〇メートルの距離において利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

六　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合以外の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるもののうち、設置場所において試験を行い、定格入力電力が二〇キロボルトアンペアを超えるもの

(1)　当該設備が設置されている建造物の外壁から三〇メートルの距離において利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	一三・五デシベル
［略］	［略］

［注　略］

(2)　当該設備が設置されている建造物の外壁から三〇メートルの距離において利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注　略］

七　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合以外の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるもののうち、設置場所において試験を行い、定格入力電力が二〇キロボルトアンペア以下のものにあつては、当該設備が設置されている建造物の外壁から三〇メートルの距離において利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル

(2)　当該設備が設置されている建築物の外壁から一〇〇メートルの距離における電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

六　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、設置場所において試験を行い、定格入力電力が二〇kVAを超えるもの

(1)　当該設備が設置されている建築物の外壁から三〇メートルの距離における磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上一五〇kHz以下	（一）一一・五デシベル
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	一三・五デシベル
［同上］	［同上］

［注　同上］

(2)　当該設備が設置されている建築物の外壁から三〇メートルの距離における電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注　同上］

七　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、設置場所において試験を行い、定格入力電力が二〇kVA以下のもの

(1)　当該設備が設置されている建築物の外壁から三〇メートルの距離における磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上三〇MHz未満	（一）一一・五デシベル

二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

注　三〇メートルの距離において測定できない場合は、三〇メートルよりも長い距離において測定し、その値に次の式により求められる値を加えて得た値を測定値とすることができる。

$20\log_{10}(d/30)$（dは、測定した距離（メートル）とする。）

2　前項に掲げる交流電源端子における妨害波電圧、有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

（通信設備以外の設備による混信等の防止）

第六十六条　前条第一項各号に掲げる設備については、その設備によって副次的に発する電波又は高周波電流が、他の通信設備に継続的かつ重大な混信若しくは障害を与え、又は与えるおそれがあるときは、混信又は障害の除去のために必要な措置を講じなければならない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の電波法施行規則第四十六条の二第一項の規定により指定を受けている超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの型式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）において第一条の規定による改正後の電波法施行規則（以下「新電波法施行規則」という。）第四十六条の二第一項第六号の条件に適合するものとして、同項の規定により指定を受けたものとみなす。

第三条　施行日から起算して五年を経過する日までの間における新電波法施行規則第四十六条の二第一項第六号に規定する超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの型式の条件は、なお従前の例によることができる。

第四条　前条の規定によりなお従前の例によることができることとされる条件に適合しているものとして指定を受けた超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの型式は、新電波法施行規則第四十六条の二第一項の規定により指定を受けたものとみなす。

第五条　この省令の施行の際現に製造業者等（第一条の規定による改正前の電波法施行規則第四十六条の製造業者等をいう。附則第七条において同じ。）が型式確認（第一条の規定による改正前の電波法施行規則第四十六条の七第一項の規定による型式確認をいう。附則第七条において同じ。）を行っている電子レンジの型式は、施行日において新電波法施行規則第四十六条の七第一項の規定により確認を行ったものとみなす。

注　三〇メートルの距離において測定できないときは、三〇メートルよりも長い距離において測定し、その値に次の式により求められる値を加えて得た値を測定値とすることができる。

$20\log_{10}(d/30)$（dは、測定した距離（メートル）とする。）

(2)　当該設備が設置されている建築物の外壁から三〇メートルの距離における電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

注　三〇メートルの距離において測定できないときは、三〇メートルよりも長い距離において測定し、その値に次の式により求められる値を加えて得た値を測定値とすることができる。

$20\log_{10}(d/30)$（dは、測定した距離（メートル）とする。）

2　前項に掲げる電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

（通信設備以外の設備による混信等の防止）

第六十六条　前条各号に掲げる設備については、その設備によって副次的に発する電波又は高周波電流が、他の通信設備に継続的かつ重大な混信若しくは障害を与え、又は与えるおそれがあるときは、混信又は障害の除去のために必要な措置を講じなければならない。

第六条　施行日から起算して五年を経過する日までの間における電子レンジの型式の条件のうち新電波法施行規則第四十六条の七の規定の適用については、同条第一項第一号(3)の表一五〇kHz以上五〇〇kHz未満の項中「六六デシベルから五六デシベル」とあるのは「七四デシベルから六四デシベル」と、「五六デシベルから四六デシベル」とあるのは「六四デシベルから五四デシベル」とする。

第七条　前条の規定により読み替えて適用する新電波法施行規則第四十六条の七の条件に適合しているものとして製造業者等が型式確認を行った電子レンジの型式は、新電波法施行規則第四十六条の七第一項の規定により確認を行ったものとみなす。

第八条　この省令の施行の際現に設置許可を受けている通信設備以外の設備（新電波法施行規則第四十五条に規定する通信設備以外の設備をいう。附則第十条及び第十二条において同じ。）は、施行日において第三条の規定による改正後の無線設備規則（以下「新無線設備規則」という。）第六十五条第一項各号の条件に適合するものとみなす。

第九条　施行日から起算して五年を経過する日までの間における電子レンジの設置許可の条件のうち新無線設備規則第六十五条の規定の適用については、同条第一項第一号(1)の表一五〇kHz以上五〇〇kHz未満の項中「六六デシベルから五六デシベル」とあるのは「七四デシベルから六四デシベル」と、「五六デシベルから四六デシベル」とあるのは「六四デシベルから五四デシベル」とする。

第十条　施行日から起算して五年を経過する日までの間における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する医療機器のうち、新電波法施行規則第四十五条に規定する通信設備以外の設備の設置許可の条件については、新無線設備規則第六十五条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第十一条　施行日から起算して五年を経過する日までの間における工業用超音波機器の設置許可の条件については、新無線設備規則第六十五条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第十二条　施行日から起算して五年を経過する日において、附則第九条から前条までの規定によりなお従前の例によることができることとされる条件に適合しているものとして許可を受けた通信設備以外の設備は、新無線設備規則第六十五条第一項各号の条件に適合するものとみなす。

規　則

人事院は、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第六十二号）の施行に伴い、並びに国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）等に基づき、防災庁設置法等の施行に伴う関係人事院規則の整備に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年十一月二日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一―八三

防災庁設置法等の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則

（定義）

第一条　この規則において、「次の表により改正する」とは、次条から第十四条までの表の各欄に掲げる規定を、当該規定に付した傍線又は当該規定を囲んだ破線により改正することをいう。

2　次条から第十四条までの表中の傍線及び破線の意義は、次に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改めること。

二　改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改めること。

三　改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加えること。

（人事院規則一―五七の一部改正）

第二条　人事院規則一―五七（復興庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の適用の特例等に関する人事院規則）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（復興庁が廃止されるまでの間における人事院規則の適用の特例） **第一条**　復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる規則の規定の適用については、同欄に掲げる規則の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。	（復興庁が廃止されるまでの間における人事院規則の適用の特例） **第一条**　復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる規則の規定の適用については、同欄に掲げる規則の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。
規則八―一二（職員の任免）	規則八―一二（職員の任免）
第九条第四項	第九条第四項
第三十条第一項第一号	第三十条第一項第一号
防災庁 及び防災庁	デジタル庁 及びデジタル庁
防災庁、復興庁 、防災庁及び復興庁	デジタル庁、復興庁 、デジタル庁及び復興庁

第四十八条第一項	中央防災会議	中央防災会議、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十五条第一項の復興推進委員会	
（略）	（略）	（略）	
規則一一―四（職員の身分保障）	、防災庁及び復興庁	中央防災会議、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十五条第一項の復興推進委員会	
第七条の二第五項	及び防災庁	中央防災会議	
第十一条			
規則一四―二一（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）	防災庁	防災庁、復興庁	
第二条第一項			
規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）	防災庁	防災庁、復興庁	
第二条第二項第一号			
第二条第二項第二号	第十五条	第十五条、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十三条第一項、第十五条第一項及び第十七条第一項	

2　復興庁が廃止されるまでの間における規則九―七（俸給等の支給）別表の規定の適用については、同表中「及び防災庁」とあるのは「、防災庁及び復興庁」と、「防災庁」とあるのは「防災庁／復興庁」とする。

3　復興庁が廃止されるまでの間における規則九―一七（俸給の特別調整額）別表第一の規定の適用については、同表中

「十五　防災庁

組織	官職	区分
防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十三条第一項に規定する職	審議官	一種
	参事官	
	企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種

第四十八条第一項	機関	機関、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十五条第一項の復興推進委員会	
（略）	（略）	（略）	
規則一一―四（職員の身分保障）	、デジタル庁及び復興庁	機関、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十五条第一項の復興推進委員会	
第七条の二第五項	及びデジタル庁	機関	
第十一条			
規則一四―二一（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）	デジタル庁	デジタル庁、復興庁	
第二条第一項			
規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）	デジタル庁	デジタル庁、復興庁	
第二条第二項第一号			
第二条第二項第二号	第十四条第一項	第十四条第一項、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十三条第一項、第十五条第一項及び第十七条第一項	

2　復興庁が廃止されるまでの間における規則九―七（俸給等の支給）別表の規定の適用については、同表中「及びデジタル庁」とあるのは「、デジタル庁及び復興庁」と、「デジタル庁」とあるのは「デジタル庁／復興庁」とする。

3　復興庁が廃止されるまでの間における規則九―一七（俸給の特別調整額）別表第一の規定の適用については、同表中

「十四　デジタル庁

組織	官職	区分
デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項に規定す	審議官	一種
	参事官	
	企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種

又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織		

とあるのは、

「十五　防災庁

組織	官職	区分
防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織	審議官 参事官 企画官（人事院の定めるものに限る。）	一種 二種

十五の二　復興庁

組織	官職	区分
復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織	審議官 参事官 企画官（人事院の定めるものに限る。） 復興局 局長 次長 参事官	一種 二種 一種 二種 四種

」

とする。

る職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織		

とあるのは、

「十四　デジタル庁

組織	官職	区分
デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織	審議官 参事官 企画官（人事院の定めるものに限る。）	一種 二種

十四の二　復興庁

組織	官職	区分
復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織	審議官 参事官 企画官（人事院の定めるものに限る。） 復興局 局長 次長 参事官	一種 二種 一種 二種 四種

」

とする。

４　復興庁が廃止されるまでの間における規則一六―〇（職員の災害補償）別表第二の規定の適用については、同表中「及び第九号」とあるのは「、第九号及び第九号の二」と、「九　防災庁」とあるのは「九　防災庁　九の二　復興庁」とする。

（人事院規則八―一二の一部改正）

第三条　人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（名簿からの採用の方法の特例） **第九条**　（略） ２・３　（略） ４　任命権者は、補充しようとする官職が特定機関（会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁、防災庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条に規定する国の行政機関に置かれる組織（以下この項において「国の行政組織」という。）のうち、本省庁（国の行政組織のうち、内部部局又はこれに準ずる組織として人事院が定めるものをいう。次項において同じ。）以外の組織であって、その管轄区域が二以上の都道府県の区域にまたがるものをいう。以下この項において同じ。）に属する官職であり、かつ、当該官職を対象として行われた規則八―一八（採用試験）第五条第二項に規定する地域試験に係る同条第一項に規定する特定の地域の範囲が当該特定機関の管轄区域と同一でない場合において、当該特定機関における採用に支障があると人事院が認めたときは、前条第一項及び前二項の規定にかかわらず、補充しようとする官職と職務の内容が十分類似し、かつ、職務の複雑と責任の度が同等の官職を対象とする名簿であって、補充しようとする官職に係る名簿以外の人事院が指定するものに記載されている者（当該補充しようとする官職を対象として行われた同規則第五条第二項に規定する地域試験の合格点に相当する点以上の得点の者に限る。）の中から面接を行い、その結果を考慮して採用することができる。 ５～７　（略） （特定官職への昇任、降任、転任又は配置換の特例） **第三十条**　職員を特定官職（特定幹部職に該当する官職を除く。）に昇任させ、降任させ、転任させ、又は配置換しようとする場合（昇任させ、降任させ、転任させ、又は配置換しようとする（以下この項において「昇任等させようとする」という。）者について昇任等させようとする官職の属する第七条第二項に規定する段階（以下この項において「職務の段階」という。）と同一の職務の段階又は当該職務の段階より上位の職務の段階に属する官職を占めていたことがある場合を除く。）には、第二十五条から前条まで、規則一一―四（職員の身分保障）第七条、第八条及び第十条並びに規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）第五条、第六条及び第十四条の規定によるほか、次に掲げる要件（昇任等させようとする官職が特定幹部職以外の幹部職又は法第三十四条第一項第七号に規定する管理職である場合にあっては、第二号及び第三号に掲げる要件）を満たさなければならない。 一　昇任等させようとする官職が職務の段階のうち最下位の職務の段階に属する官職の場合（当該職務の段階に属する官職に就いていたことがない場合にあっては、当該職務の段階より上位の職務の段階に属する官職へ最初に昇任等させようとする場合）にあっては、昇任等	（名簿からの採用の方法の特例） **第九条**　（略） ２・３　（略） ４　任命権者は、補充しようとする官職が特定機関（会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条に規定する国の行政機関に置かれる組織（以下この項において「国の行政組織」という。）のうち、本省庁（国の行政組織のうち、内部部局又はこれに準ずる組織として人事院が定めるものをいう。次項において同じ。）以外の組織であって、その管轄区域が二以上の都道府県の区域にまたがるものをいう。以下この項において同じ。）に属する官職であり、かつ、当該官職を対象として行われた規則八―一八（採用試験）第五条第二項に規定する地域試験に係る同条第一項に規定する特定の地域の範囲が当該特定機関の管轄区域と同一でない場合において、当該特定機関における採用に支障があると人事院が認めたときは、前条第一項及び前二項の規定にかかわらず、補充しようとする官職と職務の内容が十分類似し、かつ、職務の複雑と責任の度が同等の官職を対象とする名簿であって、補充しようとする官職に係る名簿以外の人事院が指定するものに記載されている者（当該補充しようとする官職を対象として行われた同規則第五条第二項に規定する地域試験の合格点に相当する点以上の得点の者に限る。）の中から面接を行い、その結果を考慮して採用することができる。 ５～７　（略） （特定官職への昇任、降任、転任又は配置換の特例） **第三十条**　職員を特定官職（特定幹部職に該当する官職を除く。）に昇任させ、降任させ、転任させ、又は配置換しようとする場合（昇任させ、降任させ、転任させ、又は配置換しようとする（以下この項において「昇任等させようとする」という。）者について昇任等させようとする官職の属する第七条第二項に規定する段階（以下この項において「職務の段階」という。）と同一の職務の段階又は当該職務の段階より上位の職務の段階に属する官職を占めていたことがある場合を除く。）には、第二十五条から前条まで、規則一一―四（職員の身分保障）第七条、第八条及び第十条並びに規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）第五条、第六条及び第十四条の規定によるほか、次に掲げる要件（昇任等させようとする官職が特定幹部職以外の幹部職又は法第三十四条第一項第七号に規定する管理職である場合にあっては、第二号及び第三号に掲げる要件）を満たさなければならない。 一　昇任等させようとする官職が職務の段階のうち最下位の職務の段階に属する官職の場合（当該職務の段階に属する官職に就いていたことがない場合にあっては、当該職務の段階より上位の職務の段階に属する官職へ最初に昇任等させようとする場合）にあっては、昇任等

４　復興庁が廃止されるまでの間における規則一六―〇（職員の災害補償）別表第二の規定の適用については、同表中「第八号」とあるのは「第八号及び第八号の二」と、「八　デジタル庁」とあるのは「八　デジタル庁　八の二　復興庁」とする。

させようとする者がその在職している府省等（会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、各府省、デジタル庁及び防災庁並びに宮内庁及び内閣府設置法第四十九条第一項に規定する各機関並びに各行政執行法人をいう。以下この号において同じ。）以外の府省等、在外公館、地方公共団体、民間企業等での勤務の経験又は人事院が定める研修の受講の経験を有しており、管理的又は監督的地位にある者にふさわしい幅広い能力及び柔軟な発想力を有していると認められること。

二・三　（略）

2　（略）

（条件付任用の特例）

第四十八条　内閣府設置法第十八条の重要政策に関する会議又は同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項の機関、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十四条の中央防災会議若しくは国家行政組織法第八条の審議会等の非常勤官職又はこれらに準ずる非常勤官職（以下この条及び次条において「審議会等の非常勤官職」という。）に採用し、審議会等の非常勤官職以外の非常勤官職に第四十六条の規定により若しくは一年を超えない任期を定めて採用し、又は非常勤官職に昇任させる場合には、これらの採用又は昇任は、条件付のものとしない。

2・3　（略）

（人事院規則九―二の一部改正）

第四条　人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（指定職俸給表の適用範囲）	（指定職俸給表の適用範囲）
第十五条　指定職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。	**第十五条**　指定職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　会計検査院事務局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣府審議官、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官	三　会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣府審議官、防災監、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官
四～九　（略）	四～九　（略）

（人事院規則九―七の一部改正）

第五条　人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を次の表により改正する。

別表（第一条の四関係）

改正後		改正前	
職員の属する組織の区分	支給定日	職員の属する組織の区分	支給定日
（略）		（略）	
内閣（内閣府、デジタル庁及び防災庁を除く。）	十六日	内閣（内閣府及びデジタル庁を除く。）	十六日

（略）

デジタル庁		
防災庁		
（略）	（略）	（略）

（人事院規則九―一七の一部改正）

第六条　人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前

別表第一（第一条関係）

組織	官職	区分
一～十四　（略）		
十五　防災庁		
防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織	審議官 参事官 企画官（人事院の定めるものに限る。）	一種 二種
十六～四十六　（略）		

（人事院規則九―一二三の一部改正）

第七条　人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前

（国の行政機関の内部部局）

第二条　給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に掲げる組織とする。

一～十六　（略）

十七　防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織

十八～四十八　（略）

（国の行政機関の内部部局）

第二条　給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に掲げる組織とする。

一～十六　（略）

（新設）

十七～四十七　（略）

（略）

デジタル庁		
（略）	（略）	（略）

別表第一（第一条関係）

一～十四　（略）

（新設）

十五～四十五　（略）

（給与法第十条の三第一項第二号の人事院規則で定める業務）

第四条　給与法第十条の三第一項第二号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一　次に掲げる官職の業務

イ・ロ　（略）

ハ　内閣府審議官、防災監、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官及び地球環境審議官

ニ・ホ　（略）

二・三　（略）

（人事院規則九―一四七の一部改正）

第八条　人事院規則九―一四七（給与法附則第八項の規定による俸給月額）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（給与法附則第八項第二号の人事院規則で定める職員及び年齢） **第三条**　給与法附則第八項第二号の人事院規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、同項第二号の人事院規則で定める年齢は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める年齢とする。 一　次に掲げる職員　六十二歳 イ・ロ　（略） ハ　会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣審議官のうちその職務と責任が事務次官又は外局の長官に相当するものとして人事院が定めるもの、内閣府審議官、地方創生推進事務局長、知的財産戦略推進事務局長、科学技術・イノベーション推進事務局長、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官（外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるものを除く。）、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官 ニ　（略） 二　（略）	（給与法附則第八項第二号の人事院規則で定める職員及び年齢） **第三条**　給与法附則第八項第二号の人事院規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、同項第二号の人事院規則で定める年齢は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める年齢とする。 一　次に掲げる職員　六十二歳 イ・ロ　（略） ハ　会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣審議官のうちその職務と責任が事務次官又は外局の長官に相当するものとして人事院が定めるもの、内閣府審議官、防災監、地方創生推進事務局長、知的財産戦略推進事務局長、科学技術・イノベーション推進事務局長、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官（外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるものを除く。）、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官 ニ　（略） 二　（略）

（人事院規則一一―四の一部改正）

第九条　人事院規則一一―四（職員の身分保障）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（幹部職員の降任に関する特例） **第七条の二**　（略） 2～4　（略） 5　法第七十八条の二第三号の人事院規則で定めるその他の場合は、同号及び前二項中「他の官職」を「現官職と同じ職制上の段階に属する官職（当該幹部職員が在職している府省等（会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、各府省、デジタル庁及び防災庁並びに宮内庁及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項に規定する各機関並びに各行政執行法人をいう。以下同じ。）又は常勤の職員として在職していた府省等に置かれる官職に限る。）」と読み替えてこれらの規定を適用した場合に、第三項に規定する要件に該当し、又は前項に規定する要件に該当しないことにより、転任させるべき適当な官職がないと認められる場合とする。 6　（略）	（幹部職員の降任に関する特例） **第七条の二**　（略） 2～4　（略） 5　法第七十八条の二第三号の人事院規則で定めるその他の場合は、同号及び前二項中「他の官職」を「現官職と同じ職制上の段階に属する官職（当該幹部職員が在職している府省等（会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、各府省及びデジタル庁並びに宮内庁及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項に規定する各機関並びに各行政執行法人をいう。以下同じ。）又は常勤の職員として在職していた府省等に置かれる官職に限る。）」と読み替えてこれらの規定を適用した場合に、第三項に規定する要件に該当し、又は前項に規定する要件に該当しないことにより、転任させるべき適当な官職がないと認められる場合とする。 6　（略）

（専従休職者の特例）

第十一条　専従休職者で内閣府設置法第十八条の重要政策に関する会議又は同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項の機関、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十四条の中央防災会議若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の審議会等の諮問的な非常勤官職又はこれらに準ずる非常勤官職を占めるもの（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占めるものを除く。）は、法第八十条第四項の規定にかかわらず、当該非常勤官職の職務に従事することができる。

（人事院規則一一―一一の一部改正）

第十条　人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（管理監督職勤務上限年齢を年齢六十年としない管理監督職等） **第四条**　法第八十一条の二第二項第一号の人事院規則で定める管理監督職は、次に掲げる官職とする。 一・二　（略） 三　会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣審議官のうちその職務と責任が事務次官又は外局の長官に相当するものとして人事院が定める官職、内閣府審議官、地方創生推進事務局長、知的財産戦略推進事務局長、科学技術・イノベーション推進事務局長、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官（外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるものが占める場合を除く。）、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官 2・3　（略）	（管理監督職勤務上限年齢を年齢六十年としない管理監督職等） **第四条**　法第八十一条の二第二項第一号の人事院規則で定める管理監督職は、次に掲げる官職とする。 一・二　（略） 三　会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣審議官のうちその職務と責任が事務次官又は外局の長官に相当するものとして人事院が定める官職、内閣府審議官、防災監、地方創生推進事務局長、知的財産戦略推進事務局長、科学技術・イノベーション推進事務局長、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官（外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるものが占める場合を除く。）、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官 2・3　（略）

（人事院規則一四―二一の一部改正）

第十一条　人事院規則一四―二一（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（報告等） **第二条**　職員（非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。以下同じ。）が株式会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式又は特例有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第三条第二項に規定する特例有限会社をいう。以下同じ。）の発行済株式の四分の一を超える株式を有する場合で、当該株式会社又は当該特例有限会社（以下「会社」という。）が当該職員の在職する国の機関（会計検査院、内閣、人事院、内閣府、デジタル庁、防災庁、各省並びに宮内庁及び各外局をいう。）又は行政執行法人（以下「在職機関」という。）と密接な関係にあるとき（以下「株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある場合」という。）は、当該職員は、株式所有状況報告書により、所轄庁の長又は行政執行法人の長（以下「所轄庁の長等」という。）を経由して、人事院に報告しなければならない。 2～4　（略）	（報告等） **第二条**　職員（非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。以下同じ。）が株式会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式又は特例有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第三条第二項に規定する特例有限会社をいう。以下同じ。）の発行済株式の四分の一を超える株式を有する場合で、当該株式会社又は当該特例有限会社（以下「会社」という。）が当該職員の在職する国の機関（会計検査院、内閣、人事院、内閣府、デジタル庁、各省並びに宮内庁及び各外局をいう。）又は行政執行法人（以下「在職機関」という。）と密接な関係にあるとき（以下「株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある場合」という。）は、当該職員は、株式所有状況報告書により、所轄庁の長又は行政執行法人の長（以下「所轄庁の長等」という。）を経由して、人事院に報告しなければならない。 2～4　（略）

（人事院規則一五―一四の一部改正）

第十二条　人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（宿日直勤務）	（宿日直勤務）
第十三条　勤務時間法第十三条第一項の人事院規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。	**第十三条**　勤務時間法第十三条第一項の人事院規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　次に掲げる当直勤務	三　次に掲げる当直勤務
イ～ヌ　（略）	イ～ヌ　（略）
ル　次に掲げる業務に関する情報連絡等のための当直勤務	ル　次に掲げる業務に関する情報連絡等のための当直勤務
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　内閣府本府、金融庁、防災庁、消防庁本庁、経済産業省本省、首都圏臨海防災センター又は近畿圏臨海防災センターにおける災害発生に係る緊急業務	(2)　内閣府本府、金融庁、消防庁本庁、経済産業省本省、首都圏臨海防災センター又は近畿圏臨海防災センターにおける災害発生に係る緊急業務
(3)～(6)　（略）	(3)～(6)　（略）
2　（略）	2　（略）

（人事院規則一六―〇の一部改正）

第十三条　人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
別表第二（第五条関係）	**別表第二**（第五条関係）
一　内閣府（内閣官房、内閣法制局その他の法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（第八号及び第九号に掲げる機関を除く。）を含み、次号から第七号までに掲げる機関を除く。）	一　内閣府（内閣官房、内閣法制局その他の法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（第八号に掲げる機関を除く。）を含み、次号から第七号までに掲げる機関を除く。）
二～八　（略）	二～八　（略）
九　防災庁	（新設）
十～十七　（略）	九～十六　（略）
十八　農林水産省（次号及び第二十号に掲げる機関を除く。）	十七　農林水産省（次号及び第十九号に掲げる機関を除く。）
十九～二十二　（略）	十八～二十一　（略）
二十三　国土交通省（次号及び第二十五号に掲げる機関を除く。）	二十二　国土交通省（次号及び第二十四号に掲げる機関を除く。）
二十四～二十九　（略）	二十三～二十八　（略）

（人事院規則二一―〇の一部改正）

第十四条　人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　所管関係　国の機関（会計検査院、内閣、人事院、内閣府、デジタル庁、防災庁及び各省並びに宮内庁及び各外局をいう。以下同じ。）若しくは当該国の機関に置かれる部局等又は行政執行法人であって民間企業に対する官民人事交流法第五条第一項第一号に規定する処分等（以下単に「処分等」という。）で裁量の余地が少ない処分等又は軽微な処分等として人事院の定めるもの以外の処分等（第十二条及び第二十七条第二項において「特定処分等」という。）に関する事務を所掌するものと当該民間企業との関係をいう。	一　所管関係　国の機関（会計検査院、内閣、人事院、内閣府、デジタル庁及び各省並びに宮内庁及び各外局をいう。以下同じ。）若しくは当該国の機関に置かれる部局等又は行政執行法人であって民間企業に対する官民人事交流法第五条第一項第一号に規定する処分等（以下単に「処分等」という。）で裁量の余地が少ない処分等又は軽微な処分等として人事院の定めるもの以外の処分等（第十二条及び第二十七条第二項において「特定処分等」という。）に関する事務を所掌するものと当該民間企業との関係をいう。

二　本省庁　国の機関に置かれる部局等のうち、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条、第三十九条、第四十条、第四十三条及び第五十四条から第五十七条まで（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十六条及び第十七条第一項、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十四条第一項、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十五条並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条から第九条までに規定する部局等（国際平和協力本部、警察庁、証券取引等監視委員会、最高検察庁、国税不服審判所、農林水産技術会議、国土地理院及び海難審判所を除く。）並びに人事院事務総局、公正取引委員会事務総局、警察庁、国税不服審判所、中央労働委員会事務局、国土地理院及び海難審判所に置かれるこれらに類する部局等以外のものをいう。

三～五　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

法規的告示

○個人情報保護委員会告示第十三号

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第六十二号）及び防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和八年政令第三百五号）の施行に伴い、並びに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年十一月二日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）
目次	目次
［略］	［同左］
【凡例】	【凡例】
［略］	［同左］
※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和８年11月２日）時点の条番号を示すものとする。	※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和８年10月30日）時点の条番号を示すものとする。
１～３　［略］	１～３　［同左］
４　適用の範囲	４　適用の範囲
４－１　法第５章の規律対象となる主体	４－１　法第５章の規律対象となる主体
［略］	［同左］

４－１－１　行政機関等 ⑴　行政機関 「行政機関」とは、次の①から⑧までに記載するものをいう（法第２条第８項）。 ①　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府及び防災庁を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第１号）（※） ［略］ （※）令和８年11月２日時点において存続するもの ②　［略］ ③　防災庁（法第２条第８項第３号） ④　国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第３条第２項に規定する次の機関（これらの機関の審議会等、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局も含む。）（法第２条第８項第４号） ［略］ ⑤　内閣府、宮内庁並びに内閣府の外局の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関として政令で定める次の機関（法第２条第８項第５号及び政令第３条第１項） ・　［略］ ⑥　防災庁設置法（令和８年法律第61号）第15条の施設等機関で、政令で定めるもの（法第２条第８項第６号） ⑦　各省並びに各省の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関として政令で定める次の機関（法第２条第８項第７号及び政令第３条第２項） ・　［略］ ⑧　会計検査院（法第２条第８項第８号） ⑵～⑹　［略］ ４－１－２　行政機関の長等 「行政機関の長等」とは、行政機関の長（法第２条第８項第５号から第７号までの政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者）、地方公共団体の機関、独立行政法人等（法別表第２に掲げる法人を除く。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第１号に掲げる業務（試験研究等）を主たる目的とするもの又は同条第２号（大学等の設置及び管理）若しくは第３号チ（病院事業の経営）に掲げる業務を目的とするものを除く。）をいう（法第63条）。 ４－２　［略］ ５～11　［略］	４－１－１　行政機関等 ⑴　行政機関 「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第２条第８項）。 ①　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第１号）（※） ［同左］ （※）令和８年10月30日時点において存続するもの ②　［同左］ ［新設］ ③　国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第３条第２項に規定する次の機関（これらの機関の審議会等、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局も含む。）（法第２条第８項第３号） ［略］ ④　内閣府、宮内庁並びに内閣府の外局の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関として政令で定める次の機関（法第２条第８項第４号及び政令第３条第１項） ・　［同左］ ［新設］ ⑤　各省並びに各省の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関として政令で定める次の機関（法第２条第８項第５号及び政令第３条第２項） ・　［同左］ ⑥　会計検査院（法第２条第８項第６号） ⑵～⑹　［同左］ ４－１－２　行政機関の長等 「行政機関の長等」とは、行政機関の長（法第２条第８項第４号及び第５号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者）、地方公共団体の機関、独立行政法人等（法別表第２に掲げる法人を除く。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第１号に掲げる業務（試験研究等）を主たる目的とするもの又は同条第２号（大学等の設置及び管理）若しくは第３号チ（病院事業の経営）に掲げる業務を目的とするものを除く。）をいう（法第63条）。 ４－２　［同左］ ５～11　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第三百九十四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項及び第四十六条の七第一項並びに無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第六十五条第一項の規定に基づき、高周波利用設備の条件の特例を次のように定める。

なお、平成二十七年総務省告示第二百七号（通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値の特例を定める件）は廃止する。

令和八年十一月二日

総務大臣　藤井比早之

一　次に掲げる周波数帯内においては、通信設備以外の設備の交流電源端子における妨害波電圧、有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度について、測定値が許容値を超えた場合であっても許容値以下であるとみなす。ただし、施行規則第四十六条の二第一項第八号(4)においては適用しない。

1　一三・五六MHz（±）六・七八kHz

2　二七・一二MHz（±）一六二・七二kHz

3　四〇・六八MHz（±）二〇・三四kHz

4　二、四五〇MHz（±）五〇MHz

5　五・八GHz（±）七五MHz

6　二四・一二五GHz（±）一二五MHz

二　通信設備以外の設備のうち手術用の設備であって、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設で使用されるものの交流電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の条件は、前項各号に掲げる周波数帯内を除き、次のとおりとする。

1　その設備の待機状態において、交流電源端子における妨害波電圧が設備規則第六十五条第一項第二号(1)に掲げる条件に適合すること。

2　その設備の待機状態において、三〇MHz以上一GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が設備規則第六十五条第一項第二号(4)に掲げる条件に適合すること。

3　内部最高周波数が一〇八MHzを超える設備の場合は、その設備の待機状態において、一GHz以上における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が設備規則第六十五条第一項第二号(5)に掲げる条件に適合すること。

三　通信設備以外の設備のうち手術用の設備であって、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるものであり、試験場において試験を行うものの交流電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の条件は、第一項各号に掲げる周波数帯内を除き、高周波エネルギーの利用形式にかかわらず次のとおりとする。

1　その設備の待機状態において、交流電源端子における妨害波電圧が設備規則第六十五条第一項第四号(1)に掲げる条件に適合すること。

2　その設備の待機状態において、三〇MHz以上一GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が設備規則第六十五条第一項第四号(4)に掲げる条件に適合すること。

3　内部最高周波数が一〇八MHzを超える設備の場合は、その設備の待機状態において、一GHz以上における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が設備規則第六十五条第一項第四号(5)に掲げる条件に適合すること。

四　通信設備以外の設備のうち間欠動作するX線診断装置であって、試験場において試験を行うものの交流電源端子における妨害波電圧の準尖頭値は、第一項各号に掲げる周波数帯内を除き、測定した値から二〇デシベルを減じた値をもって測定値とすることができる。

五　通信設備以外の設備のうち非接触電力伝送装置の一〇kHz以上一五〇kHz以下の利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。次項において同じ。）の準尖頭値の許容値について、次の各号に掲げるものは、当該各号に定めるとおりとする。

1　住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設で使用されるもの　その設備から三メートルの距離において七九・九デシベル

2　住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外で使用されるものであって、試験場において試験を行うもの　その設備から一〇メートルの距離において四八・五デシベル

3　住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外で使用されるものであって、設置場所において試験を行うもの　その設備が設置されている建築物の外壁から一〇〇メートルの距離（その設備が設置されている建築物の外壁とその設備の設置者の占有に属する区域の境界との間の最も近い距離又は三〇メートルのいずれか長い距離）において（一）一一・五デシベル

六　通信設備以外の設備のうち非接触電力伝送装置であって、漏えい電界強度の低減技術の検証その他の実験を目的とし、四五〇kHz以下の周波数を利用するものの利用周波数による発射による磁界強度の準尖頭値の最大許容値は、前項の規定にかかわらず、その設備から一〇メートルの距離において六八・五デシベルとする。

七　通信設備以外の設備のうちマイクロ波を使用する紫外線照射装置であって、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設で使用されるものの一GHz以上における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の条件は、第一項各号に掲げる周波数帯内を除き、設備規則第六十五条第一項第一号(6)(一)に掲げる条件に適合すること。

八　通信設備以外の設備のうちマイクロ波を利用する紫外線照射装置であって、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧の電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用されるものであり、試験場において試験を行うものの一GHz以上の利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の条件は、第一項各号に掲げる周波数帯内を除き、設備規則第六十五条第一項第三号(6)(一)に掲げる条件に適合すること。

附　則

（施行期日）

一　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

二　この告示の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、通信設備以外の設備のうち四〇・四六ＭＨｚの周波数を利用する高周波ウェルダーから一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度（一マイクロボルトを〇デシベルとする。次項において同じ。）の準尖頭値の許容値は、四〇・四六ＭＨｚ（±）一二四〇ｋＨｚの周波数帯（第一項第三号に掲げるものを除く。）において、九四デシベルとする。

三　この告示の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、四〇・四六ＭＨｚの周波数の利用が他の通信に妨害を与えるおそれのある地域において、その周波数に代えて四一・一四ＭＨｚの周波数を利用する高周波ウェルダーから一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の準尖頭値の許容値は、四一・一四ＭＨｚ（±）一二四〇ｋＨｚの周波数帯において、九四デシベルとする。

○総務省告示第三百九十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項第六号(8)、第十二号(8)、第十三号(7)、第十四号(8)及び第十五号(7)並びに別表第八号第１の３並びに無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第六十五条第二項の規定に基づき、通信設備以外の設備の交流電源端子における妨害波電圧、有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法等を次のように定める。

なお、平成二十七年総務省告示第二百十号（超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を定める件）及び平成二十七年総務省告示第二百十一号（通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を定める件）は廃止する。

令和八年十一月二日

総務大臣　藤井比早之

第一　用語の定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　供試装置　交流電源端子における妨害波電圧、有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定の対象となる通信設備以外の設備をいう。

二　関連装置　供試装置を動作させるために必要な装置（当該供試装置の一部を構成するものを除く。）をいう。

三　相互接続ケーブル　供試装置と関連装置との間を接続し、又は関連装置と関連装置との間を接続するケーブルをいう。

四　供試装置の境界　測定の配置において、供試装置、関連装置及び相互接続ケーブルの全てがその中に含まれる仮想的な最小の鉛直円柱をいう。ただし、供試装置がロボットであり可動部がある場合は、可動部及びその可動範囲は供試装置の境界に含まない。

五　床置型装置　通常の使用状態において、床に設置して使用する供試装置をいう。

六　卓上型装置　通常の使用状態において、卓上に設置して使用する供試装置をいう。

七　手持型装置　通常の使用状態において、使用者が手に持って使用する供試装置をいう。

八　電波半無響室　室内の六面のうち床面以外の五面に電波吸収体を設置し、床面を導電性大地面とした電波暗室をいう。

九　電波全無響室　室内の六面全てに電波吸収体を設置した電波暗室をいう。

十　サイト挿入損　信号発生器の出力と測定用受信機の入力とを直接接続したものを、試験場の定められた場所に同一偏波で配置された送信空中線と受信空中線に置き換えた場合の空中線間の伝搬損失をいう。

十一　サイトアッテネーション　信号発生器の出力と測定用受信機の入力とを直接接続したものを、同一偏波で配置された送信空中線と受信空中線に置き換えた場合の最小の空中線間の伝搬損失をいう。

第二　測定方法

一　交流電源端子における妨害波電圧の測定方法

1　交流電源端子における妨害波電圧の測定機器及び試験場は、次のとおりとすること。

(1)　大地面を持つ試験場において、第三の一に定める条件を満たす測定用受信機又は当該測定用受信機と同じ測定値を示すことが証明された測定器を用いること。

(2)　第三の二に定める条件を満たす擬似電源回路網を用いて測定すること。ただし、擬似電源回路網を用いた場合において、供試装置を正常に動作させることができないときは、第三の三に定める条件を満たす電圧プローブを用いて測定すること。

(3)　手持型装置は、第三の五に定める条件を満たす擬似手を用いて測定すること。

2　交流電源端子における妨害波電圧の測定において、供試装置及び測定に使用する機器の構成並びに配置は、次のとおり行うこと。

(1)　供試装置、関連装置及び相互接続ケーブルは、標準的な使用形態の範囲内で、妨害波の強度が最大となるよう構成及び配置を変化させること。

(2)　床置型装置は、基準大地面の上に15㎝以下の厚さの絶縁体（樹脂製のパレット等）を置き、その上に供試装置を配置すること。ただし、通常の使用状態において想定される大地面の配置が特別な場合は、当該想定される配置を模したものとすること。

(3)　床置型装置以外の供試装置は、高さ40㎝又は80㎝の絶縁支持台の上に置き、基準大地面から40㎝の位置に配置すること。

(4)　擬似電源回路網を用いる場合は、その表面と供試装置又は関連装置の外郭との最も近い場所の距離が80㎝（±）８㎝となるように配置すること。

(5)　供試装置は、関連装置及び金属大地面以外の金属面から少なくとも80㎝離して配置し、関連装置は、金属大地面及び他の関連装置以外の金属面から少なくとも80㎝離して配置すること。

(6)　供試装置又は関連装置が試験場の電源から給電される場合は、擬似電源回路網を通じて接続し、複数の交流電源端子を持つ場合は、それぞれに別の擬似電源回路網を通じて接続すること。ただし、擬似電源回路網を用いた場合において、供試装置を正常に動作させることができないときは、擬似電源回路網を用いずに試験場の電源に直接接続すること。

(7)　供試装置の電源線は長さ１ｍとし、１ｍを超えるときはできる限り短いものとすること。この場合において、供試装置に電源線が備えられていて長さ１ｍを超えるときは、余分な長さの電源線は40㎝を超えない長さに前後に束ねて接続すること。ただし、ケーブルの柔軟性が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。

(8)　相互接続ケーブルは、それぞれの装置の仕様に定める型式及び長さとし、当該長さを変えることができる場合には、妨害波レベルを最大とする長さとすること。この場合において、余分な長さの接続ケーブルは、ケーブルのほぼ中央において40㎝を超えない長さに前後に束ねること。ただし、ケーブルの柔軟性が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。

⑼　供試装置又は関連装置の接地線は、擬似電源回路網を用いて測定する場合は、擬似電源回路網の接地端子に、擬似電源回路網を用いずに測定する場合は、試験場の基準大地面に接続すること。

⑽　供試装置の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて、10cmを超えない間隔で電源線と平行に配置して擬似電源回路網の接地端子又は基準大地面に接続すること。ただし、供試装置の交流電源端子と接地端子の位置が大きく異なる場合は、可能な範囲で電源線と接地線とを平行に配置すること。

⑾　擬似電源回路網の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて試験場の基準大地面と接続すること。

⑿　擬似手を用いて測定する場合において、擬似電源回路網を用いて測定するときは擬似電源回路網の接地端子を、擬似電源回路網を用いずに測定するときは試験場の基準大地面を、擬似手の抵抗側の端子に接続すること。

⒀　手持型装置の持ち手が金属体である場合、又はペイント若しくはラッカーで塗装された金属体である場合は、擬似手のキャパシタ側の端子を直接持ち手に接続して測定し、その持ち手が絶縁体の場合は、持ち手に巻き付けた幅60㎜の金属はくに当該端子を接続して測定すること。

３　交流電源端子における妨害波電圧の測定は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置及び関連装置にそれらの定格電圧及び定格周波数に合った電力を供給すること。

⑵　供試装置が複数の機能を有し、任意の機能を個別に動作できる場合は、それらの機能を個々に動作させて測定すること。

⑶　第五に定める条件で供試装置を動作させて測定すること。

⑷　供試装置が無線機能を有しており送信モードにして測定した場合であって、当該送信モードで使用した占有帯域内における測定値が許容値を超え、それが当該無線機能に関する部品に起因するときは、その測定値を除外して許容値への適合を判定することができる。

二　有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流の測定方法

１　有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流の測定機器及び試験場の条件は、次のとおりとすること。

⑴　大地面を持つ試験場において、第三の一に定める条件を満たす測定用受信機又は当該測定用受信機と同じ測定値を示すことが証明された測定器を用いること。

⑵　測定する有線通信端子に接続するケーブルが遮蔽されていない平衡ケーブルである場合は、第三の六に定める条件を満たす不平衡擬似回路網を用いて妨害波電圧を測定すること。ただし、ケーブルの対数が四を超えるとき、又は不平衡擬似回路網を用いた場合において、供試装置が正しく動作しないときは、第三の四に定める条件を満たす容量性電圧プローブを用いて妨害波電圧を、第三の九に定める条件を満たす電流プローブを用いて妨害波電流を測定すること。

⑶　測定する有線通信端子に接続するケーブルが遮蔽された平衡ケーブル又は同軸ケーブルである場合は、第三の四に定める条件を満たす容量性電圧プローブを用いて妨害波電圧を測定し、第三の九に定める条件を満たす電流プローブを用いて妨害波電流を測定するか、又は第三の六に定める条件を満たす不平衡擬似回路網を用いて妨害波電圧のみを測定するかを選択して測定すること。

⑷　測定する有線通信端子に接続するケーブルが不平衡ケーブルである場合は、第三の四に定める条件を満たす容量性電圧プローブを用いて妨害波電圧を、第三の九に定める条件を満たす電流プローブを用いて妨害波電流を測定すること。

２　有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流の測定において、供試装置及び測定に使用する機器の構成並びに配置は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置、関連装置及び相互接続ケーブルは、標準的な使用形態の範囲内で妨害波の強度を最大とするよう構成及び配置を変化させること。

⑵　床置型装置は、基準大地面の上に15cm以下の厚さの絶縁体（樹脂製のパレット等）を置き、その上に供試装置を配置すること。ただし、通常の使用状態において想定される大地面の配置が特別な場合は、当該想定される配置を模したものとすること。

⑶　床置型装置以外の供試装置は、高さ40cm又は80cmの絶縁支持台の上に置き、基準大地面から40cmの位置に配置すること。

⑷　擬似電源回路網を用いる場合は、その表面と供試装置又は関連装置の外郭との最も近い場所の距離が80cm（±）８cmとなるように配置し、擬似電源回路網の測定端子を50Ωで終端すること。

⑸　不平衡擬似回路網を用いる場合は、その表面と供試装置又は関連装置の外郭との最も近い場所の距離が80cm（±）８cmとなるように配置すること。

⑹　電流プローブ及び容量性電圧プローブを用いる場合は、供試装置の外郭から30cm離れた位置に電流プローブを配置し、容量性電圧プローブは電流プローブから更に10cm供試装置から離れた位置に配置すること。

⑺　供試装置は、関連装置及び金属大地面以外の金属面から少なくとも80cm離して配置し、関連装置は金属大地面及び他の関連装置以外の金属面から少なくとも80cm離して配置すること。

⑻　供試装置又は関連装置が試験場の電源から給電される場合は、第三の二に定める条件を満たす擬似電源回路網を通じて接続し、複数の交流電源端子を持つ場合は、それぞれに別の擬似電源回路網を通じて接続すること。ただし、擬似電源回路網を用いた場合において供試装置を正常に動作させることができないときは、擬似電源回路網を用いずに試験場の電源に直接接続すること。

⑼　供試装置の電源線は長さ１ｍとし、１ｍを超えるときはできる限り短いものとすること。この場合において、供試装置に電源線が備えられていて長さ１ｍを超えるときは、余分な長さの電源線は40cmを超えない長さに前後に束ねて接続すること。ただし、ケーブルの柔軟性が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。

⑽　相互接続ケーブルは、それぞれの装置の仕様に定める型式及び長さとし、当該長さを変えることができる場合には、妨害波レベルを最大とする長さとすること。この場合において、余分な長さの接続ケーブルは、ケーブルのほぼ中央において40cmを超えない長さに前後に束ねること。ただし、ケーブルの柔軟性が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。

⑾　有線通信端子に接続するケーブルは、できる限り、試験場の基準大地面から40cmの位置に配置すること。

⑿　供試装置又は関連装置の接地線は、擬似電源回路網を用いて測定する場合は、擬似電源回路網の接地端子に、擬似電源回路網を用いずに測定する場合は、試験場の基準大地面に接続すること。

⒀　供試装置の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて、10cmを超えない間隔で電源線と平行に配置して擬似電源回路網の接地端子又は基準大地面に接続すること。ただし、供試装置の交流電源端子と接地端子の位置が大きく異なる場合は、可能な範囲で電源線と接地線を平行に配置すること。

⒁　擬似電源回路網及び不平衡擬似回路網の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて試験場の基準大地面と接続すること。

3　有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流の測定は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置及び関連装置にそれらの定格電圧及び定格周波数にあった電力を供給すること。

⑵　供試装置が複数の機能を有し、任意の機能を単独で動作できる場合は、それらの機能を個々に動作させて測定すること。

⑶　第五に定める条件で供試装置を動作させて測定すること。

⑷　供試装置が無線機能を有しており送信モードにして測定した場合であって、当該送信モードで使用した占有帯域内における測定値が許容値を超え、それが当該無線機能に関する部品に起因するときは、その測定値を除外して許容値への適合を判定することができる。

⑸　供試装置が複数の有線通信端子を持つ場合は、端子の種類ごとに少なくとも一つの端子について測定し、全ての種類の端子について許容値以下であることを確認すること。

⑹　不平衡擬似回路網を用いて測定した妨害波電圧は、実際に測定した値に対して不平衡擬似回路網の電圧変換係数を加算して測定値とすること。この場合において、加算した妨害波電圧の測定値が許容値に適合しているときは、妨害波電流も許容値に適合しているとみなす。

⑺　容量性電圧プローブで測定した妨害波電圧は、実際に測定した値を次のように補正した値を測定値とすること。

ア　電流差分値（容量性電圧プローブでの測定と同じ周波数における妨害波電流の許容値（dB単位（１μAを０dBとする。））から、電流プローブの測定値（dB単位（１μAを０dBとする。））を引いた値をいう。以下この⑺において同じ。）が６dBより小さい場合にあっては、容量性電圧プローブの測定値（dB単位（１μVを０dBとする。））から電流差分値を引いた値を測定値とする。

イ　電流差分値が６dB以上の場合にあっては、容量性電圧プローブの測定値から６dBを引いた値を測定値とする。

三　試験場における30MHz以下の磁界強度の測定方法

1　磁界強度の測定機器及び試験場の条件は、次のとおりとすること。

⑴　第四の一に定める条件を満たす試験場において、第三の一に定める条件を満たす測定用受信機又は当該測定用受信機と同じ測定値を示すことが証明された測定器を用いること。

⑵　第三の八の１に定める条件を満たす測定用空中線を用いること。

2　磁界強度の測定において、供試装置及び測定に使用する機器の構成並びに配置は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置、関連装置及び相互接続ケーブルは、第四の一に定める条件を満たす試験場のテストボリューム内に配置すること。ただし、関連装置とテストボリューム内に配置された供試装置又は関連装置とを接続する相互接続ケーブルに第三の七に定める条件を満たすＣＭＡＤを装着した場合は、その関連装置はテストボリューム外に設置することができる。

⑵　供試装置、関連装置及びそれらのケーブルは、標準的な使用形態の範囲内で、妨害波レベルを最大とするよう構成及び配置を変化させること。

⑶　供試装置をターンテーブル上に設置して測定する場合は、供試装置の境界の中心軸をターンテーブルの回転軸と合わせるよう設置すること。

⑷　測定用空中線は、垂直面内に保持し、基準点の地上高は、1.3mとすること。

⑸　測定用空中線の基準点と供試装置の境界の最も近い点との水平距離は、法令で定める測定距離（施行規則第46条の２第１項第６号及び第12号から第15号まで並びに第46条の７第１項第１号並びに設備規則第65条第１項各号において規定される条件のうち磁界強度又は電界強度の許容値を測定する距離をいう。以下この第二において同じ。）とすること。

⑹　床置型装置は、大地面の上に15㎝以下の厚さの絶縁体（樹脂製のパレット等）を置き、その上に供試装置を配置すること。ただし、通常の使用状態において想定される大地面の配置が特別な場合は、当該想定される配置を模したものとすること。

⑺　床置型装置以外の供試装置は、高さ80㎝（移動するロボットの場合は、40㎝又は80㎝）の絶縁支持台の上に置くこと。

⑻　擬似電源回路網を用いる場合は、その表面と供試装置又は関連装置の外郭との最も近い場所の距離を80㎝（±）８㎝となるように配置し、擬似電源回路網の測定端子を50Ωで終端すること。

⑼　供試装置又は関連装置が試験場の電源から給電される場合は、第三の二に定める条件を満たす擬似電源回路網を通じて接続し、複数の交流電源端子を持つ場合は、それぞれに別の擬似電源回路網を通じて接続すること。ただし、擬似電源回路網を用いた場合において、供試装置を正常に動作させることができないときは、擬似電源回路網を用いずに試験場の電源に直接接続すること。

⑽　供試装置の電源線は長さ１ｍとし、１ｍを超えるときはできる限り短いものとすること。この場合において、供試装置に電源線が備えられていて長さ１ｍを超えるときは、余分な長さの電源線は40㎝を超えない長さに前後に束ねて当該電源線を用いて接続すること。ただし、ケーブルの柔軟性が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。

⑾　相互接続ケーブルは、それぞれの装置の仕様に定める型式及び長さとし、当該長さを変えることができる場合には、妨害波レベルを最大とする長さとすること。この場合において、余分な長さの接続ケーブルは、ケーブルのほぼ中央において40㎝を超えない長さに前後に束ね、床置型装置以外の供試装置のときは、大地面から40㎝の位置に配置すること。ただし、ケーブルの柔軟性が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。

⑿　供試装置又は関連装置の接地線は、擬似電源回路網を用いて測定する場合は擬似電源回路網の接地端子に、擬似電源回路網を用いずに測定する場合は試験場の大地面に接続すること。

⒀　供試装置の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて、10㎝を超えない間隔で電源線と平行に配置して擬似電源回路網の接地端子又は大地面に接続すること。ただし、供試装置の交流電源端子と接地端子の位置が大きく異なる場合は、可能な範囲で電源線と接地線を平行に配置すること。

⒁　擬似電源回路網の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて試験場の大地面と接続すること。

⒂　野外試験場又は電波半無響室において測定距離３ｍで測定する場合は、供試装置の境界の直径及び最大地上高は1.5m以下でなければならない。

3　磁界強度の測定は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置及び関連装置にそれらの定格電圧及び定格周波数にあった電力を供給すること。

⑵　供試装置が複数の機能を有し、任意の機能を個別に動作できる場合は、それらの機能を個々に動作させて測定すること。

⑶　第五に定める条件で供試装置を動作させて測定すること。

⑷　供試装置が無線機能を有しており送信モードにして測定した場合であって、当該送信モードで使用した占有帯域内における測定値が許容値を超え、それが当該無線機能に関する部品に起因するときは、その測定値を除外して許容値への適合を判定することができる。

⑸　供試装置をターンテーブル上に設置して測定する場合は、測定用空中線を供試装置に対して対向の方向（供試装置から見てループアンテナの偏波面が正面を向いている方向をいう。⑹及び六の３⑸において同じ。）及び直向の方向（供試装置から見てループアンテナの偏波面が横を向いている方向をいう。⑹及び六の３⑸において同じ。）に設置してターンテーブルを360度回転させて測定し、各周波数において最も高い磁界強度を記録すること。

⑹　供試装置をターンテーブル上以外に設置して測定する場合は、供試装置の境界の中心軸を中心とした水平面内の複数の場所において、測定用空中線を供試装置に対して対向の方向及び直向の方向に設置して測定すること。この場合において、測定する場所は最大放射が予想される方向を選定するよう注意を払うこと。

四　試験場における30MHz以上１GHz以下の電界強度の測定方法

１　電界強度の測定機器及び試験場の条件は、次のとおりとすること。

⑴　第四の二又は第四の三に定める条件を満たす試験場において、第三の一に定める条件を満たす測定用受信機又は当該測定用受信機と同じ測定値を示すことが証明された測定器を用いること。ただし、卓上型装置以外の供試装置は、電波全無響室において測定してはならない。

⑵　第三の八の２に定める条件を満たす測定用空中線を用いること。

２　電界強度の測定において、供試装置及び試験に使用する機器の構成並びに配置は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置、関連装置及び相互接続ケーブルは、第四の二又は第四の三に定める条件を満たす試験場のテストボリューム内に配置すること。ただし、関連装置とテストボリューム内に配置された供試装置又は関連装置とを接続する相互接続ケーブルに第三の七で定める条件を満たすＣＭＡＤを装着した場合は、その関連装置はテストボリューム外に設置することができる。

⑵　供試装置、関連装置及びそれらのケーブルは、標準的な使用形態の範囲内で、妨害波レベルを最大とするよう構成及び配置を変化させること。

⑶　供試装置をターンテーブル上に設置して測定する場合は、供試装置の境界の中心軸をターンテーブルの回転軸と合わせるよう設置すること。

⑷　野外試験場又は電波半無響室で測定する場合は、測定用空中線の基準点の地上高を１ｍから４ｍまでの間で地上面から空中線の最下点までの距離が20㎝以下とならないよう変化させること。

⑸　電波全無響室で測定する場合は、測定用空中線の基準点の地上高を試験場のテストボリュームの中心高に合わせること。

⑹　測定用空中線の基準点と供試装置の境界の最も近い点との水平距離は、法令で定める測定距離とすること。

⑺　床置型装置は、大地面の上に15㎝以下の厚さの絶縁体（樹脂製のパレット等）を置き、その上に供試装置を配置すること。ただし、通常の使用状態において想定される大地面の配置が特別な場合は、当該想定される配置を模したものとすること。

⑻　床置型装置以外の供試装置は、高さ80㎝（移動するロボットの場合は、40㎝又は80㎝）の絶縁支持台の上に置くこと。

⑼　擬似電源回路網を用いる場合は、その表面と供試装置又は関連装置の外郭との最も近い場所の距離を80㎝（±）８㎝となるように配置し、擬似電源回路網の測定端子を50Ωで終端すること。

⑽　供試装置又は関連装置が試験場の電源から給電される場合は、第三の二に定める条件を満たす擬似電源回路網を通じて電源に接続することができる。この場合において、複数の交流電源端子を持つときは、それぞれに別の擬似電源回路網を通じて接続すること。

⑾　擬似電源回路網を用いる場合は、供試装置の電源線は長さ１ｍとし、１ｍを超えるときはできる限り短いものとすること。この場合において、供試装置に電源線が備えられていて長さ１ｍを超えるときは、余分な長さの電源線は40㎝を超えない長さに前後に束ねて接続すること。ただし、ケーブルの柔軟性が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。

⑿　電源線を直接電源に接続する場合は、電源線は長さ１ｍとし、１ｍを超えるときは、できる限り短いものとすること。ただし、供試装置に電源線が備えられている場合は、当該電源線を用いること。

⒀　電源線がテストボリュームを超えて配置される場合は、第三の七で定める条件を満たすＣＭＡＤを用いることができる。ただし、測定距離３ｍで測定する場合は、ＣＭＡＤを用いなければならない。

⒁　相互接続ケーブルは、それぞれの装置の仕様に定める型式及び長さとし、当該長さを変えることができる場合は、妨害波レベルを最大とする長さとすること。この場合において、余分な長さの接続ケーブルは、ケーブルのほぼ中央において40㎝を超えない長さに前後に束ね、床置型装置以外の供試装置のときは、大地面から40㎝の位置に配置すること。ただし、ケーブルの柔軟性が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。

⒂　供試装置又は関連装置の接地線は、擬似電源回路網を用いて測定する場合は擬似電源回路網の接地端子に、擬似電源回路網を用いずに測定する場合は試験場の大地面に接続すること。

⒃　供試装置の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて、10㎝を超えない間隔で電源線と平行に配置して擬似電源回路網の接地端子又は大地面に接続すること。ただし、供試装置の交流電源端子と接地端子の位置が大きく異なる場合は、可能な範囲で電源線と接地線を平行に配置すること。

⒄　擬似電源回路網の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて大地面と接続すること。

⒅　電波全無響室で測定する場合は、床面に落ちる全てのケーブルは、少なくとも80㎝は電波吸収体によって遮られることなく測定用空中線の基準点から見えるよう配置すること。

⒆　野外試験場又は電波半無響室において測定距離３ｍで測定する場合は、供試装置の境界の直径及び最大地上高は1.5m以下でなければならない。

３　電界強度の測定は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置及び関連装置にそれらの定格電圧及び定格周波数にあった電力を供給すること。

⑵　供試装置が複数の機能を有し、任意の機能を個別に動作できる場合は、それらの機能を個々に動作させて測定すること。

⑶　第五に定める条件で供試装置を動作させて測定すること。

⑷　供試装置が無線機能を有しており送信モードにして測定した場合であって、当該送信モードで使用した占有帯域内における測定値が許容値を超え、それが当該無線機能に関する部品に起因するときは、その測定値を除外して許容値への適合を判定することができる。

⑸　供試装置及び関連装置をターンテーブル上に設置して測定する場合は、水平及び垂直偏波のそれぞれについてターンテーブルを360度回転させて測定し、各周波数において最も高い電界強度を記録すること。

⑹　供試装置及び関連装置をターンテーブル上以外に設置して測定する場合は、水平及び垂直偏波のそれぞれについて供試装置及び関連装置を完全に取り囲む仮想的な円柱を中心に水平面内の複数の場所に測定用空中線を配置して測定し、各周波数において最も高い電界強度を記録すること。この場合において、測定する場所は最大放射が予想される方向を選定するよう注意を払うこと。

⑺　電波半無響室又は電波全無響室で測定する場合は、各周波数において最も高い電界強度を測定できるよう、測定用空中線を昇降させて測定すること。

五　試験場における１GHz以上の電界強度の測定方法

１　電界強度の測定機器及び試験場の条件は、次のとおりとすること。

⑴　第四の四に定める条件を満たす試験場において、第三の一に定める条件を満たす測定用受信機を用いること。ただし、卓上型装置以外の供試装置は、電波全無響室において測定してはならない。

⑵　第三の八の３に定める条件を満たす測定用空中線を用いること。

２　電界強度の測定において、供試装置及び試験に使用する機器の構成並びに配置は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置、関連装置及び相互接続ケーブルは、第四の四に定める条件を満たす試験場のテストボリューム内に配置すること。ただし、関連装置とテストボリューム内に配置された供試装置又は関連装置とを接続する相互接続ケーブルに第三の七で定める条件を満たすＣＭＡＤを装着した場合は、その関連装置はテストボリューム外に設置することができる。

⑵　供試装置、関連装置及びそれらのケーブルは、標準的な使用形態の範囲内で、妨害波レベルを最大とするよう構成及び配置を変化させること。

⑶　供試装置は、ターンテーブル上に設置し、供試装置の境界の中心軸をターンテーブルの回転軸と合わせるよう設置すること。

⑷　測定用空中線の基準点の地上高は、供試装置の放射の中心とほぼ同じ高さとすること。

⑸　測定用空中線の基準点と供試装置の境界の最も近い点との水平距離は３ｍ以上10ｍ以下とし、測定した電界強度は次の式で測定距離３ｍでの電界強度に変換した上で法令に定める許容値と比較すること。

$$E_{3\mathrm{m}} = E_{\mathrm{d}} + 20\log_{10}\left(\frac{d}{3}\right)$$

$E_{3\mathrm{m}}$：測定距離３ｍでの電界強度（dB（１μV／ｍを０dBとする。））

E_{d}：実際に測定を行った距離dｍでの電界強度(dB(１μV／ｍを０dBとする。))

d：実際に測定を行った距離（ｍ）

⑹　床置型装置は、大地面の上に15㎝以下の厚さの絶縁体（樹脂製のパレット等）を置き、その上に供試装置を配置すること。ただし、通常の使用状態において想定される大地面の配置が特別な場合は、当該想定される配置を模したものとすること。

⑺　床置型装置以外の供試装置は、高さ80㎝（移動するロボットの場合は、40㎝又は80㎝）の絶縁支持台の上に置くこと。

⑻　電波吸収体の構成及び配置は、次のとおりとすること。

ア　試験場の妥当性確認の際に床に敷設された電波吸収体は、敷設した状態で測定しなければならない。

イ　アの規定にかかわらず、供試装置の直下及びその周囲10㎝までは電波吸収体を取り外して測定することができ、また、床置型装置であって、当該装置を電波吸収体の高さより上に設置できない場合は、測定空中線の基準点から30㎝までは当該装置を電波吸収体によって遮ることができる。

⑼　擬似電源回路網を用いる場合は、その表面と供試装置の外郭との最も近い場所の距離を80㎝（±）８㎝となるように配置し、擬似電源回路網の測定端子を50Ωで終端すること。

⑽　供試装置又は関連装置が試験場の電源から供給される場合は、第三の二に定める条件を満たす擬似電源回路網を通じて電源に接続することができる。この場合において、複数の交流電源端子を持つときは、それぞれに別の擬似電源回路網を通じて接続すること。

⑾　擬似電源回路網を用いる場合は、供試装置の電源線は長さ１ｍとし、１ｍを超えるときはできる限り短いものとすること。この場合において、供試装置に電源線が備えられていて長さ１ｍを超えるときは、余分な長さの電源線は40㎝を超えない長さに前後に束ねて接続すること。ただし、ケーブルの柔軟性が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。

⑿　電源線を直接電源に接続する場合は、電源線は長さ１ｍとし、１ｍを超えるときはできる限り短いものとすること。ただし、供試装置に電源線が備えられている場合は当該電源線を用いること。

⒀　電源線がテストボリュームを超えて配置される場合は、第三の七で定める条件を満たすＣＭＡＤを用いることができる。ただし、測定距離３ｍで測定する場合は、ＣＭＡＤを用いなければならない。

⒁　相互接続ケーブルは、それぞれの装置の仕様に定める型式及び長さとし、当該長さを変えることができる場合には、妨害波レベルを最大とする長さとすること。この場合において、余分な長さの接続ケーブルはケーブルのほぼ中央において40㎝を超えない長さに前後に束ね、床置型装置以外の供試装置のときは、大地面から40㎝の位置に配置すること。ただし、ケーブルの柔軟性が不十分で束ねることができない場合は、束ねなくてもよい。

⒂　供試装置又は関連装置の接地線は、擬似電源回路網を用いて測定する場合は擬似電源回路網の接地端子に、擬似電源回路網を用いずに測定する場合は試験場の大地面に接続すること。

⒃　供試装置の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて10㎝を超えない間隔で電源線と平行に配置して擬似電源回路網の接地端子又は大地面に接続すること。ただし、供試装置の交流電源端子と接地端子の位置が大きく異なる場合は、可能な範囲で電源線と接地線を平行に配置すること。

⒄　擬似電源回路網の接地端子は、できる限り短い接地線を用いて試験場の大地面と接続すること。

⒅　電波全無響室で測定する場合は、供試装置から床面に落ちる全てのケーブルは少なくとも80㎝は電波吸収体によって遮られることなく測定用空中線の基準点から見えるよう配置すること。

⒆　供試装置の境界の円柱の直径及び試験場の床面からの最大高は、次の式で与えられる値より小さくなくてはならない。

$$w = 2d \times \tan\left(0.5 \times \theta_{3\mathrm{dB}}\right)$$

w：供試装置の境界の円柱の直径及び試験場の床面からの最大高の許容値（ｍ単位）

d：実際に測定を行った距離（ｍ単位）

$\theta_{3\mathrm{dB}}$：測定する周波数における測定空中線の電界面又は磁界面の３dBビーム幅のいずれか小さい値（度単位）

３　電界強度の測定は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置及び関連装置にそれらの定格電圧及び定格周波数にあった電力を供給すること。

⑵　供試装置が複数の機能を有し、任意の機能を個別に動作できる場合は、それらの機能を個々に動作させて測定すること。

⑶　第五に定める条件で供試装置を動作させて測定すること。

⑷　供試装置が無線機能を有しており送信モードにして測定した場合であって、当該送信モードで使用した占有帯域内における測定値が許容値を超え、それが当該無線機能に関する部品に起因するときは、その測定値を除外して許容値への適合を判定することができる。

⑸　尖頭値測定は、次のとおり行うこと。

ア　検波器の帯域幅（インパルス帯域幅）を１MHzに設定して、水平及び垂直偏波のそれぞれに供試装置の前面が測定用空中線に正対した位置を初期位置としてマックスホールドモードで２分間測定すること。この場合において、供試装置からの放射強度が安定しているときは、偏波ごと又は方位角ごとの測定時間を20秒まで短縮することができる。

イ　ターンテーブルを回転させて方位角を30度変えて同様に測定することを繰り返し、12の測定位置の全てについて測定すること。

⑹　対数平均法の重み付け測定は、検波器の分解能帯域幅を１MHz、ビデオ帯域幅を10Hzに設定して、次の表に定めるサブ周波数範囲ごとに、尖頭値測定においてそのサブ周波数範囲内でその最大の電界強度を測定した供試装置の方位角及び偏波で、その周波数を中心とした20MHzの範囲を最低５回測定すること。

表１　重み付け電界強度測定におけるサブ周波数範囲の一覧

サブ周波数範囲
１GHzから2.4GHzまで
2.5GHzから6.125GHzまで
6.125GHzから8.575GHzまで

8.575GHzから11.025GHzまで
11.025GHzから13.475GHzまで
13.475GHzから15.925GHzまで
15.925GHzから18GHzまで

⑺　振幅確率分布法の重み付け測定は、対数増幅器を使用し対数表示モードに設定したスペクトラムアナライザを用いて、マックスホールドモードで測定すること。この場合において、表１に定めるサブ周波数範囲ごとにそのサブ周波数帯域内で最大の電界強度を測定した供試装置の方位角及び偏波における、最大の電界強度を測定した周波数（以下この⑺において「ピーク周波数」という。）、ピーク周波数から10MHz減じた周波数、ピーク周波数から５MHz減じた周波数、ピーク周波数に５MHz加えた周波数及びピーク周波数に10MHz加えた周波数に対してそれぞれ30秒間測定すること。

六　設置場所における30MHz以下の磁界強度の測定方法

１　磁界強度の測定は、次の機器を用いて行うこと。

⑴　第三の一に定める条件を満たす測定用受信機又は当該測定用受信機と同じ測定値を示すことが証明された測定器を用いること。

⑵　第三の八の１に定める条件を満たす測定用空中線を用いること。

２　磁界強度の測定において、供試装置及び試験に使用する機器の構成並びに配置は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置及びそのケーブルは、設置場所における標準的な使用形態の範囲内で、妨害波レベルを最大とするよう構成及び配置を変化させること。

⑵　測定用空中線は、垂直面内に保持し、基準点の地上高は、1.3mとすること。

３　磁界強度の測定は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置が複数の機能を有し、任意の機能を個別に動作できる場合は、それらの機能を個々に動作させて測定すること。

⑵　第五に定める条件で供試装置を動作させて測定すること。

⑶　供試装置が無線機能を有しており送信モードにして測定した場合であって、当該送信モードで使用した占有帯域内における測定値が許容値を超え、それが当該無線機能に関する部品に起因するときは、その測定値を除外して許容値への適合を判定することができる。

⑷　許容値への適合を判定する測定の前に事前測定を行い、供試装置が発生させる妨害波の周波数、最大の妨害波強度を発生させる動作条件、最大の妨害波強度を測定する方向等を調査すること。

⑸　事前測定の結果に基づき、最大の妨害波強度を測定できると想定される条件を特定し、法令で定める測定距離で測定用空中線を供試装置に対して対向の方向及び直向の方向に設置して測定すること。

⑹　障害物が存在し測定用空中線を測定位置に配置することができない場合、設備がある建造物と測定位置との間に遮蔽物が存在する場合、漏えい電波の周波数における測定限界値が当該周波数の許容値を超えている場合、測定位置での外来電波の周波数が漏えい電波の周波数に重なっている場合等、法令で定める測定距離における測定に支障がある場合は、法令で定める測定距離以外の距離で測定することができる。この場合において、法令で定める測定距離より短い距離で測定したときは、測定値を適切に換算することができる。

七　設置場所における30MHz以上１GHz以下の電界強度の測定方法

１　電界強度の測定は、次の機器を用いて行うこと。

⑴　第三の一に定める条件を満たす測定用受信機又は当該測定用受信機と同じ測定値を示すことが証明された測定器を用いること。

⑵　第三の八の２に定める条件を満たす測定用空中線を用いること。

２　電界強度の測定において、供試装置及び試験に使用する機器の構成並びに配置は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置及びそのケーブルは設置場所における標準的な使用形態の範囲内で、妨害波レベルを最大とするよう構成及び配置を変化させること。

⑵　測定用空中線の基準点の地上高は２ｍ（±）20㎝で固定すること。

３　電界強度の測定は、次のとおり行うこと。

⑴　供試装置が複数の機能を有し、任意の機能を個別に動作できる場合は、それらの機能を個々に動作させて測定すること。

⑵　第五に定める条件で供試装置を動作させて測定すること。

⑶　供試装置が無線機能を有しており送信モードにして測定した場合であって、当該送信モードで使用した占有帯域内における測定値が許容値を超え、それが当該無線機能に関する部品に起因するときは、その測定値を除外して許容値への適合を判定することができる。

⑷　許容値への適合を判定する測定の前に事前測定を行い、供試装置が発生させる妨害波の周波数、最大の妨害波強度を発生する動作条件、最大の妨害波強度を測定する方向等を調査すること。

⑸　事前測定の結果に基づき、最大の妨害波強度を測定できると想定される条件を特定し、法令で定める測定距離で垂直及び水平の両偏波で測定すること。

⑹　障害物が存在し測定用空中線を測定位置に配置することができない場合、設備がある建造物と測定位置との間に遮蔽物が存在する場合、漏えい電波の周波数における測定限界値が当該周波数の許容値を超えている場合、測定位置での外来電波の周波数が漏えい電波の周波数に重なっている場合等、法令で定める測定距離における測定に支障がある場合は、法令で定める測定距離以外の距離で測定することができる。この場合において、法令で定める測定距離より短い距離で測定したときは、測定値を適切に換算することができる。

第三　測定機器の条件

一　測定用受信機

１　測定用受信機は、次に定める条件を満たすこと。

⑴　測定用受信機の入力端子は、不平衡で、入力インピーダンスは定格50Ωであり、電圧定在波比が次の表の値を超えないこと。

表２　測定用受信機の電圧定在波比の条件

周波数範囲	測定用受信機 入力部の減衰量	測定用受信機 入力部の電圧定在波比
９kHzから１GHzまで	０dB	2.0から１まで
９kHzから１GHzまで	10dB以上	1.2から１まで
１GHzから18GHzまで	０dB	3.0から１まで
１GHzから18GHzまで	10dB以上	2.0から１まで

⑵　測定用受信機に対して、インピーダンスが50Ωの信号源から正弦波信号が供給される場合は、正弦波電圧測定の許容範囲は９kHz以上１GHz以下で２dB以内又は１GHzを超え18GHz以下で2.5dB以内であること。

⑶　測定用受信機の総合選択度の曲線は、図１、図２及び図３に定める許容範囲内とする。

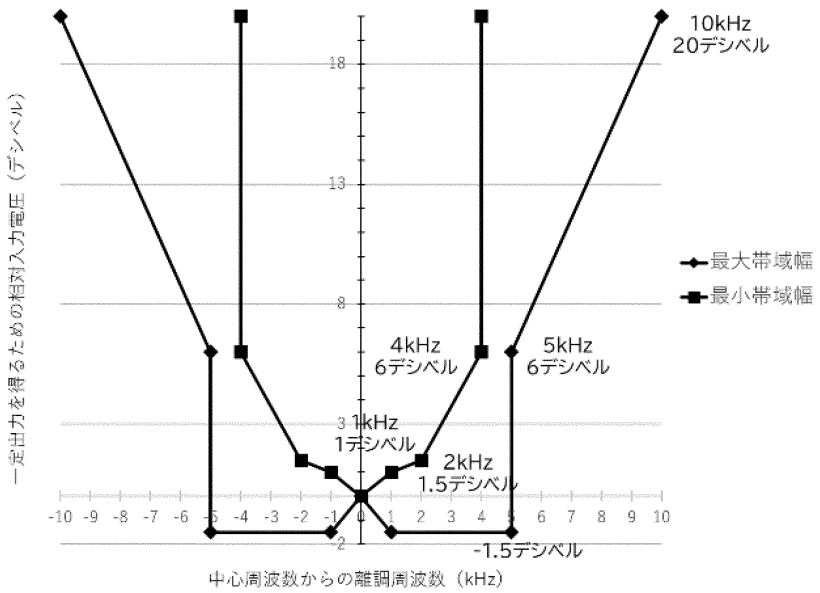


図１　150kHz以上30MHz以下の周波数範囲を測定する測定用受信機の総合選択度の条件

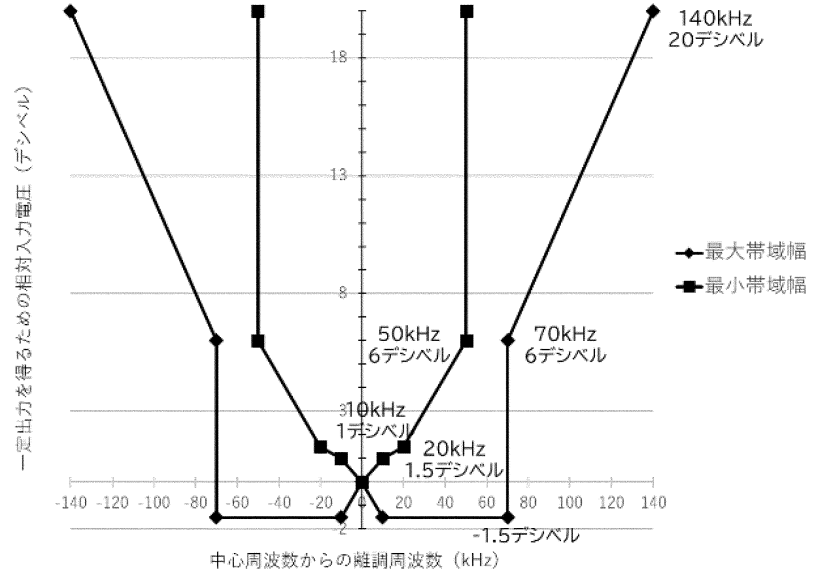


図２　30MHz以上１GHz以下の周波数範囲を測定する測定用受信機の総合選択度の条件

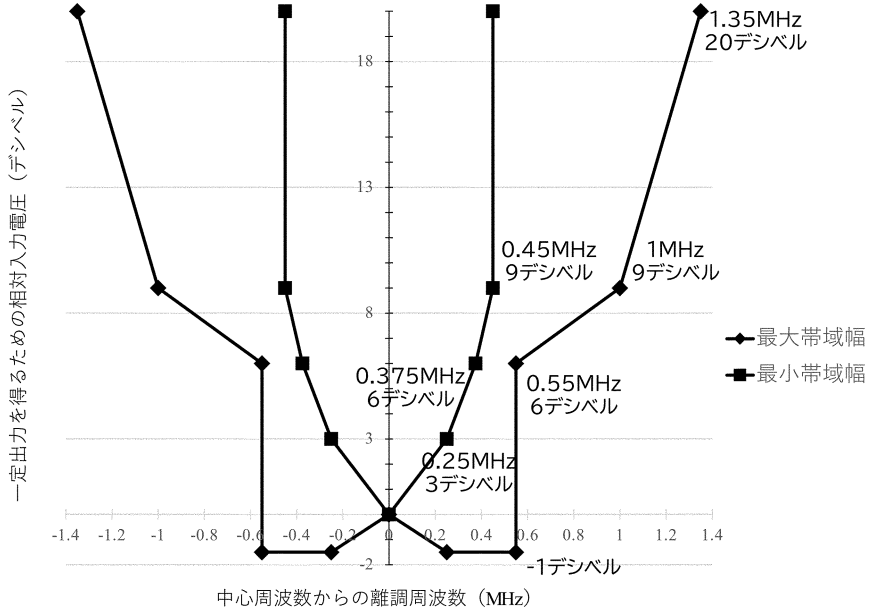


図３　１GHz以上18GHz以下の周波数範囲を測定する測定用受信機の総合選択度の条件

⑷　測定用受信機の周波数同調は、２％以内であること。

⑸　測定用受信機の中間周波抑圧比は、40dB以上であること。

⑹　測定用受信機の影像周波抑圧比は、40dB以上であること。

⑺　測定用受信機の応答は、相互変調の影響を十分に小さくすること。

⑻　測定用受信機の放射する電波雑音による測定値への影響は、１dB以下であること。

⑼　測定用受信機は、供試装置からの妨害波によって影響を受けずに動作すること。

２　準尖頭値測定用受信機は、次に定める条件を満たすこと。

⑴　準尖頭値測定用受信機は、次の表に定める特性を有すること。

表３　準尖頭値測定用受信機の特性

特性	測定周波数範囲	
	150kHz以上 30MHz以下	30MHz以上 １GHz以下
６dB低下点における通過帯域幅	９kHz	120kHz
検波器の電気的充電時定数	１ミリ秒	１ミリ秒
検波器の電気的放電時定数	160ミリ秒	550ミリ秒
臨界制動指示計器の機械的時定数	160ミリ秒	100ミリ秒
検波器前段の回路の過負荷定数	30dB	43.5dB
検波器と指示計器間の直流増幅器の過負荷係数	12dB	６dB

⑵　次の表の第一欄に掲げる周波数範囲を測定する準尖頭値測定用受信機は、同表の第二欄のインパルスエリアを有し、同表の第三欄の周波数まで一様なスペクトルを有し、100Hzの繰り返し周波数で発振するパルス電流を入力した際の測定値は、実効値２mVの同調周波数を持つ無変調正弦波に対する測定値との差が1.5dB以下であること。この場合において、パルス電流の発生器と無変調正弦波の発生器のインピーダンスは等しいこと。

表４　準尖頭値測定用受信機のパルス応答特性の条件

測定周波数範囲	インパルスエリア	スペクトル上限周波数
150kHz以上30MHz以下	0.316μV・秒	30MHz
30MHz以上300MHz以下	0.044μV・秒	300MHz
300MHz以上１GHz以下	0.044μV・秒	１GHz

⑶　次の表の左欄に掲げる周波数範囲を測定する準尖頭値測定用受信機は、1000Hz、20Hz、10Hz、２Hz及び１Hzの繰り返し周波数を有するパルスを入力したときの測定値と、同じ振幅の100Hzのパルスを入力した際の測定値が右欄に定める相対値の範囲内にあること。

表５　準尖頭値測定用受信機のパルス応答相対値の条件

測定周波数範囲	パルス応答相対値	
	パルス繰り返し周波数	測定値
150kHz以上30MHz以下	1000Hz	4.5±1.0dB
	20Hz	−6.5±1.0dB
	10Hz	−10.0±1.5dB
	２Hz	−20.5±2.0dB
	１Hz	−22.5±2.0dB
30MHz以上１GHz以下	1000Hz	8.0±1.0dB
	20Hz	−9.0±1.0dB
	10Hz	−14.0±1.5dB
	２Hz	−26.0±2.0dB※
	１Hz	−28.5±2.0dB※

※　300MHz以上１GHz以下の周波数においては適用しない。

３　尖頭値測定用受信機は、次に定める条件を満たすこと。

⑴　尖頭値測定用受信機は、次の表に定める特性を有すること。

表６　尖頭値測定用受信機の特性

特性	条件
検波器の充電時定数に対する放電時定数	1.34×10^{8}以上
尖頭値保持時間	30ミリ秒から３秒まで

⑵　尖頭値測定用受信機の帯域幅（インパルス帯域幅）は１MHzとすること。

⑶　尖頭値測定用受信機としてスペクトラムアナライザを用いる場合は、ビデオ帯域幅を分解能帯域幅以上に設定すること。

４　平均値測定用受信機は、次に定める条件を満たすこと。

⑴　次の表の第一欄に掲げる周波数範囲を測定する平均値測定用受信機は、同表の第二欄のパルス繰り返し周波数を有し、同表の第三欄のパルス幅を有する搬送波レベル20mVのパルス電流を入力した際の測定値は、実効値２mVの同調周波数を持つ無変調正弦波に対する測定値との差が1.5dB以下であること。この場合において、パルス電流の発生器のインピーダンスは50Ωとすること。

表７　平均値測定用受信機のパルス応答絶対値特性の条件

測定周波数範囲	パルス繰り返し周波数	パルス幅
150kHz以上30MHz以下	500Hz	20マイクロ秒
30MHz以上１GHz以下	５kHz	２マイクロ秒

⑵　平均値測定用受信機は、繰り返し周期が1.6秒、パルス幅が0.1秒となる方形パルスによって変調された正弦波入力信号を入力した場合は、測定値が19.0dB（±）1.0dBとなること。

⑶　平均値測定用受信機は、５kHz以上のパルス電流を入力された際に過負荷とならないこと。

⑷　平均値測定用受信機としてスペクトラムアナライザを用いる場合は、ビデオ帯域幅を分解能帯域幅に比べて十分小さく設定すること。

５　対数平均値測定用受信機は、次に定める条件を満たすこと。

⑴　対数平均値測定用受信機の帯域幅（インパルス帯域幅）は、１MHzとすること。

⑵　対数平均値測定用受信機は、繰り返し周期が３マイクロ秒であってインパルスエリアが6.7ナノボルト秒となるパルス電流を入力した場合は、測定値が実効値２mVの同調周波数の無変調正弦波を入力した場合の測定値との差が４dB以下となること。

６　振幅確率分布測定用受信機は、次に定める条件を満たすこと。

⑴　振幅確率分布測定用受信機の振幅のダイナミックレンジは、60dBを超えること。

⑵　振幅確率分布測定用受信機の振幅確度（振幅の設定誤差を含む。）は、（±）2.7dBより良好であること。

⑶　振幅確率分布測定用受信機の測定可能時間は、２分以上であること。

⑷　振幅確率分布測定用受信機の最小測定可能確率は、１千万分の１であること。

⑸　振幅確率分布測定用受信機は、少なくとも二つの振幅レベルを設定できることとし、設定した全ての振幅レベルに対応する時間率を同時に測定できること。

⑹　振幅確率分布測定用受信機の振幅レベルの設定分解能は、0.25dB以下であること。

⑺　振幅確率分布測定用受信機の帯域幅（インパルス帯域幅）は１MHzとし、サンプリング速度は毎秒１千万サンプル以上であること。

二　擬似電源回路網

擬似電源回路網は、次に定める条件を満たすこと。

１　擬似電源回路網は、次の表に定めるインピーダンス特性を有すること。ただし、振幅については（±）20%、位相角については（±）11.5度の範囲にあれば特性を有するものとみなす。

表８　擬似電源回路網のインピーダンス特性

周波数（MHz）	インピーダンス振幅（Ω）	インピーダンス位相角（度）
0.15	34.29	46.70
0.17	36.50	43.11
0.20	39.12	38.51

0.25	42.18	32.48
0.30	44.17	27.95
0.35	45.52	24.45
0.40	46.46	21.70
0.50	47.65	17.66
0.60	48.33	14.86
0.70	48.76	12.81
0.80	49.04	11.25
0.90	49.24	10.03
1.00	49.38	9.04
1.20	49.57	7.56
1.50	49.72	6.06
2.00	49.84	4.55
2.50	49.90	3.64
3.00	49.93	3.04
4.00	49.96	2.28
5.00	49.98	1.82
7.00	49.99	1.30
10.00	49.99	0.91
15.00	50.00	0.61
20.00	50.00	0.46
30.00	50.00	0.30

2　擬似電源回路網の交流電源端子と測定用受信機端子の間の減結合係数は、150kHz以上30MHz以下の周波数範囲で40dB以上であること。

3　擬似電源回路網の交流電源端子に最大定格電流を連続して流す場合は、供試装置端子に加わる電圧が交流電源端子における電圧の95％以上であること。

4　擬似電源回路網の測定端子に測定器を接続せずに用いる場合は、測定端子を50Ωで終端して用いること。

三　電圧プローブ

電圧プローブは、次に定める条件を満たすこと。

1　電圧プローブの回路は、次の図とほぼ等価とし、電源線と基準大地面との間の合計抵抗は1500Ωとすること。この場合において、必要に応じてインピーダンス又はインダクタンスを追加することができる。ただし、インダクタンスを追加するときは、当該インダクタンスの誘導リアクタンスは、抵抗値よりも十分大きいこと。

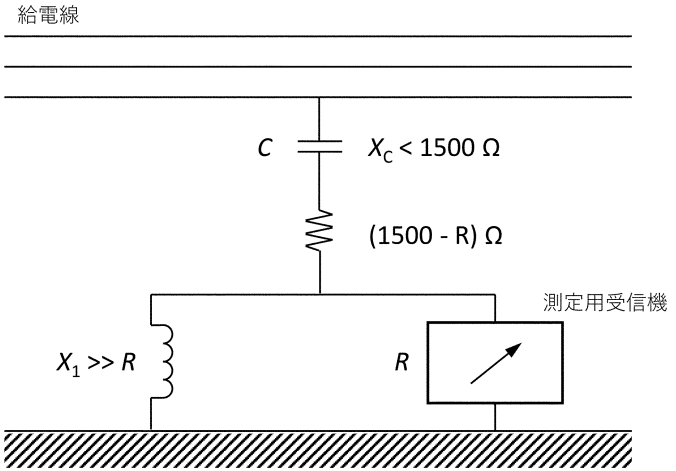


図４　電圧プローブの回路構成

2　測定器の測定確度に与える影響は１dB未満とするか、測定器の構成によって測定確度を確保すること。

3　電圧プローブは、９kHzから30MHzまでの周波数帯域で50Ω系において電圧分割係数を校正されていること。

四　容量性電圧プローブ

容量性電圧プローブは、次に定める条件を満たすこと。

1　測定するケーブルを切断することなく測定できるよう、次の回路図に示すようにインピーダンス変換増幅器に接続された容量性結合クランプで構成されていること。この場合において、インピーダンス変換増幅器の抵抗は、リアクタンスよりも十分大きいこと。

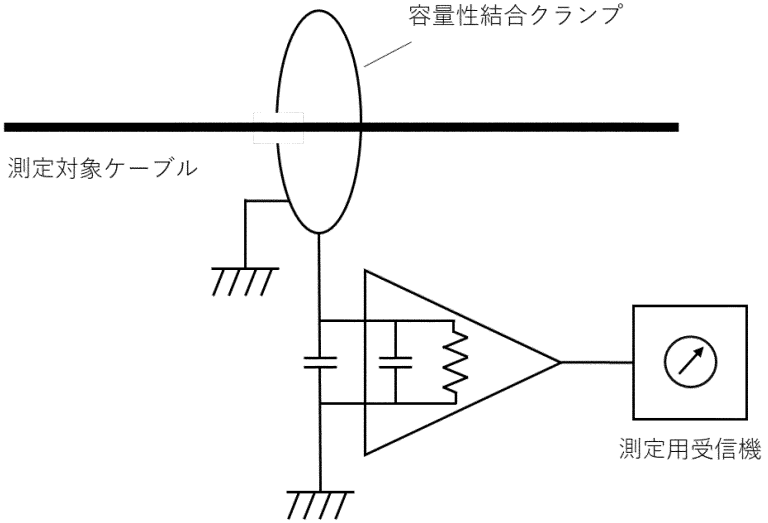


図５　容量性電圧プローブの回路構成

２　接地端子と測定するケーブルとの間のキャパシタンスは、10pFより小さいこと。
３　電圧分割係数は、150kHzから30MHzまでの周波数帯域で測定するケーブルの種類ごとに校正されていること。
４　容量性電圧プローブの指示値は、150kHzから30MHzまでの周波数帯域のパルスに対して直線性が確保されていること。
５　容量性電圧プローブから測定するケーブルを取り外した場合は、指示値が20dB以上低下すること。
６　容量結合性クランプを分割部分で開口する際の最大開口幅は、30㎜以上であること。

五　擬似手

擬似手は、次に定める条件を満たすこと。

１　擬似手の回路は、次の図で示すとおり、220pF（±）20％のキャパシタと510Ω（±）10％の抵抗を直列接続した素子からなり、抵抗側の端子を擬似電源回路網又は基準大地面に、キャパシタ側の端子に金属はくを接続すること。

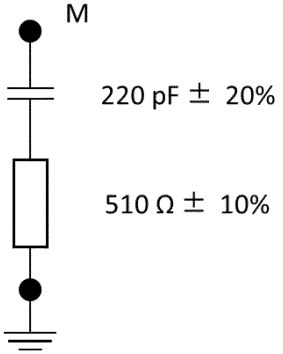


図６　擬似手の回路構成

２　擬似手に用いる金属はくは、幅60㎜とすること。
３　素子と供試装置の持ち手又は金属はくとを接続する導線は、長さ１ｍとすること。ただし、測定においてより長い導線を用いる必要がある場合は、１ｍを超える長さの導線を使用することができるが、導線の全インダクタンスが30MHz付近において1.4μH未満であること。

六　不平衡擬似回路網

不平衡擬似回路網は、次に定める条件を満たすこと。

１　供試装置を接続する端子のコモンモードインピーダンスは、150kHzから30MHzまでの周波数範囲において、150Ω（±）20Ω、位相角０度（±）20度であること。
２　供試装置に対向する通信装置から発生する妨害波の測定用受信機における指示値が、供試装置に適用される許容値より10dB以上低いものとなるよう分離すること。
３　縦電圧変換損は、次の表の条件を満たすこと。

表９　不平衡擬似回路網の縦電圧変換損の条件

測定対象の端子に接続される通信線の種類	縦電圧変換損 (dB)	縦電圧変換損の許容範囲 (dB)
カテゴリ６（日本産業規格Ｘ5150：2016構内情報配線システム（この表において「ＪＩＳ　Ｘ5150：2016」という。）に規定する分類に従うものとする。）	$75-10\log_{10}(1+(f/5)^2)$	150kHz以上２MHz未満の周波数範囲では（－）３dBから３dBまで ２MHz以上30MHz以下の周波数範囲では（－）３dBから６dBまで
カテゴリ５（ＪＩＳ　Ｘ5150：2016に規定する分類に従うものとする。）	$65-10\log_{10}(1+(f/5)^2)$	150kHz以上２MHz未満の周波数範囲では（－）３dBから３dBまで ２MHz以上30MHz以下の周波数範囲では（－）３dBから4.5dBまで
上記以外の種類	$55-10\log_{10}(1+(f/5)^2)$	（－）３dBから３dBまで
注　ｆは縦電圧変換損を測定した周波数（MHz）		

４　供試装置の動作に影響を与えないものであること。
５　電圧変換係数が150kHzから30MHzまでの周波数範囲において、規定値の（±）１dB以内であること。

七　ＣＭＡＤ

ＣＭＡＤはベクトルネットワークアナライザを用いてＳパラメータを測定し、S_{21}の絶対値及びS_{11}の絶対値は次の表の条件を満たすこと。

表10　ＣＭＡＤのＳパラメータの条件

Ｓパラメータ	条件
S_{21}の絶対値	30MHz以上200MHz以下の周波数範囲において0.25未満
S_{11}の絶対値	30MHz以上200MHz以下の周波数範囲において上限値0.75から0.55まで（周波数の対数に対して直線的に減少） 30MHz以上200MHz以下の周波数範囲において下限値0.6から0.4まで（周波数の対数に対して直線的に減少）

八　測定用空中線

１　30MHz以下の周波数範囲の磁界を測定するための空中線は、次に定める条件を満たすこと。
⑴　適切に校正された一辺の長さが60㎝の正方形で完全に囲むことができるような電気的に遮蔽されたループアンテナを用いること。ただし、空中線の支持物や接続ケーブルは、その範囲に囲むことを要しない。
⑵　空中線の基準点は、ループの中心とすること。
⑶　空中線は、測定する周波数範囲全域を測定できるものであること。
２　30MHz以上１GHz以下の周波数範囲の電界を測定するための空中線は、次に定める条件を満たすこと。
⑴　適切に校正されたエレメントの対が両方とも直線ロッド型若しくは両方とも円錐型の同調ダイポールアンテナ、直線ロッドが直線状に交互に取り付けられたダイポールアレイ型アンテナ又はそれらのハイブリッド型の空中線であること。
⑵　空中線の交差偏波電力比は、20dB以上あること。
３　１GHz以上の周波数範囲の電界を測定するための空中線は、次に定める条件を満たすこと。
⑴　直線偏波の空中線を用いること。
⑵　ホーンアンテナを用いる場合は、空中線の開口面の最大寸法（ｍ単位）の２乗を0.6で除した値が測定距離（ｍ単位）より小さいこと。
⑶　空中線の交差偏波電力比は、20dB以上あること。

九　電流プローブ

電流プローブは、測定する周波数範囲内で共振のない均一な周波数特性を有し、挿入インピーダンスが１Ωを超えないこと。

第四　試験場の条件

一　30MHz以下の磁界測定に用いる試験場

1　基本的条件

⑴　試験場は、平坦で金属大地面を備えた野外試験場又は電波半無響室であること。

⑵　供試装置及び測定用空中線の設置位置をそれぞれ焦点とし、焦点間の距離の２倍に等しい長径と$\sqrt{3}$倍に等しい短径を有する楕円の範囲及びその上空に測定とは関係のない反射物や架空線が存在しないこと。

⑶　10mの距離で測定する試験場は、供試装置及び測定用空中線（支持物を含む。）から少なくとも１m広がった範囲に金属大地面を敷設すること。この場合において、当該金属大地面には30㎜を超える間隙や穴が存在しないこと。

2　サイト挿入損の条件

⑴　次に定める測定方法のいずれかで試験場のサイト挿入損を測定し、数値計算によってシミュレーションした理論値との差が測定した全ての周波数、空中線偏波及び空中線対の位置において（±）４dB以内であること。この場合において、空中線対の位置から定まる図７に定める範囲を、条件を満たす試験場のテストボリュームとする。ただし、測定距離10mのサイト挿入損は全ての周波数及び空中線偏波において（±）４dB以内であることを要しない。

ア　正規化サイト挿入損法

㋐　測定に使用する標準信号発生器を測定用受信機と直接同軸ケーブルで接続したときの受信機入力電圧V_{DIRECT}（μV単位）を、150kHz以上１MHz以下の周波数範囲においては最大50kHzステップ、１MHz以上30MHz以下の周波数範囲においては最大100kHzステップで測定すること。この場合において、測定用受信機の飽和を避けるため減衰器を用いることができる。

㋑　図７に定める送信用空中線及び測定用空中線それぞれの位置に空中線を設置して、二つの空中線を対向させること。

㋒　送信用空中線及び測定用空中線から十分離れた位置に標準信号発生器及び測定用受信機を設置し、送信用空中線と標準信号発生器との間及び測定用空中線と測定用受信機の間をそれぞれ同軸ケーブルで接続すること。この場合において、必要な測定感度を確保する目的で電力増幅器を用いることができる。

㋓　送信用空中線及び測定用空中線の基準点を大地面からの高さ1.3mに設置し、送信用空中線から発射される電波の受信機入力電圧を測定し、その最大値V_{SITE}（μV単位）を求めること。

㋔　測定場のサイト挿入損は、次の式により求める値とすること。

$$A_i = 20\log_{10}(V_{DIRECT}) + a_{ATT} - 20\log_{10}(V_{SITE}) - F_T - F_R$$

A_i　：特定の周波数、空中線偏波及び空中線対の位置におけるサイト挿入損

a_{ATT}　：V_{DIRECT}の測定に用いて、V_{SITE}の測定に用いない減衰器の減衰量（当該減衰器を用いていない場合は０）

F_T　：送信用空中線のアンテナ係数（dB）

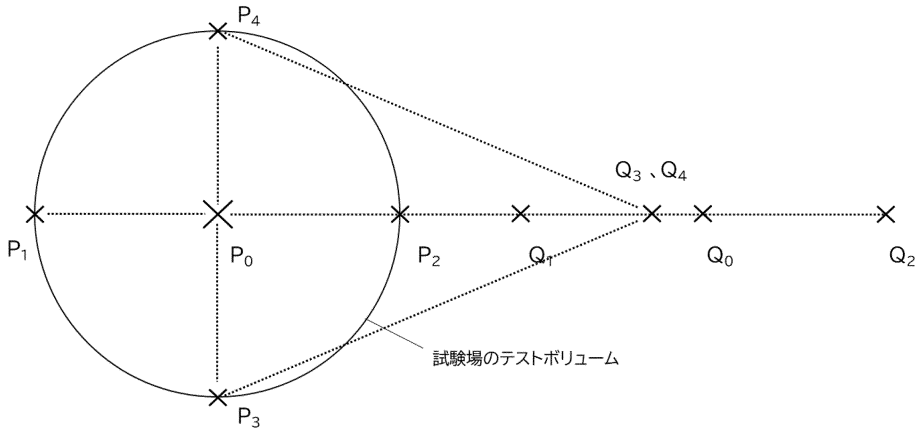
F_R　：受信用空中線のアンテナ係数（dB）

㋕　㋐で測定した周波数で㋓を実施して、それぞれの周波数におけるサイト挿入損を求めること。

㋖　空中線偏波を変えて㋓から㋕までを実施すること。

㋗　送信用空中線及び測定用空中線の位置を図７に定めるそれぞれの位置において㋑から㋖までを実施すること。

㋘　㋕において周波数を変えて測定する代わりに、㋐及び㋓において周波数範囲を掃引することで測定することができる。



注1　P_0、P_1、P_2、P_3及びP_4は送信用空中線を設置する位置であり、
それぞれ、Q_0、Q_1、Q_2、Q_3及びQ_4に測定用空中線をおいて測定すること。
注2　P_0-Q_0間、P_1-Q_1間、P_2-Q_2間、P_3-Q_3間及びP_4-Q_4間の距離は、
それぞれ測定距離（3m、10m又は30m）とすること。

図７　サイト挿入損又はサイトアッテネーションを測定する空中線対の位置関係

イ　参照サイト法

㋐　測定に使用する標準信号発生器を測定用受信機と直接同軸ケーブルで接続したときの受信機入力電圧V_{DIRECT}（μV単位）を150kHz以上１MHz以下の周波数範囲を最大50kHzステップ、１MHz以上30MHz以下の周波数範囲を最大100kHzステップで測定すること。この場合において、測定用受信機の飽和を避けるため減衰器を用いることができる。

㋑　図７に定める送信用空中線及び測定用空中線それぞれの位置に空中線を設置して、二つの空中線を対向させること。

㋒　送信用空中線及び測定用空中線から十分離れた位置に標準信号発生器及び測定用受信機を設置し、送信用空中線と標準信号発生器との間及び測定用空中線と測定用受信機の間をそれぞれ同軸ケーブルで接続すること。この場合において、必要な測定感度を確保する目的で電力増幅器を用いることができる。

㋓　送信用空中線及び測定用空中線の基準点を大地面からの高さ1.3mに設置し、送信用空中線から発射される電波の受信機入力電圧を測定し、その最大値V_{SITE}（μV単位）を求めること。

㋔　測定場のサイト挿入損は、次の式により求める値とすること。この場合において、アンテナペア参照サイト挿入損は、サイト挿入損の測定に用いる測定用空中線及び送信用空中線と同じものを用いて基準試験場（サイト挿入損偏差の値が、測定距離３mの場合は１dB未満、それ以外の測定距離の場合は２dB未満となる金属大地面を持つ試験場をいう。）において測定すること。

$$A_i = 20\log_{10}(V_{DIRECT}) + a_{ATT} - 20\log_{10}(V_{SITE}) - A_{LPR}$$

A_i　：特定の周波数、空中線偏波及び空中線対の位置におけるサイト挿入損

a_{ATT}　：V_{DIRECT}の測定に用いて、V_{SITE}の測定に用いない減衰器の減衰量（当該減衰器を用いていない場合は０）

A_{LPR}　：受信用空中線及び送信用空中線の組から定まるアンテナペア参照サイト挿入損

(カ)　(ア)で測定した周波数で(エ)を実施して、それぞれの周波数におけるサイト挿入損を求めること。

(キ)　空中線偏波を変えて(エ)から(カ)までを実施すること。

(ク)　送信用空中線及び測定用空中線の位置を図７に定めるそれぞれの位置において(イ)から(キ)までを実施すること。

⑵　サイト挿入損の測定には、第三の八の１に定める条件を満たす30MHz以下の周波数範囲の磁界を測定するための空中線のうち、シングルターンのループアンテナを空中線として用いること。

二　30MHz以上１GHz以下の電界測定に用いる野外試験場又は電波半無響室

１　基本的条件

⑴　平坦で金属大地面を備えていること。

⑵　供試装置及び測定用空中線の設置位置をそれぞれ焦点とし、焦点間の距離の２倍に等しい長径と$\sqrt{3}$倍に等しい短径を有する楕円の範囲及びその上空に測定とは関係のない反射物や架空線が存在しないこと。

⑶　10mの距離で測定する試験場は、供試装置及び測定用空中線（支持物を含む。）から少なくとも１m広がった範囲に金属大地面を敷設すること。この場合において、当該金属大地面には30㎜を超える間隙や穴が存在しないこと。

２　サイトアッテネーションの条件

⑴　次に定めるいずれかの測定方法で試験場のサイトアッテネーションの値を取得し、表12及び表13に定めるサイトアッテネーションの理論値との差が、測定した全ての周波数、送信用空中線高、空中線偏波及び空中線対の位置において（±）４dB以内であること。この場合において、空中線対の位置から定まる図７に定める範囲を試験場のテストボリュームとする。

ア　正規化サイトアッテネーション

(ア)　測定に使用する標準信号発生器を測定用受信機と直接同軸ケーブルで接続したときの受信機入力電圧V_{DIRECT}（μV単位）を表12及び表13で定める周波数で測定すること。この場合において、測定用受信機の飽和を避けるため減衰器を用いることができる。

(イ)　図７に定める送信用空中線及び測定用空中線それぞれの位置に空中線を設置して、二つの空中線を対向させること。

(ウ)　送信用空中線及び測定用空中線から十分離れた位置に標準信号発生器及び測定用受信機を設置し、送信用空中線と標準信号発生器との間及び測定用空中線と測定用受信機の間をそれぞれ同軸ケーブルで接続すること。この場合において、必要な測定感度を確保する目的で電力増幅器を用いることができる。

(エ)　送信用空中線及び測定用空中線の基準点を大地面からの次の表に定める送信用空中線高及び１mにそれぞれ設置し、測定用空中線の高さを４mまで上昇させながら、送信用空中線から発射される電波の受信機入力電圧を測定し、その最大値V_{SITE}（μV単位）を求めること。

表11　30MHz以上１GHz以下の周波数範囲における
サイトアッテネーション測定に用いる送信用空中線高

測定距離（m）	空中線偏波	送信用空中線高（m）
3	水平	1
		2
	垂直	1
		1.5
10	水平	1
		2
		3
		4
	垂直	1
		1.5
		2.5
		3.5
30	水平	1
		2
	垂直	1
		1.5

(オ)　測定場のサイトアッテネーションは、次の式により求める値とすること。

$$A_i = 20\log_{10}(V_{DIRECT}) + a_{ATT} - 20\log_{10}(V_{SITE}) - F_T - F_R$$

A_i　：特定の周波数、送信用空中線高、空中線偏波及び空中線対の位置におけるサイトアッテネーション

a_{ATT}　：V_{DIRECT}の測定に用いて、V_{SITE}の測定に用いない減衰器の減衰量（当該減衰器を用いていない場合は０）

F_T　：送信用空中線のアンテナ係数（dB）

F_R　：受信用空中線のアンテナ係数（dB）

(カ)　(ア)で測定した周波数で(エ)を実施して、それぞれの周波数におけるサイトアッテネーションを求めること。

(キ)　表11に定める送信用空中線高それぞれについて(エ)から(カ)までを実施すること。

(ク)　空中線偏波を変えて(エ)から(キ)までを実施すること。

(ケ)　送信用空中線及び測定用空中線の位置を図７に定めるそれぞれの位置において(イ)から(ク)までを実施すること。

イ　参照サイト法

(ア)　測定に使用する標準信号発生器を測定用受信機と直接同軸ケーブルで接続したときの受信機入力電圧V_{DIRECT}（μV単位）を表12及び表13で定める周波数で測定すること。この場合において、測定用受信機の飽和を避けるため減衰器を用いることができる。

(イ)　図７に定める送信用空中線及び測定用空中線それぞれの位置に空中線を設置して、二つの空中線を対向させること。

(ウ)　送信用空中線及び測定用空中線から十分離れた位置に標準信号発生器及び測定用受信機を設置し、送信用空中線と標準信号発生器との間及び測定用空中線と測定用受信機の間をそれぞれ同軸ケーブルで接続すること。この場合において、必要な測定感度を確保する目的で電力増幅器を用いることができる。

(エ)　送信用空中線及び測定用空中線の基準点を大地面からの表11に定める送信用空中線高及び１ｍにそれぞれ設置し、測定用空中線の高さを４ｍまで上昇させ、表12及び表13に定める周波数範囲を掃引しながら、送信用空中線から発射される電波の受信機入力電圧を測定し、その最大値V_{SITE}（μV単位）を求めること。

(オ)　測定場のサイトアッテネーションは、次の式により求める値とすること。この場合において、アンテナペア参照サイトアッテネーションは、サイトアッテネーションの測定に用いる測定用空中線及び送信用空中線と同じものを用いて、基準試験場（サイト挿入損偏差の値が、水平偏波の場合は１dB未満、垂直偏波の場合は1.5dB未満となる金属大地面を持つ試験場をいう。）において測定すること。

$$A_i = 20\log_{10}(V_{DIRECT}) + a_{ATT} - 20\log_{10}(V_{SITE}) - A_{APR}$$

A_i　：特定の周波数、空中線偏波及び空中線対の位置におけるサイトアッテネーション

a_{ATT}　：V_{DIRECT}の測定に用いて、V_{SITE}の測定に用いない減衰器の減衰量（当該減衰器を用いていない場合は０）

A_{APR}：受信用空中線及び送信用空中線の組から定まるアンテナペア参照サイトアッテネーション

(カ)　表11に定める送信用空中線高それぞれについて(エ)及び(オ)を実施すること。

(キ)　空中線偏波を変えて(エ)から(カ)までを実施すること。

(ク)　送信用空中線及び測定用空中線の位置を図７に定めるそれぞれの位置において(イ)から(キ)までを実施すること。

表12　30MHz以上160MHz以下のサイトアッテネーションの理論値

測定距離	空中線偏波	送信用空中線高（m）	測定周波数（MHz）												
			30	35	40	45	50	60	70	80	90	100	120	140	160
3	水平	1	15.8	13.4	11.3	9.4	7.8	5.0	2.8	0.9	−0.7	−2.0	−4.2	−6.0	−7.4
		2	11.0	8.8	7.0	5.5	4.2	2.2	0.6	−0.7	−1.8	−2.8	−4.4	−5.8	−6.7
	垂直	1	8.2	6.9	5.8	4.9	4.0	2.6	1.5	0.6	−0.1	−0.7	−1.5	−1.8	−1.7
		1.5	9.3	8.0	7.0	6.1	5.4	4.1	3.2	2.6	2.1	1.9	1.3	−1.5	−3.7
10	水平	1	29.8	27.1	24.9	22.9	21.1	18.0	15.5	13.3	11.4	9.7	7.0	4.8	3.1
		2	24.1	21.6	19.4	17.5	15.9	13.1	10.9	9.2	7.8	6.7	5.0	3.5	2.3
		3	21.3	18.9	16.9	15.2	13.7	11.5	9.9	8.6	7.5	6.6	4.9	3.5	2.4
		4	19.7	17.4	15.6	14.2	13.1	11.3	9.9	8.7	7.7	6.7	5.1	3.8	2.6
	垂直	1	16.7	15.4	14.2	13.2	12.3	10.7	9.4	8.3	7.3	6.4	4.9	3.7	2.6
		1.5	16.9	15.6	14.4	13.4	12.5	11.0	9.7	8.6	7.6	6.8	5.4	4.3	3.4
		2.5	17.4	16.1	15.0	14.0	13.2	11.7	10.5	9.5	8.7	8.0	7.0	6.2	4.1
		3.5	18.2	16.9	15.8	14.9	14.1	12.7	11.7	10.9	10.2	9.6	6.8	5.2	3.9
30	水平	1	47.8	45.1	42.8	40.8	38.9	35.8	33.1	30.8	28.8	27	23.9	21.2	19
		2	41.7	39.1	36.8	34.7	32.9	29.8	27.2	24.9	23.0	21.2	18.2	15.8	13.8
	垂直	1	26.0	24.7	23.5	22.5	21.6	20	18.7	17.5	16.5	15.6	14.0	12.7	11.5
		1.5	26.0	24.7	23.5	22.5	21.6	20	18.7	17.5	16.5	15.6	14.0	12.7	11.6

表13　180MHz以上１GHz以下のサイトアッテネーションの理論値

測定距離	空中線偏波	送信用空中線高（m）	測定周波数（MHz）										
			180	200	250	300	400	500	600	700	800	900	1000
3	水平	1	−8.6	−9.6	−11.7	−12.8	−14.8	−17.3	−19.1	−20.6	−21.3	−22.5	−23.5
		2	−7.2	−8.4	−10.6	−12.3	−14.9	−16.7	−18.3	−19.7	−20.8	−21.8	−22.7
	垂直	1	−1.3	−3.6	−7.7	−10.5	−14.0	−16.4	−16.3	−18.4	−20.0	−21.3	−22.4
		1.5	−5.3	−6.7	−9.1	−10.9	−12.6	−15.1	−16.9	−18.4	−19.3	−20.4	−21.4
10	水平	1	1.7	0.6	−1.6	−3.3	−5.9	−7.9	−9.5	−10.8	−12.0	−12.8	−13.8
		2	1.2	0.3	−1.7	−3.3	−5.8	−7.6	−9.3	−10.6	−11.8	−12.9	−13.8
		3	1.3	0.4	−1.6	−3.0	−5.6	−7.6	−9.2	−10.5	−11.6	−12.7	−13.6
		4	1.6	0.6	−1.2	−2.8	−5.4	−7.3	−8.9	−10.2	−11.4	−12.4	−13.6
	垂直	1	1.8	1.0	−0.5	−1.5	−4.1	−6.7	−8.7	−10.2	−11.5	−12.6	−13.6
		1.5	2.7	2.1	0.3	−1.9	−5.0	−7.2	−9.0	−10.4	−11.6	−12.7	−13.6
		2.5	2.8	1.6	−0.6	−2.4	−5.1	−7.1	−8.7	−9.9	−11.1	−12.1	−13.1
		3.5	2.8	1.7	−0.3	−1.9	−4.5	−6.3	−8.0	−9.3	−10.5	−11.5	−12.4
30	水平	1	17	15.3	11.6	8.8	4.6	1.8	0.0	−1.3	−2.5	−3.5	−4.4
		2	12.0	10.6	7.8	6.1	3.5	1.6	0.0	−1.4	−2.5	−3.5	−4.5
	垂直	1	10.5	9.6	7.7	6.2	3.9	2.1	0.8	−0.3	−1.1	−1.7	−3.5
		1.5	10.6	9.7	7.9	6.5	4.3	2.8	1.8	−0.9	−2.3	−3.4	−4.3

(2)　サイトアッテネーションの測定には、第三の八の２に定める条件を満たす30MHz以上１GHz以下の周波数範囲の電界測定に用いる空中線を用いること。ただし、測定距離３ｍで測定する場合は、ハイブリッド型の空中線を用いてはならない。

三　30MHz以上１GHz以下の電界測定に用いる電波全無響室

１　サイトアッテネーションの条件

⑴　次に定める正規化サイトアッテネーションの測定方法で試験場のサイトアッテネーションの値を取得し、次の式に定めるサイトアッテネーションの理論値との差が、測定した全ての周波数、空中線偏波及び空中線対の位置において（±）４dB以内であること。この場合において、空中線対の位置から定まる図８に定める範囲を試験場のテストボリュームとする。

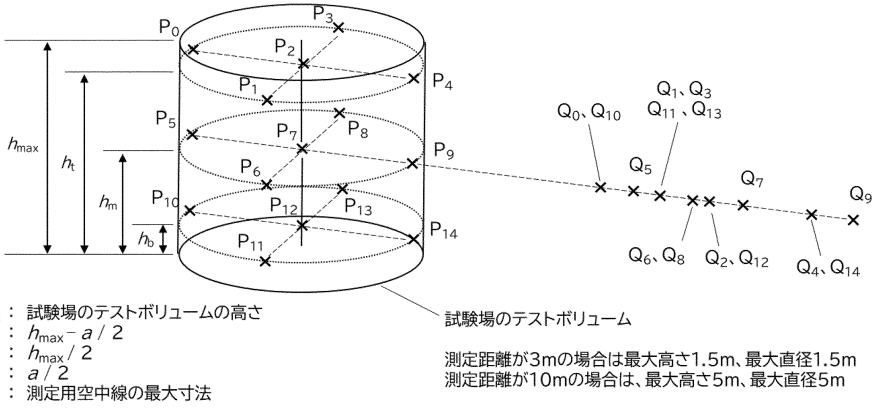
$$A_i = 20\log_{10}\left(\frac{125}{\pi}\times\frac{d}{\sqrt{1-\left(\frac{\lambda}{2\pi d}\right)^2+\left(\frac{\lambda}{2\pi d}\right)^4}}\right)-20\log_{10}(f)$$

A_i：特定の周波数におけるサイトアッテネーションの理論値

λ　：測定周波数における波長（m）

d　：測定距離（m）

f　：測定周波数（MHz）



h_{max}：試験場のテストボリュームの高さ
h_t　：$h_{max}-a/2$
h_m　：$h_{max}/2$
h_b　：$a/2$
a　　：測定用空中線の最大寸法

測定距離が3mの場合は最大高さ1.5m、最大直径1.5m
測定距離が10mの場合は、最大高さ5m、最大直径5m

注1　P_iは送信用空中線を設置する位置であり、それぞれ、Q_iに測定用空中線をおいて測定すること。
注2　P_i−Q_i間の距離は、それぞれ測定距離（10m又は3m）とすること。
注3　試験場のテストボリュームの形状によって、Q_iの相対位置が前後してもよい。

図８　電波全無響室のサイトアッテネーションを測定する空中線対の位置関係

ア　測定に使用する標準信号発生器を測定用受信機と直接同軸ケーブルで接続したときの受信機入力電圧V_{DIRECT}（μV単位）を、30MHz以上100MHz以下の周波数範囲においては最大１MHzステップ、100MHz以上500MHz以下の周波数範囲においては最大５MHzステップ、500MHz以上１GHz以下の周波数範囲においては最大10MHzステップで測定すること。この場合において、測定用受信機の飽和を避けるため減衰器を用いることができる。

イ　図８に定める送信用空中線及び測定用空中線それぞれの位置及び高さに空中線を設置して、二つの空中線を対向させること。

ウ　送信用空中線及び測定用空中線から十分離れた位置に標準信号発生器及び測定用受信機を設置し、送信用空中線と標準信号発生器との間及び測定用空中線と測定用受信機の間をそれぞれ同軸ケーブルで接続すること。この場合において、必要な測定感度を確保する目的で電力増幅器を用いることができる。

エ　送信用空中線から発射される電波の受信機入力電圧を測定し、その最大値V_{SITE}（μV単位）を求めること。

オ　測定場のサイトアッテネーションは、次の式により求める値とすること。

$$A_i = 20\log_{10}(V_{DIRECT}) + a_{ATT} - 20\log_{10}(V_{SITE}) - F_T - F_R$$

A_i　：特定の周波数、送信用空中線高、空中線偏波及び空中線対の位置におけるサイトアッテネーション

a_{ATT}　：V_{DIRECT}の測定に用いて、V_{SITE}の測定に用いない減衰器の減衰量（当該減衰器を用いていない場合は０）

F_T　：送信用空中線のアンテナ係数（dB）

F_R　：受信用空中線のアンテナ係数（dB）

カ　アで測定した周波数でエを実施して、それぞれの周波数におけるサイトアッテネーションを求めること。

キ　空中線偏波を変えてエからカまでを実施すること。

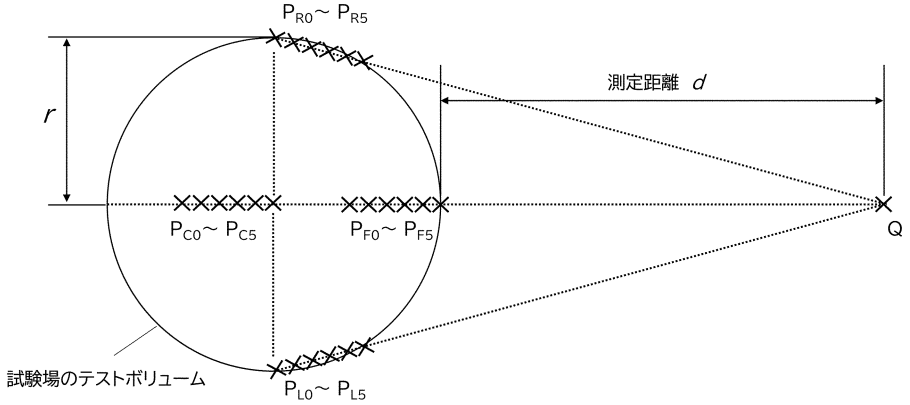
ク　送信用空中線及び測定用空中線の位置及び高さを図８に定めるそれぞれの位置においてイからキまでを実施すること。

⑵　サイトアッテネーションの測定には、第三の八の２に定める条件を満たす30MHz以上１GHz以下の周波数範囲の電界測定に用いる空中線を用いること。ただし、送信用空中線の最大寸法は40㎝以下であること。

四　１GHz以上の電界測定に用いる試験場

１　サイト電圧定在波比の条件

次に定めるいずれかの測定方法で試験場のサイト電圧定在波比を取得し、測定した全ての周波数、空中線偏波、送信用空中線及び電界プローブの位置群において６dB以下であること。この場合において、送信用空中線の位置から定まる図９に定める範囲を試験場のテストボリュームとする。



P_iは送信用空中線又は電界プローブを設置する位置であり、Qは測定用空中線又は送信用空中線をおいて測定すること。
測定距離dは、それぞれ測定距離（3m以上10m以下）とすること。

P_{F0}は試験場のテストボリュームのうち最もQに近い位置とし、P_{F1}はP_{F0}から2cm、P_{F2}はP_{F0}から10cm、P_{F3}はP_{F0}から18cm、P_{F4}はP_{F0}から30cm、P_{F5}はP_{F0}から40cmそれぞれQに対して離れた位置とする。
P_{R0}は試験場のテストボリュームのうちQから見てテストボリュームの中央から右方向の端とし、P_{R1}はP_{R0}から2cm、P_{R2}はP_{R0}から10cm、P_{R3}はP_{R0}から18cm、P_{R4}はP_{R0}から30cm、P_{R5}はP_{R0}から40cmそれぞれQに対して近づいた位置とする。
P_{L0}は試験場のテストボリュームのうちQから見てテストボリュームの中央から左方向の端とし、P_{L1}はP_{L0}から2cm、P_{L2}はP_{L0}から10cm、P_{L3}はP_{L0}から18cm、P_{L4}はP_{L0}から30cm、P_{L5}はP_{L0}から40cmそれぞれQに対して近づいた位置とする。
P_{C0}は試験場のテストボリュームの中央とし、P_{C1}はP_{C0}から2cm、P_{C2}はP_{C0}から10cm、P_{C3}はP_{C0}から18cm、P_{C4}はP_{C0}から30cm、P_{C5}はP_{C0}から40cmそれぞれQに対して離れた位置とする。

試験場のテストボリュームの半径rが1.5m以下の場合は、空中線位置群P_F、P_R及びP_Lのみ測定すること。
試験場のテストボリュームの半径rが1.5mを超える場合は、空中線位置群P_F、P_C、P_R及びP_Lを測定すること。
試験場のテストボリュームの最大高さが1.5mを超える場合は、空中線位置群P_Cで高さを試験場のテストボリュームの高さとする位置でも測定すること。

図９　サイト電圧定在波比を測定する空中線対の位置関係

⑴　直接測定法

ア　サイト電圧定在波比の測定に用いる送信用空中線の条件は、次のとおりとする。

㋐　直線偏波であること。

㋑　１GHz以上18GHz以下の周波数範囲において、電界面の主ローブ方向は、０度（±）15度まで及び180度（±）15度までの範囲にあり、主ローブ方向から（±）15度までの範囲の放射パターンの振幅は（－）３dB以下であること。

㋒　磁界面の放射パターンは、（±）60度までの範囲で（±）２dB、（－）60度から（－）135度まで及び60度から135度までの範囲で（±）３dBの範囲にあること。

イ　図９に定める送信用空中線及び測定用空中線それぞれの位置に設置して、二つの空中線を対向させること。

ウ　送信用空中線及び測定用空中線から十分離れた位置に標準信号発生器及び測定用受信機を設置し、送信用空中線と標準信号発生器との間及び測定用空中線と測定用受信機の間をそれぞれ同軸ケーブルで接続すること。この場合において、必要な測定感度を確保する目的で電力増幅器を用いることができる。

エ　送信用空中線から発射される電波の受信機入力電圧を１GHz以上18GHz以下の周波数範囲で最大50MHzステップ又は周波数を掃引して測定し、電力増幅器の増幅分を補正した上で、測定値を次の式で正規化すること。

$$M' = M + 20\log_{10}\left(\frac{d}{d_{\mathrm{ref}}}\right)$$

M'　：正規化された電圧（dB（１μVを０dBとする。））

M　：測定された電圧から電力増幅器の増幅分を補正したもの（dB（１μVを０dBとする。））

d　：受信用空中線と送信用空中線との実際の基準点の距離（m）

d_{ref}　：受信用空中線と送信用空中線の位置が属する空中線位置群の基準点（図９におけるP_{X0}）との距離（m）

オ　サイト電圧定在波比は、六つの送信用空中線設置位置で測定された最大の電圧（dB単位（１μVを０dBとする。以下このオにおいて同じ。））から最小の電圧（dB単位）を引いて求める値とすること。

カ　空中線偏波を変えてエ及びオを実施すること。

キ　送信用空中線の位置を同じ空中線位置群の別の位置に移動させて六つの位置全てでエからカまでを実施すること。

ク　全ての設置場所群に対してエからキまでを繰り返すこと。

⑵　相互交換法

ア　サイト電圧定在波比の測定に用いる送信用空中線の条件は、次のとおりとする。

㋐　供試装置を測定する空中線と同じ種類の空中線を用いること。

㋑　等方性電界プローブの異方性は３dBを超えないこと。

イ　図９に定める電界プローブの位置のいずれかに等方性電界プローブを設置して、送信用空中線の位置に送信用空中線を設置すること。

ウ　電界プローブ及び送信用空中線から十分離れた位置に標準信号発生器を設置し、送信用空中線と標準信号発生器との間をそれぞれ同軸ケーブルで接続すること。

エ　送信用空中線から発射される電波の電界プローブにおける受信機入力電圧を１GHz以上18GHz以下の周波数範囲で最大50MHzステップ又は周波数を掃引して測定し、電力増幅器の増幅分を補正した上で、測定値を次の式で正規化すること。

$$M' = M + 20\log_{10}\left(\frac{d}{d_{\mathrm{ref}}}\right)$$

M'　：正規化された電圧（dB（１μVを０dBとする。））

M　：測定された電圧から電力増幅器の増幅分を補正したもの（dB（１μVを０dBとする。））

d　：電界プローブと送信用空中線との実際の基準点の距離（m）

d_{ref}　：送信用空中線と電界プローブの位置が属する空中線位置群の基準点（図９におけるP_{X0}）との距離（m）

オ　サイト電圧定在波比は、六つの送信用空中線設置位置で測定された最大の電圧（dB単位（１μVを０dBとする。以下このオにおいて同じ。））から最小の電圧（dB単位）を引いて求める値とすること。

カ　空中線偏波を変えてエ及びオを実施すること。

キ　送信用空中線の位置を同じ空中線位置群の別の位置に移動させて六つの位置全てでエからカまでを実施すること。

ク　全ての設置場所群に対してエからキまでを繰り返すこと。

第五　負荷条件

供試装置からの妨害波の測定においては、次に掲げる種類の供試装置の負荷条件で測定すること。ただし、指定された条件での測定ができない場合、又は次に指定のない種類の供試装置の場合は、通常の使用の範囲内で妨害波の強度が最大となる負荷条件で測定すること。

一　150kHz以上400MHz以下の周波数を利用する治療用装置で容量性結合を利用するもの

１　直径170㎜（±）10㎜の平坦な円形の金属板を両電極に平行に接続した上で、供試装置の最大電力を消費することのできる電波を放射しない負荷（例えば、電球等）を金属板間に接続して負荷として最大出力で動作させること。

２　負荷を垂直及び水平の二つの方向で測定すること。

二　150kHz以上400MHz以下の周波数を利用する治療用装置で誘導性結合を利用するもの

１　蒸留水１リットルに対して塩化ナトリウム９ｇを溶かした水溶液を直径10㎝の絶縁性の円筒容器に高さ50㎝まで満たした水槽を負荷として用いて、供試装置に治療用として備えられているコイルの中心と水槽の中心を合わせるように設置して動作させること。

２　供試装置の最大電力及び最大出力の半分の出力で測定すること。

３　出力回路の周波数を調整できる場合は、供試装置の利用周波数と同調させること。

三　400MHz以上の周波数を利用する高周波治療器又はマイクロ波治療器

使用されるケーブルの特性インピーダンスと整合した電波を放射しない負荷を接続して測定すること。

四　超音波治療器

１　蒸留水を満たした直径10㎝の非金属製円筒容器に振動子を入れて測定すること。

２　供試装置の最大電力及び最大出力の半分の出力で測定すること。

３　出力回路の周波数を調整できる場合は、供試装置の利用周波数と同調させた場合と離調した場合とを測定すること。

五　工業用装置

1　実際の業務で利用する負荷又は同等の電波を発射しない模擬負荷を使用して測定すること。

2　試験場での測定において水、ガス、空気等のための配管を接続する必要がある場合は、３ｍ以上の絶縁管を用いること。

3　供試装置の最大電力及び最大出力の半分の出力で測定し、通常はゼロ又は非常に低い出力で動作する装置の場合は、その動作状態でも追加で測定すること。

六　電子レンジ

1　通常の付属品（内棚等）を規定の場所に配置し、負荷搭載面の中央に20℃（±）５℃の１リットルの水道水を直径190㎜（±）５㎜、高さ90㎜（±）５㎜のホウケイ酸ガラス製の円筒容器に満たした水槽を負荷として用いること。ただし、この方法で測定が困難な場合は、他の大きさの水槽や供試装置が備える水槽に水道水をいれて負荷として用いることができる。

2　測定前に最低でも５分間予熱動作を行なったのちに最大出力で測定すること。

3　電子レンジの測定中に異常加熱を避けるために間欠モードに移行した場合は、間欠動作せずに最大マイクロ波出力で動作可能となるまで冷却のために測定を一時中断しなければならない。

4　電子レンジの測定中に負荷である水が沸騰しないよう、適宜水を交換すること。

七　ロボット

1　仕様マニュアルに記載の通常使用のうち次に掲げる動作状態について、それぞれ少なくとも一つの動作状態又はロボットの特性及び構造の分析等に基づいて妨害波強度が大きいと想定される動作状態で測定すること。ただし、車輪等で移動するロボットの場合は、アイドルローラー等で物理的な位置を固定して測定すること。

⑴　電源は入っているが待機している状態又は充電中であり、測定開始時にバッテリーの充電状態が20％以下かつ測定中は80％を下回る状態

⑵　定格負荷、定格速度で通常動作している状態。ただし、定格負荷と定格速度を同時に達成できない場合は、二つの動作状態を個別に測定すること。

⑶　負荷、速度等のパラメータがそれぞれの許容範囲の中心となるような動作状態

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　第二に規定する測定方法については、この告示の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

○総務省告示第三百九十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条第二項（同規則第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年総務省告示第五百四十四号（高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十一月二日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第１　申請書の様式 ［様式略］ 注１　申請する型式の設備が一般搬送式デジタル伝送装置、特別搬送式デジタル伝送装置、広帯域電力線搬送通信設備、誘導式読み書き通信設備、超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウェルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置、搬送ロボット用非接触電力伝送装置、一般用放射等設備、一般用非放射等設備、業務用放射等設備又は業務用非放射等設備の場合は、「搬送式インターホン」の文字に代えて「一般搬送式デジタル伝送装置」、「特別搬送式デジタル伝送装置」、「広帯域電力線搬送通信設備」、「誘導式読み書き通信設備」、「超音波洗浄機」、「超音波加工機」、「超音波ウェルダー」、「電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械」、「無電極放電ランプ」、「一般用非接触電力伝送装置」、「電気自動車用非接触電力伝送装置」、「搬送ロボット用非接触電力伝送装置」、「一般用放射等設備」、「一般用非放射等設備」、「業務用放射等設備」又は「業務用非放射等設備」のうち該当するものを記載すること。 ［注２　略］	第１　［同左］ ［様式同左］ 注１　申請する型式の設備が一般搬送式デジタル伝送装置、特別搬送式デジタル伝送装置、広帯域電力線搬送通信設備、誘導式読み書き通信設備、超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置又は搬送ロボット用非接触電力伝送装置の場合は、「搬送式インターホン」の文字に代えて「一般搬送式デジタル伝送装置」、「特別搬送式デジタル伝送装置」、「広帯域電力線搬送通信設備」、「誘導式読み書き通信設備」、「超音波洗浄機」、「超音波加工機」、「超音波ウエルダー」、「電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械」、「無電極放電ランプ」、「一般用非接触電力伝送装置」、「電気自動車用非接触電力伝送装置」又は「搬送ロボット用非接触電力伝送装置」のうち該当するものを記載すること。 ［注２　同左］

第２　添付書類の様式

［１～３　略］

４　超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの場合

⑴　１枚目

長

試験成績書（その１）		整理番号	
		指定番号	
1　型式名		2　製造業者名	

3　利用周波数	⑴　設計値	⑵　測定値
4　周波数変動幅	⑴　設計値	⑵　測定値
5　高周波出力	⑴　定格値	⑵　測定値

6　交流電源端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　150 kHz 以上 500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	⑵　500 kHz 以上 30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			

7　有線通信端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　150 kHz 以上 500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	⑵　500 kHz 以上 30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			

8　有線通信端子における妨害波電流	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　150 kHz 以上 500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	⑵　500 kHz 以上 30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			

辺

短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

第２［同左］

［１～３　同左］

４　［同左］

⑴　１枚目

長

設　計　書			整　理　番　号	
			指　定　番　号	
1　型　式　名			2　製造業者名	
3　発　振　の　方　式			4　利用周波数	
5　周　波　数　変　動　幅			6　高周波出力	

7　電源端子における妨害波電圧	周波数帯	⑴　150 kHz 以上 500kHz未満	⑵　500 kHz 以上 5 MHz以下	⑶　5 MHz を超え30MHz以下
	準尖頭値			
	平均値			

8　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度	周波数帯	⑴　10kHz以上50 kHz以下	⑵　50kHzを超え 150kHz以下	⑶　150 kHz を超え490kHz未満
	準尖頭値			
	周波数帯	⑷　490 kHz 以上 1,705kHz以下	⑸　1,705 kHz を超え 2,194 kHz 未満	⑹　2,194 kHz 以上 3.95 MHz 未満
	準尖頭値			
	周波数帯	⑺　3.95 MHz 以上20MHz未満	⑻　20 MHz 以上 30MHz以下	⑼　30 MHz を超え47MHz未満
	準尖頭値			
	周波数帯	⑽　47 MHz 以上 68MHz以下	⑾　68 MHz を超え 80.872 MHz 以下	⑿　80.872 MHz を超え 81.848 MHz未満
	準尖頭値			
	周波数帯	⒀　81.848 MHz 以上 87 MHz 未満	⒁　87 MHz 以上 134.786 MHz 以下	⒂　134.786 MHz を超え 136.414 MHz未満
	準尖頭値			
	周波数帯	⒃　136.414 MHz 以上156MHz以下	⒄　156MHzを超え174MHz未満	⒅　174MHz以上 188.7MHz以下
	準尖頭値			

辺

	周波数帯	(19) 188.7 MHz を超え 190.979 MHz未満	(20) 190.979 MHz 以上230MHz以下	(21) 230MHzを超え400MHz以下
	準尖頭値			
	周波数帯	(22) 400MHzを超え470MHz未満	(23) 470MHz以上1,000MHz以下	
	準尖頭値			
9 振動子の種類及び型名				
10 添付図面等		(1) 外観を示す図及び写真　(2) 構造を示す図及び写真 (3) 接続図　(4) 取扱説明書		
11 参考事項				

短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

(2)　２枚目

試験成績表
（その１）

	12 製造番号			
	13 製造年月日			
14 利用周波数	(1) 設計値	(2) 測定値	19 測定条件等	
15 周波数変動幅	(1) 設計値	(2) 測定値		
16 高周波出力	(1) 定格値	(2) 測定値		

17 電源端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値	
		準尖頭値	平均値
	(1) 150 kHz 以上 500kHz未満	()	()
	(2) 500 kHz 以上 5 MHz以下	()	()
	(3) 5 MHz を超え30MHz以下	()	()

長　辺

(2)　２枚目

試験成績書
（その２）

9 30 MHz 以上 1 GHz 以下における不要発射による電界強度	(1) □野外試験場又は電波半無響室				
	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(2) 30 MHz 以上 230MHz以下	準尖頭値			
	(3) 230MHzを超え１GHz以下	準尖頭値			
10 1 GHz 以上 6 GHz 以下における不要発射による電界強度	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(1) 1 GHz 以上 3GHz以下	尖頭値			
		平均値			
	(2) 3 GHz を超え６GHz以下	尖頭値			
		平均値			

短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［削る］

辺

18　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度	周波数帯	準尖頭値の測定値
	⑴　10kHz以上50kHz以下	（　）
	⑵　50kHzを超え150kHz以下	（　）
	⑶　150kHzを超え490kHz未満	（　）
	⑷　490kHz以上1,705kHz以下	（　）
	⑸　1,705kHzを超え2,194kHz未満	（　）
	⑹　2,194kHz以上3.95MHz未満	（　）
	⑺　3.95MHz以上20MHz未満	（　）
	⑻　20MHz以上30MHz以下	（　）
	⑼　30MHzを超え47MHz未満	（　）

短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

⑶　３枚目

試験成績表
（その２）

	周波数帯	準尖頭値の測定値	19　測定条件等
	⑽　47MHz以上68MHz以下	（　）	
	⑾　68MHzを超え80.872MHz以下	（　）	
	⑿　80.872MHzを超え81.848MHz未満	（　）	

注１　施行規則第46条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

［⑴　略］

⑵　１の欄は、高周波利用設備の型式名を記載すること。

［削る］

長

18　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度	⑬　81.848　MHz以上87MHz未満	（　）	
	⑭　87 MHz 以上134.786 MHz以下	（　）	
	⑮　134.786 MHzを超え136.414 MHz未満	（　）	
	⑯　136.414 MHz以上156MHz以下	（　）	
	⑰　156MHzを超え174MHz未満	（　）	
	⑱　174MHz以上188.7MHz以下	（　）	
	⑲　188.7 MHzを超え　190.979 MHz未満	（　）	
	⑳　190.979 MHz以上230MHz以下	（　）	
	㉑　230MHzを超え400MHz以下	（　）	
	㉒　400MHzを超え470MHz未満	（　）	
	㉓　470MHz以上1,000MHz以下	（　）	

辺

短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　［同左］

⑴　［同左］

⑵　１の欄は、高周波発生装置が組み込まれているきよう体の型式名を記載すること。

⑶　３の欄の記載は、次によること。

ア　「自励発振」、「自励発振（周波数自動追尾方式）」のように記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あるものは、それぞれの装置ごとに記載すること（４の欄から８の欄までの記載において同じ。）。

⑶　３の⑴及び⑵の欄は、利用周波数が切換可能なものは「（何）kHz及び（何）kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「（何）kHzから（何）kHzまで連続可変」のように記載すること。また、３の⑵の欄は、電源を投入し装置を起動させてから、５分経過後の利用周波数の設計値に対応した周波数の測定値を記載すること。この場合において、高周波出力端子に製造者が指定する値の抵抗器又は標準振動子を負荷として接続し測定すること（４の⑵の欄及び５の⑵の欄において同じ。）。

⑷　４の⑴及び⑵の欄は、３の⑴及び⑵の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

⑸　５の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　高周波出力の定格値及び測定値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値及び測定値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値及び測定値の最大値と最小値を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載し、最大定格値の合計に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

⑹　６の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

エ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑺　７の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。

イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑻　８の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。

イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

⑷　４の欄は、利用周波数が切換可能なものは「（何）kHz及び（何）kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「（何）kHzから（何）kHzまで連続可変」のように記載すること。

⑸　５の欄は、４の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

⑹　６の欄の記載は、次によること。

ア　高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。

［新設］

⑺　７の⑴から⑶までの欄は、最大の値の設計値をデシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

⑻　８の⑴から⑳までの欄は、高周波発生装置から10メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル（⑴から⑻までの欄は毎メートル１マイクロアンペアを０デシベル、⑼から⑳までの欄は毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

エ　測定値は、デシベル（１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。
オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数（複数の供給電源周波数）及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑼　９の⑴の欄は、野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、□にレ印を付けること。

⑽　９の⑵及び⑶の欄の記載は、次によること。
ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
イ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。
ウ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。
エ　野外試験場又は電波半無響室で測定することを選択した場合であって、設備から３メートルの距離において測定したときは、実際の測定値から10デシベルを減じた値を記載すること。

⑾　10の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。
ア　内部最高周波数が108MHzを超える設備の場合に記載すること。
イ　尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
エ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した場合は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。
オ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑿　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

⒀　外観の写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

⒁　接続図は、部品の回路定数が記載されていること。

［削る］
［削る］

⑼　９の欄は、振動子の種類を「電歪型」、「磁歪型」のように記載すること。また、振動子の型名（振動子の種類及び電気的特性が同じものであって、形状により型名が異なるものは、代表的な振動子の型名）を記載すること。

⑽　添付図面等の記載は、次によること。
ア　図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
イ　外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称及び寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されていること。
ウ　構造を示す図は、各部の名称が記載されていること。
エ　外観及び構造を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。
オ　接続図は、部品の名称又は記号及び回路定数が記載されていること。

⑾　11の欄は、発振の安定化、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。

⑿　12の欄及び13の欄は、試験に供した装置について記載すること。

⒀　14の⑵の欄は、電源を投入し装置を起動させてから、５分経過後の利用周波数の設計値に対応した周波数の測定値を記載すること。この場合において、高周波出力端子に製造者が指定する値の抵抗器又は標準振動子を負荷として接続し測定すること（15の欄から18の欄までの測定条件について同じ。）。

⒁　15の⑵の欄は、電源を投入してから５分経過後までの間における14の⑴の欄の利用周波数の設計値に対応した周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。

⒂　16の⑵の欄は、最大の定格値に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

⒃　17の⑴から⑶までの欄の記載は、次によること。
ア　測定した最大の値をデシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。また、当該各欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において妨害波電圧が最大となる妨害波の周波数を記載すること。
イ　高周波発生装置が２以上あり、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。

［削る］

［削る］

［削る］

２　施行規則第46条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

［⑴・⑵　略］

⑶　１から10までの欄は注１に準じて記載すること。

［削る］

［５～９　略］

10　一般用放射等設備の場合

⑴　１枚目

試験成績書（その１）			整理番号	
			指定番号	
1　型式名		2　製造業者名		
3　利用周波数	⑴　設計値		⑵　測定値	
4　周波数変動幅	⑴　設計値		⑵　測定値	
5　高周波出力	⑴　定格値		⑵　測定値	

長

⑰　18の欄の⑴から㉓までの欄の記載は、次によること。

ア　高周波発生装置から10メートルの距離で測定した最大の値をデシベル（⑴から⑻までの欄は毎メートル１マイクロアンペアを０デシベル、⑼から㉓までの欄は毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。また、当該各欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において電界強度又は磁界強度が最大となる利用周波数による発射及び不要発射の周波数を記載すること。ただし、周囲雑音レベルが高いため、特定の周波数において10メートルの距離で測定することができない場合は、当該周波数においては、より短い距離（３メートルを下回らない距離に限る。）で測定した最大の値を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あり、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。

⑱　19の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温、湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。また、⑰のアのただし書の条件で測定した場合には、その旨、測定距離等を記載すること。

⑲　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

２　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　設計書は、１及び２の欄並びに設計変更に係る事項の欄について、注１に準じて記載すること。また、10の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。

⑷　試験成績表は、注１に準じて記載すること。

［５～９　同左］

［新設］

辺

	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
6　交流電源端子における妨害波電圧	(1)　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	(2)　500kHz以上5MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
	(3)　5MHzを超え30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
7　有線通信端子における妨害波電圧	(1)　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	(2)　500kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			

短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

(2)　２枚目

試験成績書
（その２）

長

	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
8　有線通信端子における妨害波電流	(1)　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	(2)　500kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
9　150kHz以上30MHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の磁界強度	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(1)　150kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
	(1)　□野外試験場又は電波半無響室				
	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(2)　30MHz以上80.872 MHz 以下	準尖頭値			
		平均値			

10　30 MHz 以上 1 GHz 以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度	(3)　80.872　MHz を超え 81.848 MHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	(4)　81.848　MHz 以上 134.786 MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
	(5)　134.786 MHz を超え 136.414 MHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	(6)　136.414 MHz 以上230MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
	(7)　230MHzを超え１GHz以下	準尖頭値			
		平均値			

辺　短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

(3)　３枚目

試験成績書
（その３）

11　1 GHz 以上 18 GHz 以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度（尖頭値）	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(1)　1 GHz 以上 18GHz以下	尖頭値			
12　1 GHz 以上 18 GHz 以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度（対数平均値又は振幅確率分布特性値及び尖頭値）	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(1)　1 GHz 以上 18GHz以下	□対数平均値又は振幅確率分布特性値			
	(2)　11.7GHz以上 12.7GHz以下	尖頭値			

長　辺　短　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　施行規則第46条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

⑵　１の欄は、高周波利用設備の型式名を記載すること。

⑶　３の⑴及び⑵の欄は、利用周波数が切換可能なものは「（何）kHz及び（何）kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「（何）kHzから（何）kHzまで連続可変」のように記載すること。

⑷　４の⑴及び⑵の欄は、３の⑴及び⑵の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

⑸　５の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　高周波出力の定格値及び測定値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値及び測定値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値及び測定値の最大値と最小値を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載し、最大定格値の合計に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

⑹　６の⑴から⑶までの欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

エ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑺　７の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。

イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑻　８の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。

イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。
オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。
⑼　９の⑴の欄の記載は、次によること。
ア　測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
イ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。
ウ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。
⑽　10の⑴の欄は、野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、□にレ印を付けること。
⑾　10の⑵から⑺までの欄の記載は、次によること。
ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
イ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。マグネトロンで駆動しない設備である場合は記載しないこと。
ウ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。
エ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。
オ　野外試験場又は電波半無響室で測定することを選択した場合であって、設備から３メートルの距離において測定したときは実際の測定値から10デシベルを減じた値を記載すること。
⑿　11の⑴の欄の記載は、次によること。
ア　利用周波数が400MHz以上の設備の場合に記載すること。
イ　測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
ウ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した場合は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。
エ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。
⒀　12の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。
ア　利用周波数が400MHz以上の設備であって、対数平均値又は振幅確率分布特性値及び尖頭値を測定した場合に記載すること。
イ　対数平均値を測定した場合は、□にレ印を付け、測定された対数平均値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
ウ　振幅確率分布特性値を測定した場合は、測定された振幅確率分布特性値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

オ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した場合は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。

カ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合）を記載すること。

⑭　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

⑮　外観の写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

⑯　接続図は、部品の回路定数が記載されていること。

２　施行規則第46条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄は、記載しないこと。

⑵　指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

⑶　１から12までの欄は注１に準じて記載すること。

11　一般用非放射等設備の場合　［新設］

⑴　１枚目

試験成績書（その１）		整理番号	
		指定番号	
1　型式名		2　製造業者名	
3　利用周波数	⑴　設計値	⑵　測定値	
4　周波数変動幅	⑴　設計値	⑵　測定値	
5　高周波出力	⑴　定格値	⑵　測定値	

6　交流電源端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	⑵　500kHz以上５MHz以下	準尖頭値			
		平均値			

長辺

	(3)　5 MHzを超え30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
7　有線通信端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(1)　150 kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	(2)　500 kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			

短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

(2)　２枚目

試験成績書
（その２）

8　有線通信端子における妨害波電流	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(1)　150 kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	(2)　500 kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
9　30 MHz以上１GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度	(1)　□野外試験場又は電波半無響室				
	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(2)　30 MHz以上230MHz以下	準尖頭値			
	(3)　230MHzを超え１GHz以下	準尖頭値			
10　１GHz以上６GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(1)　１GHz以上３GHz以下	尖頭値			
		平均値			
	(2)　３GHzを超え６GHz以下	尖頭値			
		平均値			

長辺

短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　施行規則第46条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

⑵　１の欄は、高周波利用設備の型式名を記載すること。

⑶　３の⑴及び⑵の欄は、利用周波数が切換可能なものは「（何）kHz及び（何）kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「（何）kHzから（何）kHzまで連続可変」のように記載すること。

⑷　４の⑴及び⑵の欄は、３の⑴及び⑵の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

⑸　５の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載し、最大定格値の合計に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

⑹　６の⑴から⑶までの欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

エ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑺　７の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。

イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑻　８の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。

イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。

オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑼　９の⑴の欄は、野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、□にレ印を付けること。

⑽　９の⑵及び⑶の欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

ウ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

エ　電波半無響室で測定することを選択した場合であって、設備から３メートルの距離において測定したときは、実際の測定値から10デシベルを減じた値を記載すること。

⑭　10の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　内部最高周波数が108MHzを超える設備の場合に記載すること。

イ　尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した場合は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。

オ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑮　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

⑯　外観の写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

⑰　接続図は、部品の回路定数が記載されていること。

２　施行規則第46条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄は、記載しないこと。

⑵　指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

⑶　１から10までの欄は注１に準じて記載すること。

12　業務用放射等設備の場合　［新設］

⑴　１枚目

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">試験成績書
（その１）</td><td>整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>指定番号</td><td></td></tr>
<tr><td>1　型式名</td><td></td><td>2　製造業者名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">3　利用周波数</td><td colspan="2">⑴　設計値</td><td colspan="2">⑵　測定値</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

4　周波数変動幅	(1)　設計値	(2)　測定値	
5　高周波出力	(1)　定格値	(2)　測定値	

6　交流電源端子における妨害波電圧	(1)　□定格電力が75kVAを超える設備又はＩＴ電力系統にのみ接続して設置する設備				
	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(2)　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	(3)　500kHz以上5MHz未満又は5MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
	(4)　5MHz以上又は5MHzを超え30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
7　有線通信端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(1)　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	(2)　500kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			

長辺　短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

(2)　２枚目

試験成績書
（その２）

8　有線通信端子における妨害波電流	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(1)　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	(2)　500kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			

長辺

	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
9　150 kHz 以上 30 MHz 以下における利用周波数による発射及び不要発射の磁界強度	(1)　150 kHz 以上 490kHz未満	準尖頭値			
	(2)　490 kHz 以上 1,705kHz以下	準尖頭値			
	(3)　1,705 kHz を超え 2,194 kHz 未満	準尖頭値			
	(4)　2,194 kHz 以上 3.95 MHz 未満	準尖頭値			
	(5)　3.95 MHz 以上11MHz未満	準尖頭値			
	(6)　11 MHz 以上 20MHz未満	準尖頭値			
	(7)　20 MHz 以上 30MHz以下	準尖頭値			

短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

(3)　３枚目

試験成績書
（その３）

(1)　□野外試験場又は電波半無響室において測定

周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
(2)　30 MHz 以上 47MHz未満	準尖頭値			
(3)　47 MHz 以上 54.56MHz未満	準尖頭値			
(4)　54.56 MHz 以上68MHz以下	準尖頭値			
(5)　68 MHz を超え 80.872 MHz 以下	準尖頭値			
(6)　80.872 MHz を超え 81.848 MHz未満	準尖頭値			

長辺	10　30 MHz 以上 1 GHz 以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度	(7)　81.848　MHz 以上 87 MHz 未満	準尖頭値			
		(8)　87 MHz 以上 134.786 MHz 以下	準尖頭値			
		(9)　134.786 MHz を超え 136.414 MHz未満	準尖頭値			
		(10)　136.414 MHz 以上156MHz以下	準尖頭値			
		(11)　156MHzを超え174MHz未満	準尖頭値			
		(12)　174MHz以上 188.7MHz以下	準尖頭値			
		(13)　188.7 MHz を超　え　190.979 MHz未満	準尖頭値			
		(14)　190.979 MHz 以上230MHz以下	準尖頭値			
		(15)　230MHzを超え400MHz以下	準尖頭値			
		(16)　400MHzを超え470MHz未満	準尖頭値			
		(17)　470MHz以上 1 GHz以下	準尖頭値			

短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

(4)　４枚目

試験成績書
（その４）

周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
(1)　1 GHz 以上 4.8GHz以下	尖頭値			
(2)　4.8 GHz を超え 5 GHz未満	尖頭値			

		⑶　5 GHz 以上5.725GHz以下	尖頭値			
		⑷　5.725 GHz を超え 5.875 GHz 未満	尖頭値			
		⑸　5.875 GHz 以上7.2GHz以下	尖頭値			
		⑹　7.2 GHz を超え7.5GHz未満	尖頭値			
		⑺　7.5 GHz 以上9.6GHz以下	尖頭値			
		⑻　9.6 GHz を超え10GHz未満	尖頭値			
	11　1 GHz 以上 18 GHz 以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度（尖頭値）	⑼　10 GHz 以上11.45GHz以下	尖頭値			
		⑽　11.45 GHz を超え 11.75 GHz 未満	尖頭値			
		⑾　11.75 GHz 以上12GHz以下	尖頭値			
		⑿　12 GHz を超え12.5GHz未満	尖頭値			
		⒀　12.5GHz以上14.4GHz以下	尖頭値			
		⒁　14.4GHzを超え15GHz未満	尖頭値			
		⒂　15 GHz 以上16.8GHz以下	尖頭値			
		⒃　16.8GHzを超え17.625GHz未満	尖頭値			
		⒄　17.625GHz以上18GHz以下	尖頭値			

長辺

短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

⑸　５枚目

試験成績書
（その５）

12　１GHz以上18GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度（対数平均値又は振幅確率分布特性値及び尖頭値）	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　１GHz以上18GHz以下	□対数平均値又は振幅確率分布特性値			
	⑵　11.7GHz以上12.7GHz以下	尖頭値			

長辺　短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　施行規則第46条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

⑵　１の欄は、高周波利用設備の型式名を記載すること。

⑶　３の⑴及び⑵の欄は、利用周波数が切換可能なものは「（何）kHz及び（何）kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「（何）kHzから（何）kHzまで連続可変」のように記載すること。

⑷　４の⑴及び⑵の欄は、３の⑴及び⑵の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

⑸　５の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載し、最大定格値の合計に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

⑹　６の⑴の欄は、定格電力が75kVAを超える設備又はＩＴ電力系統にのみ接続して設置する設備の場合は、□にレ印を付けること。

⑺　６の⑵から⑷までの欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。
エ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。
⑻　７の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。
ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。
イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
エ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。
オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。
⑼　８の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。
ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。
イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
エ　測定値は、デシベル（１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。
オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。
⑽　９の⑴から⑺までの欄の記載は、次によること。
ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
イ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。
ウ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。
⑾　10の⑴の欄は、野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、□にレ印を付けること。
⑿　10の⑵から⑰までの欄の記載は、次によること。
ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。
イ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から30メートルの距離において測定した値は実際の測定値から10デシベルを加えた値を記載すること。設備から３メートルの距離において測定したときは、実際の測定値から10デシベルを減じた値を記載すること。
ウ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑬　11の⑴から⑰までの欄の記載は、次によること。

ア　利用周波数が400MHz以上の設備であって、尖頭値のみを測定した場合に記載すること。

イ　それぞれの周波数帯において、測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した場合は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。

エ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑭　12の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　利用周波数が400MHz以上の設備であって、対数平均値又は振幅確率分布特性値及び尖頭値を測定した場合に記載すること。

イ　対数平均値を測定した場合は、□にレ印を付け、測定された対数平均値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　振幅確率分布特性値を測定した場合は、測定された振幅確率分布特性値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

オ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した場合は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。

カ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑮　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

⑯　外観の写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

⑰　接続図は、部品の回路定数が記載されていること。

２　施行規則第46条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄は、記載しないこと。

⑵　指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

⑶　１から12までの欄は注１に準じて記載すること。

13　業務用非放射等設備の場合

⑴　１枚目

［新設］

試験成績書（その１）		整理番号	
		指定番号	
1　型式名		2　製造業者名	
3　利用周波数	⑴　設計値	⑵　測定値	

4　周波数変動幅	(1)　設計値		(2)　測定値
5　高周波出力	(1)　定格値		(2)　測定値

6　交流電源端子における妨害波電圧	(1)　□定格電力が75kVAを超える設備又はＩＴ電力系統にのみ接続して設置する設備 □上記以外の設備のうち、定格電力が20kVAを超え、専用の変圧器又は発電機に接続される設備				
	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(2)　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	(3)　500kHz以上5MHz未満又は5MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
	(4)　5MHz以上又は5MHzを超え30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			
7　有線通信端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(1)　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	(2)　500kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			

長辺

短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

(2)　２枚目

試験成績書
（その２）

8　有線通信端子における妨害波電流	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(1)　150kHz以上500kHz未満	準尖頭値			
		平均値			
	(2)　500kHz以上30MHz以下	準尖頭値			
		平均値			

長辺

9　30 MHz 以上 1 GHz 以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度	(1)　□定格電力が20kVAを超え、専用の変圧器又は発電機に接続され、低圧の架空電力線に直接接続せずに設置される設備				
	(2)　□野外試験場又は電波半無響室において測定				
	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(3)　30 MHz 以上 230MHz以下	準尖頭値			
	(4)　230MHzを超え１GHz以下	準尖頭値			
10　1 GHz 以上 6 GHz 以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	(1)　1 GHz 以上 3 GHz以下	尖頭値			
		平均値			
	(2)　3 GHz を超え６GHz以下	尖頭値			
		平均値			

短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　施行規則第46条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

(1)　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

(2)　１の欄は、高周波利用設備の型式名を記載すること。

(3)　３の(1)及び(2)の欄は、利用周波数が切換可能なものは「(何) kHz及び (何) kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「(何) kHzから (何) kHzまで連続可変」のように記載すること。

(4)　４の(1)及び(2)の欄は、３の(1)及び(2)の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「(何) kHzから (何) kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

(5)　５の欄の記載は、次によること。

ア　高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載し、最大定格値の合計に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

(6)　６の(1)の欄は、定格電力が75kVAを超える設備若しくはＩＴ電力系統に接続して設置し、専用の変圧器又は発電機から給電され低圧の架空電力線に接続せず、住宅用地から30メートル以上離れた場所若しくは遮蔽として働く構造物によって隔絶された場所にのみ設置する設備又は定格電力が20kVAを超え、かつ、専用の変圧器若しくは発電機と接続し、低圧の架空電力線に直接接続せずに設置する設備の場合は、該当する□にレ印を付けること。

⑺　６の⑵から⑷までの欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

エ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑻　７の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。

イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑼　８の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。

イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。

オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑽　９の⑴の欄は、設備の定格電力が20kVAを超え、かつ、専用の変圧器又は発電機と接続し、低圧の架空電力線に直接接続せずに設置する設備の場合は、□にレ印を付けること。

⑾　９の⑵の欄は、野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、□にレ印を付けること。

⑿　９の⑶及び⑷の欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートルの距離において測定した値は実際の測定値から10デシベルを減じた値を、設備から30メートルの距離において測定した値は実際の測定値から10デシベルを加えた値を記載すること。

ウ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

(13)　10の(1)及び(2)の欄の記載は、次によること。

ア　最高内部周波数が108MHzを超える場合に記載すること。

イ　尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載し、設備から３メートル以外の距離において測定した場合は実際の測定値を３メートル距離での測定値に換算した値を記載すること。

オ　測定条件の欄には、測定した際の測定距離、測定用空中線の偏波方向、供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

(14)　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

(15)　外観の写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

(16)　接続図は、部品の回路定数が記載されていること。

２　施行規則第46条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

(1)　整理番号の欄は、記載しないこと。

(2)　指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

(3)　１から10までの欄は、注１に準じて記載すること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

（施行期日）

一　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

二　この告示による改正後の第２の４の規定にかかわらず、超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの添付書類の様式については、この告示の施行の日から起算して五年を経過する日までの間に限り、なお従前の例によることができる。

その他告示

○総務省告示第三百九十七号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第三条の七の二第二項の規定に基づき、算定した令和八年度の各道府県ごとの利子割清算基準額を次のとおり定める。

令和八年十一月二日

総務大臣　藤井比早之

地方税法施行規則第三条の七の三の規定に基づき算定した令和八年度の各道府県ごとの利子割清算基準額は、次の表の上欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

都道府県	額
北海道	七兆七千八百四十六億三千二百四十八万五千円
青森県	一兆五千五百十一億二千二百三十二万八千円
岩手県	一兆五千九百八十八億四千九百八十九万七千円
宮城県	三兆六千百三十九億四千九百九十二万円
秋田県	一兆千九百十九億六千五百九万八千円
山形県	一兆四千四百三十九億九千二百三十二万二千円
福島県	二兆六千四百六十億四千九百七十二万六千円
茨城県	四兆七千七百億四千七百九十八万円
栃木県	三兆千七百八十億千九百九十九万五千円
群馬県	三兆七百七十三億七千五百七十七万五千円

埼玉県	十三兆九千五百八十四億四千七百四十五万二千円
千葉県	十二兆四千十七億七千八百六十六万三千円
東京都	四十兆三千二百億三千百五十三万九千円
神奈川県	二十兆四千十二億千六百六十三万三千円
新潟県	三兆千二百八十四億九千二百八十七万四千円
富山県	一兆六千八百二十一億三千三百十二万五千円
石川県	一兆八千六百六億九千七百七十九万四千円
福井県	一兆二千三百九十八億六千八百六十五万五千円
山梨県	一兆三千九十四億八千二百二十七万円
長野県	三兆二千二百八十七億三百六十二万二千円
岐阜県	三兆二千百五億八千十九万八千円
静岡県	六兆二千八百十六億千六百二十二万二千円
愛知県	十五兆六百八億二千二百六十万千円
三重県	二兆九千三百六十二億九千百六十万九千円
滋賀県	二兆四千百九億二千四百六十万千円
京都府	四兆三千二百十二億五千九百二十九万六千円
大阪府	十五兆五千百六十四億八千四百十万円
兵庫県	九兆七千九億七千七百四十九万千円
奈良県	二兆千三百四十九億五千二百三十一万五千円
和歌山県	一兆二千七百七十八億六千六十七万千円
鳥取県	七千三百六十八億五千九百五十五万円
島根県	九千二百三十九億八千二百四十七万二千円
岡山県	二兆八千六百四十一億三千四百七十九万六千円
広島県	四兆六千七十九億四千七百二十一万七千円
山口県	一兆九千六百二十億七千九百七十四万円
徳島県	一兆百七十三億二百十八万三千円
香川県	一兆四千五百八十六億千十二万四千円
愛媛県	一兆八千四百十八億八千四百五十万三千円
高知県	九千八十八億二千二百七十一万二千円
福岡県	八兆千二百七十八億五千八百三十六万円
佐賀県	一兆千二百八十二億五千四百八十九万六千円
長崎県	一兆七千百一億七千百七十二万七千円
熊本県	二兆四千百十四億二千九百七十万千円
大分県	一兆五千三百八十八億六千五百二十九万四千円
宮崎県	一兆三千九百五十四億二千五百九万四千円
鹿児島県	二兆二百十七億六千四百九十六万四千円
沖縄県	一兆九千五百八十億九千百三十九万八千円

○総務省告示第三百九十八号

オブジェクト識別子に係る推奨通信方式（平成二年郵政省告示第七百二十九号）第三４(2)イの規定に基づき、次のとおりレベル４のオブジェクト識別子構成要素値を指定したので告示する。

令和八年十一月二日

総務大臣　藤井比早之

組織の名称　　住　　所　　オブジェクト識別子構成要素値

防災庁　　東京都千代田区永田町一丁目六番一号　　１００２９１

○農林水産省告示第千六百五十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づき届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年十一月二日

農林水産大臣　武部　新

一　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	Bonmad 9117	Bonza Botanicals Pty Limited 244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777, Australia	第38638号 令和８年７月14日
Artemisia L.	長浜11Y（ながはまいち）	株式会社山正 滋賀県長浜市内保町238番地２	第38521号 令和８年４月22日
		学校法人関西文理総合学園 滋賀県長浜市田村町1266番地	
Calibrachoa Cerv.	SAKCAL119	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	第38632号 令和８年７月10日
〃	SAKCAL121	〃	第38633号 令和８年７月10日
〃	SAKCAL123	〃	第38634号 令和８年７月10日

Capsicum annuum L.	高育交トサシシ1号	高知県 高知県高知市丸ノ内１丁目２番20号	第38550号 令和８年５月11日
Chrysanthemum L.	ポンポンアイチ秋1号	愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号	第38579号 令和８年６月３日
Clematis L.	面影	有限会社はなせきぐち 群馬県前橋市北代田町497番地	第38324号 令和７年12月17日
Cosmos atrosanguineus (Hook.) Voss	VG001	OSCO GARDEN JAPAN株式会社 東京都あきる野市草花1137番地４	第38182号 令和７年９月16日
Curio radicans (L.f.) P. V. Heath	バナナミルク	勝又俊博 静岡県御殿場市中畑888 勝又希 静岡県御殿場市中畑888	第38532号 令和８年５月７日
Dianthus caryophyllus L.	BARCACANDA	BARBERET & BLANC, S.A. Camino Viejo 205, 30890 Puerto Lumbreras, Murcia, Spain	第38613号 令和８年６月24日
〃	BARCAGRIN	〃	第38614号 令和８年６月24日
〃	BARCAPARGR	〃	第38615号 令和８年６月24日
Diascia Link & Otto	DDIATNYPNK	Danziger Dan Flower Farm Moshav Mishmar Hashiva, 5029700, Israel	第38626号 令和８年７月１日
Echeveria DC.	チェリーパフ	髙木祐志 茨城県小美玉市手堤296―２	第38445号 令和８年３月３日
Epipremnum pinnatum (L.) Engl.	テルノミルキースマイル	伊藤輝則 愛知県弥富市富島１丁目92番地	第38642号 令和８年７月22日
Eremochloa ophiuroides (Munro) Hack.	Tift TC458	University of Georgia Research Foundation, Inc. 150 Coverdell Center, 500 D.W. Brooks Drive, Athens, Georgia, 30602-7411, USA	第38557号 令和８年５月15日
Fragaria L.	MS福岡S4号	福岡県 福岡県福岡市博多区東公園７番７号	第38578号 令和８年６月２日
〃	久留米SD-1	池田和也 福岡県久留米市三潴町田川264―７	第38586号 令和８年６月８日
〃	久留米SD-2	〃	第38587号 令和８年６月８日
〃	久留米SD-3	〃	第38588号 令和８年６月８日
Glycine max (L.) Merr.	かりさとの夢	三分一敬 北海道岩見沢市上幌向南３条７丁目611番地30	第38530号 令和８年５月７日
Hibiscus moscheutos L.	All Eyes on Me	Walters Gardens, Inc. 1992-96th Avenue, Zeeland, Michigan 49464-0137, USA	第38639号 令和８年７月15日
〃	Cookies and Cream	〃	第38640号 令和８年７月15日
Humulus lupulus L.	フラノ2004B号	サッポロビール株式会社 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番１号	第38624号 令和８年６月30日
Hydrangea L.	MS2号	園木正広 福岡県久留米市大橋町合楽1069番地３	第38597号 令和８年６月12日
Lactuca sativa L.	RED SPICE	Syngenta Crop Protection AG Rosentalstrasse 67, 4058 Basel, Switzerland	第38552号 令和８年５月12日
〃	LOBA22-0760	〃	第38554号 令和８年５月14日
〃	UC-502	横浜植木株式会社 神奈川県横浜市南区唐沢15番地	第38625号 令和８年７月１日
〃	UC-302	〃	第38655号 令和８年７月31日
Malus domestica (Suckow) Borkh.	PremA003	Prevar Limited 507 Eastbourne St West, Hastings, 4122, New Zealand	第38295号 令和７年11月17日
Nemesia Vent.	TF1045	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	第38608号 令和８年６月23日
〃	TF1153	〃	第38609号 令和８年６月23日

〃	TF1154	〃	第38610号 令和８年６月23日
x Petchoa J. M. H. Shaw	SAKPXC045	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	第38635号 令和８年７月10日
〃	SAKPXC046	〃	第38636号 令和８年７月10日
〃	SAKPXC047	〃	第38637号 令和８年７月10日
Petunia Juss.	KEIPESBIRAM	京成バラ園芸株式会社 千葉県八千代市大和田新田755番地	第38629号 令和８年７月６日
Phlox L.	はまっくす2号	横浜植木株式会社 神奈川県横浜市南区唐沢15番地	第38621号 令和８年６月29日

Ⅱ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	Bonmad 9117	Bonza Botanicals Pty Limited 244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777, Australia	第38638号 令和８年７月14日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
Calibrachoa Cerv.	SAKCAL119	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	第38632号 令和８年７月10日	〃	〃
〃	SAKCAL121	〃	第38633号 令和８年７月10日	〃	〃
〃	SAKCAL123	〃	第38634号 令和８年７月10日	〃	〃
Capsicum annuum L.	高育交トサシシ1号	高知県 高知県高知市丸ノ内１丁目２番20号	第38550号 令和８年５月11日	〃	〃
Chrysanthemum L.	ポンポンアイチ秋1号	愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号	第38579号 令和８年６月３日	〃	〃
Curio radicans (L.f.) P. V. Heath	バナナミルク	勝又俊博 静岡県御殿場市中畑888 勝又希 静岡県御殿場市中畑888	第38532号 令和８年５月７日	〃	〃
Echeveria DC.	チェリーパフ	髙木祐志 茨城県小美玉市手堤296―２	第38445号 令和８年３月３日	〃	〃
Epipremnum pinnatum (L.) Engl.	テルノミルキースマイル	伊藤輝則 愛知県弥富市富島１丁目92番地	第38642号 令和８年７月22日	〃	〃
Eremochloa ophiuroides (Munro) Hack.	Tift TC458	University of Georgia Research Foundation, Inc. 150 Coverdell Center, 500 D.W. Brooks Drive, Athens, Georgia 30602-7411, USA	第38557号 令和８年５月15日	〃	〃
Fragaria L.	MS福岡S4号	福岡県 福岡県福岡市博多区東公園７番７号	第38578号 令和８年６月２日	〃	〃
Hydrangea L.	MS2号	園木正広 福岡県久留米市大橋町合楽1069番地３	第38597号 令和８年６月12日	〃	〃

Lactuca sativa L.	UC-502	横浜植木株式会社 神奈川県横浜市南区唐沢15番地	第38625号 令和８年７月１日	〃	〃
〃	UC-302	〃	第38655号 令和８年７月31日	〃	〃
Malus domestica (Suckow) Borkh.	PremA003	Prevar Limited 507 Eastbourne St West, Hastings, 4122, New Zealand	第38295号 令和７年11月17日	大韓民国	〃
Nemesia Vent.	TF1045	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	第38608号 令和８年６月23日	なし	〃
〃	TF1153	〃	第38609号 令和８年６月23日	〃	〃
〃	TF1154	〃	第38610号 令和８年６月23日	〃	〃
x Petchoa J. M. H. Shaw	SAKPXC045	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	第38635号 令和８年７月10日	〃	〃
〃	SAKPXC046	〃	第38636号 令和８年７月10日	〃	〃
〃	SAKPXC047	〃	第38637号 令和８年７月10日	〃	〃
Petunia Juss.	KEIPESBIRAM	京成バラ園芸株式会社 千葉県八千代市大和田新田755番地	第38629号 令和８年７月６日	〃	〃
Phlox L.	はまっくす2号	横浜植木株式会社 神奈川県横浜市南区唐沢15番地	第38621号 令和８年６月29日	〃	〃

Ⅲ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定地域	生産する行為を制限する旨
Capsicum annuum L.	高育交トサシシ1号	高知県 高知県高知市丸ノ内１丁目２番20号	第38550号 令和８年５月11日	高知県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。

○東北地方整備局告示第百十号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、令和八年九月十七日付けをもつて次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

令和八年十一月二日　　東北地方整備局長　小島　優

建築基準法第68条の25第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：分離嫌気ろ床担体流動方式

製造者の住所・氏名	宮城県仙台市青葉区葉山町１番26号　萱場工業株式会社 代表取締役　萱場　史郎
工場の所在地及び名称	愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷３－５　大栄産業株式会社　東海マリン工場 北海道歌志内市字文珠159番地９　大栄産業株式会社　北海道工場 宮城県栗原市若柳武鎗字猿田沢15番地の43　若柳化成工業株式会社 栃木県芳賀郡益子町大字塙355　有限会社協栄工業 沖縄県中頭郡西原町字小那覇680番地　琉球設備工業株式会社 愛知県知多郡美浜町大字北方字稲道11　大栄産業株式会社　東海樹脂工場 大分県豊後大野市三重町百枝1247番地１　大分工業株式会社

認定番号	浄化槽の名称
２－26－Ｈ－001	カヤエース　ＫＡＭ－15ＣＶ型
〃　－１	〃　ＫＡＭ－20ＣＶ型
〃　－２	〃　ＫＡＭ－25ＣＶ型
〃　－３	〃　ＫＡＭ－30ＣＶ型
〃　－４	〃　ＫＡＭ－35ＣＶ型
〃　－５	〃　ＫＡＭ－40ＣＶ型
〃　－６	〃　ＫＡＭ－45ＣＶ型
〃　－７	〃　ＫＡＭ－50ＣＶ型

○関東地方整備局告示第二百三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月二日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	横浜市戸塚区小雀町字殿ケ谷一三〇〇番七地先から同市戸塚区小雀町字殿ケ谷一三二一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　令和八年十一月二日

○関東地方整備局告示第二百三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月二日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
六号	石岡市石岡字市川東六五八八番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年十一月二日

○近畿地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月二日

近畿地方整備局長　小林賢太郎

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
野洲市小篠原字小女六八五一番一から栗東市大橋一丁目五六二番一まで	前 A	一〇・七六～二七・一四（メートル）	四・八〇四（キロメートル）	上記A、B及びCは、関係図面に表示する区分をいう。
	前 B	四八・〇八～一九一・三〇	〇・八四四	
	前 C	一八・八九～一四八・一五	三・八一二	
	後 A	一〇・七六～二七・一四	四・八〇四	
	後 B	一八・八九～一九一・三〇	四・六五六	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月二日

近畿地方整備局長　小林賢太郎

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
和歌山県東牟婁郡串本町串本二六八番二から同県西牟婁郡すさみ町江住字上ミ平見七七七番一まで	前 A	七・〇〇～九二・五〇（メートル）	二五・五一〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B	一〇・五〇～一六一・一八	一九・七六〇	
	後 A	七・〇〇～九二・五〇	二五・五一〇	
	後 B	一〇・〇〇～一六八・七五	一九・五二一	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月二日から三十日間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月二日

近畿地方整備局長　小林賢太郎

(一) 路線名　近畿自動車道松原那智勝浦線

(二) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
和歌山県西牟婁郡すさみ町江住字露之谷口一〇六七番一から同町江住字丸嶋一二〇一番一まで	前	二〇・三四～一六七・四六（メートル）	〇・二八七（キロメートル）	
	後	一六・四二～一五七・四六	〇・二八七	

(三) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

官庁報告

官庁事項

人事院公示第29号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年11月２日

人事院総裁　川本　裕子

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1　（略）	1　（略）
2　委任する権限及び所掌事務	2　委任する権限及び所掌事務
一～十九　（略）	一～十九　（略）
二十　人事院規則９－123（本府省業務調整手当）に規定する次に掲げる事項	二十　人事院規則９－123（本府省業務調整手当）に規定する次に掲げる事項
(1)　第２条第28号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職について定めること。	(1)　第２条第27号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職について定めること。
(2)～(7)　（略）	(2)～(7)　（略）
二十一～二十四　（略）	二十一～二十四　（略）
3・4　（略）	3・4　（略）

2　この決定による改正は、令和８年11月２日から効力を発生する。

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月二日　　北海道開発局長　岡下　淳

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十八号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
北海道空知郡南富良野町字幾寅一八四番一から同町字幾寅六六八番一まで	

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年十一月十日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

法　　務

公証人法第13条に規定する公証人の採用に関する公告

令和８年11月２日　　法　務　省

1　公証人採用申込案内掲示期間及び採用申込願書受付期間

⑴　受付法務局における公証人採用申込案内掲示期間

令和８年11月６日（金）午前８時30分から同年12月11日（金）午後５時15分まで

⑵　受付法務局における公証人採用申込願書受付期間

令和８年11月13日（金）から同年12月11日（金）まで（土、日及び休日を除く。）の午前８時30分から午後零時まで及び午後１時から午後５時15分まで

2　受付法務局、採用予定地、採用予定人員及び採用予定年月日

受付法務局	採用予定地	採用予定人員	採用予定年月日
東京法務局	本局管内　千代田区	１人	令和９年５月25日
	本局管内　中央区	１人	令和９年６月１日
	本局管内　港区	１人	令和９年７月31日
	本局管内　品川区	１人	令和９年７月31日
	本局管内　北区	１人	令和９年５月２日
横浜地方法務局	湘南支局管内　藤沢市	１人	令和９年６月11日
	川崎支局管内　川崎市川崎区	１人	令和９年４月24日
さいたま地方法務局	本局管内　さいたま市浦和区	１人	令和９年５月20日
水戸地方法務局	本局管内　水戸市	１人	令和９年４月１日
宇都宮地方法務局	本局管内　宇都宮市	１人	令和９年４月１日
前橋地方法務局	本局管内　前橋市	１人	令和９年４月１日
	本局管内　前橋市	１人	令和９年６月１日
静岡地方法務局	沼津支局管内　沼津市	１人	令和９年６月１日
	浜松支局管内　浜松市中央区	１人	令和９年５月１日
長野地方法務局	本局管内　長野市	１人	令和９年６月１日
新潟地方法務局	本局管内　新潟市中央区	１人	令和９年４月１日
大阪法務局	本局管内　大阪市北区	１人	令和９年７月31日
	本局管内　大阪市中央区	１人	令和９年４月１日
	本局管内　大阪市中央区	１人	令和９年７月31日
	本局管内　枚方市	１人	令和９年７月31日
	岸和田支局管内　岸和田市	１人	令和９年４月１日
神戸地方法務局	本局管内　神戸市中央区	１人	令和９年４月１日
	尼崎支局管内　尼崎市	１人	令和９年６月29日
和歌山地方法務局	本局管内　和歌山市	１人	令和９年５月７日
名古屋法務局	本局管内　名古屋市熱田区	１人	令和９年７月１日
福井地方法務局	本局管内　福井市	１人	令和９年４月１日
	本局管内　福井市	１人	令和９年５月１日
金沢地方法務局	本局管内　金沢市	１人	令和９年４月１日
広島法務局	本局管内　広島市中区	２人	令和９年４月１日
岡山地方法務局	本局管内　岡山市北区	１人	令和９年４月１日
福岡法務局	北九州支局管内　北九州市小倉北区	１人	令和９年４月１日
長崎地方法務局	本局管内　長崎市	１人	令和９年４月１日
鹿児島地方法務局	本局管内　鹿児島市	１人	令和９年６月１日
福島地方法務局	本局管内　福島市	１人	令和９年４月１日
山形地方法務局	本局管内　山形市	１人	令和９年４月１日
盛岡地方法務局	本局管内　盛岡市	１人	令和９年４月１日
秋田地方法務局	本局管内　秋田市	１人	令和９年４月１日
	本局管内　秋田市	１人	令和９年５月１日
青森地方法務局	本局管内　青森市	１人	令和９年４月１日
	本局管内　青森市	１人	令和９年５月１日
徳島地方法務局	本局管内　徳島市	１人	令和９年６月１日

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１１２号

鹿児島県薩摩川内市向田本町２番２号　ぎおんビル403号室

債務者　折田　秀人

1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮路　真行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午前10時35分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第７４４号

北九州市八幡西区南八千代町８番18号(201)、前住所熊本県菊池市泗水町吉富210番地150シュッド泗水303

債務者　廣松　葉子

1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６７号

福岡県田川市大字奈良1539番地61、前住所福岡県田川市大字位登371番地

債務者　吉田　直実

1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　枡田　晃久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第７９号

福岡県田川市大字伊田5000番地　松原１区松原第一団地118－２－５

債務者　野村　慎次

1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　枡田　晃久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第６９０号

北九州市小倉北区片野３丁目14番７－705号

債務者　米田　美穂

1　決定年月日時　令和８年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田麻友美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月25日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５２号

群馬県みどり市笠懸町阿左美1905番地３　アザミエイトＢ棟、前住所北海道河東郡鹿追町新町１丁目31番地１　新町団地Ａ棟２号室

債務者　浅原　　円

1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月８日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（フ）第２８号

鳥取県東伯郡三朝町大字砂原259番地12

債務者　吉田　和子

1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田由紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和８年（フ）第２７９号

群馬県前橋市西片貝町二丁目220番地２、旧住所群馬県前橋市三俣町一丁目24番地５　小池アパート３号

債務者　吉澤　和子

1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　寿男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３２７号

群馬県吾妻郡東吾妻町大字松谷662番地１

債務者　山元　幸子

1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三橋惠一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第４３０号

鹿児島市吉野町2759番地７

債務者　荒井　淳一

1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　選子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３４号

北海道標津郡標津町字川北339番地２

債務者　和田　洋治

1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅本　英広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
釧路地方裁判所根室支部

令和８年（フ）第１９１号

沖縄県那覇市宮城１丁目18番12―810号　Ｆステージ小禄宮城参番館

債務者　横内　直人

1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺田　明弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１９８号

沖縄県那覇市壺屋１丁目18番45号　シャトー・ユニヴァース604

債務者　當山　　健

1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桜井　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３７３号

沖縄県浦添市字前田1319番地　ハピネスコート　302

債務者　塩見　賢人

1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松崎　暁史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２４６３号

横浜市神奈川区西神奈川１－８－１　レガーレフォルム702号、住民票上の住所横浜市鶴見区向井町４丁目86番地１

債務者　谷口　忠樹

1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒江　卓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３０６号

名古屋市南区砂口町235番地　フローリオ砂口102号

債務者　兵頭　美幸

1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　樹子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１６６号
宮城県亘理郡亘理町吉田字中原59番地１
債務者　永谷　和規
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大嶽　友和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時40分
５　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１７５号
福島市南沢又字河原前73番地の２コーポ河原２号室
債務者　髙橋　亮平
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　雅貴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後３時15分
５　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第６０２号
岡山市東区浅川144―１、住民票上の住所岡山市東区浅川144番地
債務者　時長幸次郎
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高垣　耕平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時10分
５　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８８９号
広島市中区上八丁堀８番28―1505号
債務者　剛家　香織
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　深田　健介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０２６号
広島市佐伯区美鈴が丘南２丁目９番24号
債務者　金城　正宗こと　金　　正浩
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川本　賢一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後３時
５　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１４号
岩手県北上市大堤北二丁目４番１―202号県営大堤アパート
債務者　相馬亜沙美
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤原　典子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第８２号
宮城県柴田郡大河原町字新青川10番地７
ウェストリアガーデンⅠ202号
債務者　野崎　　裕
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　雄介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第８２号
宮城県加美郡加美町上多田川字山崎１番地４
債務者　遊佐　涼加
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　舘崎　　歩
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時10分
５　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１７２号
滋賀県近江八幡市古川町843番地17
債務者　太田　　宏
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　稲田　優花
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１７４号
滋賀県東近江市綺田町481番地
債務者　森田　富美
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北村　美菜
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時50分
５　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第５１３号
兵庫県西宮市段上町２丁目17番５―302号
債務者　Ｕ．Ｎ．Ｅ販売こと　ＢＵＬＬＰＥＮこと　竹采　祥一
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中山　泰誠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時15分
５　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５８３号
兵庫県尼崎市上坂部２丁目24番27―308号
債務者　満尾　　誠
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菊田　大介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第９号
長崎県対馬市豊玉町仁位1606番地３
債務者　横瀬　佳恵（旧姓槌田）
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　幸俊
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

令和８年（フ）第５４２号
熊本市南区田迎４丁目８番５号　201
債務者　小谷　隆明
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　卓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後４時
５　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５７９号
熊本市東区若葉３丁目７番６号
債務者　山崎千津子
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙山　悦子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後３時
５　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２１５号
大分市大字森町1171番地の９
債務者　須藤　幸弘
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中山　光歩
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２１６号
大分市大字森町1171番地の９
債務者　須藤　和美
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中山　光歩
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１２６号
沖縄県糸満市字大度408番地の２
債務者　金城　佳孝
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　仲村こず江
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２５２号
福島県須賀川市並木町108番地
債務者　荒川　健司
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柾谷　智徳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第４０５号
北九州市小倉北区中津口１丁目５番２―705号
債務者　藤田　　廉
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　服部　倫子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後２時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５６７号
熊本市南区富合町榎津545番地16
債務者　森田賢太朗
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　　徳和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５８９号
大阪府豊中市新千里南町２丁目２番38―206号、前住所兵庫県尼崎市口田中１丁目２番40―602号
債務者　池崎　秀樹
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小倉　清嗣
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時15分
５　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第７８号
福岡県直方市大字感田523番地５　福岡ゆたか中央病院宿舎401号、前住所福岡県直方市大字直方670番地10　メゾンクラージュⅠ―101号
債務者　古野　桃美
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渕脇　明裕
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第７９３号
大阪府柏原市法善寺２丁目９番22号　ＳｈａＭａｉｓｏｎ　Ｇｃｏｕｒｔ　Ｈｏｚｅｎｊｉ　102号、前住所大阪市淀川区西中島２丁目14番20―303号
債務者　中井　涼介（旧姓中尾）
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岬　　宏美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０４９号
大阪府藤井寺市国府２丁目５番10―205号
債務者　岡村　和將
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上　友紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８２号
茨城県北茨城市磯原町磯原５丁目76番地２　ドリーム北茨城201号室
債務者　加賀　賢一
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐久間友則
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前10時20分
５　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１７６５号
埼玉県蓮田市西新宿５丁目29番地　リガーレユーユー１番館104号、旧住所東京都武蔵村山市中原３丁目２番地の６　ミロードレジデンス202号
債務者　宮元　栄治
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水健一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後３時10分
５　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６７号
新潟県十日町市高田町１丁目276番地１
債務者　髙橋　純一
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　　充
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第８４２号
京都市左京区山端森本町10番地
債務者　吉岡　直人
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西田貴美子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時15分
５　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２５５号
京都市右京区嵯峨野南浦町16番地21
債務者　新井哲也こと　ＰＡＲＫ　ＣＨＵＬＹＡ　朴　　哲也
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木真一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後２時45分
５　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５２９１号
大阪府茨木市東奈良３丁目12番Ｃ―304号
債務者　矢内孝一郎
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内田　昌史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３４７号
大阪市都島区中野町５丁目10番107―1004号
債務者　金本真由美
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　弘昌
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時10分
５　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８０号
和歌山県岩出市溝川251－１ナナヤマ岩出207、住民票上の住所和歌山県岩出市清水439番地の２
債務者　川本鍼灸整骨院こと　川本　大作
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西　　直哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時45分
５　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第９６号
広島県呉市広吉松２丁目７番21号　201号室
債務者　濱本　　翔
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中野　誠吾
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時
５　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第２２０号
埼玉県比企郡嵐山町大字志賀316番地202
債務者　福島　梨紗
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南雲　芳夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２３１４号
名古屋市港区小碓１丁目521番地の１　フィレンチェコート　３Ｄ号
債務者　金子朋代こと金山秀子こと　ＪＥＯＮ　Ｇ　ＳＵＪＡ　鄭　秀子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　巧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６６３号
埼玉県鴻巣市登戸378番地
債務者　鈴木　達哉
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　享子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７３５号
さいたま市緑区松木３丁目23番地17　有料老人ホームはなあかり弐号館、旧住所さいたま市岩槻区美幸町１番７号　若葉荘１階
債務者　前山　沙織
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東谷　良子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後２時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６５２号
埼玉県所沢市狭山ケ丘２丁目64番地の37
コーポ田中203
債務者　山本　正行
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６７６号
埼玉県所沢市東所沢和田２丁目２番地の13
グランドール東所沢110
債務者　小関　省吾
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　段　　貞行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７１２号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ舞一丁目18番３号
鶴ヶ舞ハイツ103
債務者　鶴丸　大輔
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　　純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後３時
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７１６号
埼玉県川越市志多町20番地１　（ハニーハイツ208号室）
債務者　荒井　達也
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志摩　　勇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後３時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７２６号
埼玉県川越市大字木野目1071－１　エクラシア川越木野目、住民票上の住所埼玉県和光市白子３丁目23番25号　ハイリバー和光203
債務者　髙森　正一
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋田　麻里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後３時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２４４３号
愛知県一宮市森本２丁目23番13号　ビアンシャトー101号
債務者　正木　夏美
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻原　文孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４７１号
京都府城陽市寺田西ノ口96番地の２　ＺＯＮＥ24　212号
債務者　髙田　恭輔
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　俊之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８４４号
北九州市八幡西区藤田４丁目３番１－509号
債務者　宇久　知紀
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　勇治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２７７号
長崎県長崎市魚の町７番21－601号
債務者　中村　勇貴
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　岳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１８３号
北海道上川郡清水町北２条６丁目２番地
債務者　佐藤　裕一
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石王　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第１８４号
北海道上川郡新得町２条南４丁目７番地
債務者　倉科　敏博
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武部　雅充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第５３５４号
大阪市平野区平野西３丁目２番11号　ハーモニーテラス平野ドゥエ　302号
債務者　ＣＯＭ－ＰＡＳＳこと　小川　晃司
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　宙貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２２号
熊本市北区清水亀井町44－20、住民票上の住所熊本市北区楠１丁目10番10号
債務者　那須　雄翔
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　輝久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月８日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１２６号
茨城県日立市田尻町２丁目45番３－103号
債務者　羽良　秀生
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第２４５０号
横浜市鶴見区東寺尾３丁目14番22号　コーポ片倉101
債務者　奥田　隆介
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　博毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前11時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７２号
新潟県長岡市才津東町2531番地１
債務者　五十嵐麻皓
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　駒形　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第２２８号
愛知県豊橋市岩屋町字岩屋下47番地の73
債務者　奥村　僚太
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩﨑　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第５６４６号
大阪市福島区福島３丁目１－65－3109、住民票上の住所大阪市平野区加美東２丁目７番19号
債務者　菊池　賢治
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　拓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８２号
北海道旭川市末広２条４丁目２番７号
債務者　岡村　采香（旧姓岡田）
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　達哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後３時
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３６号
群馬県富岡市白岩634番地30
債務者　神谷　直幸
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田　愛実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１１４３号
埼玉県川口市大字安行領根岸2895番地の２エンゼル川口グリーンハイツ511号
債務者　岸　　玲奈
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　理瑛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７９８号
埼玉県坂戸市元町18番12号、前住所千葉県南房総市千倉町大川879番地
債務者　吉澤　　誠
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　翔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２５４７号
名古屋市北区中丸町１丁目１番地　中丸団地３棟801号
債務者　小川　大世
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋元　隆弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０５７号
京都市東山区東大路渋谷下る妙法院前側町422番地１　メゾンアルヴァーレ208
債務者　千代　信之
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　　生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２６８号
佐賀市東与賀町大字飯盛819番地
債務者　石丸　達也
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　友祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２５２号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷676番地　ハイツみほ210号
債務者　喜々津直樹
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　広平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６３６号
熊本市東区長嶺南７丁目８番82号、転入前住所熊本市西区花園５丁目１番27号　402号室
債務者　小松原朱莉
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　法子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２５７４号
名古屋市中区丸の内１丁目７番39号　フルカーサ丸の内101号
債務者　園田　秀作
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉坂　　華
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３２６号
和歌山県橋本市紀見ケ丘二丁目３番５号
債務者　廣田　直基
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　智仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時25分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第５１１号
埼玉県春日部市梅田本町２丁目11番地４　グリーンメイトレイ201
債務者　松阪　晴之
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　翔一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６１７号
熊本市中央区本荘５丁目12番13号
債務者　宮園　尋子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸住　朋枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３６６号
埼玉県熊谷市筑波３丁目53番地　ダイコー第２ビル40Ａ
債務者　飯岡　竜也
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下三佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後１時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第４０９号
愛知県安城市美園町時ヶ堀１番地１　県営美園住宅１―302、前住所名古屋市中区松原２丁目11番８号　エスリード大須アヴェニュー803号
債務者　ＡＲＡＫＡＫＩ　ＳＣＡＰＯＬＡＮ　ＲＯＢＥＲＴＯ　ＲＵＧＧＥＲＯ
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　浩平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後２時55分
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４６０号
鹿児島市本名町594番地18、前住所鹿児島県姶良市加治木町仮屋町11番地１
債務者　加藤　祐介
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　諒
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２７０号
北海道富良野市若松町３番15号　ふらのロヂングハウス101
債務者　福永美津子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　明香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８３９号
京都市伏見区向島二ノ丸町４番地１　カサスバン200
債務者　吉田　幸子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　尚彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５５６９号
大阪市中央区安堂寺町２丁目４番１―605号
債務者　前田　幸代
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　論
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１７号
長崎県平戸市生月町壱部5159番地２
債務者　志水　厚陽
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

令和８年（フ）第１３５号
茨城県取手市椚木176番地２　フローラルコートⅡ　101号室
債務者　市川真裕子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐津　悠輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月25日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第４９８号
相模原市中央区矢部１丁目20番25号　ステップハウス301号室
債務者　斉藤　淳哉
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲戸川優樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３８号
岐阜県高山市片野町４丁目222番地
債務者　岩城　元樹
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪下　六代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後３時
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和８年（フ）第５３６号
熊本市西区上熊本３丁目15番２―201号　県営住宅
債務者　吉生　匡孝
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森髙　啓喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１１２９号
名古屋市中村区宿跡町１丁目15番地メゾン政喜Ⅳ202号、住民票上の住所名古屋市中村区宿跡町１丁目64番地の２
債務者　高山　由香
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒岩　将史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６７２号
熊本市中央区出水６丁目28番70―208号　ベルス北口、転入前住所熊本市東区小山２丁目６番82号
債務者　堀田　康隆
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３２２号
岐阜市東改田字再勝285番地１（ベーシックハウスＣ　202号室）、前住所岐阜県揖斐郡大野町大字黒野2346番地４
債務者　よっちゃんこと　若宮　義貴
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤本　亘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第５９３号
愛知県岡崎市宇頭町字東山43番地１
債務者　杉浦　充子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月16日午後１時25分
5　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２８８号
埼玉県熊谷市中央５丁目９番64号
債務者　白畑敬太郎
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月２日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和９年２月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第８００号
北九州市小倉北区古船場町７番３―305号
債務者　沓内　紀子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８４１号
北九州市小倉北区霧ケ丘１丁目10番25―402号
債務者　中濵　新也（旧姓姫嶋）
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８４９号
北九州市八幡西区馬場山東３丁目４番23―304号
債務者　友原　正信
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８５１号
北九州市若松区浜町３丁目17番18号
債務者　大村　哲こと　鄭　　哲
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８５９号
北九州市八幡西区幸神２丁目３番16号(102)、前住所北九州市八幡西区幸神２丁目３番16号(414)
債務者　前田　利花
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８６０号
北九州市小倉北区片野３丁目６番31号(103)、前住所北九州市小倉北区大田町２番７―203号
債務者　岡村　秀信
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３８１号
函館市本通１丁目37番17―303号
債務者　岩館　里緒
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　函館地方裁判所

令和８年（フ）第３８３号
函館市富岡町３丁目６番20号
債務者　石崎友季子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　函館地方裁判所

令和８年（フ）第３９６号
函館市桔梗２丁目38番20―103号　ハイツラポート
債務者　小野　健斗
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　函館地方裁判所

令和８年（フ）第４１８号
函館市日吉町２丁目11番30号
債務者　大堤　祐二
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　函館地方裁判所

令和８年（フ）第４２０号
函館市柏木町35番30―305号　かしわぎハイツ
債務者　小路　宣芳
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　函館地方裁判所

令和８年（フ）第４２４号
函館市時任町33番12号
債務者　石川　悦子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　函館地方裁判所

令和８年（フ）第４３１号
北海道北斗市追分１丁目12番33号
債務者　齋藤　重美
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　函館地方裁判所

令和８年（フ）第４３３号
北海道茅部郡森町字駒ケ岳352番地　ケアハウス青雲の森、住民票上の住所北海道茅部郡森町字常盤町139番地６
債務者　平原　伸一
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　函館地方裁判所

令和８年（フ）第７１５号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町三丁目30番12―103号　Ｋハイム２、前住所埼玉県鶴ヶ島市脚折町三丁目30番12―101号　Ｋハイム２
債務者　鶴田　翔夏
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７６７号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保365番地37　Ｍハウス103号
債務者　矢内　俊和
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７７７号
埼玉県坂戸市八幡二丁目５番18号　ロイヤルハイツＢ205号室
債務者　中島　智香
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１７４２号
埼玉県川口市桜町１丁目13番10号　レオパレスガーデン205号
債務者　佐藤　紫苑（旧姓西川）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７８２号
さいたま市北区別所町1128番地10　ケアガーデン宮原別所町
債務者　池田きく子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２６８号
岡山県笠岡市五番町６番地22　マリンビル503
債務者　二宮　　保
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２６９号
岡山県笠岡市五番町６番地22　マリンビル503
債務者　二宮　容子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２９６号
岡山県倉敷市西阿知町403番地５
債務者　南　　孝夫
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第３２１号
岡山県倉敷市中庄団地４番３―105号　県営団地
債務者　三村　栄香こと白　栄香
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第８５０号
北九州市若松区下原町11番17―503号
債務者　山田　和行
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５０５号
相模原市中央区東淵野辺２丁目８番12号　カスターニャ102
債務者　吉川　悠太
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３４２号
岡山県総社市清音柿木835番地12
債務者　片岡　博史
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２１８号
釧路市益浦２丁目７番22号
債務者　影山　　翼
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１５号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字大坪72番地の１　福島県営大坪団地２棟１号
債務者　鈴木敬士こと　金　　龍河
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第１７７号
福島県いわき市山田町原前14番地
債務者　藤田めぐみ
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第３１８号
群馬県前橋市下小出町二丁目48番地３　シェルコートＫ　101号
債務者　原田一平（同法定代理人保佐人三上隆志）
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１６６９号
埼玉県川口市中青木３丁目21番21号　レオパレス西川口第26―103号
債務者　田嶋　幸江
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７９４号
さいたま市南区辻２丁目25番10号
債務者　管原アイダこと　スガワラ　アイダサントス
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４６４号
埼玉県草加市瀬崎２丁目７番10号　アズール谷塚205号
債務者　赤石　雄基
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５９２号
埼玉県草加市西町1266番地３
債務者　小林　達也
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６６０号
埼玉県越谷市瓦曽根２丁目11番62号　ベルハイム103
債務者　石井　和仁
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６８５号
埼玉県春日部市備後東２丁目30番17号
債務者　一色　歩美（旧姓中島）
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第７１７号
埼玉県日高市高萩東二丁目36番12号
債務者　岸上　愛羅（旧姓東口）
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７６４号
埼玉県富士見市西みずほ台２丁目８番地４
第２村田ロイヤルハイツ104
債務者　増田　晴子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７８５号
埼玉県飯能市大字坂石424番地11
債務者　丸岡　美英
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７９１号
埼玉県ふじみ野市福岡中央一丁目１番15号キャッスルマンション上福岡408、前住所岩手県一関市山目字中野159番地１　ロイヤルシティ一関607
債務者　青木　実和
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７９２号
埼玉県富士見市ふじみ野西１丁目25番地７メルベーユふじみ野202
債務者　西村　峯子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第８０８号
埼玉県日高市大字野々宮182番地３
債務者　梶原　稜斗
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３６１号
埼玉県熊谷市上奈良1259番地４　医療法人弥生会ひこばえ、住民票上の住所埼玉県大里郡寄居町大字鉢形2803番地２
債務者　関根　章博
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３８９号
埼玉県比企郡吉見町大字地頭方333番地　ケアハウスよしみの202
債務者　工藤　雅智
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第８２７号
川崎市川崎区浅田１丁目５番27号　ユナイト浅田ブエノスディアス　201
債務者　鈴木　孝政
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８３５号
川崎市川崎区観音１丁目10番11―306号　市営観音住宅
債務者　長谷川智美
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第６６７号
相模原市南区相模台２丁目６番３号　パークサイド相模台203
債務者　保池　隼人
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１７８号
相模原市緑区西橋本１丁目８番13―１号
債務者　佐々木優愛
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４６４号
相模原市緑区城山４丁目16番18号
債務者　土屋　富美
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４９４号
相模原市中央区相模原４丁目９番４号　ライオンズマンション相模原第８　504号室
債務者　浜登　正義
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第５２４号
相模原市南区当麻807番地１　原当麻Ｍハイツ　401
債務者　川崎　政樹（旧姓渡邉）
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２５０号
愛知県豊川市光陽町33番地　メイツ豊川407号
債務者　杉浦　宏
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２５１号
愛知県豊川市光陽町33番地　メイツ豊川407号
債務者　杉浦　育代
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２５５号
愛知県豊橋市東岩田二丁目20番地13　Ｉ－ＳＴＡＧＥ東岩田202
債務者　平山　永遠
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第４０号
兵庫県丹波市春日町園部10番地　市営住宅園部団地３号
債務者　谷川　和子
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（フ）第７３号
兵庫県加東市藤田1743番地クレイノすずかぜ105号
債務者　工藤　真樹
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第８０号
岡山県津山市下高倉東1067番地46
債務者　大矢　静子
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第３５１号
熊本県菊池郡大津町大字室1991番地５　サンシャインヒル　202号
債務者　田代　哲人
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４９７号
熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2012番地２
債務者　川上　卓
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第７０６号
熊本市北区弓削５丁目28番１号　コート弓削101、異動前住所熊本市北区高平１丁目１番13号　松竹屋205
債務者　田代　拳太
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４１１号
鹿児島市油須木町750番地７
債務者　松薗　力三
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４４２号
鹿児島市石谷町1428番地７
債務者　上川畑　猛
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１０９号
鹿児島県霧島市隼人町東郷31番地　東郷団地９棟404
債務者　島元　優里
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第９５号
鹿児島県薩摩川内市平佐町4530番地１　サンヒル103号室
債務者　日比　涼
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第１８５号
北海道河東郡音更町柳町北区５番地　柳町団地９号棟201号室
債務者　木綿ゆかり
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第１４１号
福島県いわき市泉町本谷字渡地１番地の１県営住宅泉本谷団地５―206、従前の住所福島県いわき市泉町滝尻字砂井田116番地
債務者　筒井紗耶夏
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１９８号
福島県いわき市泉ケ丘三丁目15番地８、住民票上の住所福島県いわき市鹿島町御代字柿境34番地　市営住宅11―４
債務者　森下　正仁
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１４４９号
横浜市中区錦町５番地　本牧ポートハイツ13―514
債務者　薄金　知慶
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１２５号
横浜市戸塚区平戸４丁目22番14―105号
債務者　五十嵐寿子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３８１号
横浜市鶴見区獅子ケ谷１丁目48番31号　獅子ケ谷ハイム201
債務者　河野　優果
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３９３号
横浜市鶴見区駒岡４丁目36番22号　プランタンヌーボー103
債務者　今井　恵子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４４０号
横浜市泉区下和泉４丁目18番15号
債務者　中村　美穂
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５９３号
横浜市中区扇町３丁目10番地１　同栄マンションＢ503
債務者　小野寺泰夫
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３１０号
静岡県沼津市大塚1069番地　サンライズ大塚101
債務者　森木　孝也
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第４７号
香川県三豊市財田町財田中3737番地１宮尾団地105号、前住所香川県仲多度郡まんのう町長尾1314番地１
債務者　宮﨑沙弥香（旧姓片岡）
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（フ）第４３７号
熊本市中央区南熊本３丁目12番５―308号　スフィンクスキモト
債務者　森　　聖巳
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５２７号
熊本市中央区九品寺１丁目14番５―701号　ラフィーヌプラザ
債務者　原　みどり
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５３０号
熊本市東区下江津５丁目３番７号　江津パークハイツ102
債務者　中尾真由美
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５４７号
熊本市西区蓮台寺２丁目６番20号　メゾンアイディールＡ102
債務者　長谷川明美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５７５号
熊本市北区飛田１丁目１番65号　プレジール飛田103、転入前住所熊本県合志市須屋1986番地12　エステートピア雅　201号
債務者　後藤　瑞恵
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５８３号
熊本市中央区新大江１丁目17番12―102号　ライオンズマンション
債務者　時松　啓典
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６４６号
熊本市北区檜木２丁目11番145―205号、異動前住所熊本市北区麻生田２丁目10番31号　アルカンシェル201
債務者　菊池　晶彦
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４０３号
鹿児島市下伊敷１丁目50番23号　プレイスいしき406号
債務者　山元江里子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４１２号
鹿児島市鴨池２丁目１番12号　スカイビル405号
債務者　二宮　佑介
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４１４号
代替住所Ａ（旧住所　鹿児島県大島郡伊仙町大字喜念530番地）
債務者　森　あずさ
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４４３号
鹿児島市浜町12番２号　浜町宿舎203号
債務者　山口　優子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４４９号
鹿児島市樋之口町３番21号　ウエストパーク201号、前住所鹿児島市下荒田１丁目37番27号　メゾン・ド・プリエール205号
債務者　西元　秀己
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４８０号
鹿児島市坂之上１丁目18番22号
債務者　興梠　一志
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第７０号
鹿児島県薩摩川内市永利町4508番地
債務者　勝岡　敬
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第１３０３号
東京都町田市金森東４丁目３番30号クレスト金森Ⅰ―105
債務者　矢野　　勝
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５４３号
東京都小金井市前原町４丁目11番30号
債務者　堤　　あい
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５８４号
東京都西東京市向台町１丁目２番１―403号
債務者　柏倉　陽平
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５９２号
東京都西東京市北原町１丁目26番１―105号
債務者　柏倉　千明
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第４８０号
愛知県安城市東端町貝戸62番地１
債務者　神谷洋二郎
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４８２号
愛知県西尾市熊味町北十五夜41番地１　十五夜荘202号室、旧住所愛知県碧南市志貴崎町３丁目83番地
債務者　加藤　靖裕
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３１０号
熊本県菊池郡大津町大字杉水838番地171　宮鹿野康幸方
債務者　田代　重春
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３１１号
熊本県菊池郡大津町大字杉水838番地171　宮鹿野康幸方
債務者　田代　正子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１２１号
沖縄県那覇市松川３丁目２番１―1020号　松川共同住宅
債務者　上原　真守
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３６０号
沖縄県那覇市松川１丁目16番９号
債務者　比嘉　英章
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１１６号
岩手県花巻市諏訪312番地１　プロムナードＢ202号
債務者　長尾　龍也
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第３２４号
岐阜県各務原市大野町２丁目224番地１（グループホーム　ハートいなば）
債務者　石榑　民雄（法定代理人成年後見人社会福祉法人各務原市社会福祉協議会）
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第５７６号
静岡市清水区小芝町３番13号　ゆとり荘Ａ104、旧住所静岡県富士市柚木125番地の４コーポ久能102号
債務者　三宅小夜子
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６０１号
兵庫県尼崎市南塚口町６丁目10番36―401号、前住所兵庫県尼崎市上ノ島町３丁目６番６―504号
債務者　長谷川和男
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第９５５号
宮城県黒川郡大和町吉岡字西原９番地の23
債務者　原　　明成
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０７９号
宮城県岩沼市土ケ崎二丁目２番28―205号（従前の住所）宮城県石巻市大橋三丁目３番地５グリーンメゾン大橋Ａ201号
債務者　鈴木　　渚
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１０５号
仙台市泉区七北田字東裏68番地の２　ニューシティ11―202
債務者　田中　諒祐
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２７号
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大平359番地４
債務者　佐藤　冬香
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第２７１号
茨城県つくば市上郷7221番地３
債務者　馬場　翔也（旧姓櫻井）
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第８２号
長野県佐久市岩村田1877番地７　ハイツ上野１号室
債務者　菅原ひろ美
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第４７０９号
大阪府枚方市長尾西町２丁目59番30―103号
債務者　大野　照恵
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８６１号
大阪府枚方市禁野本町１丁目８番71号
債務者　田中　鉄浩
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９５６号
大阪市東淀川区井高野１丁目４番２―708号
債務者　山室　和稔
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９５７号
大阪市東淀川区井高野１丁目４番２―708号
債務者　山室　千秋
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０８９号
大阪市住吉区東粉浜３丁目18番14号　トミー六番館　203号
債務者　藤岡　玲子
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０９１号
大阪市鶴見区今津北２丁目９番５号
債務者　長崎　利恵
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１１５号
大阪市平野区平野北２丁目２番19号　502
債務者　日置　雅明
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１２４号
大阪市西成区天下茶屋北２丁目７番５号　じきょう
債務者　川勝　浩一
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１３１号
大阪市東成区東小橋３丁目２番４号　チェリー・ワン鶴橋駅前　313号
債務者　北岡　明子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１４５号
大阪府八尾市恩智南町３丁目21番地
債務者　橋本　琴乃
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１６１号
大阪府池田市新町１番９―301号
債務者　渡邊　嘉巳
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１８６号
大阪府枚方市桜町11番50号、前住所大阪府高槻市塚原５丁目15番10号
債務者　小泉　美樹
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２０６号
大阪市北区紅梅町２番20―1201号
債務者　黒田　有里
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３０３号
大阪市鶴見区放出東２丁目３番24号　グランベル北田　602号
債務者　川東　玲子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３５３号
大阪市西区本田２丁目11番17―403号
債務者　廣根恵里佳
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３６８号
大阪市東淀川区豊新２丁目６番１―106号
債務者　河田　誠
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３７７号
大阪府門真市新橋町30番９号
債務者　戸田アソシエーションこと　戸田　久和
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３８９号
大阪府東大阪市吉田本町２丁目12番33号　ワールドハイツ190　２Ｃ
債務者　金城　勝彦
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４１９号
大阪市西成区天下茶屋北２丁目７番５号　じきょう
債務者　橋詰　聡
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４２６号
大阪府東大阪市池島町３丁目６番30号　柳生文化住宅　206、前住所大阪府東大阪市若草町７番11号　若草ハイツ　Ａ302号
債務者　横畝めぐみ
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４４８号
大阪府東大阪市南上小阪５番13号　メゾンＳＫ　101
債務者　升岡　達哉
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４８６号
大阪市東住吉区駒川４丁目10番５―802号
債務者　山本　正
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５０７号
大阪市西成区太子１丁目13番３号　岬荘　２―17
債務者　音丸　秀史
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５２１号
大阪府守口市南寺方南通３丁目12番２―301号
債務者　藤巻　恵
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５４４号
大阪府交野市倉治８丁目12番20―202号
債務者　小西　幸子（旧姓平良）
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６６号
神戸市垂水区旭が丘３丁目１番28号　あさひのハウス101号
債務者　小谷千津子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８１７号
神戸市東灘区青木６丁目４番８号　メゾンピエール305号
債務者　阪上　優希
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８８７号
神戸市兵庫区菊水町10丁目40番地の１　特別養護老人ホーム海光園ミラホーム
債務者　北本伊知郎（法定代理人保佐人　國本美子）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９００号
神戸市灘区岩屋北町５丁目１番１号　マンション石橋603号
債務者　別處　亮太
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９６４号
東京都八王子市七国２丁目11番７号
債務者　原山　　円
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１００５号
兵庫県三木市志染町青山３丁目27番地の12　フォレスト青山Ｂ棟203号、従前の住所神戸市西区押部谷町栄304番地の１
債務者　阿部　哲也
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５６６号
兵庫県尼崎市常光寺３丁目８番８号　ラクシュミー常光寺　201
債務者　清水美希こと　韓　　美希
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５７３号
兵庫県尼崎市道意町１丁目48番地の16　ウイング琴浦　403号
債務者　ＡＤＣハウスクリーニングこと　安達　功
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５８４号
兵庫県西宮市上甲子園５丁目10番21―202号
債務者　大久保英雄
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６１９号
兵庫県尼崎市今福１丁目１番29―506号
債務者　ＮＧＵＹＥＮ　ＴＨＩ　ＴＨＡＮＨ　ＮＧＡ（グエン　ティ　タン　ガ）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６３２号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番23―607号
債務者　恒吉　晋吾
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６４９号
兵庫県尼崎市武庫川町４丁目97番地　武庫川アパート　103、前住所兵庫県尼崎市宮内町１丁目３番地の５
債務者　謝花カヨ子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４９７号
（旧住所）広島県福山市東川口町５丁目８番45　川口東マンション301
債務者　廣田　明子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６１１号
岡山市中区高島新屋敷335番地　グリーンハイツ101、旧住所岡山県倉敷市南畝２丁目２番20号　コーポ銀星Ａ　102号室
債務者　門脇　　匠
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６２１号
岡山市北区富田317番地２　フローラルガーデンＡ205
債務者　堀下　典靖
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６３８号
岡山県倉敷市児島下の町２丁目１番１号　グリーンポート202号室
債務者　鷹箸　　堅
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５１７号
大分市庄境１番34号　コルシェーヌ103
債務者　西野　明梨（旧姓餅原）
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４４１号
鹿児島市西千石町６番11号　千石ビル33号
債務者　時﨑久美子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４７７号
鹿児島市荒田２丁目39番７号　アメニティきしゃば606号
債務者　乗峯　幸男
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第７０号
北海道小樽市銭函１丁目32番301号　ホープ銭函
債務者　北村　一也
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第７４号
北海道余市郡余市町登町12番地８　パライソヒル　203号
債務者　大山　千尋
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第１２５号
岩手県花巻市湯口字渡り56番地４
債務者　清水ちか子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第３８号
岩手県釜石市大渡町１丁目２番９号　東ビル３Ｆ２号
債務者　村上　秀昭
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第１４２号
宮城県遠田郡美里町駅東一丁目２番地３　コレクティブハウス小牛田、従前の住所宮城県遠田郡美里町字志賀町三丁目２番地３　志賀町特定公共賃貸住宅Ａ210号
債務者　東山はつ子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第２６４号
茨城県つくば市観音台１丁目29番地１　パークアベニューＡ棟202号
債務者　鶴谷　美樹
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１４９号
富山県高岡市昭和町１丁目１番５号
債務者　般若　功
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第３１９号
石川県河北郡津幡町字太田ほ226番地７
債務者　竹中ハルヱ
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８４号
福井市二の宮３丁目12番３号
債務者　児玉　博幸
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２８５号
福井市みのり１丁目28番19号　ヒロセビル202、旧住所福井市足羽３丁目９番37号
債務者　脇本まどか（旧姓木下）
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８２号
長野県諏訪郡下諏訪町6666番地３　Ａ１－117
債務者　清水　美穂（旧姓　大久保）
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第４３号
岐阜県高山市冬頭町818番地１　レインボーⅡ　101号室
債務者　津田妃登美
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和８年（フ）第２０８号
静岡県富士市水戸島本町８番22号　キャッスルベリー３Ｄ号
債務者　三ツ石　辰也
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２１１号
静岡県富士宮市山宮1027番地の２　介護老人保健施設旭ヶ丘、住民票上の住所静岡県富士宮市大中里438番地の２　清アパート
債務者　小谷野　勝藏
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２１６号
静岡県富士市宮下415番地の１　サンシャイン大塚207号、前住所静岡県富士市宮下321番地の５　サンモールミナミＢ－102号
債務者　勝亦　有紗
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２４３号
三重県鈴鹿市大池二丁目16番22号　ラファミーユ205
債務者　黒澤　健一
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２５９号
三重県津市一志町片野443番地１　アスリートＢ101
債務者　田中　浩二
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第８０号
三重県伊賀市上村1350番地
債務者　岡本　美加
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第１７３号
滋賀県東近江市綺田町481番地
債務者　森田　道人
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１７６号
滋賀県近江八幡市音羽町165番地（101号）、前住所滋賀県近江八幡市安養寺町８番地35
債務者　山田　富嗣
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１８６号
滋賀県近江八幡市西生来町913番地４
債務者　北村　泉美
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第６４号
兵庫県豊岡市中陰300番地の１　オリーブハイツ103
債務者　北野　司郎
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第１０６号
鳥取県岩美郡岩美町大字高山492番地
債務者　向山　眞澄
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９６号
広島県福山市曙町五丁目17番16―408号
債務者　三宅　利奈
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１３２号
山口県下関市細江町２丁目１番３―903号　ウェルス細江
債務者　大谷　沙織
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第３２０号
徳島県徳島市南常三島町２丁目３番地　ウィロード常三島310号
債務者　丸岡貴美江
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６号
徳島県阿南市津乃峰町戎山32番地
債務者　三崎　寛二
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
徳島地方裁判所阿南支部

令和８年（フ）第２７号
徳島県三好市山城町下川220番地７
債務者　稲見　綾可
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
徳島地方裁判所美馬支部

令和８年（フ）第２８号
徳島県三好市西祖谷山村善徳756番地
債務者　山本　　毅
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
徳島地方裁判所美馬支部

令和８年（フ）第２９号
愛媛県西宇和郡伊方町豊之浦631番地５、旧住所愛媛県松山市星岡三丁目18番９号
債務者　中田　公也
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
松山地方裁判所大洲支部

令和８年（フ）第７４号
愛媛県今治市広紹寺町１丁目２番５号　メイプル広紹寺　203号
債務者　柳原かおり
１　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第３０９号
佐賀県小城市牛津町柿樋瀬852番地19
債務者　中原　洋祐
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４１４号
宮崎県児湯郡川南町大字平田2376番地２　白坂住宅一　212号
債務者　久保田勝政
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４１５号
宮崎県児湯郡川南町大字平田2376番地２　白坂住宅一　212号
債務者　久保田美保
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１５９号
宮崎県日向市亀崎１丁目113番地、前住所宮崎県日向市亀崎２丁目94番地２
債務者　山本　千絵（旧姓原野）
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１６５号
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末9032番地
債務者　川良　剛康
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１７６号
宮崎県延岡市春日町１丁目５番地５　岡田ビル302、前住所宮崎県延岡市別府町4024番地長家１
債務者　柳田　　薫
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第５９号
鹿児島県南さつま市金峰町大野3556番地２
債務者　寺薗　勝憲
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和８年（フ）第２４７号
沖縄県沖縄市泡瀬２丁目50番５号
債務者　前泊　琉希
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２８５号
沖縄県沖縄市中央１丁目７番16号　ＮａＮａサポート男性寮304
債務者　知念　康洋
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第３０４号
沖縄県宜野湾市嘉数３丁目29番９－301号　新川マンション
債務者　川満真樹子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第３１８号
沖縄県宜野湾市我如古２丁目23番５号　共同生活援助　Ｐ・Ｓ我如古Ⅰ
債務者　大宜見ゆりあ
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２７１号
福島県須賀川市北横田字石の花49番地
債務者　三上友里江
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第６９６号
京都市南区久世大藪町３番地２　エクレールスエヒロ　101
債務者　吉川　悠也
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０１１号
京都市山科区西野小柳町73番地８
債務者　山本　勇也
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１１３号
京都府京田辺市山手東一丁目23番地10
債務者　井上　友二
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２４１号
京都市右京区太秦一ノ井町21番地22
債務者　角田　政勝
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２９１号
京都府木津川市山城町上狛前畑１番地　グレースマエハタ202号
債務者　福島　明美
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２９９号
京都府城陽市富野西垣内１番地の３　ザ・メドゥズ507号
債務者　石嶋　敦子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１６８４号
東京都東久留米市野火止三丁目４番５－305号
債務者　香月　　透
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６９号
神奈川県逗子市桜山８丁目２番３号　桜山テラスハウスＢ、前住所沖縄県石垣市字新川1583番地127　ティンガーラ103号室
債務者　山川　武志
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２２０号
神奈川県横須賀市久里浜３丁目７番Ｄ－401号
債務者　本間　仁美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２９５号
長崎県長崎市椿が丘町49番地２
債務者　小川真理子（旧姓藤）
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０６号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目28番９号
債務者　海野奈々美
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２３５号
神奈川県横須賀市追浜町１丁目64番地　サクラハイム101
債務者　岩崎　理恵
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２３６号
神奈川県横須賀市長井１丁目７番６号　パルトあいおい101
債務者　外島　瑞香
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第３６６号
神奈川県平塚市片岡802番地の１　昭和の里平塚
債務者　佐野のり子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４０８号
神奈川県平塚市中原１丁目４番12号
債務者　中村　君子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４４０号
神奈川県平塚市御殿２丁目17番42号　平塚養護老人ホーム
債務者　菊地　幸一
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４７４号
神奈川県愛甲郡愛川町春日台５丁目８番地の14　フレックスライオン201
債務者　古家　　祐
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５２４号
神奈川県厚木市上荻野895番地２　アスカⅢ202
債務者　小松みずき（旧姓楮本）
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４８２号
広島市安佐北区亀山南５丁目21番24号
債務者　桑原　広蔵（旧姓福吉）
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２２号
山口市大内矢田北１丁目15番11号　コーポ矢田　２号
債務者　富崎まり子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２５号
山口市小郡下郷675番地１　モーント・メーン301
債務者　渡壁　和恵
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３１号
山口市三和町16番７－105号
債務者　来栖　正三
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６５８号
熊本市南区平田２丁目５番５－1003号
債務者　髙田　義宏
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止

令和７年（フ）第９３９９号
東京都世田谷区三軒茶屋１丁目37番８号
破産者　株式会社ライブアップクリエーション
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９４００号
神奈川県横浜市瀬谷区相沢２丁目63―７　第10グランデュール平本203
破産者　土屋　憲二
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５３号
東京都足立区六町１丁目３―８　花園荘１号室
破産者　マーベリックス株式会社
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３７号
東京都江戸川区東瑞江１丁目25―６―301
破産者　秋葉　勝征
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１９１２号
東京都目黒区上目黒３丁目28―11―3003
破産者　落合　　剛
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３２３号
東京都台東区竜泉３丁目５―５―401
破産者　庄司　栄和
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２４５３号
東京都江戸川区小松川１丁目２―４―607
破産者　佐達　恭子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３３４号
東京都千代田区飯田橋１丁目９番６号
破産者　ＳＴＡＲ通信株式会社
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３３５号
東京都江戸川区中央２丁目17―21―303
破産者　植田　明彦
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３８７号
東京都江戸川区南小岩６丁目15―５―102
破産者　大塚　晃弘
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４２８号
東京都調布市西つつじケ丘２丁目１―８　エクセルハイツⅣ―802
破産者　菊池　直人（旧姓澤田）
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４２９号
東京都調布市西つつじケ丘２丁目１―８　エクセルハイツⅣ―802
破産者　菊池　香苗
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４８７号
東京都江東区北砂５丁目12―１―311
破産者　曽根　宏之
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７４０号
東京都中野区丸山２丁目７―１―1110
破産者　梅澤　敏子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８４５号
東京都杉並区和田３丁目47―８　第２コーポ藤２Ｆ１
破産者　宇田川紋右衛門
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０１６号
東京都練馬区東大泉４丁目23―13―403
破産者　小原　里沙
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０３８号
東京都日野市日野本町４丁目８―45
破産者　西村　敏秀
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０４７号
東京都大田区東蒲田２丁目31―２―306
破産者　大友　嘉也
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０８９号
東京都世田谷区千歳台３丁目22―10―205
破産者　小川　　泉
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１４５号
東京都江東区豊洲４丁目２―５―603
破産者　平田　恭一
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１４６号
東京都江東区豊洲４丁目２―５―603
破産者　平田　営美
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１８５号
東京都練馬区早宮４丁目30―６―201
破産者　吉田　　潤
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４２９５号
東京都中野区白鷺２丁目７－13－403
破産者　長野　真也
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３０３号
東京都八王子市別所２丁目43－１－601
破産者　磯西みゆき
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３９０号
東京都板橋区幸町40－10－201
破産者　伊豆野眞由美
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４４０５号
東京都新宿区内藤町１－55－302
破産者　篠原　秀文
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６５２号
東京都中野区松が丘１丁目31－６　第二黒田ハイツ105
破産者　梶川　　敦
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６５３号
東京都中野区松が丘１丁目31－６　第二黒田ハイツ105
破産者　梶川知惠子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７７４号
東京都練馬区早宮３丁目33－９　カーサフジミⅡ　101
破産者　山崎　雅也
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９５１号
埼玉県戸田市大字新曽188番地201号室
破産者　毎日運送有限会社
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９５２号
東京都葛飾区新宿１丁目14－１－305
破産者　塩田　成己
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９６９号
東京都渋谷区渋谷２－19－15　宮益坂ビルディング609
破産者　株式会社ペイクス
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９７０号
東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目20番11号　メインステージ吉祥寺502
破産者　フォーライフユナイテッド株式会社
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９７１号
東京都杉並区浜田山３丁目24－４－302
破産者　田島　　大
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２０８号
東京都品川区旗の台５丁目２番７号
破産者　株式会社Ｒｉｚｉｅｒｅ
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２０９号
東京都品川区豊町５丁目１－15－501
破産者　桑田　大輔
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２５８号
東京都葛飾区堀切８丁目４番８－203号
破産者　有限会社コォ，ディア
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３３３号
東京都三鷹市下連雀５丁目３番１－811号
破産者　株式会社ＬＡＵＴＲＥ　ＣＯＴＥ
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５０７号
東京都大田区大森北６丁目５－13　河村方201
破産者　原　　朗
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５１８号
東京都江戸川区篠崎町７丁目26－11－293　ピアＮＯ．２
破産者　吉澤　　晃
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５２１号
東京都目黒区東山１丁目25－18－202
破産者　安藤麻里子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５７８号
東京都杉並区上高井戸２丁目12－８　上高井戸みどりの里３－31
破産者　小菅　浩詩
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６０７号
東京都練馬区高松２丁目27－26－203
破産者　田川　　晋
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７０１号
東京都世田谷区池尻３丁目21－33－302
破産者　牧野　裕美
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７３９号
東京都新宿区下落合３丁目22―21―902
破産者　水谷　幸代
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８１１号
東京都豊島区南大塚１丁目26―20
破産者　杉山　　悟
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８１７号
東京都立川市柴崎町５丁目８―24―203
破産者　向山　　徹
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８３４号
東京都文京区白山１丁目８－３
破産者　大桃　勝雄
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８４６号
東京都大田区蒲田２丁目22―14
破産者　直江　正博
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８５８号
東京都練馬区錦２丁目５－３―301
破産者　熊本奈津子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８９９号
東京都葛飾区東堀切３丁目32―11―408
破産者　丸山由里子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９２３号
東京都新宿区横寺町24―３―203
破産者　冨岡　加織
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６００４号
東京都足立区西伊興２丁目２－２―201
破産者　佐藤　英夫
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６００５号
東京都足立区西伊興２－２－２―201、住民票上の住所東京都足立区西保木間４丁目５－16―403
破産者　浦沢　尚美
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６００６号
東京都練馬区田柄１丁目４―38　グリーンパールＢ102
破産者　中島　博文
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０２２号
東京都板橋区仲宿14―10　仲宿アルコーブⅠ201
破産者　寺田　梨音
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６号
熊本市中央区南坪井町４番23号
破産者　株式会社西日本テック
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第５４５号
沖縄県浦添市内間二丁目11番15号２Ｆ
破産者　株式会社極上牛グループ
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和６年（フ）第６７７９号
東京都練馬区中村２丁目19番２―301号
破産者　ステイホーム株式会社
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２３２９号
東京都中央区京橋２丁目８番２号
破産者　株式会社幸洋コーポレーション
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２３３０号
東京都品川区二葉４丁目13―19―302、開始決定上の住所東京都千代田区三番町５―10―1005
破産者　水上　洋一
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８４８２号
東京都新宿区市谷仲之町２―40―507、申立時の住所東京都新宿区市谷加賀町２丁目４―20―101
破産者　近江　　隆
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９２８０号
千葉県松戸市北松戸２丁目２－１―202
破産者　石丸　　創
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１５８号
東京都練馬区大泉学園町１丁目25番６号　サンヒルズＭ＆Ａ103
破産者　三森貿易株式会社
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２１５８号
東京都練馬区中村北１丁目17―２―202
破産者　山本　　玲
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３３７号
東京都葛飾区亀有４丁目31－４－405　ケイハイツⅡ
破産者　仲井　義郎
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３７３号
東京都新宿区片町２－６－204
破産者　上田　亜倭（旧姓角谷）
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３９１号
東京都中央区築地３丁目８番１－101号
破産者　株式会社ミショウ光丸
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３９８号
東京都千代田区四番町４－６　パークコート千代田四番町814号室
破産者　株式会社ナチュラル
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２７９８号
東京都足立区江北１丁目32－13　サンメゾン江北　ｗｅｓｔ401
破産者　白濱　　朗
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７１２号
東京都江戸川区篠崎町２丁目20番８－403号
破産者　有限会社ファースト企画
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６５７号
東京都新宿区西新宿４丁目15－１－303
破産者　高橋　　一
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９５５号
東京都葛飾区高砂５丁目44番５号　田村荘101号
破産者　東林貿易株式会社
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９５６号
東京都葛飾区高砂５丁目44－５－101
破産者　亡王惟鴻相続財産
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５００８号
東京都新宿区住吉町８－６　野村ビルディング曙橋５階
破産者　株式会社ＡＳＩＰＲＯ
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５００９号
埼玉県越谷市レイクタウン７丁目14－７－201
破産者　鍋島　浩太
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０６７号
東京都東久留米市幸町３丁目２－２　吉田コーポ２Ｆ
破産者　塩澤　幸一
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０９０号
代替住所Ａ（旧住所　東京都北区浮間１丁目５－６－804）
破産者　西山　彰人
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１１９号
愛知県名古屋市千種区内山３丁目18番10号
破産者　有限会社イッコウコンセプトアーツ
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２０６号
東京都中野区本町４丁目19番12号
破産者　有限会社エスペランザ
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２０７号
東京都中野区中央４丁目20－９
破産者　長谷川　正
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４２４号
東京都北区上十条２丁目10－12　ＲＩＮ・ＲＩＮ－１Ｃ号
破産者　石井健太郎
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４３８号
東京都葛飾区白鳥１丁目２－13－701
破産者　江見　　彰
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４４８号
東京都大田区田園調布１丁目39－２－102
破産者　横田　智英
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５１５号
東京都小平市仲町381－１－103
破産者　柳　美帆子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５７０号
東京都板橋区常盤台３丁目20－３
破産者　奥野　　剛
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６１５号
東京都板橋区板橋１丁目49－４－302
破産者　渡邉　裕之
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６６９号
東京都江東区枝川２丁目14―８―401
破産者　青山　峻士
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７０９号
東京都台東区浅草橋３丁目16―６―502　クレアシオン浅草Ⅱ
破産者　原田　靖士
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７１２号
東京都江東区大島２丁目35―12―902
破産者　鈴木　陵太
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７６３号
東京都練馬区土支田２丁目５―３
破産者　大竹　　颯
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７６７号
東京都台東区上野公園17―９　しのばず荘
破産者　若林　正樹
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７７９号
千葉県船橋市夏見６丁目３―21―103
破産者　兒玉　夏樹
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７９８号
東京都世田谷区桜丘２丁目７―16―202
破産者　修行　秀樹
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８０８号
東京都江戸川区小松川１丁目２―３―2205
破産者　坂寄万智子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８０９号
東京都大田区田園調布本町30―10
破産者　庄子　隼人
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８１６号
東京都江東区東砂２丁目６―５―201
破産者　古川　信幸
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８１８号
東京都荒川区南千住４丁目９―２―1703
破産者　西村　洋樹
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８２３号
神奈川県横浜市鶴見区生麦３丁目７―13　マキシムＩＫ５　602
破産者　高村　　圭
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８２７号
東京都八王子市別所２丁目46―１―304
破産者　藤村　美和（旧姓忍）
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８２９号
東京都北区豊島５丁目５―８―1309
破産者　田川　尋也
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８４４号
東京都中央区銀座７丁目17―５―403
破産者　岩田有紀子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８４９号
東京都港区北青山１丁目６―３―307
破産者　津久井弘昭
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８５４号
東京都町田市常盤町3230―52
破産者　坂部　健太
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８５５号
東京都大田区中馬込１丁目５―３―502
破産者　桑原　愛実
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８５６号
東京都江東区門前仲町２丁目３―８
破産者　三嶽　俊司
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８５９号
東京都足立区関原３丁目36―７
破産者　吉田　匠汰
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８６０号
東京都墨田区立川１丁目１―７
破産者　高橋　一八
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９００号
東京都府中市押立町２丁目20―12―103
破産者　高橋　真矢
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９０２号
東京都練馬区南田中２丁目２―４―206
破産者　後藤理紗子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９２４号
東京都葛飾区亀有４丁目14―１―205
破産者　甘竹　貴之
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９３０号
東京都足立区保木間２丁目３―１―111、開始決定時の住所東京都荒川区南千住３―５―４　ビジネスホテル七福
破産者　横山　英明
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９３８号
東京都中央区入船３丁目８―９―301
破産者　中井　千尋
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９７０号
東京都江戸川区篠崎町１丁目43―19―203
破産者　宮下　朋美
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９７４号
東京都江戸川区西小岩３丁目35―26―302
破産者　津田　孝一
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６００７号
東京都台東区日本堤２丁目35―７―404　メインステージ三ノ輪Ⅲ
破産者　渡邊　紘治
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６００９号
東京都台東区台東１丁目４―４―101
破産者　佐々　清隆
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０２４号
東京都板橋区徳丸３丁目38―31　星野荘201
破産者　桐原　沙季
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０４９号
東京都港区芝浦４丁目13―３―1308
破産者　岩本明こと　李　　明淑
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１１６号
東京都世田谷区用賀４丁目12―13―501
破産者　矢野　恭治
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３５号
兵庫県西宮市山口町上山口784リッツジュン303
破産者　株式会社ＵＧＡ
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第３７８号
佐賀市多布施三丁目２番45号
破産者　有限会社白生堂眼鏡店
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第９７号
佐賀市新栄東二丁目４番25―１号
破産者　株式会社寿々照
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和７年（フ）第８７号
茨城県下妻市石の宮52番地１　プレジールＡ棟103号室、開始決定時の住所茨城県下妻市下妻乙1012番地２
破産者　倉持　祐二
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和７年（フ）第８８号
茨城県守谷市本町3228番地の１　サンクレイドル守谷701、開始決定時の住所茨城県下妻市下妻乙1012番地２
破産者　倉持　栄子
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第３２３号
福岡県那珂川市松木１丁目84番地
破産者　福島一成こと　呉　　源盛
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第５６８号
福岡市博多区昭南町３丁目１番８―103号　ベルトピア福岡Ⅱ
破産者　木村　健吾
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７３３号
福岡市東区香椎２丁目18番18号　サンハイムＣ棟202号
破産者　石橋さおり
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９１８号
福岡市東区唐原１丁目22番10号　レジデンス森103号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区香椎浜２丁目１番５―502号　市営香椎浜団地
破産者　糸永　律子
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９８３号
福岡県糸島市二丈深江二丁目１番27―304号、（開始決定時の住所）福岡県糸島市前原東三丁目８番６号
破産者　松尾　直樹
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３０３号
福岡県糟屋郡新宮町上府北２丁目11番１―603号
破産者　狭間　　敦
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３８８号
福岡県宗像市宮田２丁目18番15―201号
破産者　計良　麻衣（旧姓冨田）
1　決定年月日　令和８年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９２２号
福岡県糟屋郡志免町片峰中央４丁目６番38号アパルトメント博多の森103号、前住所福岡県糟屋郡志免町片峰中央３丁目11番13号パークサイド博多の森202号
破産者　石橋　義博
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２６１号
福岡県那珂川市仲２丁目２番18号　サンハイム102号
破産者　吉冨このみ（旧姓三浦）
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４０３号
福岡県筑紫野市塔原東１丁目10番19号　グランディール101号
破産者　今林　由喜
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第８６号
茨城県北相馬郡利根町大字布川1639番地１
破産者　中村　尚史
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和６年（フ）第２４００号
福岡県糸島市高田五丁目17番23号、前住所福岡市早良区小田部１丁目19番24号
破産者　山口　　勝
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９６４号
福岡県糸島市篠原西三丁目13番22号
破産者　山下　武弘
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２２５号
盛岡市青山三丁目７番22―407号
破産者　松井　葉子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２７９号
宮城県富谷市富谷宮ノ沢58番地２　市営宮ノ沢住宅21号棟
破産者　小松真裕美
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５２２号
仙台市太白区東大野田19番７―107号
破産者　菅原　智義
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７６８号
仙台市青葉区八幡４丁目13番17号　ササキアパート203
破産者　佐藤　竜太
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１４号
秋田県能代市栄町８番５号
破産者　奈良宇佐男
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第１５号
秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴213番地３
破産者　金野　　栄
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

令和７年（フ）第３４０号
埼玉県吉川市美南一丁目37番地２　ヘリオス吉川美南アレス206号
破産者　寺井　雄紀
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第７７９号
埼玉県春日部市中央１丁目２番地６　Ｍ６ビル702号
破産者　松永かおり（旧姓西）
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３０４号
埼玉県八潮市大字古新田1083番地１　エスプリⅡ201
破産者　堀口　　巌
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３２２号
埼玉県越谷市東柳田町12番17号　アーベントハイム越谷404号
破産者　新井　隆史
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４１４号
埼玉県越谷市南越谷５丁目13番地１　パルハイツ201、旧住所埼玉県越谷市南越谷５丁目13番地１　パルハイツＡ
破産者　飲喰処　紋次こと　古崎　　洋
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１２７号
新潟県長岡市愛宕２丁目３番10号、前住所新潟県長岡市花園３丁目７番３号
破産者　小林　和彦
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第４８号
長野県佐久市布施5313番地182
破産者　竹花　真弓（旧姓髙橋）
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第２５９号
静岡県御殿場市保土沢414番地の１
破産者　西島　秀治
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２３３号
大津市大江七丁目７番53―Ａ106号
破産者　青木　　茂
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３４号
滋賀県栗東市蜂屋810番地（Ｂ―101号）　メゾフォルテ810、前住所滋賀県東近江市八日市上之町８番18号　リサージュ８　103号室
破産者　藤井　克美（旧姓中村）
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５５号
大津市大平二丁目31番11―401号、開始決定時の住所大津市本丸町６番11―305　膳所公園団地
破産者　上野　友明
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７７２号
大阪府茨木市真砂１丁目21番９号の１　シャトーノーブルＡ　102号
破産者　櫻井　梨絵
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３２９号
和歌山市黒田232番地１　グリーンフルブルーム206号、前住所大阪府堺市美原区さつき野西３丁目４番地４
破産者　生島　　拓
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第４２９号
和歌山県紀の川市名手市場1228番地21
破産者　山崎　信敬
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第４８号
和歌山市杭ノ瀬271番地46
破産者　北川　祐子
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第８６号
和歌山市今福２丁目８－５、住民票上の住所和歌山市塩屋５丁目５番１号
破産者　長洲　秀範
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第９５号
和歌山市北新５丁目７番地
破産者　山崎　正行
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１６９号
和歌山市中76番地７
破産者　ＹＯＳＡＰＡＲＫ　ＲＥＬＡＩＲこと　岩本幸
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１８０号
和歌山県紀の川市東国分353番地66（前住所）大阪府東大阪市花園本町２丁目15番10―114号
破産者　松下　敏耶
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２１１号
和歌山県紀の川市貴志川町丸栖1010番地６
破産者　居軒　充晃
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第１２２３号
広島県廿日市市上平良940番地１
破産者　樽本　英臣
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４１０号
広島市安佐南区山本１丁目４番28―201号　グレース祇園Ｃ棟
破産者　行田　洋輔
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６０３号
広島市中区南竹屋町２番９―202号
破産者　小西　綾香（旧姓重田）
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７８０号
広島県安芸郡海田町南昭和町３番11号　102号室
破産者　橋本　公介
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２０５号
福岡県朝倉市甘木2096番地１　カトルセゾンD108号
破産者　竹下ロリアンこと　ＴＡＫＥＳＨＩＴＡ　ＬＯＲＩＥ　ＡＮＮ　ＢＡＲＣＥＬＯＮＡ
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３００号
福岡市東区唐原４丁目８番10―303号　ウエルネス唐原Ⅱ
破産者　上原　広記
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３４９号
福岡県春日市小倉４―18　サンフィールド203号室、住民票上の住所北九州市小倉北区清水五丁目６番10号
破産者　食工房神楽ことレストランからく亭こと　伊藤　　覚
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４２８号
福岡市城南区干隈２丁目９番10―201号　ハッピーヒルズＡ
破産者　中越カズヨ
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４９２号
福岡市東区舞松原４丁目11番7014号
破産者　松尾　敏博
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３４８号
大分市長浜町１―６―14アンシャンテ長浜Ⅱ201住民票住所福岡県久留米市野中町1175番地１ファミールハイツ久留米参番館1116号
破産者　山崎　　敦
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第１３９号
青森県弘前市大字城西一丁目10番地２、旧住所青森県弘前市大字駒越町16番地
破産者　太田　清秀
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第７５号
青森県平川市尾崎浅井52番地
破産者　松島　　博
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和７年（フ）第３２７号
福島県郡山市桜木二丁目19番７号　桜コーポ101号、前住所福島県郡山市大町二丁目３番32号　信和大町マンション303号
破産者　安達　礼子
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１３６号
福島県郡山市大槻町字北八耕地１番地の２　グリーンステージ202号
破産者　川上　悠二
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１５３号
福島県郡山市虎丸町４番２号
破産者　松本　秀子（旧姓熊田）
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第４１８号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台14番７―105号
破産者　高山　龍一
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６５６号
東京都狛江市中和泉５―３―20　サンアート106号、住民票上の住所川崎市麻生区王禅寺西７丁目23番２号
破産者　宮浦　　準
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８５６号
横浜市保土ケ谷区鎌谷町290番地５　ユナイト横浜バルベリーニの広場105号
破産者　関谷　大輝
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４５６号
横浜市港南区日野８―９―６―102、住民票上の住所神奈川県厚木市下荻野1371番地　フォレストマーサ207
破産者　中島　幸大
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５５８号
横浜市港北区新吉田町6001番地６　横浜らいず１―209
破産者　関水　啓人
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６９１号
横浜市港南区笹下６丁目34番26号　ラックスハイツ洋光台102
破産者　鎌倉　弘和
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７７１号
横浜市鶴見区鶴見中央２丁目10番４―503号
破産者　針生　怜奈
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９０６号
大阪府箕面市箕面５丁目２番５号（Ａ号）ラポール箕面
破産者　薮田光一郎
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９５１号
大阪市西区九条南２丁目２番14号３Ａ
破産者　スナックリーフこと　比嘉　芳江
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４２７号
大阪府吹田市西御旅町１番19号
破産者　山城亜美沙
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６６０号
広島市安佐南区祇園７丁目22番24―202号　シティハイツ西本Ｂ
破産者　松岡　　徹
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第９１号
山口県下関市貴船町３丁目10番46号
破産者　たむら愛石園こと　田村　政直
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和７年（フ）第３１８号
徳島県徳島市南昭和町４丁目90番地の６　上田ビル　203号
破産者　吉本　順子
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和７年（フ）第７９号
大分県中津市大字下宮永119番地１、開始決定時の住所大分県中津市大字大塚732番地10
破産者　岩倉　浩太
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第１７５号
宮崎市大字郡司分乙919番地１
破産者　德丸　　晃
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３２２号
熊本市西区池田１丁目32番19号　レジェンド203号
破産者　益田隆一郎
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３２８号
熊本県菊池郡菊陽町新山１丁目10番21号
破産者　渡邊　翔太
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第６７号
熊本市中央区上通町11番14―501号　エクシーマンション
破産者　荒木　勝幸
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３１７号
熊本市中央区上水前寺２丁目１番41号
破産者　本田　　博
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３５２号
熊本県上益城郡嘉島町大字鯰1798番地１
破産者　田上　正美
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３９１号
熊本県阿蘇郡西原村大字小森1878番地１
破産者　和田　一洋
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１５２号
沖縄県うるま市字豊原663番地12　ワンピースⅢ　３―Ｄ
破産者　名嘉眞愛夢
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和６年（フ）第７３８号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―1457号
破産者　高橋工業こと　高橋　佑也
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第１４５号
兵庫県尼崎市武庫豊町３丁目４番１―601号
破産者　川内　大輔
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２３６号
兵庫県西宮市山口町上山口784番地　リッツジュン303号
破産者　植田　広志
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第３７９号
佐賀市六座町７番243号、前住所佐賀市多布施三丁目２番45号
破産者　岡野　隆行
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２７号
佐賀市新栄東二丁目４番25―１号
破産者　藤松佐和子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１２号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲474番地２　コーポＫＵＮＩ203号、前住所佐賀県小城市牛津町牛津677番地１　グランチェスタロイヤルメゾンＡ　101号
破産者　本村　　昇
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１５号
佐賀市川副町大字小々森2106番地60、前住所佐賀市本庄町大字鹿子252番地２
破産者　光富　淳子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６５号
鹿児島市小野４丁目30番21号　よねくらハイツ301号、前住所福岡市博多区博多駅南３丁目19番20―305号　ラフレシーサ博多駅南Ⅳ
破産者　諏訪園賢良
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３１１号
鹿児島市田上台２丁目46番10号　天神ＭＫビル201号
破産者　津﨑　愛沙
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第５２号
岩手県大船渡市盛町字みどり町４番地14　ハイツ田中島105号室
破産者　村上　暁洋
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第１２１号
仙台市若林区遠見塚２丁目６番５―207号
破産者　早坂　祐治
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１２２号
仙台市若林区遠見塚２丁目６番５―207号
破産者　早坂かおる
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２５８号
仙台市泉区向陽台５丁目28番24号
破産者　只野美代子
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４５３号
仙台市太白区長町７丁目10番７―702号
破産者　宮井　信吉
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７３２号
仙台市青葉区中山２丁目６番33号　コーポ豊102
破産者　鹿野　良信
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７４２号
宮城県宮城郡松島町松島字松本崎13番地の２　メゾネット松本崎Ⅰ　Ｃ号
破産者　櫻井　　雄
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３３号
秋田県大仙市高関上郷字杉本59番地１
破産者　佐藤　愛莉
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

令和８年（フ）第５３号
福島県郡山市亀田一丁目41番16号　ＭＭＹ・Ｋ３－Ｅ
破産者　矢田部丈雄
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１３０号
福島県郡山市鶴見坦二丁目11番７号　エレガントハイツＢ―102号
破産者　菊地志津恵（旧姓佐藤）
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１４５号
福島県郡山市静町60番５号
破産者　伊藤　明美
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第８３号
茨城県高萩市高浜町３丁目107番地
破産者　大部　弘次
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第８８号
茨城県日立市諏訪町３丁目10番７―202号
破産者　伊師　秀人
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１８号
群馬県高崎市下里見町53番地４
破産者　藤巻　克彦
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第７１号
群馬県高崎市矢中町1153番地７
破産者　藤ノ木善大
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第９８号
群馬県高崎市飯塚町1190番地４　県住Ａ棟205号、前住所群馬県高崎市真町47番地２
破産者　西場　敏明
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１１９号
群馬県藤岡市下大塚763番地
破産者　小林　　剛
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１３７号
群馬県高崎市八千代町四丁目10番25号　マリオーネ八千代110号
破産者　工藤　良太
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和７年（フ）第１９９２号
さいたま市中央区上落合１丁目９番３―726号
破産者　黒澤　紀子（旧姓沖山）
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４０６号
埼玉県鴻巣市宮前88番地31
破産者　戸ケ崎祐太
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４９９号
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目２番25―504号
駅前プラザ、旧住所さいたま市見沼区大和田町１―695―５　Ｍｙスクール２Ｆ
破産者　内田　敏子
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５４３号
さいたま市緑区松木１丁目31番地19
破産者　宮川　嶺吾
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７８３号
静岡県御殿場市川島田243番地の１　ギャザ川島田307
破産者　冨高幸之助
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８３９号
埼玉県朝霞市栄町２丁目10番45―211号
破産者　數野　智昭
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９７９号
さいたま市桜区西堀４丁目７番１―309号
破産者　赤澤　　公
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１００７号
埼玉県戸田市笹目２丁目23番地の57　オークビレッジ５―102号室
破産者　葛西　慶一
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１００８号
埼玉県桶川市神明１丁目１番18号
破産者　島村　知子（旧姓藤原）
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０５３号
東京都新宿区百人町２丁目22番16―205号、開始決定時の住所さいたま市桜区大字神田311番地２　第２井上マンション202号室
破産者　田邊　　稜
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２３０号
埼玉県桶川市若宮２丁目36番13号　オーチャード　ヴィレッヂ207号
破産者　永島美由紀
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７７９号
神奈川県藤沢市川名187番地の１　湘南アビタシオン502号室
破産者　五十嵐駿介
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２２９０号
大阪市旭区太子橋３丁目14番17号
破産者　姫野　修人
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４７０７号
大阪府茨木市星見町２番３号　ソレイユ星見201号、開始決定時の住所大阪府茨木市西安威１丁目16番38号
破産者　河﨑新太郎
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９６７号
大阪府守口市高瀬町４丁目10番11号
破産者　國谷商店こと　國谷　詠一
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１２９号
大阪市北区菅栄町４番21号　グリーンマンション　302号室
破産者　長谷川泰之
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４１２号
大阪市福島区吉野４丁目15番11―802号
破産者　本　　崇人
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４４３号
大阪市浪速区桜川１丁目１番16―1102号、前住所大阪市浪速区桜川１丁目１番16―705号
破産者　太田　　克
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８１７号
大阪府豊能郡豊能町新光風台５丁目11番地の９
破産者　礒脇　正志
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９５７号
大阪市港区波除４丁目２番12号　ジョイフルホームＫ　４Ｃ号
破産者　君島　雪子
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２９７号
大阪市港区池島３丁目10番17号
破産者　片岡　幸弘
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３１７号
大阪府吹田市五月が丘西６番２―710号
破産者　松川　順一
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３９８号
大阪市城東区中央１丁目５番20号　305
破産者　二葉葵こと　橋本　恭三
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４７５号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田３丁目11番13号
サニークレールＡ棟　201号
破産者　瀧口　恭子
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８８０号
大阪府箕面市半町２丁目11番39号
破産者　小倉建築こと　小倉　　満
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１号
兵庫県洲本市物部258番地９
破産者　中川　敦代
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和８年（フ）第５４号
岡山県苫田郡鏡野町塚谷762番地、前住所愛媛県大洲市河辺町三嶋1281番地
破産者　壽野　公海
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第３２号
福岡県田川郡糸田町1500番地１
破産者　永田　美貴
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第５０号
福岡県田川市大字夏吉4606番地１
破産者　上原　美加
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第４１号
鹿児島県南さつま市加世田ハーモニー14番地１　市営ハーモニー団地603号
破産者　片山　正和
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和８年（フ）第１５７号
沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜524番地３
破産者　翁長　　匡
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１９９号
沖縄県沖縄市比屋根３丁目４番17号　ドミールＨＩＧＡ202
破産者　仲間　　陸
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第５８５号
仙台市宮城野区田子２丁目24番22号　クレアハウス203
破産者　坪江　　直
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６３３号
仙台市太白区富沢２丁目13番27号、従前の住所仙台市太白区山田本町２番52号　メゾンカサブランカⅡ―101
破産者　石原　　輝
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６５８号
仙台市若林区上飯田１丁目20番８号　セジュール横堀Ｃ棟101
破産者　高橋　加奈
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１２０号
秋田市茨島六丁目14番18号　豊荘３号
破産者　小坂　一彦
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３６号
秋田市横森三丁目４番47号　エクセレント九番館106号
破産者　嶋田　光希
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５号
山形県鶴岡市大西町38番28号　タムラコーポ203号室、旧住所山形県鶴岡市城北町32番12号
破産者　伊藤　　亮
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第４０号
山形県鶴岡市日枝字大塚119番地３
破産者　鈴木　賢一
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第６６号
群馬県前橋市三俣町三丁目22番地５、旧住所群馬県前橋市富士見町小暮2420番地98
破産者　野村　隆雄
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第１６４９号
横浜市都筑区荏田南４丁目12番11号　サウス・テラ５　Ｂ―103
破産者　相澤　陽呂
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２７７号
神奈川県厚木市愛名943番地８　クロノス愛名206、前住所神奈川県厚木市下古沢17番地２
破産者　佐藤　千春
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２５０号
新潟市中央区出来島２丁目14番16号　アルゴ天神山507号
破産者　岡田　直也
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６２号
新潟市西区坂井東６丁目８番15号　クレストＦ215
破産者　齊藤　裕紀
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０４号
新潟市西蒲区巻甲1727番地１
破産者　亀山　　蓮
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１０号
新潟市江南区丸山ノ内善之丞組514番地11
破産者　家工房竹尾インター店こと平井　達也
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１号
新潟県燕市松橋1173番地
破産者　小林　　勝
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第９８号
新潟県長岡市寺泊野積10039番地
破産者　髙津　　勝
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和７年（フ）第１９９号
岐阜県大垣市青墓町３丁目426番地７
破産者　安田　茂樹
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第３１号
岐阜県高山市山田町1228番地14
破産者　藤浪　広宣
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和８年（フ）第３４５号
静岡県藤枝市藤岡４丁目488番地の11
破産者　大岡　友紀
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４５８号
静岡市葵区安東３丁目10番45号
破産者　稲葉　大悟
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第５０号
滋賀県長浜市祇園町682番地１　ブリリアントⅡ　202号室、前住所滋賀県長浜市十里町265番地21
破産者　山崎　　徹
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第３５号
滋賀県長浜市平方町720番地１　エクセルハイツ参番館　201号室
破産者　出口　静也
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第５３号
福岡県飯塚市大分1487番地１　市営長楽寺団地住宅２棟116号
破産者　村上　聖奈
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第４９２号
北九州市小倉北区須賀町１番30号（A102)、前住所北九州市小倉北区下到津４丁目９番27―301号
破産者　大石　明莉（旧姓角屋・石山）
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５１６号
北九州市小倉北区片野新町１丁目８番11号、前住所北九州市小倉北区片野４丁目17番10号
破産者　末次印刷こと　末次　康一
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５７４号
北九州市小倉北区香春口２丁目３番１―1301号
破産者　小池　翔大
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５８１号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目11番１―504号
破産者　中村　正昭
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第６２７号
鹿児島市谷山中央４丁目173番地、前住所鹿児島県姶良市加治木町木田5344番地24
破産者　有川　翔太
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４４号
鹿児島市宇宿１丁目41番20号　パルセ宇宿301号、前住所福岡県北九州市戸畑区丸町二丁目10番９号
破産者　平城　稜彦
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第６９１号
熊本県合志市御代志1419番地12、住民票上の住所熊本市中央区花畑町13番29号　喜三遊ビル６階
破産者　内村竜之助
１　決定年月日　令和８年10月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第９２号
鹿児島県姶良市東餅田1162番地15　コーポキャラウェイ202号、開始決定時の住所鹿児島市清和３丁目25番２号
破産者　古江　功二
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第６３８号
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺一丁目75番地県営妙円寺団地１棟124
破産者　竹元　史朗
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和６年（フ）第１３５８号
宮城県宮城郡利府町加瀬字野中沢74番地28、従前の住所仙台市青葉区二日町３番28―2202号
破産者　阿部　寿弘
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第８３９号
宮城県名取市ゆりが丘一丁目15番地の３
破産者　延生　一雄
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０８号
仙台市宮城野区平成１丁目４番15号　アニヴェルセル101
破産者　玉井　清龍
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３２０号
さいたま市緑区東浦和９丁目18番地11　ファミリーマンション304号
破産者　杉山　幸裕
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４５号
広島市南区的場町２丁目３番23号
破産者　谷口　大気
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第５２４号
千葉県柏市船戸２丁目１番14　フローラルＢ－102号、開始決定時の住所仙台市太白区西中田７丁目33－15ＳＡＴＯハイツ102
破産者　金子　悠美
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１６７９号
横浜市南区平楽148番地３　横浜ダイカンプラザスポーツメント410号
破産者　熊谷　聖一
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２６５８号
横浜市港北区新吉田町6051番地　社会福祉法人　緑峰会　特別養護老人ホーム　港北みどり園、開始決定時の住民票上の住所横浜市鶴見区上末吉５丁目29番５号
破産者　飛田　直子
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９３７号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台17番４－102号
破産者　野村　　明
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４７号
富山県下新川郡入善町椚山858番地、開始決定時の住所富山県下新川郡入善町椚山853番地４
破産者　長島　賢一
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第８８号
富山市掛尾町338番地２、開始決定時の住所富山市稲荷町三丁目７番13号
破産者　遊道　義則
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４２号
静岡県榛原郡吉田町片岡2362番地の６
破産者　杉山　俊夫
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第５６２０号
大阪市住之江区南港北１丁目25番10－1211号
破産者　吉村　太一
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５号
鳥取県西伯郡大山町福尾496番地
破産者　福留　弘明
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和７年（フ）第７３号
福岡県飯塚市勢田2615番地１
破産者　内門　健一
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

免責許可決定

令和８年（フ）第３６６号
熊本市中央区本荘６丁目10番14号　中島ハイツ303、開始決定時の住所熊本市南区城南町藤山430番地４
破産者　平山　ルミ
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３８４号
熊本市東区健軍３丁目13番20号　パステルハウス201
破産者　寺本美代子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４０８号
熊本市中央区本荘町753番地　レスポアール弐番館201
破産者　大塚晃司郎
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４２０号
熊本市中央区帯山６丁目２番69号　ハイツ帯山205号、異動前住所熊本市中央区帯山３丁目18番95号
破産者　渡邊　俊介
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４４５号
熊本市東区月出１丁目２番62号
破産者　松井　洋子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２３４号
沖縄県那覇市山下町30番８号　山下ハイツ403
破産者　今井　雄太
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２８４号
沖縄県那覇市字安里388番地５
破産者　村井　啓二
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３３３号
鹿児島市小原町８番１号　谷山病院、開始決定時の住所鹿児島市坂之上１丁目３番16号
破産者　宮崎栄子（法定代理人成年後見人二石祐太）
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３３６号
鹿児島市東郡元町５番５号　サンパティーク東郡元206号、前住所鹿児島市新屋敷町23番20号　サインパレス403号
破産者　宮原　博子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３３９号
鹿児島市池之上町４－３　コーポユリ101号
破産者　救　明日香
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２２０号
沖縄県浦添市伊祖１丁目１番１－301号　サンシードマンション（申立時の住所沖縄県宜野湾市真栄原３丁目６番10－501号　仲村マンション）
破産者　松田　大樹
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２２５号
沖縄県中頭郡北谷町字美浜14番地１　県営美浜高層住宅２－707
破産者　上門サヤカ
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２３１号
沖縄県中頭郡北谷町字宮城１－818　Ｐｒｕｄｉａｃｏｕｒｔ北谷（Ａ－102）、住民票上の住所沖縄県那覇市首里桃原町１丁目12番地
破産者　パーズィックエリ香
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第９３号
茨城県日立市鮎川町５丁目14番２－101号、前住所茨城県日立市相田町３丁目42番７号
破産者　及川　堅司
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第９９号
茨城県日立市若葉町３丁目14番13号
破産者　西野宮幹貢
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１２５１号
さいたま市桜区大字神田770番地１　小島ハイツ205号
破産者　角田　光広
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６５号
神奈川県横須賀市小原台12番３号
破産者　羽田　義博
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１６６号
神奈川県横須賀市小原台12番３号
破産者　羽田　千春
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第２４６号
相模原市南区上鶴間本町９丁目９番５号
破産者　九鬼　悠希
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１９２号
福井県坂井市三国町三国東１－５－４　メゾンソレイユ205、住民票上の住所福井県坂井市三国町山岸第22号１番地
破産者　戎　　龍児
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０１号
福井県越前市北山町第47号17番地の28
破産者　大工原祐也（旧姓大橋）
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０２号
福井県あわら市田中々第４号５番地１　田中々団地　12号
破産者　中島　　昇
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０３号
福井県勝山市平泉寺町赤尾第53号５番地２、旧住所福井市成和１丁目206番地21　ビブレ成和606
破産者　山本佐和子
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０４号
福井市月見２丁目７番24号　月見団地１号館510号室、旧住所福井市順化１丁目12番４号福ビル505
破産者　橋野　利男
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０５号
福井県南条郡南越前町今庄第89号５番地　大鶴目住宅２号棟104
破産者　おちょきんこと　田中　恵都
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５５号
長野県小諸市東雲二丁目７番20号
破産者　稲葉　　翼（旧姓北澤）
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第５７号
長野県佐久市下越216番地１　Ａ棟－201
破産者　小林　武士
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

令和７年（フ）第６８号
山口県光市中央６丁目29番10号　セントラルヒルズ202号、前住所山口県熊毛郡平生町大字宇佐木331番地の１　アサノハイツ202号
破産者　下原　　登
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

令和７年（フ）第８２７号
熊本市東区西原３丁目２番８－503号
破産者　園田　真弥
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３８３号
大分市日岡３丁目６番１－301号　クレスト日岡
破産者　長岡　大輝
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第８５号
鹿児島県霧島市隼人町東郷106番地
破産者　久保美津枝
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第２６８号
函館市東山２丁目10番９号
破産者　山口　真由
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３０４号
函館市宇賀浦町６番６－705号　メゾン・ド・ポール
破産者　一戸千鶴子
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３０８号
北海道北斗市中野通２丁目14番５号　アドバンス・ヴィラ　201
破産者　野村　優子
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３２２号
函館市白鳥町11番６号　ラブリーハウス　１Ｆ－１号室
破産者　橋場　孝行
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３４０号
函館市柳町５番80－403号
破産者　伊原　浩二
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３５０号
北海道北斗市七重浜５丁目４番８号
破産者　鈴木　良子
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１６７号
釧路市住之江町８番２号　ロマーヌ釧路第３2103号
破産者　日下　公一
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８２号
釧路市大楽毛西１丁目11番17号
破産者　板井裕里子（旧姓小野）
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６号
北海道目梨郡羅臼町礼文町36番地３
破産者　野田　敏明
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

令和８年（フ）第２７号
岩手県釜石市大町３丁目８番３号　大町市営住宅207号、旧住所岩手県釜石市甲子町第９地割150番地
破産者　佐々木智恵子
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第８８３号
宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台６丁目２番地の45
破産者　菅野　　彰
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１７号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字天王山38番地７町営志津川東復興住宅Ｃ棟105号
破産者　佐々木　礼
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第１３５号
秋田市浜田字石山下23番地２
破産者　小松田　千明（旧姓豊嶋）
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３８号
秋田県潟上市昭和大久保字小橋50番地５
破産者　高橋　隼也
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４４号
秋田市飯島緑丘町８番９号
破産者　柏崎　沙知
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５２号
秋田市外旭川八柳二丁目６番27号
破産者　森川　行樹
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６４号
秋田市川元開和町12番２号　レオパレス川元開和第二106号、前住所秋田市桜一丁目８番27号　レジデンス長谷川Ａ一203号
破産者　阿部　未唯那
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２６号
山形県北村山郡大石田町緑町14番地７
破産者　茂木　正年
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４７号
山形市大野目２丁目２番50一402号　県営住宅２
破産者　松井　明美
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９号
福島県白河市新白河一丁目35番地　ソシア新白河Ａ102
破産者　鈴木　通子
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第９０号
埼玉県坂戸市薬師町13番地１　ガーデンスクエア北坂戸404号室、申立時の住所茨城県日立市東金沢町２丁目23番16一202号
破産者　富樫　直人
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第９７号
茨城県日立市金沢町４丁目17番11一203号、前住所茨城県日立市大沼町４丁目19番10号
破産者　保田　美穂
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１３４号
茨城県土浦市宍塚143番地５、前住所茨城県北茨城市磯原町磯原３丁目72番地　レオパレスフローラ201号
破産者　カセレス　スティーブン　ジョン　アキノ
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２０６号
茨城県つくばみらい市紫峰ヶ丘５丁目30番地８
破産者　飯泉　典男
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２０８号
茨城県つくば市花畑２丁目１番地４　ツインウッドスクエアＢ棟101号
破産者　野口　正美
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２１４号
茨城県つくば市天久保３丁目５番地８　学園サンハイツ２一Ｅ号
破産者　小谷　一郎
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２２６号
茨城県土浦市田中町1961番地　クラールVI104
破産者　中野　章博
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１０８号
茨城県取手市井野団地１番17一406号
破産者　石鳥　江梨奈
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１０９号
茨城県龍ケ崎市長山６－３－６　ファミーユ202号室
破産者　寺内　ロドーラこと　ＴＥＲＡＵＣＨＩ　ＲＨＯＤＯＲＡ　ＴＯＲＲＥＳ
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第２２０号
群馬県佐波郡玉村町大字下茂木874番地　サンウイング1101、旧住所群馬県佐波郡玉村町大字下新田1189番地４　ガーデンハイツ清光Ⅱ　Ｂ201
破産者　デ・チャヴェズ・シャーネル・エロジャ（ＤＥ　ＣＨＡＶＥＺ　ＳＨＥＲＮＥＬ　ＥＬＯＪＡ）
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２４２号
群馬県渋川市渋川2067番地24　２一404
破産者　鈴木　　尚
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２４３号
群馬県伊勢崎市安堀町1867番地６　ロジュマン安堀８号館205
破産者　安達　球江
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２４９号
群馬県前橋市岩神町３丁目１―11　レオパレス21プリムラ205、開始決定記載の住所群馬県前橋市箱田町1366番地６　グリーンヒル箱田　Ａ―103号
破産者　角田　武流
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２５２号
群馬県前橋市総社町総社1118　あやめはうす前橋総社町、住民票上の住所群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場1654番地21
破産者　橋爪　広美
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第４１５号
東京都多摩市和田2106番地の８ピークエステイト101
破産者　小野　進一
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第７１７号
東京都昭島市緑町４丁目28番５号コーポ藤Ｎｏ．５　205号
破産者　小林　晃浩
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第７３３号
東京都稲城市矢野口2111番地の５ヴィゴーレ５　Ｂ202号室
破産者　赤坂　柚香
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第８３１号
東京都あきる野市雨間1935番地12
破産者　小河原太郎
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９２３号
東京都府中市浅間町４丁目25番地の１カーサセレノⅡ号棟103
破産者　川原　拓海
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９２８号
東京都八王子市弐分方町295番地寺沢荘201号
破産者　松岡　智心
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９４７号
東京都町田市山崎町457番地都営山崎町第２アパート６―105
破産者　若目田陽子
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９８２号
東京都国分寺市高木町一丁目18番地５シティハイムファニー２　101
破産者　壁屋　里絵
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０２２号
東京都東村山市萩山町３丁目２番地４セプドールタムラ２　202
破産者　藤本　弘子
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０２８号
東京都府中市清水が丘３丁目41番地の５第３ひばりマンション103
破産者　永利　　満
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０２９号
東京都八王子市丹木町１丁目483番地ゼフィールⅢ212号
破産者　高橋　正雄
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０４１号
東京都立川市富士見町２丁目９番８号アレイエステート303号
破産者　本田日菜乃
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０５４号
東京都多摩市和田1192番地の１ライオンズマンション聖蹟桜ヶ丘第６　104
破産者　木村　卯美
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０８６号
東京都町田市金井４丁目６番31号アルカンシエル201
破産者　望月　大貴
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０９３号
東京都西東京市富士町２丁目12番11号サンハイツ102号
破産者　浅沼　勝秋
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１６８号
東京都国立市北２丁目４番の16カーサ・１／Ｆ201
破産者　小泉　　勝
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１７４号
東京都東村山市本町１丁目６番地105レヂオンス久米川パート３　304
破産者　東　　航輝
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１８２号
東京都三鷹市牟礼６丁目１番２号ハイムレインボーＥ棟303
破産者　横山　真人
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２０５号
東京都国立市東３丁目11番地の８メゾン国立307
破産者　濡花詩雨こと　青木新太郎
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２２４号
東京都多摩市一ノ宮２丁目19番地の17パレットハウス201
破産者　竹内奈那子
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３２８号
東京都清瀬市竹丘一丁目17番60号
破産者　佐久間文男
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３５３号
東京都町田市金森３丁目１番35号エクセラン金森北棟101
破産者　早川　一輝
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第６２０号
神奈川県厚木市三田南３丁目９番10号　グリーンヒルねぎし103
破産者　荻沢　佳大
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１２７号
神奈川県愛甲郡愛川町半原2532番地の３
破産者　配島　得次
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３０３号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥２丁目12番地の７　フジグリーンハイツ401
破産者　中島　桃香
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３６３号
神奈川県小田原市国府津2364番地　国府津アパート８号棟206号室
破産者　柏原　正聡
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３６８号
相模原市緑区橋本５丁目25番３号　ヴィラ・エクセラン201
破産者　菅原ひとみ
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４２８号
相模原市南区相模大野６丁目17番１号　サンフラット91　202号室
破産者　倉町昂之介
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２４３号
金沢市鳴和１丁目18番27号　県営住宅１棟107号、住民票上の住所石川県鳳珠郡能登町字鵜川30字１番地　桜木町営住宅１号棟112号（従前の住所）石川県白山市坂尻町へ35番地49
破産者　浦木　昌利
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９１号
長野県上田市八木沢1490番地２、前住所長野県佐久市新子田1933番地１　あずさ203号
破産者　原　　栞奈
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第７１号
岐阜県土岐市駄知町1261番地の66
破産者　鈴木　美鈴
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第３３号
岐阜県高山市丹生川町町方1950番地
破産者　井上　みく
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和８年（フ）第３９６号
静岡市葵区沓谷５丁目57番地の３
破産者　高木　舞美
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２号
静岡県賀茂郡河津町笹原304番地の３　第５中央マンション101
破産者　平山　弘樹
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

令和８年（フ）第１５８号
三重県鈴鹿市平田二丁目11番32号　ウイング平田Ⅱ202
破産者　宝満　友和
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５９号
三重県名張市東田原666番地18　ビレッジハウス名張北１号棟105号
破産者　福井　秀治
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第６２号
三重県伊賀市上野西大手町3672番地の７　アニメート103
破産者　松森　千春（旧姓安藤）
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第９０号
鳥取県八頭郡若桜町大字大野308番地
破産者　米田　彩香（旧姓大久保）
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９５号
鳥取県鳥取市面影１丁目18番12―201号　県住201号
破産者　竹内　彩子
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６０号
島根県出雲市平田町686番地２
破産者　小村　　務
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第３８４号
岡山市南区浦安西町56番地５
破産者　立花圭一郎
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３９８号
岡山市南区福富西二丁目11番１号　ビレッジハウス１号棟207、旧住所岡山市北区奥田二丁目３番11号　302
破産者　亀岡武満則
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４３１号
岡山市中区雄町441番地14　コーポ雄町101号室
破産者　寺尾佳津江
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４６７号
岡山県赤磐市可真上220番地
破産者　志賀　純子（旧姓中森）
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４７０号
岡山市北区今六丁目８番８号　ブランニュータウン508、旧住所岡山市北区東花尻253番地１　サンシティパル201
破産者　中村くみこ
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４７９号
岡山市中区関52番地１　ベルメゾンＡ201
破産者　川井　弘美
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４８３号
岡山市南区泉田三丁目３番13号　プリーマ泉田103、旧住所岡山市東区浅川431番地１
破産者　𠮷方　凌也（旧姓山本）
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４８７号
岡山県玉野市田井２丁目11番18号
破産者　小倉　敏夫
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４８８号
岡山市北区田中629番地２　レジデンス十和Ｂ108号室
破産者　杉山　　悟
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５７号
広島県福山市日吉台二丁目14番９―205号
破産者　山河　俊江
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１６８号
広島県福山市御幸町大字中津原640番地１　オアゾ芦水館Ａ202
破産者　宗岡　夏未
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第５２号
愛媛県今治市唐子台西３丁目10番地１　唐子台団地　206号、前住所愛媛県今治市喜田村５丁目９番31号
破産者　柴　タヅヱ
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第５８号
愛媛県今治市片山３丁目９番38号　高木第２ビル　801号
破産者　横谷由香里
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第４３９号
熊本市北区池田３丁目５番19号　アビタシオン池田105
破産者　村上　理奈
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２６号
熊本県人吉市紺屋町112番地　紺屋町ハイツ201
破産者　野村恵利香
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

令和８年（フ）第３４１号
大分県別府市光町21番５号　ＰＩＫＡ　ＨＯＵＳＥ　光町202号
破産者　花桐　虹保（旧姓原、福山）
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２９５号
宮崎市吉村町境目甲1488番地１　県営住宅３棟704号
破産者　松本　七海
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３１４号
宮崎県西都市大字岡富765番地
破産者　圖師　美枝
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３１５号
宮崎市大塚町権現前950番地２
破産者　岩﨑　真実
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３２７号
宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋7117番地　舞鶴団地Ｇ棟14号室
破産者　黒木　みさ
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３３０号
宮崎市昭和町143番地
破産者　渡邉　忠男
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３３５号
宮崎県西都市大字茶臼原1314番地
破産者　柏木　美利
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３３７号
宮崎市大字赤江100番地４
破産者　中武　和美
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第８６号
宮崎県北諸県郡三股町新馬場16番地３　ＧＬＯＲＩＡ　Ⅱ－Ｆ
破産者　今村彩也香
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第８８号
宮崎県都城市都北町5495番地３
破産者　田中　亜弥
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１１５号
宮崎県都城市妻ケ丘町33街区14号
破産者　上田　麗香
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１１７号
宮崎県都城市都北町5613番地　リヴェリィプレス107
破産者　橋爪　　敬
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第４７号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字春日１番地６（よしながアパート201号）
破産者　田渕クミ子
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

令和８年（フ）第８１号
鹿児島県伊佐市菱刈前目774番地３
破産者　西　　千春
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第９０号
鹿児島県姶良市蒲生町上久徳1934番地２　鵜木原団地１棟102号
破産者　園田　英樹
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

令和８年（再イ）第５４号
埼玉県川越市大字古谷本郷913番地２
再生債務者　糸洌　直樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第１０８号
東京都世田谷区岡本３－５－14　ベル・コリーヌＡ
再生債務者　武井　英美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１８５号
東京都足立区千住旭町１－10－302
再生債務者　栗田　章宏
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第５２号
埼玉県坂戸市にっさい花みず木五丁目１番地35
再生債務者　松崎　圭太
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月20日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第４１号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保6515番地
再生債務者　西川　洋平
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第２９号
鹿児島県鹿児島市東谷山５丁目38番23号
再生債務者　鳩宿　雅彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

令和８年（再イ）第４号
大分市光吉新町２丁目４番４号　フルール光吉201
再生債務者　川　　智子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月20日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第８号
沖縄県那覇市繁多川２丁目12番10号　メゾン繁多川101
再生債務者　西村貴代志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（再イ）第１５号
宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池3476番地６
再生債務者　西　翔太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月20日　宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（再イ）第２５号
鹿児島市加治屋町17番５号　フォルシュ加治屋502号
再生債務者　是石　悦子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

令和８年（再イ）第１０号
北海道苫小牧市北栄町２丁目２番２号　フローラ101号
再生債務者　熊谷　海月
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月20日
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（再イ）第８号
釧路市芦野２丁目16番１号
再生債務者　田畑　　智
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月20日　　釧路地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１４号
釧路市興津４丁目12番14号
再生債務者　坂井　和幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月20日　　釧路地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第９７号
東京都新宿区東五軒町５－５－601
再生債務者　仲野　未玲
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１２２号
東京都北区上十条２－７－12－305
再生債務者　真草嶺輝男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１１６号
札幌市東区東苗穂１条２丁目６番８－32号
再生債務者　村岡　博志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月20日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１０７号
札幌市中央区南25条西９丁目３番１－203号
再生債務者　板場　雅俊
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月20日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１１４号
札幌市白石区菊水元町８条１丁目10番10－102号
再生債務者　神藤　弘樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月20日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第３号
茨城県守谷市みずき野六丁目22番地13
再生債務者　佐々木　和俊
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月20日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和８年（再イ）第９号
神奈川県横須賀市富士見町３丁目41番地240
再生債務者　野澤　祐一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（再イ）第１７号
神奈川県横須賀市平作８丁目18番８－９号
再生債務者　母倉　太陽
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（再イ）第１１号
三重県名張市桔梗が丘８番町２街区２番地　グランドヒルズ桔梗が丘14号棟202号
再生債務者　尾家　昂典
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月20日　　津地方裁判所伊賀支部

令和７年（再イ）第１１号
和歌山市吉田96番地10　サンライズマンション和歌山１－501号
再生債務者　鹿児島明徳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第９号
和歌山市秋葉町８番28－６号　フジパレス３号
再生債務者　石本　勝也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第２９号
岡山県倉敷市上富井49番地１　シャーメゾン彩202
再生債務者　大嵜　　晃
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日　岡山地方裁判所倉敷支部

令和８年（再イ）第２２号
青森県むつ市緑ヶ丘13番16号
再生債務者　式尾　一孝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月20日
青森地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第２４号
埼玉県羽生市大字藤井上組919番地11（住民票上の住所）埼玉県行田市本丸８番15号
再生債務者　千装　裕斗
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月20日
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（再イ）第１６号
神奈川県横須賀市久里浜１丁目16番７－502号
再生債務者　前野　隼吾
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（再イ）第１９号
神奈川県横須賀市浦賀６丁目21番６号
再生債務者　信田梨乃世
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（再イ）第４７号
神奈川県平塚市片岡720番地の12
再生債務者　柏原　隼人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月20日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第１９号
長崎県長崎市鍛冶屋町６番17号　ハイツかじや702
再生債務者　長谷川有里
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月20日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第２５号
長崎県長崎市矢上町33番15―403号
再生債務者　杉内　康輝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第３２号
熊本市中央区帯山８丁目４番２―401号
再生債務者　佐藤　　翼
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月20日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第３３号
静岡市清水区追分４丁目2496番地の３
再生債務者　松永　好郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月20日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第６６号
沖縄県那覇市真嘉比１－７－７　ＬＩＢＴＨおもろまち駅前206号
再生債務者　浅井　宏祐
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月20日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第６８号
静岡市葵区東瀬名町１番３―207号
再生債務者　藤吉　翔吏
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月20日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１５号
三重県津市垂水1010番地３
再生債務者　鵜丹谷　翔
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月20日　　津地方裁判所再生係

令和８年（再イ）第３３号
三重県四日市市蒔田三丁目５番11号　ルーカスⅢ―201
再生債務者　田中　誠人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月20日　津地方裁判所四日市支部

企業年金基金清算人変更公告

当企業年金基金は確定給付企業年金法第15条の規定により、同施行令第59条に基づき次のとおり公告します。
１．就任する清算人氏名　徳永　潤哉
住所　東京都江東区木場一丁目５番１号
２．退任する清算人氏名　吉野　正人
住所　東京都江東区木場一丁目５番１号
令和８年11月２日　フジクラ企業年金基金

弁理士登録公告

令和８年10月14日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。
登　録

月　日	登録番号	氏　名
10月14日	24080	伊藤　茂

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
令和８年９月28日	16552	阿部　寛	申請抹消
令和８年９月30日	9538	目次　誠	申請抹消
令和８年９月30日	11504	福田　康弘	申請抹消
令和８年９月30日	15158	松下　毅	申請抹消
令和８年９月30日	17601	森　優	申請抹消
令和８年９月30日	18603	太田　純	申請抹消
令和８年10月１日	11154	多田　悦夫	申請抹消

令和８年11月２日　日本弁理士会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

令和８年11月２日　　愛媛県教育委員会

１　失効した免許状の種類（教科）、番号、授与年月日、授与権者、氏名、本籍地

(1)　小学校教諭二種免許状、平５小二第25号、平成６年３月23日、島根県教育委員会、梶谷　啓介、愛媛県

(2)　中学校教諭一種免許状（保健体育）、平５中一第141号、平成６年３月23日、島根県教育委員会、梶谷　啓介、愛媛県

(3)　高等学校教諭一種免許状（保健体育）、平５高一第126号、平成６年３月23日、島根県教育委員会、梶谷　啓介、愛媛県

(4)　中学校教諭専修免許状（保健体育）、平７中専第28号、平成８年３月25日、島根県教育委員会、梶谷　啓介、愛媛県

(5)　高等学校教諭専修免許状（保健体育）、平７高専第81号、平成８年３月25日、島根県教育委員会、梶谷　啓介、愛媛県

２　失効年月日　令和８年10月16日

３　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号ハ）該当

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

北海道岩見沢市六条西六丁目八番地一

株式会社Ｇｒａｃｅ　ｃｏｎｆｅｃｔｉｏｎ

代表清算人　倉増　秀昭

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

青森県弘前市大字大清水四丁目八番地六

一般社団法人国際にほんご教育センター

代表清算人　鳴海　志伸

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

青森県八戸市大字田面木字山道下三二番地九

有限会社ベストホームサービス

清算人　夏坂　葉子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

岩手県盛岡市芋田字上芋田一六番地二

有限会社三陽電設

清算人　三浦　恵侍

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字中家一〇番地二

有限会社五日市建設

清算人　五日市智恵子

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

宮城県仙台市若林区清水小路六番地の一

東日本不動産仙台ファーストビル一Ｆ

Ｆｒｅｅ　Ｉｎｖｅｓｔ合同会社

清算人　小林　明美

解散公告

当社は、令和八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

福島県福島市南沢又字南舘八一番地

株式会社アール企画

代表清算人　飯岡　理沙

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

茨城県水戸市見川町二一三一番地四五五

有限会社スウィングロードルフィー

清算人　鈴木　和人

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

群馬県太田市富若町六七四番地二

有限会社ニック

清算人　山田　修弘

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

埼玉県さいたま市中央区大戸四丁目二四番七号

合同会社グッドネス

清算人　田賀　美佳

解散公告

当法人は、令和八年九月十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

埼玉県深谷市上野台二三五二番地ダイアパレスＢＷ深谷一〇二一号室

一般社団法人ＷＡＳＴＥ＆３Ｒコンサルティング

代表清算人　長谷川正樹

解散公告

当社は、令和八年十月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

埼玉県川越市三久保町一五番地二

オール電化ネットワーク株式会社

代表清算人　竹本　広子

解散公告

当社は、令和八年六月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

埼玉県川口市飯塚二丁目一番三九―二六〇二号

ＡＩ・Ｇｅｎｅｒａｔｉｖｅ　Ａｒｔ株式会社

代表清算人　広野　雅織

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

千葉県野田市尾崎三〇七番地三

株式会社シリウスケア

代表清算人　澤村　秀男

解散公告

当社は、令和八年十月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

千葉県銚子市塚本町三八八番地

丸ト運送株式会社

代表清算人　畑尾　記行

解散公告

当社は、令和八年十月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

千葉県松戸市五香七丁目五四番地の一五

株式会社バルサム

代表清算人　天野紀美江

解散公告

当社は、令和八年十月七日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

千葉県船橋市海神一丁目一二番四―二〇三号

イケラグ株式会社

代表清算人　イン・ウシン

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

千葉県松戸市栗ケ沢七七六番地の七七

一般社団法人ＲＥＧＡＬＯ　ＳＰＯＲＴ　ＣＯＭＭＵＮＩＴＹ

代表清算人　上場　雄也

解散公告

当社は、令和八年十月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

千葉県松戸市本町一七番地一一芹澤ビル六階

株式会社ゼンフルネス

代表清算人　岩澤　健史

解散公告

当社は、令和八年十月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

千葉県松戸市東松戸二丁目五番地の一ファインシティ東松戸一七一四号室

三和合同会社

清算人　陳　明強

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

千葉県浦安市日の出六丁目五番六号

株式会社ｃｈａｌｌｅｎｇｅ

代表清算人　清田　育宏

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都文京区本郷四丁目四番七号

有限会社プラスサム

清算人　煙谷正比古

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都新宿区大久保三丁目九番五号

東商産業株式会社

代表清算人　反田祐一郎

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

合同会社Ｌｉｖｅｌｙ

清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、令和八年十月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

一般社団法人Ｌｉｖｅｌｙ

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都杉並区下高井戸三丁目三二番一号

株式会社イマ

代表清算人　野坂　暢子

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都中央区入船一丁目二番八号

有限会社サニーエステイト

清算人　服部　達明

解散公告

当法人は、令和八年十月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

麻布台ホールディング１一般社団法人

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、令和八年十月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

麻布台ホールディング２一般社団法人

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ１３合同会社５

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ１９合同会社８

清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　アベリア一般社団法人

代表清算人　安田　幸一

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内　合同会社アベリア

清算人　安田　幸一

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内　ＤＨＦ３一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内　ＤＨＦ３合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内　板橋合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内　ＵＳファンド３一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内　合同会社ドリーム・ＤＲＩ・ジェファーソン

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内　ワナカ特定目的会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内　ＤＨＦ４一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内　ノースヘッド５特定目的会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内　ＤＨＦ４合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内　本町一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内　本町合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都台東区寿四丁目五番七号

有限会社オクムラ

清算人　奥村　照彦

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都板橋区成増二丁目二一番二二号

有限会社吉田薪炭店

清算人　吉田　一雄

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

株式会社名越スタジオ

代表清算人　森　永実

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都世田谷区経堂四丁目四一番一〇号

ＳＥＮＳＥ合同会社

清算人　石渡　吉郎

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年十月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都板橋区前野町一丁目四七番三号
株式会社リテンセ
代表清算人　富永　誠

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都渋谷区初台一丁目一六番一〇号
株式会社プラクシス
代表清算人　緑川　博久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都港区三田一丁目四番二八号三田国際ビル一一階
株式会社ギディア
代表清算人　熊谷　亜紀

解散公告

当社は、令和八年十月二十三日開催の株主総会の決議により令和八年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階
株式会社スクます
代表清算人　大石　昌史

解散公告

当社は、会社法第四百七十二条第一項の規定により令和七年十二月十一日解散したものとみなされましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都板橋区大谷口上町二四番三号
株式会社正栄商事
代表清算人　金山　正基

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号
タワー・ストリート特定目的会社
代表清算人　本吉　進

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号
桜通合同会社
清算人　本吉　進

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号
南六条合同会社
清算人　本吉　進

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都港区赤坂八丁目五番六号ＩＰＩＡＳＡｏｙａｍａ二〇七
株式会社ＩＡＭ
代表清算人　澤邉　裕平

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年十月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング
一般社団法人ＬＩＭ印西
代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビル・センクサスグループ内
合同会社ＯＰＴＩＲＯＮ聖籠
清算人　須貝幸太郎

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都港区港南一丁目七番一号
一般社団法人ＴｒａｎｓｆｅｒＪｅｔコンソーシアム
代表清算人　岩崎　潤

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区二番町九番三号
株式会社ＢｒｉｇｈｔＭｅｄｉａデザイン研究所
代表清算人　渡邊　淳子

解散公告

当社は、令和八年十月七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都豊島区池袋二丁目一一番九号
ａｏｍｅ合同会社
清算人　バーンズ・グレイソン・ライリー

解散公告

当社は、令和八年十月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都調布市東つつじヶ丘三丁目三一番地
六パストラルマンションＭＶ
株式会社中川企画
代表清算人　中川　翔太

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都中央区銀座二丁目一一番八号ラウンドクロス銀座二丁目一一階
一般社団法人赤坂ホテル
代表清算人　丸尾　知弘

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都武蔵野市境南町四丁目二二番六―一〇三号
合同会社てんとうむし
清算人　石井記恵子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都中央区新川一丁目七番一号天翔日本橋茅場町ビル八〇八　カンバダ合同会社

清算人　ピレス・バラダス・ペレス、ビルジリオ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都中野区東中野三丁目一五番一三―一一〇二号　株式会社せこうど

代表清算人　前田　政恒

解散公告

当法人は、令和八年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号　一般社団法人ＮＫ

代表清算人　長坂　英樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都多摩市馬引沢一丁目八番地の五　株式会社マークラボ

代表清算人　杉江　裕視

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都中央区佃一丁目一一番九号　株式会社スキップアド

代表清算人　谷口　好憲

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日付の株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都大田区多摩川二丁目一二番二一号　株式会社ＯＨＥＥＤ

代表清算人　長谷川栄治

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年十月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　一般社団法人かわせみ

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　ＳＫＤホールディングス一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　ＳＫＤ８特定目的会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　ＳＫＤ１０特定目的会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　ＳＫＤ１１特定目的会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　ＳＫＤ１２特定目的会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　Ｐａｌｅｔｔｅ１一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　Ｐａｌｅｔｔｅ２一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都中央区京橋二丁目一二番六号ＡＯＪ税理士法人内　ＬＮ水道橋一般社団法人

代表清算人　出澤　貴人

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都中央区京橋二丁目一二番六号ＡＯＪ税理士法人内　ＬＮ水道橋合同会社

清算人　出澤　貴人

解散公告

当社は、令和七年十一月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月二日

東京都品川区北品川一丁目二三番二〇号

株式会社Ｙｕｍｅｖｉｌｌｅ

代表清算人　佐藤　健次

解散公告

当社は、社員総会の決議により令和八年十月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　那覇西特定目的会社

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年十月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　那覇西デベロップメント一般社団法人

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当法人は、令和七年十二月十一日、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四九条第一項の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区飯田橋一丁目七番一〇号

一般社団法人植物性料理研究家協会

代表清算人　佐藤友紀子

解散公告

当社は、令和八年十月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都練馬区氷川台四丁目四七番一八号

ＴＦカペラ合同会社

清算人　一般社団法人Ｔ・Ｆインベストメント　職務執行者　野代　英幸

解散公告

当社は、令和八年十月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都品川区小山二丁目九番二八―二〇三号

株式会社泰興電設

代表清算人　宮坂　美香

解散公告

当社は、令和八年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都豊島区高田三丁目二五番一号

大正ファーマ株式会社

代表清算人　北谷　修

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都杉並区荻窪四丁目三三―五　ジミーフードビル三Ｆ　株式会社セカンドゲート

代表清算人　平沢　久義

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都葛飾区東立石三丁目三六番三号

株式会社魚つぐ商店

代表清算人　齋藤安紀子

解散公告

当社は、令和八年六月八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都中野区東中野一丁目五六番八号

Ｍｉｎｔ合同会社

清算人　モーラ・ナッシュ・カイルー

解散公告

当社は、令和八年九月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都板橋区蓮根三丁目一一番二七号

株式会社ケイエム

代表清算人　小泉　清

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階

合同会社ソレイユヴィタリテ

清算人　孫　艶

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都足立区新田三丁目三七番一一―一二〇一号

合同会社ジャパン・メディカル・エージェント　清算人　萩原　進也

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都港区六本木四丁目三番一一号六本木ユニハウス二二三

株式会社Ｂｌａｃｋ　Ｃａｔ

代表清算人　前田　隆聖

解散公告

当社は、令和八年十月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都新宿区大久保一丁目一番三〇号ミハス東新宿Ⅱ二〇三号室　森耀興業合同会社

代表清算人　小池　慧美

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都新宿区新宿三丁目二八番一六号

株式会社飛鳥プロダクツ

代表清算人　矢嶋　正之

解散公告

当法人は、解散しましたので、債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都新宿区下落合二丁目六番一五号幹ビル四階

一般社団法人自在研究社

代表清算人　桑原　和弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都府中市美好町一丁目二五番四号

株式会社日本刀柴田

代表清算人　柴田　和光

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都港区西新橋三丁目一四番五号

株式会社アクアモ

代表清算人　濱田　健吾

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都品川区大崎二丁目九番二―二七〇八号

株式会社キャッツコーポレーション

代表清算人　土肥さくら

解散公告

当社は、令和八年十月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

株式会社マーカーシステムズ

代表清算人　安孫子崇弘

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都江東区北砂三丁目二番七―二〇一号

株式会社オリビア

代表清算人　和田　研一

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都品川区東品川一丁目八番一―五〇三

株式会社シスパック

代表清算人　黒田　壽祐

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

一般社団法人Ｋｅｉｏ

代表清算人　福永　隆明

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

一般社団法人Ｇｅｎｊｉ

代表清算人　福永　隆明

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都足立区西新井三丁目二一番五号

株式会社片柳

代表清算人　片柳　鋤太

解散公告

当社は、令和八年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都立川市富士見町六丁目六一番四号

ロータリー精密株式会社

代表清算人　吉野　陸海

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

株式会社テーシー興産

代表清算人　出口　勝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都北区赤羽二―九―一ＴＫＣビル三Ｆ

株式会社東興商事

代表清算人　王　超　世

解散公告

当社は、令和八年九月三十日付けの株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都杉並区永福三丁目四三番二六号

株式会社ブリッツコンサルティング

代表清算人　栗原　健

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年九月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都国分寺市本多三丁目一番一五号

リラアスケア株式会社

代表清算人　竹内　祥民

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都新宿区東五軒町一―九新宿神楽坂ビジネスサロンＣ―一〇　馳軒株式会社

代表清算人　管　翼

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

南二条プロパティー合同会社

清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都渋谷区代々木五丁目一八番八―二一二号

株式会社ジェイ・ディー・パワージャパン

代表清算人　エリサ・パラッツォ

解散公告

当社は、令和八年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都板橋区双葉町三六番九号

株式会社昇栄

代表清算人　青木　輝彦

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都渋谷区神宮前六丁目三五番三号
コープオリンピア七一六号
株式会社ＨＥＲＥＴＥＸ
代表清算人　川口　大和

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

横浜市戸塚区吉田町一七二四番地二モデラ・ピークス戸塚六〇九三号室
合同会社ＲＨアセットマネジメント
清算人　濱本　隆太

解散公告

当社は令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

神奈川県小田原市栄町二丁目一二番地二号
株式会社ａｎｅａ　ｄｅｓｉｇｎ
代表清算人　髙木　良

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目七番三号日総第１９ビル五Ｆ五〇五号室
ディーレックス株式会社
代表清算人　宮崎　謙三

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

神奈川県藤沢市長後二四九一
グリーナＨＤ株式会社
代表清算人　濱田　健吾

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

神奈川県逗子市池子二丁目一五番一〇号
株式会社マルジナリア
代表清算人　丹野麻美子

解散公告

当社は、令和八年十月二十日開催の株主総会の決議により、同年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

横浜市中区不老町一丁目六番一号
日昇興業株式会社
代表清算人　中山　文

解散公告

当社は、令和八年十月二十日開催の株主総会の決議により、同年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

横浜市中区不老町一丁目六番一号
ＮＡＣＯ　ＪＡＰＡＮ株式会社
代表清算人　中山　文

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

神奈川県平塚市西真土一丁目一〇番四八号
東和株式会社
代表清算人　依田明日美

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

横浜市中区住吉町二丁目二一番地プラウド横浜関内九〇五
株式会社セブンティーンソウル
代表清算人　工藤　太郎

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

神奈川県綾瀬市大上一丁目一〇番一号
広州道宜ジャパン株式会社
代表清算人　金　鑫

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

神奈川県横浜市港北区綱島東一丁目一三番三七―一〇七号
ＭＩＲＡＣＴ株式会社
代表清算人　佐藤　豪

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

神奈川県横浜市中区尾上町四番四七号
一般社団法人ＷＳＮ―ＡＴＥＣ
代表清算人　粟津勝一郎

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

神奈川県横浜市青葉区荏田町五〇番地二
プレディアあざみ野一〇五号
ＧＳＦ合同会社
清算人　北岡　美穂

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

神奈川県横浜市中区山下町一番地
クレストウォーター合同会社
清算人　リオン　リー　ウェイ　ホン

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

新潟市中央区新和一丁目六番二〇号アーク笹出
合同会社すえプロ
清算人　末吉　裕

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

富山県高岡市東藤平蔵二五二番地
有限会社山本屋根工事店
清算人　山本　秀一

解散公告

当法人は、令和八年五月十七日開催の社員総会の決議により同年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

石川県金沢市下近江町三〇番地一（ジオ金沢近江町・一〇〇二号）

特定非営利活動法人小粋なきもの倶楽部

清算人　鶴賀　雄子

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

福井市深谷町第四一号二番地一〇

春日建設株式会社

代表清算人　岩佐　淳司

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和八年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

山梨県南都留郡富士河口湖町河口一二六三番地

有限会社駒谷電機

清算人　駒谷　進

解散公告

当社は、令和八年十月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

長野県長野市西三才三番地

有限会社なかぶん

代表清算人　中村　行伸

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

長野県下伊那郡松川町元大島三八一九の一

特定非営利活動法人Ｎ－ＪＡＣＫ　ｆｏｒサステイナブル

清算人　松尾　天

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

岐阜市岩滝西三丁目四八八番地

有限会社大野瓦工芸

清算人　大野　誠二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

岐阜県飛騨市古川町沼町七六四－一

有限会社タハラ電気

清算人　田原　慶一

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

静岡県浜松市中央区鴨江三丁目七三番二〇号日栄ハイム佐鳴台第二　二〇一号室

株式会社ライフエージェント

代表清算人　粟倉　務

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

名古屋市東区葵一丁目一四番二〇号エスティメゾン葵二〇一号　合同会社ＲＯＯＫＩＥ

清算人　那須　洋亮

解散公告

当社は、令和八年九月十四日総社員の合意により解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し下さい。なお、右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

令和八年十一月二日

名古屋市中村区稲葉地町一丁目二〇番地

合同会社齊藤商会

代表清算人　齊藤　善郎

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

愛知県半田市亀崎町十丁目一二七番地の一七

株式会社テック小久保

代表清算人　小久保有紀子

解散公告

当法人は、定款に定める存続期間の満了により、令和八年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目二番二八号名古屋第二埼玉ビル四階名嶋・綿貫法律事務所内

公益財団法人愛知新光財団

清算人　綿貫　敬典

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

愛知県豊橋市東幸町字長山六六番地二

有限会社小さな家千歳

清算人　三浦　千歳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

名古屋市港区木場町六番地の三六スペリアシティ名南アネックスⅥ―四〇四

株式会社中島組

代表清算人　中島　徳夫

解散公告

当社は、令和八年十月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

三重県津市香良洲町一八六〇番地八

奥田産業合同会社

清算人　奥田　栄久

解散公告

当社は、令和八年八月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

京都府長岡京市神足三丁目一八番三一―三号

株式会社Ｐｈａｍｉｌｉｅ

代表清算人　水上　義忠

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

京都市山科区竹鼻竹ノ街道町四五番地

有限会社上田工業所

清算人　上田　茂

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

京都府長岡京市長岡二丁目一番二三号

株式会社リバティ長岡

代表清算人　池上　康治

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

大阪市平野区流町三丁目四番一〇号

株式会社なにわ車検サービス

代表清算人　細川　友子

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

大阪市北区西天満五丁目六番二六―二〇七号

株式会社ＨＡＬＥ・エステート

代表清算人　大川　勝行

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

大阪市住吉区我孫子東二丁目一番二一号

大幸商事株式会社

代表清算人　西村　康昌

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

大阪市淀川区西中島七丁目一番二六号

レナトスジャパン株式会社

代表清算人　松本　幸彦

解散公告

当法人は、令和八年十一月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

大阪府松原市上田三丁目六番一号

一般財団法人松原市文化情報振興事業団

代表清算人　根木　慎志

解散公告

当社は、令和八年十月二十六日開催の株主総会の決議により令和八年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

大阪市北区中之島二丁目二番二号

有限会社ジーティオー

清算人　鶴岡　靖哲

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

大阪府東大阪市水走三丁目七番三五号

蘭館食品株式会社

代表清算人　鎌田十三郎

連絡先　兵庫県神戸市東灘区岡本七丁目七番三号

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

大阪府和泉市池田下町三七八番地の一〇

株式会社ＡｕｔｏＦａｃｅ

代表清算人　夏堀　勝

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

大阪府枚方市中宮大池三丁目二五番八号

サカイ安全工業株式会社

代表清算人　山内　昌文

解散公告

当社は、令和八年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

大阪市東淀川区西淡路一丁目三―三二

株式会社ゴールドエステート

代表清算人　廣田　明穂

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

大阪市天王寺区空堀町一五番一八号

株式会社吉野工務店

代表清算人　指谷　禎志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

大阪市生野区新今里三―二―六グランド寿ビル三一一　ＧＩＡ　ＫＨＡＮＨ合同会社

清算人　ブィ・ヴァン・ゴック

解散公告

当社は、令和八年十一月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

大阪府羽曳野市伊賀四丁目一一番一二号

誠光流通サービス株式会社

代表清算人　鉄谷　仁志

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

大阪市浪速区元町一丁目一〇番六号八階

株式会社千禧

代表清算人　劉　琳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

大阪市東成区東中本一丁目二―二九クレインハイツ二〇一号室

吉田株式会社

代表清算人　張　志強

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

大阪府吹田市千里丘西一七番五号

ソレイユ株式会社

代表清算人　早川　悦子

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

大阪府枚方市楠葉面取町二丁目一一番一三号

有限会社サンワ

清算人　三ツ谷恵子

解散公告

当社は、令和八年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

大阪市中央区久太郎町二丁目四番二七号

ＡＰＥＴウエスト株式会社

清算人　内海　正顯

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

大阪市東成区大今里西一丁目一七番三四号

株式会社三輝

代表清算人　三原奈美子

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

大阪市西区立売堀五丁目一番一一―五〇一号

光智株式会社

代表清算人　楊　玉　霞

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

大阪市中央区久太郎町四丁目一番三号

大阪染工株式会社

代表清算人　髙谷　公喜

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

大阪府大阪市中央区島之内二丁目六番五号

第三エクセルビル四階五一号室

太行株式会社

代表清算人　于　海泉

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目五番四号

株式会社トライスル

代表清算人　柴崎　靖人

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

神戸市中央区磯辺通一丁目一番一八号カサベラ国際プラザビル七〇七号室

知楽楽株式会社

代表清算人　シュウカイ

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

兵庫県芦屋市山手町二六番一号

株式会社ｉｃｈｉｇｅｋｉ　ｓｙｓｔｅｍ

代表清算人　斎藤　大器

解散公告

当社は、令和八年十月三十日開催の株主総会の決議により令和八年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

兵庫県姫路市北条二三四番地一七読売ＤＣビル四階

株式会社アイテック

代表清算人　上野　敏彦

解散公告

当社は、令和八年十月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

兵庫県芦屋市岩園町四九―三

バビロン・エンタープライズ有限会社

清算人　奥田　幸子

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

神戸市中央区坂口通四丁目一番一四号

株式会社久内工務店

代表清算人　久内　茂延

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

兵庫県宝塚市口谷西三丁目五〇番地の一八

株式会社レスタート

代表清算人　中西　昭彦

解散公告

当社は、令和八年十月十五日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

兵庫県神戸市灘区摩耶海岸通二丁目三番一〇―二〇三号

ＴｒｉｎｋｅｔＣｒａｆｔ合同会社

代表清算人　マークロック　チェース　ダノン　マイケル

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

神戸市兵庫区御崎本町二丁目九番七号電気工事技術会館二Ｆ

一般社団法人イーエンジニアジャパン

代表清算人　藤田　勝彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

奈良市学園北二丁目六番二一号

株式会社大入米酒店

代表清算人　入田　恵三

解散公告

当社は、令和八年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

奈良市あやめ池北三丁目六番二七号

有限会社オフィスフロンティア

清算人　平　順一郎

解散公告

当社は、令和八年十月十五日をもって、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

島根県松江市竹矢町一八二八番地

有限会社不動宅建

清算人　石飛　好一

解散公告

当法人は、令和八年十月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

岡山県倉敷市二子一五一九番地二

一般社団法人フルールａｎｄパレット

代表清算人　三宅　眞紀

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

岡山県備前市浦伊部九八八番地の三

有限会社スギデン工業

代表清算人　杉岡　亨

解散公告

当社は、令和八年十月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

岡山市北区大井二三四七番地一

有限会社備中道

清算人　藤原　敦史

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

山口県下松市西市一丁目一一番三五号

松明建設株式会社

代表清算人　松本　明彦

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

山口県防府市開出七番三七号

hitomi holistic place合同会社

代表清算人　廣田　仁美

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

徳島県吉野川市鴨島町上下島二〇〇番地

株式会社ミキ

代表清算人　筒井聰一郎

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年十月十四日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

香川県高松市丸の内八番一五号

一般社団法人海と日本プロジェクトｉｎ　かがわ

代表清算人　末澤　智彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

香川県坂出市西庄町一六六九番地三二

有限会社金芳

清算人　山本　鑑栄

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

福岡市西区内浜二丁目八番二〇号

有限会社姪浜企画

清算人　土田　博之

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

福岡市博多区博多駅前一―二三―二Ｐａｒｋ Ｆｒｏｎｔ博多駅前一丁目五Ｆ―Ｂ

めぐり夢株式会社

代表清算人　脇元　愛子

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

福岡県飯塚市有井三三四番地一〇

出水大久保メガソーラー合同会社

清算人　野見山俊之

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

福岡市東区箱崎六丁目一五番一号

ボンフカヤ株式会社

代表清算人　船木　啓助

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

福岡市東区香椎二丁目三二番一三号

有限会社にしむら福祉サービス

清算人　西村　文江

解散公告

当法人は、令和八年十月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

佐賀県西松浦郡有田町外尾町丙一二一七番地

公益財団法人窯業教育振興会

清算人　田中　亮太

解散公告

当社は、令和八年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

熊本県上益城郡益城町田原二〇八一番地二

八　ツーコインズ株式会社

代表清算人　梅田　弘幸

解散公告

当社は、令和八年九月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

沖縄県那覇市銘苅三丁目一六番一〇号

はごろもハイツ四〇三　株式会社めぐみ創研

清算人　野口　洋子

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー一五階

医療法人社団相生会

清算人　中西比呂子

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年十月八日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

長野県北佐久郡立科町大字芦田一一六五番地

医療法人清蓼会

清算人　岩下　日和

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年九月三十日滋賀県知事の認証を受け解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

滋賀県彦根市千尋町三九番地　妙福寺

清算人　浅野　法子

解散公告（第一回）

当組合は、存続期間満了により令和八年十月三十一日付で解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

福岡市中央区渡辺通二丁目一―八二第二別館三階　九電料金ユニオン

清算人　赤﨑　伸一

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年七月二十七日富山地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

富山県高岡市清水町一丁目一番二四号

宗教法人聞光寺

清算人　太田　悠史

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年六月十五日開催の社員総会の決議並びに静岡県知事の認可により、令和八年九月八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

静岡県富士宮市朝日町六番二三号

医療法人社団けんせい

清算人　渡邉　弘子

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年九月十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

栃木県栃木市河合町二番三号エクセルパル

ビル二Ｆ　医療法人清精会

清算人　池森　亨介

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年十月十一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都町田市中町三丁目二―一二ＫＩＮＧ・ＤＡＤ四〇一号室

弁護士法人わかば総合法律事務所

代表清算人　毛利　拓朗

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

岐阜県海津市海津町高須町二一九番地

宗教法人瑞應院

清算人　長谷川快真

解散公告（第三回）

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月二日

熊本県山鹿市中央通八〇三番地Ｕビル一〇三

農事組合法人泉誉

清算人　有働　若奈

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月二日

千葉県船橋市湊町二丁目八番五号

中外勧業株式会社

代表取締役　平田　菊子

代表取締役　平田　悦子

記

株主名簿上の株主の氏名または名称及び住所	株式の種類及び数
隠岐　延子　東京都港区芝愛宕町二〇四番地	普通株式　三〇株
有泉三次郎　山梨県八代郡豊富村	三〇株
池野　文治　木更津市大和町	一八株
中村菊七郎　埼玉県北足立郡志木町二五三番地	一八株
橋本　幸助　静岡県駿東郡玉穂村葦黄沢四五番地	一八株
寺井四郎兵衛　函館市末広町八八番地	一八株
坂部徳太郎　石川県鹿島郡能登村字徳丸	一二株
森山謙之助　東京都渋谷区代々木西原町九七六番地	一二株
高橋　みき　埼玉県大里郡御正村三津木	一二株
寺田久一郎　富山県富山市仲町二〇番地	一二株
山際　金作　群馬県群馬郡桃井村字新井七六番地	一二株
小泉　広碩　東京都新宿区東大久保一丁目二〇三一番地	一二株
宮本　端之　埼玉県北足立郡指扇村中釘一四七六番地	一二株
高地　良平　千葉県安房郡港村小港田町七七番地	六株
上田理右衛門　福井県今立郡国高村国方八五番地	六株
山田　修治　東京都港区霞町一番地	六株
金井　直頼　長野県小県郡富士山村一一六番地	六株
中里　慶作　茨城県結城郡大形村村岡	六株
吉本理八郎　富山県富山市南田町六八番地	六株
内田佐五平　富山県婦負郡四方町四方二二四五番地	六株
石川辰次郎　埼玉県北足立郡指扇村中釘八〇六番地	六株
川井　一郎　新潟県北魚沼郡小千谷町二丁目五八九番地	六株

公益信託京都ライオンズクラブ地域社会奉仕活動助成基金第四十二期決算公告

一、事業概要

主として京都市内における地域奉仕活動助成

助成金　五件　四〇万円

二、財産目録　令和八年六月三十日現在

資産合計　五〇、七六八、一四五円

負債合計　〇円

正味信託財産　五〇、七六八、一四五円

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託京都ライオンズクラブ地域社会奉仕活動助成基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託松山道後ライオンズクラブ生涯学習文化振興基金第三十八期決算公告

一、事業概要

松山市民が参加する生涯学習活動助成

助成金　二件　三〇万円

二、財産目録　令和八年六月三十日現在

資産合計　八、六九二、〇四四円

負債合計　〇円

正味信託財産　八、六九二、〇四四円

令和八年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託松山道後ライオンズクラブ生涯学習文化振興基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市東光十四条四丁目一番、最後の住所北海道旭川市東光十四条四丁目一番二号　被相続人　亡　木原向一朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

北海道旭川市神居二条九丁目二番一七号　ミカミビル第二　二階　神居法律事務所

相続財産清算人　弁護士　佐藤　翔平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字謡三五番地四、最後の住所仙台市太白区鹿野一丁目三番五号　被相続人　亡　中山　喜徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

仙台市青葉区昭和町三番地二一号　ミーテバラッツォ三〇一　北仙台法律事務所

相続財産清算人　弁護士　高橋　篤広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市長町三丁目四番地九、最後の住所山形市双葉町二丁目六番三七号　被相続人　亡　東海林正昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

山形県山形市七日町一丁目四番一八号トラッドセブン三E　浜田・伊藤法律事務所

相続財産清算人　弁護士　伊藤　陽介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市清原台四丁目九三七番地一五、最後の住所栃木県宇都宮市清原台四丁目二九番二九号　被相続人　亡　神山　香織

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

栃木県宇都宮市泉が丘一丁目一五番二九号　武蔵ビル

相続財産清算人　弁護士　小池　亮史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市東光十四条四丁目一番、最後の住所北海道旭川市東光十四条四丁目一番二号　被相続人　亡　木原向一朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都新宿区四谷三丁目一三番地七　三栄ビル三階　かしわ総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　細田健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区辰巳一丁目一五番地、最後の住所東京都昭島市武蔵野二丁目一三番一四―一〇一号　被相続人　亡　弓下　公扶

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都立川市曙町一丁目三〇番二一号立川井上ビルＢ一―一弁護士法人ＥＮＩＳＨＩ

相続財産清算人　弁護士　栗原　亮介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区松が谷一丁目一三番地、最後の住所東京都杉並区下高井戸四丁目六番二号　ロイヤル病院　被相続人　亡　伊藤　一枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

東京都千代田区大手町一丁目一番二号大手門タワー　西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

相続財産清算人　弁護士　横山兼太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区徳丸一丁目一八番、最後の住所東京都板橋区徳丸一丁目一八番一―三〇四号パシフィック武蔵野台ニューハイツ　被相続人　亡　早川　和好

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

事務所東京都千代田区永田町二丁目一四番二号山王グランドビル三階東京法律事務所

相続財産清算人　弁護士　浅野ひとみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県中巨摩郡昭和町西条新田五三六番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　宮脇　隆夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

山梨県甲府市宝二丁目三番四号内田法律事務所　相続財産清算人　弁護士　武藤　高晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲斐市上福沢五三八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小林　榮治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

山梨県甲府市大里町六八〇番地三弁護士法人ＡＴＢ山梨事務所　相続財産清算人　弁護士　木下　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県高座郡寒川町宮山三三一六番地九、最後の住所静岡県伊東市岡一四四八番地の五〇中台工業第三別館三〇八号　被相続人　亡　上勢頭　伸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

静岡県沼津市大岡一九二三番地の一　元吉ビル一階　セラ法律事務所　相続財産清算人　弁護士　角替　清美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県弥富市楽平二丁目二〇番地、最後の住所愛知県弥富市楽平二丁目二〇番地　被相続人　亡　山田　厚子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目二四番八号いちご名古屋ビル二階　弁護士法人ロウタス法律事務所　相続財産清算人　弁護士　村田　篤紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市榊原町五一〇五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　野本　直孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

三重県四日市市諏訪町五番九号メゾントレンディー二階　西村法律事務所　相続財産清算人　弁護士　西村　和晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市淀川区三津屋南三丁目二番地五、最後の住所大阪市東住吉区湯里二丁目一番一一号シャルムメゾン針中野Ⅱ四〇四号　被相続人　亡　吉浦　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

大阪市北区西天満五丁目二番一八号三共ビル東館五階　相続財産清算人　弁護士　籔根　壮一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府寝屋川市寝屋一丁目九一四番地、最後の住所大阪府交野市星田四丁目八番一二号　被相続人　亡　山本　惠昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

大阪市天王寺区上本町六丁目九番一〇号　青山ビル本館四〇七―一号　相続財産清算人　弁護士　疋田　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西区立売堀四丁目三一番地、最後の住所大阪府大阪市阿倍野区相生通一丁目九番三〇号　被相続人　亡　高木　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

大阪市北区西天満二丁目八番五号西天満大治ビル三階Ｂ―一　相続財産清算人　弁護士　植西　輝実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県伊丹市荻野六丁目二三番地、最後の住所兵庫県尼崎市立花町三丁目五番二九号　被相続人　亡　山口　正信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

兵庫県尼崎市潮江一丁目三番三〇号ＫＤＩビル四階　尼崎駅前法律事務所　相続財産清算人　弁護士　小林　靖子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県三木市大村二二〇番地、最後の住所兵庫県三木市大村二二〇番地　被相続人　亡　中川　忠夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

兵庫県三木市緑が丘町東一丁目一―五〇シラユリ第一ビル三Ａ緑が丘法律事務所　相続財産清算人　弁護士　吉倉美加子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市水江一五八六番地一七四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　金尾　寛二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

岡山県倉敷市美和二丁目四番一五号　相続財産清算人　司法書士　平田　一希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸郡海田町寿町一九二一番地、最後の住所広島県安芸郡海田町南大正町三番一二―二〇一号　被相続人　亡　徳永　敏美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月六日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

広島市中区上幟町三番二五号レオビル二階　倉重綜合法律事務所　相続財産清算人　倉重有希央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県庄原市高野町下門田七番地、最後の住所広島県三次市君田町東入君三三二番地一　被相続人　亡　落谷　治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月六日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

広島市中区小町三番三一―三〇二号　相続財産清算人　司法書士　和田　佳江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市菊川町大字田部八一五番地二、最後の住所山口県下関市菊川町大字上田部二二七番地四　被相続人　亡　高木　厚則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

山口県下関市南部町二二番二五号共栄火災ビル二階　片山法律事務所　相続財産清算人　弁護士　片山　智宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬市脇町大字北庄六一六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　光山　徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月二日

徳島県美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南九八番地一　相続財産清算人　行政書士　玉井百合子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県南国市大埔甲一二一五番地一、最後の住所高知県南国市大埔甲七四三番地二パインツリープレイスＢ二〇二
被相続人　亡　島村　龍成
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年十一月二日
高知市はりまや町三丁目一番一八号こうち橋ビル四階高知ロイヤルオーク法律事務所
相続財産清算人　弁護士　小野塚直毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市桝木屋町九二番地、最後の住所不明
被相続人　亡　板垣　ユミ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年十一月二日
長崎県長崎市万才町六番一一号　三井ビル四階黒岩法律事務所
相続財産清算人　弁護士　黒岩　英一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県都城市山田町中霧島二二三五番地二、最後の住所宮崎県都城市山田町中霧島二二三五番地の二　被相続人　亡　西川　利英
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年十一月二日
宮崎県都城市中町一二街区二〇号　ライトコートＭ四〇二　相葉総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　相葉　和良

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。
一　不在者　高橋　康雄
従来の住所　東京都中野区中央四丁目二四番一号　田中方
生年月日　昭和十五年五月八日
二　供託所　新潟地方法務局
三　供託番号　令和八年度金第八二四号
四　供託金額　三、一一一、二八六円
五　裁判所　新潟家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和八年（家）第一五〇三六号
令和八年十一月二日
新潟市中央区西堀通七番町一五五四番地
日生不動産西堀ビル五階　西堀通り法律事務所
不在者財産管理人　大花　真人

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。
令和八年十一月二日
一、墳墓等所在地　大阪府豊中市箕輪一丁目二四一番の一・二四一番の二・二四二番の一・二四七番の一
一、墳墓等の名称　超光寺墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一、改葬を行おうとする者　大阪府豊中市箕輪一丁目二四番五号　宗教法人超光寺　代表役員　藤前　唯信

無縁墳墓等改葬公告

納骨堂の適正管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。
令和八年十一月二日
一、墳墓等所在地　宮崎県北諸県郡三股町大字樺山四三九〇番
一、墳墓等の名称　三股町第七地区慈光堂
一、死亡者の本籍及び氏名　宮崎県都城市年見町二一―六―一　南麗子、省一郎、省吾、和子
一、改葬を行おうとする者　宮崎県北諸県郡三股町大字樺山四三九〇番　三股町第七地区慈光堂組合　組合長　吉行敬一郎

第29期決算公告

令和８年11月２日
福島県福島市飯坂町平野字境田21番地
株式会社ホームドクター
代表取締役　阿部　克彦

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	408,888
	固定資産	28,774
	合計	437,663
負純資産の債及び部	流動負債	17,735
	株主資本	419,927
	資本金	10,000
	利益剰余金	409,927
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	407,427
	（うち当期純利益）	(21,449)
	合計	437,663

第25期決算公告

令和８年10月19日
札幌市中央区大通西十一丁目４番地
日成コンサルティング株式会社
代表取締役　吉川　孝

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,324
	固定資産	27,984
	合計	38,308
負純資産の債及び部	流動負債	848
	固定負債	3,610
	株主資本	33,850
	資本金	22,000
	資本剰余金	1,194
	資本準備金	4,000
	その他資本剰余金	△2,806
	利益剰余金	10,656
	その他利益剰余金	10,656
	（うち当期純損失）	(1,274)
	合計	38,308

第19期決算公告

令和８年11月２日
北海道千歳市清流二丁目６番４号
日本共同サービス株式会社
代表取締役　脇坂　一哉

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	59,389
	固定資産	3,276
	合計	62,666
負純資産の債及び部	流動負債	51,569
	株主資本	11,096
	資本金	6,500
	利益剰余金	4,596
	その他利益剰余金	4,596
	（うち当期純損失）	(8,086)
	合計	62,666

第15期決算公告

令和８年９月17日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
ダイヤカラカル株式会社
代表取締役　神谷　宗範

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	561,054
	資産合計	561,054
負純資産の債及び部	流動負債	560,031
	負債合計	560,031
	株主資本	1,023
	資本金	2,000
	利益剰余金	△ 976
	その他利益剰余金	△ 976
	（うち当期純損失）	(68)
	純資産合計	1,023
	負債・純資産合計	561,054

第８期決算公告

令和８年９月17日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
ダイヤピース株式会社
代表取締役　神谷　宗範

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	198,325
	固定資産	9,990,360
	資産合計	10,188,686
負純資産の債及び部	流動負債	1,274,868
	固定負債	8,912,157
	負債合計	10,187,025
	株主資本	1,660
	資本金	2,000
	利益剰余金	△ 339
	その他利益剰余金	△ 339
	（うち当期純損失）	(66)
	純資産合計	1,660
	負債・純資産合計	10,188,686

第32期決算公告

令和８年11月２日
東京都練馬区南大泉三丁目31番20号
アップル株式会社
代表取締役　桑原　秀文

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	118,187
	固定資産	89,301
	繰延資産	202
	合計	207,691
負純資産の債及び部	流動負債	57,846
	固定負債	110,221
	株主資本	39,623
	資本金	10,000
	利益剰余金	45,623
	その他利益剰余金	45,623
	（うち当期純利益）	(15,395)
	自己株式	△16,000
	合計	207,691

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

令和８年11月２日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①華益商事株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－8470号　④華益商事株式会社　東京都台東区東上野五丁目10番２号　代表取締役　林立　⑤本社営業所　東京都台東区東上野五丁目10番２号　⑥令和５年11月30日　⑧令和８年９月30日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都台東区東上野五丁目10番２号　華益商事株式会社　代表取締役　林立

Ｂ　①ＨＳＢ　ＪＡＰＡＮ株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－8310号　④ＨＳＢ　ＪＡＰＡＮ株式会社　東京都墨田区菊川３－15－２　代表取締役　ビノッド　クマール　シェラチャン　⑤ＨＳＢ　ＴＲＡＶＥＬ　東京都新宿区西新宿７－６－８アイアイビル３Ｆ　⑥令和５年２月２日　⑧令和７年９月17日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都墨田区菊川３－15－２　ＨＳＢ　ＪＡＰＡＮ株式会社　代表取締役　ビノッド　クマール　シェラチャン

Ｃ　①株式会社ツーリスト中部　②第２種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第２－1133号　④株式会社ツーリスト中部　愛知県清須市助七一丁目176番地　代表取締役　平本直靖　⑤本社営業所　愛知県清須市助七一丁目176番地片岡ビル１Ｆ　⑥平成15年７月７日　⑨令和８年９月17日　⑩1100万円　⑪愛知県知事　⑫愛知県清須市助七一丁目176番地　株式会社ツーリスト中部　代表取締役　平本直靖

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第51条第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第51条第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第48条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

令和８年11月２日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①一般社団法人Ｍｅｔｔａ　②第３種旅行業　③福島県知事登録旅行業第３－402号　④一般社団法人Ｍｅｔｔａ　耶麻郡磐梯町大字磐梯字七ツ森7422－18　代表理事　水戸智子　⑤本社営業所　耶麻郡磐梯町大字磐梯字七ツ森7422－18　⑥令和８年３月24日　⑦令和８年９月29日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①ＴＯＭＯＮＡＲＩ株式会社　②第２種旅行業　③鳥取県知事登録旅行業第２－96号　④ＴＯＭＯＮＡＲＩ株式会社　西伯郡伯耆町岩立16番地９　代表取締役　焦学智　⑤本社営業所　米子市茶町44森本ビル３Ｆ　⑥令和６年６月26日　⑦令和８年８月３日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社トラベル遊　②第２種旅行業務　③大阪府知事登録旅行業第２－2245号　④株式会社トラベル遊　大阪市中央区内平野町二丁目３番１号　代表取締役　林八十彦　⑤本社営業所　大阪市中央区内平野町２丁目３番１号　⑥平成15年８月26日　⑦令和８年９月18日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①ファンアイランドツアー　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－4132号　④小林健一　東京都江東区千石３丁目１番24－1222号　⑤本社営業所　東京都渋谷区上原１－32－17－３階　⑥平成８年12月20日　⑦令和８年９月18日　⑧220万円　⑨1100万円

以上４件

東京都港区赤坂４丁目２番19号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　近藤　幸二

Ａ　①ＪＩＮＥＮ株式会社（ＪＩＮＥＮ　ＴＲＡＶＥＬ）　②第２種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第２－1137号　④ＪＩＮＥＮ株式会社　鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦278－２　代表取締役　波崎大知　⑤千葉支店　千葉県銚子市清水町3259－２　２階　⑥令和７年８月21日　⑦令和８年８月21日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①ストークトラベル　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－995号　④株式会社ストーク産業　福岡市博多区博多駅東二丁目10番16号　代表取締役　牛海涛　⑤福岡本社　福岡市博多区博多駅東二丁目10番16号　⑥令和５年６月12日　⑦令和８年９月１日　⑧60万円　⑨300万円

以上２件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　原　優二

第10期決算公告

令和８年11月２日
東京都中央区八丁堀三丁目19番９号
株式会社モルシス
代表取締役　狩野　敦

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,201,350
	固定資産	39,317
	資産合計	1,240,668
負純資産債及のび部	流動負債	836,169
	株主資本	404,498
	資本金	30,000
	利益剰余金	374,498
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	366,998
	（うち当期純利益）	(144,929)
	負債・純資産合計	1,240,668

第１期決算公告

令和８年11月２日
東京都江東区有明一丁目３番33号
アークエッジリンクス株式会社
代表取締役　福代　孝良

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,173,120
	資産合計	14,173,120
負純資産債及のび部	流動負債	11,052,358
	負債合計	11,052,358
	株主資本	3,120,762
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△6,879,238
	その他利益剰余金	△6,879,238
	（うち当期純損失）	(6,879,238)
	純資産合計	3,120,762
	負債・純資産合計	14,173,120

第13期決算公告

令和８年10月23日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
一般社団法人ディエイチ・アセット・ワン
代表理事　田渕　安春

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	637
	固定資産	1,300
	資産合計	1,937
負純資産債及のび部	流動負債	70
	負債合計	70
	基金	8,500
	利益剰余金	△ 6,632
	その他利益剰余金	△ 6,632
	（うち当期純損失）	(342)
	純資産合計	1,867
	負債・純資産合計	1,937

第50期決算公告　令和８年９月29日

静岡県島田市南一丁目９番５号
株式会社暁電工
代表取締役　小嶋　大輔

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	177,937
	固定資産	29,555
	資産合計	207,492
負純資産債及のび部	流動負債	46,639
	固定負債	16,286
	株主資本	144,567
	資本金	20,000
	利益剰余金	124,567
	利益準備金	400
	その他利益剰余金	124,167
	（うち当期純利益）	(10,954)
	負債・純資産合計	207,492

第２期決算公告　2026年11月２日

岐阜市岩地三丁目４番９
中部電気工業株式会社
代表取締役　長尾　稔

貸借対照表の要旨（2026年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	327,919
	固定資産	3,411
	合計	331,330
負純資産債及のび部	流動負債	218,199
	株主資本	113,130
	資本金	20,000
	資本剰余金	20,000
	その他資本剰余金	20,000
	利益剰余金	73,130
	利益準備金	830
	その他利益剰余金	72,300
	（うち当期純利益）	(63,487)
	合計	331,330

第85期決算公告　令和８年11月２日

石川県金沢市問屋町一丁目65番地
株式会社ほくつう
代表取締役社長　早川　信之

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	15,261,064
	固定資産	6,445,170
	合計	21,706,234
負純資産債及のび部	流動負債	2,711,525
	固定負債	95,549
	株主資本	18,899,159
	資本金	78,000
	資本剰余金	14,784
	資本準備金	14,784
	利益剰余金	18,806,375
	利益準備金	15,897
	その他利益剰余金	18,790,478
	（うち当期純利益）	(982,583)
	合計	21,706,234

第66期決算公告　令和８年９月24日

大阪府八尾市楠根町５丁目30番地
株式会社塚谷刃物製作所
代表取締役　安井太久也

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,125,424
	固定資産	9,331,928
	繰延資産	1,772
	合計	14,459,124
負純資産債及のび部	流動負債	1,319,723
	固定負債	595,008
	株主資本	12,544,393
	資本金	90,000
	利益剰余金	12,454,393
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	12,431,893
	（うち当期純利益）	(465,315)
	合計	14,459,124

第５期決算公告　令和８年11月２日

愛知県岡崎市大平町字榎田10番
グランドホールディングス株式会社
代表取締役　司馬　健

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,843
	固定資産	1,554,394
	合計	1,556,237
負純資産債及のび部	流動負債	638
	固定負債	70,350
	株主資本	1,485,249
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,479,989
	その他資本剰余金	1,479,989
	利益剰余金	△4,740
	その他利益剰余金	△4,740
	（うち当期純利益）	(2,341)
	合計	1,556,237

第25期決算公告　令和８年11月２日

愛知県岡崎市大平町字榎田10番
株式会社グランドギャラリー
代表取締役　司馬　健

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,025,208
	固定資産	1,777,805
	繰延資産	5,726
	合計	3,808,740
負純資産債及のび部	流動負債	264,082
	固定負債	725,052
	株主資本	2,819,605
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,809,605
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	2,807,105
	（うち当期純利益）	(132,282)
	合計	3,808,740

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

この度、協同組合大山商店奉仕会は、令和八年十月三十一日で利用終了しました商品券（紙型、無期限）について、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次の通り払戻しを行います。

〈払戻しを行う前払式支払手段の種類〉商品券（紙型、無期限）

〈払戻しの申出期間〉令和八年十一月二日～令和九年二月十二日

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

〈お問い合わせ先〉
協同組合大山商店奉仕会事務局
〒九九七－一一二一
山形県鶴岡市大山字中道七四－一
電話　〇二三五－三三－二一一七
https://r.goope.jp/ooyamahoushikai/
受付時間は午前十時～午後三時（土、日、祝、十二月二十九日～一月一日、水曜正午～午後二時を除く）

国民年金基金支部統合公告

全国国民年金基金の支部統合がありましたので、国民年金法第121条及び国民年金基金令第７条の規定により、次のように公告します。

１．対象支部　全国国民年金基金　山口支部
２．統合先支部　全国国民年金基金　広島支部
　　広島県広島市東区光町１丁目10番19号
　　日本生命広島光町ビル４Ｆ
３．統合年月日　令和８年11月１日

令和８年11月１日

全国国民年金基金

第 3 期 決 算 公 告

令和８年 11 月２日　群馬県利根郡片品村花咲2797－２

スマートグリーンエネルギー片品株式会社

代表取締役　渥美　謙介

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	72	流動負債	23
固定資産	292	固定負債	404
繰延資産	—	**負債合計**	**428**
		株主資本	△62
		資本金	10
		資本剰余金	—
		資本準備金	—
		利益剰余金	△73
		利益準備金	—
		その他利益剰余金	△73
		（うち当期純損失）	（48）
		純資産合計	**△62**
資産合計	**365**	**負債・純資産合計**	**365**

第 4 期 決 算 公 告

令和８年 11 月２日　栃木県那須郡那須町大字高久乙3376番地256

スマートグリーンエネルギー那須株式会社

代表取締役　渥美　謙介

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	22	流動負債	53
固定資産	272	固定負債	523
繰延資産	—	**負債合計**	**577**
		株主資本	△282
		資本金	10
		資本剰余金	—
		資本準備金	—
		利益剰余金	△292
		利益準備金	—
		その他利益剰余金	△292
		（うち当期純損失）	（235）
		純資産合計	**△282**
資産合計	**294**	**負債・純資産合計**	**294**

第 50 期 決 算 公 告

令和８年 11 月２日　東京都立川市富士見町六丁目36番27号

株式会社ドリーミー

代表取締役　伊藤　良和

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,566,636	流動負債	491,422
固定資産	4,451,713	（賞与引当金）	（23,234）
繰延資産	397	固定負債	4,295,288
		（退職給付引当金）	（126,632）
		株主資本	2,232,036
		資本金	40,000
		資本剰余金	2,320
		その他資本剰余金	2,320
		利益剰余金	2,206,816
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	2,181,816
		（うち当期純利益）	（136,349）
		自己株式	△17,100
資産合計	**7,018,746**	**負債・純資産合計**	**7,018,746**

第 8 期 決 算 公 告

令和８年 11 月２日

東京都江東区有明一丁目３番33号

株式会社アークエッジ・スペース

代表取締役ＣＥＯ　福代　孝良

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,467,611	流動負債	2,366,432
固定資産	192,409	固定負債	3,012,911
		株主資本	5,216,605
		資本金	100,000
		資本剰余金	8,714,514
		資本準備金	6,609,152
		その他資本剰余金	2,105,361
		利益剰余金	△3,597,909
		その他利益剰余金	△3,597,909
		（うち当期純損失）	（2,412,389）
		新株予約権	64,071
資産合計	**10,660,021**	**負債・純資産合計**	**10,660,021**

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

当社は、令和八年十一月一日をもって利用を終了した商品券等につきまして、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

〈払戻しを行う前払式支払手段の発行者の商号〉

Ａ全農Ａコープ株式会社

〈払戻しを行う前払式支払手段の種類〉

商品券（五百円、千円、二千円）、ＪＡ－ＳＳガソリン券（五百円、千円）、エーコープ商品券（五百円、千円）、ＪＡファーマーズ＋Ａコープカード（プリペイドカード）

〈払戻しの申出期間〉

令和八年十一月三日十時〇〇分～令和九年四月三十日十七時〇〇分

※申出期間内にお申し出頂けない場合には、この払戻し手続きから除斥されます。

〈お問合せ先〉

Ｊ神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目二番地三Ａ全農Ａコープ株式会社管理部経理課

受付時間は午前九時より午後五時半まで（土日祝日を除く）

電話〇四五（二七八）〇六三一

令和八年十一月二日

Ｊ神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目二番地三Ａ全農Ａコープ株式会社

第 3 期 決 算 公 告

令和８年 11 月２日　愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号

日本再エネ電力株式会社

代表取締役　上本　貴雅

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,499,312	流動負債	1,764,842
固定資産	33,207	固定負債	174,420
繰延資産	123	**負債合計**	**1,939,262**
		株主資本	593,381
		資本金	50,000
		資本剰余金	232,410
		資本準備金	59,992
		その他資本剰余金	172,417
		利益剰余金	310,971
		その他利益剰余金	310,971
		（うち当期純利益）	（295,050）
		純資産合計	**593,381**
資産合計	**2,532,643**	**負債・純資産合計**	**2,532,643**

第 7 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 14 日

東京都千代田区飯田橋四丁目７番１号結和税理士法人内

ＤＰＬ開発１特定目的会社

取締役　中津　正憲

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	26,365,791	流動負債	26,140,277
特定資産合計	**26,365,791**	固定負債	507,139
その他の資産		**負債合計**	**26,647,417**
流動資産	1,175,572	社員資本	911,677
固定資産	15,455	特定資本金	100
繰延資産	2,275	優先資本金	2,300,000
		剰余金	△1,388,422
		当期未処理損失	1,388,422
その他の資産合計	**1,193,303**	**純資産合計**	**911,677**
資産合計	**27,559,094**	**負債・純資産合計**	**27,559,094**

損益計算書の要旨

（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	280,258
営業費用	915,010
営業損失	634,752
営業外収益	1,472
営業外費用	265
経常損失	633,545
税引前当期純損失	633,545
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	634,495
前期繰越損失	753,927
当期未処理損失	1,388,422

第 29 期 決 算 公 告

令和８年 11 月２日

大阪市中央区瓦町一丁目７番７号

株式会社ウェーブコーポレーション

代表取締役　荒井　裕一

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,460,679
	固定資産	2,379,334
	合計	4,840,013
負純資産及び部	流動負債	834,469
	固定負債	1,837,753
	株主資本	2,167,791
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,157,791
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	2,155,291
	（うち当期純利益）	（3,812）
	合計	4,840,013

第 38 期 決 算 公 告

令和８年10月30日
大阪市中央区高麗橋２丁目４番２号
上田大阪エンタープライズ株式会社
取締役社長　上田　晶平

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	124,530
	固定資産	6,414,305
	合計	6,538,836
負債及び純資産の部	流動負債	50,333
	固定負債	5,445,486
	株主資本	1,043,016
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	1,023,016
	その他利益剰余金	1,023,016
	（うち当期純利益）	(68,801)
	合計	6,538,836

第 5 期 決 算 公 告

令和８年10月14日
東京都千代田区飯田橋四丁目７番１号結和税理士法人内
つくば阿見特定目的会社
取締役　中津　正憲

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産		流動負債	16,684
固定資産	7,820,320	固定負債	8,279,152
特定資産合計	7,820,320	負債合計	8,295,837
その他の資産		社員資本	53,870
流動資産	514,857	特定資本金	100
固定資産	12,389	優先資本金	1,200,000
繰延資産	2,139	剰余金	△1,146,229
		当期未処理損失	1,146,229
その他の資産合計	529,387	純資産合計	53,870
資産合計	8,349,708	負債・純資産合計	8,349,708

損益計算書の要旨
（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	353,233
営業費用	621,189
営業損失	267,955
営業外収益	1,321
営業外費用	333
経常損失	266,967
税引前当期純損失	266,967
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	267,917
前期繰越損失	878,311
当期未処理損失	1,146,229

第 35 期決算公告　令和８年11月２日

岡山県瀬戸内市長船町長船301番地の11
株式会社ジップ
代表取締役社長　神﨑　宏

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,442,404
	固定資産	7,407,943
	合計	11,850,347
負債及び純資産の部	流動負債	3,792,647
	固定負債	1,219,048
	株主資本	6,838,387
	資本金	30,000
	利益剰余金	6,808,387
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	6,800,887
	（うち当期純利益）	(213,574)
	評価・換算差額等	263
	有価証券評価差額金	263
	合計	11,850,347

第 6 期 決 算 公 告

令和８年10月14日
東京都千代田区飯田橋四丁目７番１号結和税理士法人内
沖縄豊見城特定目的会社
取締役　中津　正憲

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産		流動負債	16,274,263
固定資産	16,535,803	固定負債	425,624
特定資産合計	16,535,803	負債合計	16,699,888
その他の資産		社員資本	1,881,845
流動資産	1,145,190	特定資本金	100
固定資産	899,093	優先資本金	6,080,000
繰延資産	1,646	剰余金	△4,198,254
		当期未処理損失	4,198,254
その他の資産合計	2,045,930	純資産合計	1,881,845
資産合計	18,581,734	負債・純資産合計	18,581,734

損益計算書の要旨
（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	940,109
営業費用	1,830,197
営業損失	890,088
営業外収益	3,226
営業外費用	1,208
経常損失	888,070
税引前当期純損失	888,070
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	889,280
前期繰越損失	3,308,973
当期未処理損失	4,198,254

第 70 期決算公告　令和８年10月30日

福岡県福岡市中央区天神四丁目１番18号
日進ビル株式会社
代表取締役　金　智俊

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,193,884
	固定資産	4,082,850
	資産合計	5,276,734
負債及び純資産の部	流動負債	371,439
	賞与引当金	789
	固定負債	2,879,439
	株主資本	2,025,856
	資本金	110,000
	利益剰余金	1,915,856
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,913,356
	（うち当期純利益）	(45,608)
	負債・純資産合計	5,276,734

第 5 期 決 算 公 告

令和８年10月14日
東京都千代田区飯田橋四丁目７番１号結和税理士法人内
大和ハウス寒川開発特定目的会社
取締役　中津　正憲

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産		流動負債	95,426
土地	4,799,962	固定負債	7,100,013
建設仮勘定	2,795,978	負債合計	7,195,439
特定資産合計	7,595,940	社員資本	526,691
その他の資産		特定資本金	100
流動資産	124,521	優先資本金	900,000
繰延資産	1,668	剰余金	△373,408
		当期未処理損失	373,408
その他の資産合計	126,190	純資産合計	526,691
資産合計	7,722,131	負債・純資産合計	7,722,131

損益計算書の要旨
（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	82
営業費用	124,227
営業損失	124,145
営業外収益	352
営業外費用	—
経常損失	123,792
税引前当期純損失	123,792
法人税、住民税及び事業税	290
当期純損失	124,082
前期繰越損失	249,326
当期未処理損失	373,408

第 75 期決算公告　令和８年11月２日

鹿児島県いちき串木野市湊町四丁目１番地
濵田酒造株式会社
代表取締役　濵田光太郎

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	18,795
	固定資産	6,686
	合計	25,481
負債及び純資産の部	流動負債	4,417
	固定負債	71
	株主資本	20,993
	資本金	30
	資本剰余金	3
	資本準備金	3
	利益剰余金	20,960
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	20,952
	（うち当期純利益）	(981)
	合計	25,481

第 1 期 決 算 公 告

令和８年10月14日
東京都千代田区飯田橋四丁目７番１号結和税理士法人内
宮城たいわ開発特定目的会社
取締役　中津　正憲

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産		流動負債	950
建設仮勘定	3,319,160	固定負債	4,712,000
特定資産合計	3,319,160	負債合計	4,712,950
その他の資産		社員資本	1,029,746
流動資産	2,201,660	特定資本金	100
固定資産	199,655	優先資本金	1,059,000
投資その他の資産	199,655	剰余金	△29,353
繰延資産	22,219	当期未処理損失	29,353
その他の資産合計	2,423,536	純資産合計	1,029,746
資産合計	5,742,696	負債・純資産合計	5,742,696

損益計算書の要旨
（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	28,039
営業損失	28,039
営業外収益	221
営業外費用	585
経常損失	28,403
税引前当期純損失	28,403
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	29,353
当期未処理損失	29,353

第　２　期　決　算　公　告

令和８年10月14日
東京都千代田区飯田橋四丁目７番１号結和税理士法人内
大阪城見特定目的会社
取締役　中津　正憲

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産		流動負債	75,733
土地	18,858,930	固定負債	17,000,002
建設仮勘定	276,100	**負債合計**	**17,075,736**
特定資産合計	**19,135,030**	社員資本	2,701,072
その他の資産		特定資本金	100
流動資産	640,180	Ａ号優先資本金	200,000
繰延資産	1,597	Ｂ号優先資本金	2,800,000
		剰余金	△ 299,027
		当期未処理損失	299,027
その他の資産合計	**641,777**	**純資産合計**	**2,701,072**
資産合計	**19,776,808**	**負債・純資産合計**	**19,776,808**

損益計算書の要旨
（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1
営業費用	290,951
営業損失	290,950
営業外収益	1,278
営業外費用	500
経常損失	290,171
税引前当期純損失	290,171
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	291,121
前期繰越損失	7,905
当期未処理損失	299,027

第 74 期決算公告

令和８年11月２日
鹿児島県いちき串木野市湊町一丁目182番地
若松酒造株式会社
代表取締役　濵田雄一郎

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	2,334
	固定資産	471
	合計	**2,806**
負債及び純資産の部	流動負債	1,091
	固定負債	11
	株主資本	1,703
	資本金	94
	資本剰余金	30
	資本準備金	30
	利益剰余金	1,579
	利益準備金	23
	（うち当期純利益）	(31)
	合計	**2,806**

第　４　期　決　算　公　告

令和８年10月14日
東京都千代田区飯田橋四丁目７番１号結和税理士法人内
八王子特定目的会社
取締役　中津　正憲

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債・資本の部	
特定資産		流動負債	12,309,965
土地	12,223,429	固定負債	12
建設仮勘定	1,188	**負債合計**	**12,309,977**
特定資産合計	**12,224,617**	社員資本	236,530
その他の資産		特定資本金	100
流動資産	321,579	優先資本金	500,000
繰延資産	312	剰余金	△ 263,569
		当期未処理損失	263,569
その他の資産合計	**321,891**	**純資産合計**	**236,530**
資産合計	**12,546,508**	**負債・純資産合計**	**12,546,508**

損益計算書の要旨
（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	468
営業費用	85,807
営業損失	85,339
営業外収益	1,596
営業外費用	116
経常損失	83,859
税引前当期純損失	83,859
法人税、住民税及び事業税	290
当期純損失	84,149
前期繰越損失	179,419
当期未処理損失	263,569

第 45 期決算公告

令和８年11月２日
東京都西東京市向台町五丁目５番32号
株式会社久保カワラ店
代表取締役　久保晃一郎

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	409,690
	固定資産	491,500
	合計	**901,190**
負債及び純資産の部	流動負債	133,316
	固定負債	150,444
	株主資本	617,430
	資本金	10,000
	利益剰余金	607,430
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	604,930
	合計	**901,190**

(注)　当期純利益　19,884千円

第４期決算公告

令和８年11月２日
東京都中央区日本橋本町三丁目11番５号
Neusignal Therapeutics株式会社
代表取締役　有本　達

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	1,571,555,448
	固定資産	9,454,419
	資産合計	**1,581,009,867**
負債及び純資産の部	流動負債	221,416,914
	株主資本	1,359,592,953
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	1,867,775,428
	資本準備金	1,014,987,675
	その他資本剰余金	852,787,753
	利益剰余金	△606,082,475
	その他利益剰余金	△606,082,475
	（うち当期純損失）	(426,908,934)
	自己株式	△2,100,000
	負債・純資産合計	**1,581,009,867**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十二億五千九百九十八万八千五百八十五円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月九日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月二日
東京都中央区日本橋本町三丁目一一番五号
Neusignal Therapeutics株式会社
代表取締役　有本　達

第 47 期決算公告

令和８年11月２日
静岡県焼津市利右衛門1185番地
静岡トランスポート株式会社
代表取締役　伊藤　毅

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	315,936
	固定資産	718,582
	合計	**1,034,518**
負債及び純資産の部	流動負債	171,625
	固定負債	646,566
	株主資本	216,326
	資本金	10,000
	利益剰余金	206,326
	利益準備金	800
	その他利益剰余金	205,526
	（うち当期純利益）	(43,748)
	合計	**1,034,518**

第 19 期決算公告

令和８年11月２日
東京都目黒区駒場四丁目６番１号
タグシクス・バイオ株式会社
代表取締役　古関千寿子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	198,953
	固定資産	818
	資産合計	**199,771**
負債及び純資産の部	流動負債	132,207
	固定負債	295,170
	株主資本	△227,606
	資本金	10,000
	資本剰余金	44,242
	その他資本剰余金	44,242
	利益剰余金	△281,849
	その他利益剰余金	△281,849
	（うち当期純損失）	(281,849)
	負債・純資産合計	**199,771**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億千五十九万四千円、資本準備金の額を二億千五十九万四千円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月二日
東京都目黒区駒場四丁目六番一号
タグシクス・バイオ株式会社
代表取締役　古関千寿子

第 74 期決算公告

令和８年11月２日
大阪府寝屋川市堀溝二丁目10番１号
トーワカーゴ株式会社
代表取締役　岡村　成晃

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	923,687
	固定資産	439,138
	合計	**1,362,826**
負債及び純資産の部	流動負債	402,186
	固定負債	47,305
	株主資本	913,333
	資本金	50,000
	利益剰余金	863,333
	利益準備金	4,300
	その他利益剰余金	859,033
	（うち当期純利益）	(71,170)
	合計	**1,362,826**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するフィグラテクノロジー株式会社（住所東京都新宿区新小川町四番一号ＫＤＸ飯田橋スクエア四階）に対して当社のフィグラテクノロジー事業及び金属事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和八年十一月二十四日を予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月二日

東京都新宿区新小川町四番一号ＫＤＸ飯田橋スクエア四階

フィグラ株式会社

代表取締役　加藤　秀規

第53期決算公告　令和８年11月２日

東京都新宿区新小川町４番１号
ＫＤＸ飯田橋スクエア４階

フィグラ株式会社

代表取締役　加藤　秀規

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,032,861
	固定資産	2,771,451
	資産合計	5,804,312
負債及び純資産の部	流動負債	2,885,706
	固定負債	317,000
	株主資本	2,601,606
	資本金	90,000
	利益剰余金	2,971,919
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	2,949,419
	（うち当期純利益）	(30,353)
	自己株式	△460,313
	負債・純資産合計	5,804,312

第11期決算公告　令和８年11月２日

福岡市博多区博多駅前３丁目１番１号
西日本シティビル９階

株式会社リクリエ

代表取締役　中西　孝行

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	375,202
	固定資産	97,211
	合計	472,414
負債及び純資産の部	流動負債	182,978
	固定負債	282,234
	株主資本	7,201
	資本金	45,504
	資本剰余金	25,504
	資本準備金	25,504
	利益剰余金	△63,807
	その他利益剰余金	△63,807
	（うち当期純利益）	(2,520)
	合計	472,414

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月二日

東京都文京区小石川一丁目二八番一号
小石川桜ビル五Ｆ　株式会社ａｍｂｒ
代表取締役　西村　拓也

第８期決算公告　令和８年11月２日

東京都文京区小石川一丁目28番１号
小石川桜ビル５Ｆ

株式会社ａｍｂｒ

代表取締役　西村　拓也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	290,416
	固定資産	27,864
	資産合計	318,281
負債及び純資産の部	流動負債	39,658
	株主資本	278,622
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,110,168
	資本準備金	605,079
	その他資本剰余金	505,089
	利益剰余金	△931,545
	その他利益剰余金	△931,545
	（うち当期純損失）	(139,228)
	負債・純資産合計	318,281

第28期決算公告

令和８年11月２日

東京都港区芝大門一丁目10番11号

株式会社ナノスタイル

代表取締役　岩本　一仁

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	897,815
	固定資産	383,301
	合計	1,281,116
負債及び純資産の部	流動負債	238,197
	販売促進引当金	13,204
	固定負債	1,179,169
	株主資本	△136,249
	資本金	100,000
	利益剰余金	△236,249
	その他利益剰余金	△236,249
	（うち当期純損失）	(27,937)
	合計	1,281,116

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十一月二日

長野県飯田市松尾代田七四六番地一
（甲）伊坪ビジネス株式会社
代表取締役　木村　茂夫

長野県飯田市松尾代田七四六番地一
（乙）イイダ保険サービス有限会社
代表取締役　牧内　隆志

第41期決算公告

令和８年11月２日

長野県飯田市松尾代田746番地１

伊坪ビジネス株式会社

代表取締役　木村　茂夫

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	210,546
	固定資産	73,144
	合計	283,690
負債及び純資産の部	流動負債	119,803
	固定負債	121,464
	株主資本	42,423
	資本金	30,000
	利益剰余金	12,423
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	11,173
	（うち当期純利益）	(16,459)
	合計	283,690

第39期決算公告　2026年10月16日

東京都港区赤坂７―10―６

日本ナチュロック株式会社

代表取締役社長　木元　健司

貸借対照表の要旨（2026年７月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	195
	固定資産	43
	合計	238
負債及び純資産の部	流動負債	90
	固定負債	0
	株主資本	148
	資本金	10
	利益剰余金	138
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	135
	（うち当期純損失）	(7)
	合計	238

資本金の額の減少公告

当社は、給付期日を令和八年十二月十五日とする募集株式の発行により資本金の額が増加することを条件として、資本金の額を一億四千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月二日

京都市中京区骨屋之町五六〇番地
株式会社京都やま岸
代表取締役　山岸　隆博

第７期決算公告

令和８年11月２日

京都市中京区骨屋之町560番地

株式会社京都やま岸

代表取締役　山岸　隆博

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	171,489
	固定資産	1,068,122
	合計	1,239,612
負債及び純資産の部	流動負債	233,989
	固定負債	819,110
	株主資本	186,512
	資本金	1,000
	利益剰余金	185,512
	その他利益剰余金	185,512
	（うち当期純利益）	(48,719)
	合計	1,239,612

第39期決算公告　令和８年11月２日

神奈川県横浜市神奈川区栄町１番地１

株式会社富士達

代表取締役　川上　富達

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,080,019
	固定資産	2,310,748
	合計	5,390,768
負債及び純資産の部	流動負債	1,362,213
	固定負債	1,701,556
	株主資本	2,326,998
	資本金	20,000
	資本剰余金	80,000
	資本準備金	80,000
	利益剰余金	2,226,998
	利益準備金	33,900
	その他利益剰余金	2,193,098
	（うち当期純利益）	(330,325)
	合計	5,390,768

第54期決算公告

令和８年11月２日

兵庫県明石市西明石町五丁目13番32号

ディーホーム株式会社

代表取締役　阪田　真也

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	355,618
	固定資産	2,672,860
	資産合計	3,028,478
負債及び純資産の部	流動負債	311,747
	固定負債	2,389,656
	株主資本	327,074
	資本金	10,000
	利益剰余金	317,074
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	314,574
	（うち当期純利益）	(35,630)
	負債・純資産合計	3,028,478

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年十一月二日

兵庫県神戸市中央区楠町五丁目四番二六号

（甲）代表取締役　センチュリア株式会社

代表取締役　阪田　真也

兵庫県明石市西明石町五丁目一三番三二号

（乙）ディーホーム株式会社

代表取締役　阪田　真也

第５期決算公告

令和８年11月２日

東京都千代田区丸の内一丁目５番１号

新丸の内ビルディング

スマートグリーンエネルギー株式会社

代表取締役　渥美　謙介

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	175
	固定資産	1,103
	繰延資産	—
	資産合計	1,278
負債及び純資産の部	流動負債	78
	固定負債	1,127
	負債合計	1,205
	株主資本	72
	資本金	200
	資本剰余金	—
	資本準備金	—
	利益剰余金	△127
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	△127
	（うち当期純損失）	(49)
	純資産合計	72
	負債・純資産合計	1,278

第72期決算公告

令和８年11月２日

愛媛県西条市丹原町池田1698番地２

西条市教育用品株式会社

代表取締役　渡部　喜生

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	64,111
	固定資産	3,081
	合計	67,192
負債及び純資産の部	流動負債	6,421
	固定負債	—
	株主資本	60,771
	資本金	3,000
	利益剰余金	57,771
	利益準備金	9,400
	その他利益剰余金	48,371
	（うち当期純損失）	(25,015)
	合計	67,192

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十一月二日

愛媛県西条市丹原町池田一六九八番地二

（甲）西条市教育用品株式会社

代表取締役　渡部　喜生

愛媛県西条市楢木四五番地一

（乙）西条教育用品有限会社

代表取締役　木村留里子

第18期決算公告

令和８年11月２日

東京都港区赤坂一丁目８番１号三菱ＵＦＪ信託銀行内

城南島施設開発特定目的会社

取締役　菊池　省吾

貸借対照表の要旨

（令和８年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	8,642,291	流動負債	7,827,817
その他の資産	755,623	固定負債	280,039
流動資産	753,856	負債合計	8,107,856
固定資産	—	社員資本	1,290,059
繰延資産	1,767	特定資本金	100
		優先資本金	1,255,500
		剰余金	34,459
		純資産合計	1,290,059
資産合計	9,397,915	負債・純資産合計	9,397,915

損益計算書の要旨

（自　令和８年３月１日　至　令和８年８月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	280,039
営業費用	246,086
営業利益	33,952
営業外収益	1,095
経常利益	35,048
税引前当期純利益	35,048
法人税、住民税及び事業税	589
当期純利益	34,458
前期繰越利益	0
当期未処分利益	34,459

第15期決算公告

令和８年11月２日

東京都千代田区丸の内一丁目５番１号

新丸の内ビルディング

日本自動車サービス開発株式会社

代表取締役　吉松　裕樹

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,563
	固定資産	278
	資産合計	2,842
負債及び純資産の部	流動負債	623
	固定負債	759
	負債合計	1,383
	株主資本	1,459
	資本金	100
	資本剰余金	50
	資本準備金	50
	利益剰余金	1,309
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	1,309
	（うち当期純利益）	(941)
	純資産合計	1,459
	負債・純資産合計	2,842

第21期決算公告

令和８年11月２日

栃木県大田原市北野上3346番地１

株式会社ケイ・アール開発

代表取締役　平山　正広

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	29,181
	固定資産	581,291
	合計	610,472
負債及び純資産の部	流動負債	16,677
	固定負債	367,792
	株主資本	226,002
	資本金	330,000
	利益剰余金	△103,997
	その他利益剰余金	△103,997
	（うち当期純利益）	(3,203)
	合計	610,472

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月二日

栃木県大田原市北野上三三四六番地一

株式会社ケイ・アール開発

代表取締役　平山　正広

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百九十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月二十五日であり、株主総会の決議は令和八年九月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月二日

兵庫県多可郡多可町中区中村町二〇番地

株式会社ゑびすや百貨店

代表取締役　園崎　茂樹

第73期決算公告

令和８年11月２日

兵庫県多可郡多可町中区中村町20番地

株式会社ゑびすや百貨店

代表取締役　園崎　茂樹

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	28,997,875
	固定資産	59,141,783
	合計	88,139,658
負債及び純資産の部	流動負債	35,185,742
	固定負債	255,016,315
	株主資本	△202,062,399
	資本金	11,900,000
	利益剰余金	△213,962,399
	利益準備金	475,000
	その他利益剰余金	△214,437,399
	（うち当期純損失）	(4,804,122)
	合計	88,139,658

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月二日

埼玉県さいたま市桜区神田六三八番地四

（甲）埼京電気工事株式会社

代表取締役　渡部　賢治

埼玉県さいたま市桜区神田六三八番地四

（乙）株式会社埼京エレテック

代表取締役　松本　光弘

第10期決算公告

令和８年11月２日

埼玉県さいたま市桜区神田638番地４

埼京電気工事株式会社

代表取締役　渡部　賢治

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	420,506,778
	固定資産	106,201,453
	合計	526,708,231
負債及び純資産の部	流動負債	243,875,464
	固定負債	43,191,000
	株主資本	239,641,767
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	238,641,767
	その他利益剰余金	238,641,767
	（うち当期純利益）	(143,591,708)
	合計	526,708,231

第32期決算公告

令和８年11月２日

埼玉県さいたま市桜区神田638番地４

株式会社埼京エレテック

代表取締役　松本　光弘

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	131,184,764
	固定資産	357,433,156
	合計	488,617,920
負債及び純資産の部	流動負債	112,418,336
	固定負債	50,000,000
	株主資本	326,199,584
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	323,199,584
	その他利益剰余金	323,199,584
	（うち当期純損失）	(21,934,190)
	合計	488,617,920

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月二日

東京都品川区旗の台六丁目二四番一二号

旗の台サマリヤマンション一〇一

（甲）株式会社こころ

代表取締役　野村　高士

東京都品川区旗の台六丁目二四番一二―一〇一号一階

（乙）株式会社ノムラ

代表取締役　野村　高士

決算公告

令和８年11月２日

東京都品川区旗の台六丁目24番12号

旗の台サマリヤマンション101

株式会社こころ

代表取締役　野村　高士

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	24,252
	固定資産	562
	合計	24,814
負債及び純資産の部	流動負債	3,508
	固定負債	18,758
	株主資本	2,547
	資本金	9,500
	利益剰余金	△6,952
	その他利益剰余金	△6,952
	（うち当期純利益）	(3,694)
	合計	24,814

決算公告

令和８年11月２日

東京都品川区旗の台六丁目24番12―101号１階

株式会社ノムラ

代表取締役　野村　高士

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	41,225
	固定資産	29,679
	合計	70,904
負債及び純資産の部	流動負債	184
	固定負債	94,549
	株主資本	△23,828
	資本金	100,000
	利益剰余金	△123,828
	その他利益剰余金	△123,828
	（うち当期純損失）	(4,817)
	合計	70,904

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://prospira.com

（乙）左記のとおりです。

令和八年十一月二日

神奈川県川崎市幸区堀川町五八〇番地

（甲）株式会社プロスパイラ

代表取締役　斧　純也

静岡県御前崎市合戸一四七五番地の七

（乙）株式会社プロスパイラエヌテック

代表取締役　荻島　厚

第35期決算公告

令和８年11月２日　静岡県御前崎市合戸1475番地の７

株式会社プロスパイラエヌテック

代表取締役　荻島　厚

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	252,401,012	流動負債	31,990,693
固定資産	35,878,393	（うち賞与引当金）	(1,969,600)
有形固定資産	34,795,059	固定負債	73,991,000
無形固定資産	1,033,334	退職給付引当金	73,991,000
投資その他の資産	50,000	株主資本	182,297,712
		資本金	50,000,000
		資本剰余金	100,000,000
		利益剰余金	32,297,712
		利益準備金	14,890,000
		その他利益剰余金	17,407,712
		（うち当期純利益）	(12,574,660)
資産合計	288,279,405	負債・純資産合計	288,279,405

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月二日

神奈川県座間市相武台三丁目二七番三八号
（甲）株式会社大原建設
代表取締役　大原　広孝

東京都八王子市東町一一番六号
（乙）株式会社園商会
代表取締役　大原　広孝

第 53 期 決 算 公 告

令和８年11月２日

東京都八王子市東町11番６号
株式会社園商会
代表取締役　大原　広孝

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	26,164
	固定資産	91,570
	合計	117,735
負純資債産及のび部	流動負債	9,928
	固定負債	21,407
	株主資本	86,399
	資本金	3,000
	利益剰余金	83,399
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	82,649
	（うち当期純損失）	(2,544)
	合計	117,735

第 42 期 決 算 公 告

令和８年11月２日

神奈川県座間市相武台三丁目27番38号
株式会社大原建設
代表取締役　大原　広孝

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	902,634
	固定資産	4,548,119
	合計	5,450,753
負純資債産及のび部	流動負債	557,363
	固定負債	3,823,558
	株主資本	1,069,830
	資本金	100,000
	利益剰余金	969,830
	利益準備金	2,370
	その他利益剰余金	967,460
	（うち当期純利益）	(63,794)
	合計	5,450,753

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年八月二十六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月二日

大阪市北区豊崎三丁目二〇番一二号
（甲）株式会社クリーブウェア
代表取締役　角北　強

大阪市北区豊崎三丁目二〇番一二号
（乙）株式会社セカンドセレクション
代表取締役　丸岡　慶士

第 20 期 決 算 公 告

令和８年11月２日

大阪市北区豊崎三丁目20番12号
株式会社セカンドセレクション
代表取締役　丸岡　慶士

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	130,883
	固定資産	778
	合計	131,661
負純資債産及のび部	流動負債	33,006
	株主資本	98,654
	資本金	20,000
	利益剰余金	78,654
	利益準備金	126
	その他利益剰余金	78,528
	（うち当期純利益）	(17,553)
	合計	131,661

第 18 期 決 算 公 告

令和８年11月２日

大阪市北区豊崎三丁目20番12号
株式会社クリーブウェア
代表取締役　角北　強

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,150,301
	固定資産	118,588
	合計	1,268,890
負純資債産及のび部	流動負債	478,168
	固定負債	777
	株主資本	789,943
	資本金	50,000
	利益剰余金	739,943
	利益準備金	240
	その他利益剰余金	739,703
	（うち当期純利益）	(185,965)
	合計	1,268,890

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年十二月三十一日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月二日

東京都千代田区内神田二丁目一六番一号
（甲）株式会社Ａｃｔ　Ｏｎｅ
代表取締役　玉置　隆雄

大阪市北区豊崎三丁目一〇番二号アイアンドエフ梅田一〇〇四号
（乙）リプロダクションパートナーズ株式会社
代表取締役　玉置　隆雄

2024 年度決算公告

令和８年11月２日

大阪市北区豊崎三丁目10番２号
アイアンドエフ梅田1004号
リプロダクションパートナーズ株式会社
代表取締役　玉置　隆雄

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	38,671,959
	固定資産	1,004,972
	資産合計	39,676,931
負純資債産及のび部	流動負債	16,541,954
	負債合計	16,541,954
	株主資本	23,134,977
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	18,134,977
	その他利益剰余金	18,134,977
	（うち当期純利益）	(381,445)
	純資産合計	23,134,977
	負債・純資産合計	39,676,931

第 11 期決算公告

令和８年11月２日

東京都千代田区内神田二丁目16番11号
株式会社Ａｃｔ　Ｏｎｅ
代表取締役　玉置　隆雄

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	155,415,148
	固定資産	221,189,227
	資産合計	376,604,375
負純資債産及のび部	流動負債	70,121,339
	固定負債	261,439,224
	負債合計	331,560,563
	株主資本	45,043,812
	資本金	6,000,000
	利益剰余金	39,043,812
	その他利益剰余金	39,043,812
	（うち当期純損失）	(34,518,075)
	純資産合計	45,043,812
	負債・純資産合計	376,604,375

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月二日

福岡市中央区警固二丁目一八番五号
（甲）株式会社三和美研
代表取締役　仲村　一起

福岡市中央区警固二丁目一八番五号
（乙）株式会社ＤＳホールディングス
代表取締役　仲村　一起

第 2 期 決 算 公 告

令和８年11月２日

福岡市中央区警固二丁目18番５号
株式会社ＤＳホールディングス
代表取締役　仲村　一起

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	31,654
	合計	31,654
負純資債産及のび部	流動負債	71,205
	株主資本	△39,550
	資本金	10,000
	利益剰余金	△49,550
	その他利益剰余金	△49,550
	合計	31,654

㈱　当期純損失　45,503,609円

第 37 期 決 算 公 告

令和８年11月２日

福岡市中央区警固二丁目18番５号
株式会社三和美研
代表取締役　仲村　一起

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	276,769
	固定資産	485,317
	合計	762,086
負純資債産及のび部	流動負債	297,702
	固定負債	386,959
	株主資本	77,424
	資本金	20,000
	利益剰余金	57,424
	その他利益剰余金	57,424
	合計	762,086

㈱　当期純利益　7,490,226円

第51期決算公告　2026年10月16日

山梨県南都留郡西桂町倉見1378―１

富士特殊コンクリート工業株式会社

代表取締役社長　川嶋　啓介

貸借対照表の要旨（2026年７月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	123
	固定資産	107
	合計	230
負債及び純資産の部	流動負債	73
	固定負債	0
	株主資本	157
	資本金	12
	利益剰余金	145
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	142
	（うち当期純利益）	(4)
	合計	230

決　算　公　告

令和８年11月２日

神戸市東灘区田中町一丁目１番27―401号

ＴＩＣＫ株式会社

代表取締役　鎌谷　則宏

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,257
	固定資産	2,102
	繰延資産	743
	合計	18,103
負債及び純資産の部	流動負債	2,983
	株主資本	15,120
	資本金	40,000
	利益剰余金	△24,879
	繰越利益剰余金	△24,879
	（うち当期純損失）	(13,587)
	合計	18,103

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月十五日であり、株主総会の決議は令和八年十月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

左記のとおりです。

令和八年十一月二日

神戸市東灘区田中町一丁目一番二七―四〇一号

ＴＩＣＫ株式会社

代表取締役　鎌谷　則宏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月二日

東京都港区港南二丁目一六番二号太陽生命品川ビル二八階

グリーン株式会社

代表取締役　戸上　崇

第２期決算公告

令和８年11月２日　東京都港区港南二丁目16番２号太陽生命品川ビル28階

グリーン株式会社

代表取締役　戸上　崇

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	415,336	流動負債	102,202
固定資産	40,714	固定負債	65,489
		株主資本	288,358
		資本金	200,000
		資本剰余金	207,000
		資本準備金	197,000
		その他資本剰余金	10,000
		利益剰余金	△118,641
		その他利益剰余金	△118,641
		（うち当期純損失）	(40,246)
資産合計	456,050	負債・純資産合計	456,050

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙、丁の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙、丁は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

（丙）下記のとおりです。

（丁）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十一月二日

沖縄県那覇市字安里一二八番地

フレスコア泊八〇一

（甲）株式会社パナム

代表取締役　比嘉　康夫

沖縄県那覇市字安里一二八番地

フレスコア泊八〇一

（乙）株式会社パナムコーポレーション

代表取締役　比嘉　康夫

沖縄県那覇市字安里一二八番地

フレスコア泊八〇一

（丙）株式会社ナハシステム

代表取締役　比嘉　康夫

沖縄県那覇市字安里一二八番地

フレスコア泊八〇一

（丁）合資会社パナムリゾート

代表社員　比嘉　康夫

第21期決算公告

令和８年11月２日

沖縄県那覇市字安里128番地フレスコア泊801

株式会社パナムコーポレーション

代表取締役　比嘉　康夫

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	11,103,693
	固定資産	40,682,243
	資産合計	51,785,936
負債及び純資産の部	流動負債	84,726,659
	負債の部合計	84,726,659
	株主資本	△32,940,723
	資本金	13,000,000
	利益剰余金	△45,940,723
	その他利益剰余金	△45,940,723
	（うち当期純利益）	(23,902,190)
	純資産の部合計	△32,940,723
	負債・純資産合計	51,785,936

第18期決算公告

令和８年11月２日

沖縄県那覇市字安里128番地フレスコア泊801

株式会社ナハシステム

代表取締役　比嘉　康夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	10,169,496
	固定資産	16,635,429
	資産合計	26,804,925
負債及び純資産の部	流動負債	25,352,104
	負債の部合計	25,352,104
	株主資本	1,452,821
	資本金	9,000,000
	利益剰余金	△7,547,179
	その他利益剰余金	△7,547,179
	（うち当期純損失）	(239,192)
	純資産の部合計	1,452,821
	負債・純資産合計	26,804,925

第20期決算公告

令和８年11月２日

沖縄県那覇市字安里128番地フレスコア泊801

株式会社パナム

代表取締役　比嘉　康夫

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	590,046,517	流動負債	258,553,400
固定資産	9,920,496	負債の部合計	258,553,400
		株主資本	341,413,613
		資本金	30,000,000
		利益剰余金	311,413,613
		その他利益剰余金	311,413,613
		（うち当期純利益）	(343,787,271)
		純資産の部合計	341,413,613
資産合計	599,967,013	負債・純資産合計	599,967,013

官報

「官報」は、法律、政令、条約、府省令、告示、公告等、様々な事項を掲載する国の公報です。行政機関の休日を除き、毎日午前８時３０分に官報発行サイトにおいて発行され、直近９０日間の「官報」を閲覧・ダウンロードすることが可能です。「官報」には内閣府の電子署名とタイムスタンプを付与し、その真正性を確保しています。

https://www.kanpo.go.jp

内閣府

第 37 期 決 算 公 告

令和８年11月２日

京都市下京区中堂寺北町18番地

株式会社丸万食品都

代表取締役　伊藤　麻利

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	26,405
	固定資産	17,174
	合計	43,580
負債及び純資産の部	流動負債	4,271
	固定負債	15,097
	株主資本	24,211
	資本金	20,000
	利益剰余金	4,211
	別途積立金	50,000
	繰越利益剰余金	△45,788
	（うち当期純損失）	(733)
	合計	43,580

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月二日

京都市下京区中堂寺北町一八番地

株式会社丸万食品都

代表取締役　伊藤　麻利

第 12 期 決 算 公 告

令和８年11月２日

東京都千代田区丸の内一丁目５番１号

新丸の内ビルディング

株式会社ティー・シー・ケー・ワークショップ

代表取締役社長　岡留　智史

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	174
	固定資産	17
	繰延資産	—
	資産合計	192
負債及び純資産の部	流動負債	34
	固定負債	—
	負債合計	34
	株主資本	158
	資本金	36
	資本剰余金	—
	資本準備金	—
	利益剰余金	122
	利益準備金	9
	その他利益剰余金	113
	（うち当期純利益）	(70)
	純資産合計	158
	負債・純資産合計	192

第 37 期 決 算 公 告

令和８年11月２日

神戸市東灘区本山中町３丁目６番12号

株式会社ヒラオカ

代表取締役　平岡　謙二

貸借対照表の要旨

（令和８年４月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	235,775
	固定資産	534,383
	合計	770,159
負債及び純資産の部	流動負債	53,460
	固定負債	11,829
	株主資本	704,869
	資本金	10,000
	利益剰余金	694,869
	その他利益剰余金	694,869
	（うち当期純利益）	(49,651)
	合計	770,159

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ヒラオカホールディングス（住所神戸市東灘区本山中町三丁目七番三号）に対して当社の資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和八年十月十五日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月二日

神戸市東灘区本山中町三丁目六番一二号

株式会社ヒラオカ

代表取締役　平岡　謙二

第 58 期 決 算 公 告

令和８年11月２日

兵庫県神戸市兵庫区和田宮通

三丁目２番24号

株式会社神戸工業試験場

代表取締役　鶴井　昌徹

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,250,102
	固定資産	4,470,992
	資産合計	5,721,094
負債及び純資産の部	流動負債	1,835,108
	固定負債	1,533,663
	株主資本	2,352,322
	資本金	50,000
	資本剰余金	113,989
	資本準備金	113,989
	利益剰余金	2,188,333
	利益準備金	30,400
	その他利益剰余金	2,157,933
	（うち当期純利益）	(42,004)
	負債・純資産合計	5,721,094

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月二日

兵庫県神戸市兵庫区和田宮通三丁目二番二四号

（甲）株式会社神戸工業試験場

代表取締役　鶴井　昌徹

兵庫県神戸市兵庫区和田宮通三丁目二番二四号

（乙）株式会社日本サーマル・コンサルティング

代表取締役　鶴井　宣仁

第 22 期 決 算 公 告

令和８年11月２日

兵庫県神戸市兵庫区和田宮通三丁目２番24号

株式会社日本サーマル・コンサルティング

代表取締役　鶴井　宣仁

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	258,351
	固定資産	107,079
	資産合計	365,430
負債及び純資産の部	流動負債	347,688
	固定負債	66,314
	株主資本	△48,572
	資本金	10,000
	利益剰余金	△58,572
	（うち当期純損失）	(25,156)
	負債・純資産合計	365,430

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

医療法人厚仁会　波方中央病院にて運営しておりました「カード式テレビシステム」につきまして、令和８年10月31日で利用終了し、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

＜払戻しを行う前払式支払手段の発行者の商号＞

パラテクノ株式会社

＜払戻しに係る前払式支払手段の種類＞

医療法人厚仁会　波方中央病院（愛媛県今治市波方町樋口甲1683－１）で販売したテレビカード（ベッド柄カード952度数）

＜払戻しの申出期間＞

令和８年11月２日（月）～令和９年１月８日（金）

受付時間　午前９時00分～午後５時00分（土、日、祝祭日、年末年始は除く）

※上記の申出期間内にお申し出頂けない場合には、この払戻し手続きから除斥されます。

※申請書の郵送は、払戻しの申出期間の最終日の消印までが有効となります。

＜本件に関するお問い合わせ＞

パラテクノ株式会社

〒113－8415 東京都文京区本郷５丁目28番３号

電話（03）3868－0327（受付時間　土、日、祝祭日、年末年始を除く、９時00分～17時00分）

令和８年11月２日

東京都文京区本郷５丁目28番３号

パラテクノ株式会社